令和５年３月定例会
文教厚生常任委員会記録

令和５年３月２日（木）

令和５年３月３日（金）

令和５年３月６日（月）

令和５年３月７日（火）

場所：鳥栖市議会　第２委員会室

目　　次

令和５年３月２日（木）　……　７頁

令和５年３月３日（金）　…… 93頁

令和５年３月６日（月）　……167頁

令和５年３月７日（火）　……237頁

令和５年３月定例会日程

日　次	月　　日	摘　　要
第１日	３月２日（木）	審査日程の決定 スポーツ文化部（スポーツ振興課、国スポ・全障スポ推進課、文化芸術振興課）審査 議案甲第13号、議案乙第３号・第９号 〔説明、質疑〕 健康福祉みらい部（地域福祉課、高齢障害福祉課）審査 議案乙第３号・第９号 〔説明、質疑〕
第２日	３月３日（金）	健康福祉みらい部（地域福祉課、高齢障害福祉課）審査 議案乙第９号、議案甲第９号 〔説明、質疑〕 健康福祉みらい部（こども育成課、健康増進課）審査 議案乙第３号・第９号、議案甲第７号・８号 〔説明、質疑〕
第３日	３月６日（月）	教育部（教育総務課、学校教育課、学校給食課、生涯学習課） 議案乙第３号・第９号、議案甲第12号 〔説明、質疑〕 報告（生涯学習課、学校給食課） 第２次鳥栖市子ども読書活動推進計画の報告について 中学校給食における異物の混入について 〔報告、質疑〕

第４日	３月７日（火）	現地視察 田代小学校（田代上町） 鳥栖市陸上競技場（蔵上町） 自由討議 議案審査 議案乙第３号・第９号 議案甲第７号～第９号・第12号・第13号 〔総括、採決〕

３月定例会付議事件

１　市長提出議案

〔令和５年３月２日付託〕

議案乙第３号令和４年度鳥栖市一般会計補正予算（第９号）　〔可決〕

議案乙第９号令和５年度鳥栖市一般会計予算　〔可決〕

議案甲第７号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例　〔可決〕

議案甲第８号鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例　〔可決〕

議案甲第９号鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例　〔可決〕

議案甲第12号鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例　〔可決〕

議案甲第13号工事請負契約の変更について　〔可決〕

〔令和５年３月７日　委員会議決〕

２　報　告

第２次鳥栖市子ども読書活動推進計画の報告について（生涯学習課）

中学校給食における異物の混入について（学校給食課）

令和５年３月２日（木）

1　出席委員氏名

委員長　藤田昌隆

副委員長　中川原豊志

委員　成冨牧男

委員　飛松妙子

委員　永江ゆき

委員　樋口伸一郎

委員　田村弘子

2　欠席委員氏名

なし

3　説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長　古賀達也

健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長　鹿毛晃之

地域福祉課参事　天野昭子

地域福祉課長補佐兼地域福祉係長　岡本澄久

地域福祉課長補佐兼生活支援係長　豊増秀文

高齢障害福祉課長　竹下徹

高齢障害福祉課長補佐兼高齢者支援係長　犬丸喜代子

高齢障害福祉課長補佐兼障害者支援係長兼障害児通園施設園長　下川有美

こども育成課長　林康司

健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼

保健センター所長　名和麻美

スポーツ文化部長　佐藤敦美

スポーツ振興課長　小川智裕

スポーツ振興課振興係長　佐藤義勉

スポーツ振興課長補佐兼施設係長　時田丈司

スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長　古賀友子

国スポ・全障スポ推進課総務企画係長　小石基博

国スポ・全障スポ推進課競技式典係長　安川直樹

文化芸術振興課長兼市民文化会館長　八尋茂子

文化芸術振興課文化芸術振興係長　佐藤直美

文化芸術振興課長補佐兼定住・交流センター係長　中牟田恒

教育部長　小栁秀和

教育総務課長　佐藤正己

教育総務課総務係長　城島直也

学校教育課長　古賀泰伸

学校給食課長兼学校給食センター所長　犬丸章宏

生涯学習課長兼図書館長　牛嶋英彦

4　出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査　松雪望

5　日程

審査日程の決定

スポーツ文化部（スポーツ振興課、国スポ・全障スポ推進課、文化芸術振興課）審査

議案甲第13号工事請負契約の変更について

議案乙第３号令和４年度鳥栖市一般会計補正予算（第９号）

議案乙第９号令和４年度鳥栖市一般会計予算

〔説明、質疑〕

健康福祉みらい部（地域福祉課、高齢障害福祉課）審査

議案乙第３号令和４年度鳥栖市一般会計補正予算（第９号）

議案乙第９号令和４年度鳥栖市一般会計予算

〔説明、質疑〕

6　傍聴者

なし

7　その他

なし

午前11時20分開会

藤田昌隆委員長

ただいまから、令和５年３月定例会の文教厚生常任委員会を開会いたします。

ᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕ

審査日程の決定

藤田昌隆委員長

それでは、委員会の審査日程についてお諮りをいたします。

お手元にあらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付いたしております。

当委員会への付託議案は７件となっております。

審査日程につきましては、本日はスポーツ文化部関係議案の審査、それから、健康福祉みらい部の関係議案の審査を行いたいと思います。

３月３日に教育部関係議案の審査を行い、６日は予備日としております。

そして、７日に現地視察、自由討議、総括、採決という日程でお願いをしたいと思っております。

なお、審査の進み具合によっては日程が若干変更することもあるかと思いますが、あらかじめ御了承お願いします。

また、現地視察につきましては、後ほど副委員長から御説明をいたします。

審査日程については、以上のとおり決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

続きまして、副委員長から現地視察につきまして御説明をお願いいたします。

中川原豊志副委員長

現地視察でございますが、現在のところ候補を予定してるところはございません。

審査等を通じて明日の委員会終了までに希望するところがございましたら、私のほうまで頂ければというふうに思いますんで、よろしくお願いします。

藤田昌隆委員長

それでは、御希望があれば３月３日までに副委員長によろしくお願いいたします。

それでは、執行部の準備のため、暫時休憩をいたします。

午前11時22分休憩

ᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕ

午前11時25分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。

スポーツ文化部の審査を始めるに当たりまして、佐藤部長より御挨拶をいただきたいと思います。

佐藤敦美スポーツ文化部長

文教厚生常任委員会の議案審査の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本議会におけるスポーツ文化部関係の議案といたしましては、甲議案１議案及び乙議案２議案を御提案いたしております。

まず、議案甲第13号工事請負契約の変更につきましては、鳥栖市陸上競技場改修工事について変更契約を締結するため、鳥栖市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により市議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案乙第３号令和４年度鳥栖市一般会計補正予算（第９号）のうち、スポーツ文化部関係につきましては、歳入が1,601万8,000円の増額、歳出は637万5,000円の減額となっております。

補正後の一般会計予算総額363億3,479万9,000円のうち､スポーツ文化部関係の予算額は11億2,456万8,000円となり、一般会計に占める予算の割合は3.1％となっております。

次に、議案乙第９号令和５年度鳥栖市一般会計予算のうち、スポーツ文化部関係分につきましては、歳入は２億500万5,000円。歳出は９億3,769万6,000円となっております。

一般会計予算総額290億4,932万8,000円に占める予算の割合は3.23％となっております。

詳細につきましては、関係課長より説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

簡単でございますが、御挨拶を終わります。

藤田昌隆委員長

どうもありがとうございました。

ᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕ

スポーツ文化部（スポーツ振興課、国スポ・全障スポ推進課、文化芸術振興課）

議案甲第13号工事請負契約の変更について

藤田昌隆委員長

これより、スポーツ振興課、国スポ・全障スポ推進課、文化芸術振興課関係議案の審査を行います。

審査いたします議案は、議案甲第13号、それから、補正予算、当初予算となっております。

それでは、議案甲第13号工事請負契約の変更についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

小川智裕スポーツ振興課長

議案甲第13号工事請負契約の変更について、御説明をさせていただきます。

文教厚生常任委員会資料２ページをお願いいたします。

変更となる工事請負契約の工事名は、鳥栖市陸上競技場改修工事で、設計変更に伴い、契約金額を変更するものでございます。

契約金額は、10月の臨時会で増額の議決をいただきました、３億2,255万5,200円から３億2,082万2,700円に173万2,500円の減となるものでございます。

なお、変更後の３億2,082万2,700円につきましては、設計変更後の額に落札率約73.25％を乗じて算出いたしております。

今回の設計変更の理由といたしましては、10月に行いました第１回変更におきまして、芝生床土工の残土処分及び新規砂の購入による施工へ変更を行いましたが、残土処分量が計画値を下回ったことや、構造物取壊しによる処分量等も想定を下回ったことにより、減工となったためでございます。

なお、市内業者への発注状況につきまして、併せて御報告ですけれども、電気設備工につきまして、有明電設に発注がなされているところでございます。

以上、御説明を終わらせていただきます。

藤田昌隆委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

樋口伸一郎委員

定例会の資料の参考資料の工事請負変更仮契約書の中からお尋ねです。

一点目が、第２条の規定は、１億5,000万円以上の契約は議決に付すべき事件の変更ということで御説明があったと思うんですけど、令和４年10月にいろいろあったけどそれが必要なかったっていうか、やってみたら要らなかったということで減額したのは分かるんですけど、もうちょっと細かく中身の説明をしていただけませんか。

例えば、量が見てたよりも少なかったとか、単価自体が下がったとか、その辺をもう少し

詳しく教えてもらえませんか。

時田丈司スポーツ振興課長補佐兼施設係長

10月の臨時会で増額をお願いしたときに、約900立米は新たに処分が必要ということで御説明させていただいたんですが、それを処分した結果、140立米ほど少なかったというところで、その分の処分費が100万円ほど必要なかったということがまず一点ございます。

もう一点目が、新規の砂の購入につきまして、実際に処分した後、グラウンドの施工をするに当たって、当初想定してた立米数よりも60立米ほど少なくて済んだということが２点目でございます。

最後に、鉄筋とかコンクリート殻の処分も10月の時点では260立米ほど見てたものを、今回218立米ぐらいで、処分量が少なく済んだということで、170万円ほど減額することになったところでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

分かりました。

気になるのが、残土処分すると140立米っていうお話ですけど、140立米ってかなりの量じゃないですか。

10月の段階では、もう使えないっていうから処分せざるを得んっていう認識だったんですけど。

140立米ってかなりの量ですが、それがまだ残ってるような状態、あるいは使ったとか、それとも計算自体がかなりふかしてじゃないですけど……、140立米という結構な量が全く使えないような認識をしとったので、ちょっと過剰に計算してたのか。

そこが理解できんので、少し理解がつくような説明を求めたいんですけど。

時田丈司スポーツ振興課長補佐兼施設係長

10月時点での900立米につきましては、不要になった残土を山にこづんだ状態で積算をしてます。

ただ、縦掛ける横掛ける高さという形で立米数をきちんと出してるわけではございません。

概算で900立米という積算をしておりましたが、今回処分して正式に140立米が不要だったということが分かったところでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

その件に関しては分かりました。

最後に、仮契約書の一番下に、「本契約の証として本書２通を作成し、各自１通保有する」ってあるじゃないですか。

この保有期間っていいますか、有効期限とかがあれば教えてほしいです。

保有はいつまでしておくのか。

今の段階では、各自１通保有をするというところまでなので、ずっと残しておくのか。

今は保有してるけれども、そのうちなくなるのかっていうところを教えてほしいんですけど。

藤田昌隆委員長

質問の意味分かります？

小川智裕スポーツ振興課長

契約書類になりますので、市の文書規程による保存年限により保管をするものと考えておりますが、何年になってるかは今は即答できませんけれども、文書規程に基づき保管するものと考えております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。後ほど教えてください。

保有期間を聞いたのは、不祥事というとちょっと失礼ですけど、後から何かあったときに過去のものを振り返ると意外とないんですよ。

だから、その辺をちょっと気をつけていただいて、期間が過ぎた後とかに何を聞かれても分かるような状態にしとってほしいなというふうにお願いしたかったんで質問しました。

後ほど聞きに上がりますので質問を終わります。

藤田昌隆委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ質疑を終わります。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

議案乙第３号令和４年度鳥栖市一般会計補正予算（第９号）

藤田昌隆委員長

次に、議案乙第３号令和４年度鳥栖市一般会計補正予算（第９号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

八尋茂子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

議案乙第３号令和４年度鳥栖市一般会計補正予算（第９号）について、御説明いたします。

文教厚生常任委員会資料スポーツ文化部関係をお願いします。

まず、歳入について御説明いたします。

款15使用料及び手数料、項１使用料、目５教育使用料、節１社会教育使用料につきまして

は、定住・交流センター（サンメッセ鳥栖）の使用申込件数が当初の見込みより少なかったこと、新型コロナウイルス感染により、急なキャンセルがあったこと等による減額補正でございます。

以上でございます。

小川智裕スポーツ振興課長

節２保健体育使用料、スタジアム使用料につきましては、主に2023シーズンの試合日程確定に伴う増額補正でございます。

以下の使用料につきましては、決算見込みに伴う補正でございます。

以上でございます。

八尋茂子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

次に、款16国庫支出金、項２国庫補助金、目５教育費国庫補助金、節４社会教育費国庫補助金の文化芸術振興費補助金につきましては、市民文化会館の空調設備機器の改修工事等に対する補助金の交付額確定による補正で、国の補助率は２分の１でございます。

以上です。

古賀友子スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長

款17県支出金、項２県補助金、目６教育費県補助金、節５保健体育費県補助金のＳＡＧＡ2024新しい大会に向けた市町準備経費補助金につきましては、2024年（令和６年）に佐賀県で開催されます第78回国民スポーツ大会ＳＡＧＡ2024国スポの準備経費として、県から各市町に交付されるものでございます。

補助率につきましては、補助対象事業によりまして、２分の１から３分の２以内とされております。

今回は、県からの内示額で計上しております。

以上でございます。

小川智裕スポーツ振興課長

款20繰入金、項１基金繰入金、目６スポーツ振興基金繰入金、節１スポーツ振興基金繰入金につきましては、スポーツ振興奨励金の財源としてスポーツ振興基金から繰り入れるものでございます。

款22諸収入、項６雑入、目４雑入、節４雑入の市民災害賠償保険金につきましては、市民災害賠償保険の適用があり増額補正するものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

八尋茂子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

続きまして、歳出について御説明いたします。

款10教育費、項４社会教育費、目６文化振興費、節１報酬、節３職員手当等につきましては、市民文化会館における会計年度任用職員２名分の決算見込みによる減額補正でございま

す。

節８旅費から節13使用料及び賃借料につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

目７定住・交流センター費の節１報酬、節３職員手当等につきましては、サンメッセ鳥栖における会計年度任用職員７名分の決算見込みによる減額補正でございます。

節10需用費につきましては、サンメッセ鳥栖の電気代の不足による補正でございます。

以上でございます。

小川智裕スポーツ振興課長

款10教育費、項５保健体育費、目１保健体育総務費、節１報酬につきましては、スポーツ推進委員の報酬で、決算見込みに伴う減額補正でございます。

節３職員手当等及び節４共済費につきましては、スポーツ文化部長、スポーツ振興課、国スポ・全障スポ推進課職員、合計21名の人件費の決算見込みに伴う減額補正でございます。

節７報償費から節18負担金、補助及び交付金につきましては、決算見込みに伴う減額補正でございます。

節24積立金につきましては、新年度のスポーツ振興奨励金の交付に備え、スポーツ振興基金に積み立てるものでございます。

次に、目２体力つくり運動推進事業費、節７報償費につきましては、決算見込みに伴う減額補正でございます。

次に、目３体育施設費、節１報酬につきましては、体育施設における会計年度任用職員の時間外勤務手当を計上しておりましたが、勤務時間の振替で対応できたことによる減額補正でございます。

節３職員手当等につきましては、決算見込みに伴う減額補正でございます。

節11役務費から節13使用料及び賃借料につきましては、決算見込みに伴う減額補正でございます。

節14工事請負費につきましては、陸上競技場改修工事費における減額補正でございます。

令和４年度継続費と併せて御説明させていただきますので、９ページをお願いいたします。

陸上競技場改修事業につきましては、令和４年度及び令和５年度で継続費を設定しており、工事進捗に応じ、令和４年度の年割額を減額補正するものでございます。

なお、事業総額につきましても、先ほど御審議いただきました、「工事請負契約の変更について」における変更後の契約金額となっております。

８ページのほうにお戻りください。

節17備品購入費につきましては、入札残による減額補正でございます。

以上でございます。

古賀友子スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長

目４国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会推進費の節１報酬から節８旅費につきましては、国スポ・全障スポ推進課、会計年度任用職員１人分の決算見込みに伴う減額補正でございます。

以上でございます。

小川智裕スポーツ振興課長

令和４年度繰越明許費について、御説明させていただきます。

款10教育費、項５保健体育費、スタジアム改修事業につきましては、スタジアムメインスピーカー改修工事で、物品の納入に期間を要するため本年度内の事業完了が困難であることから翌年度へ繰越しをお願いするものでございます。

以上でございます。

八尋茂子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

款10教育費、項４社会教育費の市民文化会館改修事業につきましては、鳥栖市公園施設長寿命化計画に基づき文化会館の計画的な改修を行っており、予算残額の269万2,000円を市民文化会館改修工事の消防設備に充てるため、繰越しをお願いするものでございます。

既に、１月議会にて文化会館改修事業の繰越しを承認いただいており、合わせて4,949万2,000円の繰越しでございます。

以上で、議案乙第３号令和４年度鳥栖市一般会計補正予算（第９号）スポーツ文化部関係についての御説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

藤田昌隆委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

飛松妙子委員

４ページのスタジアム使用料。

広告物等特別使用料がプラスになったと思うんですけど、今までコロナの影響でできなかったものが増えたんだと思うんですが、2019年、2020年のコロナ前と比べて今の状況がどの程度なのか教えていただけますか。

小川智裕スポーツ振興課長

令和４年度の広告物等特別使用料につきまして、今回増額補正をさせていただいております。

現在、例年並みに戻ってきている状況でございます。

スタジアム使用料についても、例年並みに戻ってきている状況でございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

分かりました。

今後も例年並み以上になっていくことを楽しみにしてます。

それから、６ページの教育費。

定住・交流センターの光熱費が28万2,000円プラスになってるんですが、これは何月の分がこのようになってるのか。

電気料金の値上げに関することだと思うんですが、これが令和４年度の分でまたさらに増えそうなのか、その辺り教えていただけますか。

まず、これが何月分なのかを。

八尋茂子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

現在１階のシアタールームのほうで給付金の事務手続をしておりまして、そこの空調代等が２月分、３月分の不足が出ている状況でございます。

この使用がなくなれば、金額的にその分は減るということで考えております。

令和５年度ではそこの料金がなくなりますので、その分はないと考えております。

飛松妙子委員

分かりました。

価格高騰の影響はどのような感じでしょうか。

八尋茂子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

やはり電気代の価格高騰がございましたが、国のほうの補助等があり若干金額が抑えられている状況です。

それから、気温により空調を使うか使わないかということで、その年の状況での電気代というのが分からないところはございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

藤田昌隆委員長

ほかに。

成冨牧男委員

４ページのスタジアム使用料に関連してですけど、このスタジアム使用料に北部グラウンドも入ってますか。

北部グラウンドの利用者の内訳と回数とかそこら辺。金額までは必要ないです。

小川智裕スポーツ振興課長

北部グラウンドでのサガン鳥栖以外の利用の状況について、御報告をさせていただきます。

２月末の状況ではございますけれども、22団体、29件の貸出しとなっております。

以上でございます。

成冨牧男委員

サガン鳥栖の使用に関しては、契約上はどういうふうになるんですか。

使用料に入ってくるんですか。

小川智裕スポーツ振興課長

公の施設となっておりますので、サガン鳥栖が使用する場合も条例に基づく使用料を納入いただいてるところでございます。

以上でございます。

成冨牧男委員

分かりました。

田村弘子委員

教育費県補助金の国スポ・全障スポ推進課の分ですけれども、この補助金を何に使う予定とか、考えてあるものがあれば教えてください。

古賀友子スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長

この補助金につきましては、どういう事業に使っていいというようなことが決まっております。

昨年10月に栃木のほうに国体の視察に行きましたその経費ですとか、あとはＳＡＧＡ2024で「スポーツだから出来ることにスポットを当てた“前例のない新しい大会”」ということで、広くアイデアを求められておりまして、そのアイデアに該当すれば補助の対象となるということです。

鳥栖市におきましては、既存の事業ではございますけれども、サガン鳥栖によるサッカースクールや久光スプリングスによるバレーボールクリニックとか、元プロ野球選手の緒方孝市さんによる野球教室などもその事業の対象事業となりますので、そういったことに充てたいと考えております。

田村弘子委員

ありがとうございました。

藤田昌隆委員長

ほかはないですか。

中川原豊志委員

スポーツ推進委員のところをちょっと確認させてほしいんですけれども、減額補正77万4,000円。

スポーツ推進委員の規定っていうのがあるのかどうか、要は、鳥栖市内で何名で、地区に何名とか。

77万4,000円減額というのは、何人分足りんのか。

その対応をどうされてるのかを教えてほしいなと。

小川智裕スポーツ振興課長

８地区ありまして、６名ずつ48名の推進委員を任命いたしております。

現状といたしましては、欠員等はない状態でございます。

今回減額補正をさせていただいている分については、研修会の中止により報酬の支払いがなくなったことによるものでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

欠員があるかなと思って確認したんですが、ないということですね。

分かりました。

ありがとうございます。

藤田昌隆委員長

なければ私からいいですか。

７ページに報償費とありますが、この中に賞品代、スポーツ振興奨励金と２つありますが、新聞報道で市長に優勝報告とかしてますよね。

市がやってるのは、賞状１枚なのか、何か記念品等が含まれているのか教えてほしいんですが。

小川智裕スポーツ振興課長

スポーツ関係で市長表敬訪問がございますが、それにつきましては、秘書係のほうで対応していただいているところでございます。

来られた際にサガン鳥栖関係のグッズとかそういったものを配付されております。

それにつきましては、秘書係のほうで対応しているところでございます。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

例えば、優勝して表敬訪問して、ちょっとしたものよりもやっぱり記念になるもの。

このときにもらったとか、そういうのが逆にいろんな奨励になると思うんで、その辺の今後の考え方はあるんですか。

小川智裕スポーツ振興課長

12月議会で増額補正をしていただきました地域交流推進事業がございますが、その中で、そういうふうにスポーツで成績を収められて表敬訪問とかに来られた方に対する記念品につきまして、作成準備を進めているところでございます。

来られた方に対して、今考えているのがスポーツタオルです。

そういうタオル関係で、サガン鳥栖、久光スプリングスととっとちゃんとかマスコットをあしらったものを、表敬訪問に来ていただいた記念としてお渡しをする――一定の大会で成績を収められた方に記念品としてお渡しすることを検討を進めているところでございます。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

秘書係の予算がどうのこうのじゃなくて、スポーツ振興課のほうでそういうものをきちんと考えて何らか記念に残るものにしてほしいなという要望でございます。

以上です。

成冨牧男委員

７ページの10款、５項、３目の職員手当等での理由を、振替で済ませたとか言わんやった？

人数によってはそんなに大きな額じゃないかもしれませんが、大体何名分なのか、まずそれを教えて。

小川智裕スポーツ振興課長

目３体育施設費の節１報酬のところが会計年度任用職員の分で、節３の職員手当も会計年度任用職員のほうになっております。

こちらが体育施設の職員になりまして、合計21名の人件費となっているところでございます。

以上でございます。

成冨牧男委員

21人分で25万1,000円ということ？違うなら違うって言って。

小川智裕スポーツ振興課長

21名分の減額です。

成冨牧男委員

振替もいいですけど、本来の振替の目的と変わったような形で、時間外手当を減らす意味になったらいかんもんやから、そこら辺はどうなんかなと思ってお尋ねしました。

そういうことはないですよね。

小川智裕スポーツ振興課長

交代制勤務のシフトの中で対応が取れているということでございます。

以上でございます。

成冨牧男委員

了解です。

飛松妙子委員

今のところで、前回12月議会で増額補正して、今回減額になったのは、どうして12月では増額で出されたんでしょうか。

金額的にはそんなに大きくはないんですけど、92万3,000円と17万1,000円増額して……。

小川智裕スポーツ振興課長

人事院勧告に伴い、給与の増額改定によりまして増額補正をしたものでございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

今回は休日の関係で出勤が調整できたので減額にされたということで、その予定っていうんですかね……

藤田昌隆委員長

ちょっと待って。答弁できる？

古賀友子スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長

12月のときの人事院勧告による補正については、会計年度任用職員さんは、経験年数によって金額が違ってたりするんですけれども、個人個人が幾らかっていうところではなくて、最高額ではじき出した額を補正することになっております。

例えば国スポもそうなんですけど、３段階ぐらいの人のところを５段階ぐらいで計算してるので、12月では増えて３月では減っているというようなことになっております。

以上でございます。

飛松妙子委員

分かりました。

藤田昌隆委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

それでは、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

午後０時休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午後１時８分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

議案乙第９号令和５年度鳥栖市一般会計予算

藤田昌隆委員長

次に、議案乙第９号令和５年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

八尋茂子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

議案乙第９号令和５年度鳥栖市一般会計予算について御説明いたします。

文教厚生常任委員会資料スポーツ文化部関係をお願いします。

まず歳入について御説明いたします。

款15使用料及び手数料、項１使用料、目７教育使用料、節１社会教育使用料につきましては、市民文化会館、定住・交流センター（サンメッセ鳥栖）の使用料及び都市広場の使用料でございます。

以上でございます。

小川智裕スポーツ振興課長

節２保健体育使用料につきましては、スタジアムをはじめとする体育施設20施設の使用料でございます。

使用料につきましては、例年並みを計上いたしております。

なお、陸上競技場におきましては、改修工事中であり、工事期間を加味した使用料を計上しているところでございます。

また市民プールにつきましては、新型コロナウイルスが５類への引下げが検討されておりますけれども、更衣室においての基本的な感染対策が十分に取れないことから、令和５年度も引き続き開設しないこととし、歳入に関わる使用料収入は計上していないところでございます。

以上でございます。

古賀友子スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長

款17県支出金、項２県補助金、目６教育費県補助金、節５保健体育費県補助金のＳＡＧＡ2024新しい大会に向けた市町準備経費補助金につきましては、2024年に佐賀県で開催されます、第78回国民スポーツ大会ＳＡＧＡ2024国スポの準備経費として県から各市町に交付されるものでございます。

国民スポーツ大会競技別リハーサル大会運営費補助金につきましては、令和５年度はＳＡＧＡ2024国スポのリハーサル大会を開催いたしますので、その開催経費の約２分の１が県から交付されるものでございます。

以上でございます。

八尋茂子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

款22諸収入、項６雑入、目４雑入、節４雑入のうち、社会教育施設雑入（文化施設雑入）につきましては、市民文化会館及びサンメッセ鳥栖の自動販売機手数料やサンメッセ鳥栖の喫茶コーナー使用料などが主なものでございます。

小川智裕スポーツ振興課長

スタジアムネーミングライツ料につきましては、株式会社駅前不動産ホールディングスと、令和４年２月から３年間年額税別の3,000万円で契約を締結しており、令和５年度分を計上いたしております。

体育施設雑入につきましては、主に施設使用に係る光熱水費雑入でございます。

以上で歳入の御説明を終わらせていただきます。

八尋茂子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

続きまして、歳出について御説明いたします。

款10教育費、項４社会教育費、目６文化振興費の主なものについて申し上げます。

節１報酬の主なものは、会計年度任用職員２名の報酬でございます。

節２給料から節４共済費までは、文化芸術振興課職員10名及び会計年度任用職員２名分の人件費でございます。

節10需用費につきましては、市民文化会館のガス代などの燃料費及び電気代などの光熱水費が主なものでございます。

節12委託料の施設管理委託料は、清掃業務や施設整備の保守点検、舞台運営関係などに関わる委託料でございます。

文化事業委託料につきましては、鳥栖市文化事業協会に委託して行う自主文化事業の企画、実施に関わるものでございます。

ピアノコンクール委託料は、フッペル鳥栖ピアノコンクールを鳥栖市と共催で行っております、フッペル鳥栖ピアノコンクール実行委員会への委託料でございます。

文化祭委託料は、鳥栖市民文化祭（とすフェス）を開催するための鳥栖市民文化祭実行委員会への委託料でございます。

節14工事請負費の市民文化会館営繕工事費につきましては、文化会館の空調設備の一部になります、冷温水膨張水槽改修工事が主なものでございます。

節17備品購入費につきましては、研修室の椅子、展示用パネルなどの購入費でございます。

節18負担金、補助及び交付金のうち、文化事業推進補助金につきましては、鳥栖市文化事業協会が行う有料公演事業費の一部を助成するものでございます。

文化芸術振興補助金は、鳥栖子どもミュージカルなど３つの文化団体の活動を支援するための補助金でございます。

目７定住・交流センター費の主なものについて申し上げます。

節１報酬及び節３職員手当等は、貸館業務及び図書コーナー業務などを担当する会計年度任用職員７名の人件費でございます。

節10需用費につきましては、サンメッセ鳥栖の電気代などの光熱水費が主なものでございます。

節12委託料の施設管理委託料は、清掃や施設設備の保守点検、舞台運営関係などが主なものでございます。

節14工事請負費の営繕工事費につきましては、屋外照明灯の改修工事が主なものでございます。

節17備品購入費につきましては、図書コーナーの一般図書、児童図書の購入などでございます。

以上でございます。

小川智裕スポーツ振興課長

款10教育費、項５保健体育費、目１保健体育総務費、節１報酬につきましては、スポーツ推進委員８地区48名分の報酬でございます。

節２給料から節４共済費につきましては、スポーツ文化部長及びスポーツ振興課、国スポ・全障スポ推進課職員合計22名の人件費でございます。

節12委託料のうち、地域交流推進事業委託料につきましては、資料10ページを御覧いただいて御説明のほうをさせていただきます。

地域交流推進事業につきましては、鳥栖市をホームタウンとするプロスポーツチーム、サガン鳥栖、久光スプリングスと連携を行いまして、ホームゲームの活用による交流の推進や地域との積極的な関わりによって、地域の活性化を図ることを目的として行う事業でございます。

事業の内容といたしましては、ホームゲーム時に冠試合を開催することとしておりまして、サガン鳥栖及び令和５年度に新たに久光スプリングスの冠試合を開催することとしております。

サガン鳥栖のホームゲーム時におきましては、来場者へのおもてなしブースの展開、市内装飾による応援機運の醸成などに要する経費でございます。

次に、地域との交流活動といたしまして、サガン鳥栖と市内中学校との交流事業を市内中学校のうち２校と交流を図ることとしているところでございます。

次に、情報発信としまして、新聞への対談掲載による応援機運を図ることとし、掲載にかかる経費のほうを計上しております。

７ページにお戻りください。

次に、県民スポーツ大会出場委託料、県民スポーツ大会開催委託料につきましては、来年度に鳥栖市、神埼市、基山町、みやき町、上峰町、吉野ヶ里町で開催されます、県民スポーツ大会への鳥栖市選手団の派遣に要する経費及びその開催に要する経費でございます。

市民スポーツ大会開催委託料につきましては、令和５年度は地区大会及びパラスポーツフェスタの開催経費等に要する経費でございます。

節18負担金、補助及び交付金のうち、県プロサッカー振興協議会負担金は、佐賀県、県内

市町及び賛同する団体で組織された協議会に対するもので、この協議会は、サガン鳥栖が地域に根差していくために、サッカー教室開催支援をはじめとした、地域の方々と触れ合う機会の創出や応援機運の醸成、ホームゲームにおける集客支援イベント等の開催などを実施しているところでございます。

次に、市スポーツ協会補助金につきましては、市スポーツ協会の運営補助に係る経費でございます。

市スポーツ協会につきまして御説明いたします。

スポーツ協会は、鳥栖市における体育諸団体相互の緊密な連絡協調を図るとともに、体育・スポーツの健全な普及発達を期し、市民の体力向上とスポーツ推進を高揚することを目的とした団体で、市民スポーツの推進や組織の育成強化及び競技力の向上を図る事業を行っております。

現在27団体の競技団体が加盟しており、市からの補助をもとに各種団体へ運営補助、県民スポーツ大会強化費補助を行っているところでございます。

次に、スポーツ大会出場費補助金につきましては、全国大会、九州大会に出場する場合に交通費の一部を助成する経費でございます。

次に、プロスポーツチーム練習拠点開放奨励金につきましては、資料の11ページをお願いいたします。

プロスポーツチーム練習拠点開放奨励金につきましては、プロスポーツチームの練習拠点を広く市民に開放し、当該練習拠点を活用した市民とプロスポーツチームとの交流を深めるために必要な奨励措置を行うことにより、市民がスポーツに親しめる環境の充実を図り、スポーツ振興を促進することを目指すものでございます。

事業の内容といたしましては、奨励金は本市を本拠地とし、練習拠点を開放するプロスポーツチームに対し、記載の６つの要件を満たす場合に奨励金を交付することといたしております。

交付対象は、久光スプリングスの練習拠点、サロンパスアリーナになります。

交付要件の主なものについて御説明をさせていただきます。

１番目、市民に開放することを専らとする施設を設けていること。こちらがサブアリーナになります。

２番目、申請者が主として使用する施設についても、申請者の事業に支障が無い範囲で市民に開放すること。こちらがメインアリーナとなり、開放を検討されているところでございます。

５番目、市民が使用する場合の使用料が同種の市有体育施設と同水準程度に設定されていること。こちらは市民体育館の使用料を基に検討されているところでございます。

６番目、施設を活用した市民とプロスポーツチームとの交流を図る事業を実施すること。

こちらは、市内のバレーボール部とかクラブなどを対象とした交流事業を検討されているところでございます。

次に、８ページをお願いいたします。

目２、体力つくり運動推進事業費につきまして、主なものについて御説明をさせていただきます。

節７報償費につきましては、高齢者や女性、地域住民などを対象としたスポーツ教室、ベースボールクリニックに要する講師謝金や商品代でございます。

節12委託料につきましては、クロスロードスポーツ・レクリエーション祭、本選に出場する鳥栖市代表選手選考会開催委託料、３月に開催しております、スポーツ・レクリエーション祭開催委託料、市民体育館のトレーニングルームで実施しております、トレーニング指導業務委託料、また、バレーボールクリニックにつきましては、久光スプリングスにより中学生等を対象として行うもので、昨年度は保健体育総務費で計上しておりましたが、本年度からは本拠地が本市となることから、体力づくり運動推進事業費で計上しているところでございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、クロスロードスポーツ・レクリエーション祭負担金。また、毎年１月に開催しております、鳥栖市ロードレース大会補助金でございます。

次に、目３体育施設費の主なものについて御説明をいたします。

節１報酬及び節３職員手当等につきましては、主に体育施設職員合計21名の人件費でございます。

節10需用費につきましては、スタジアムの芝をはじめとする体育施設の管理用品や薬品等の消耗品費、体育施設の電気、上下水道、ガス等に要する光熱水費、各体育施設の修繕料が主なものでございます。

９ページをお願いいたします。

節11役務費につきましては、スタジアムをはじめとする各施設の電話代等の通信運搬費が主なものでございます。

節12委託料につきましては、体育施設の電気・空調設備等の保守点検、警備、清掃等に要する施設管理委託料が主なものでございます。

節13使用料及び賃借料につきましては、芝管理に要する車両、トレーニング機器のリース料が主なものとなっております。

節14工事請負費のうち、陸上競技場改修工事費につきましては、資料の12ページをお願いいたします。

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催に向けた体育施設の改修として、陸上競技場の改修工事を行うものでございます。

内容といたしましては、市では令和４年度継続費を設定しておりまして、令和５年度分１億3,674万3,000円を計上しております。

なお、工事費合計額につきましては、先ほど議案甲で御説明いたしました契約金額の総額となっているところでございます。

９ページをお願いいたします。

看板改修工事費につきましては、県道佐賀川久保鳥栖線に設置しております、陸上競技場案内看板の改修を行うものでございます。

節17備品購入費につきましては、陸上競技場の４種ライト公認の取得に必要な備品、スポーツ振興課で使用いたします、公用車等の買換え、競技用備品購入に要する経費でございます。

以上でございます。

古賀友子スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長

目４国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会推進費の節１報酬から節８旅費につきましては、国スポ・全障スポ推進課の会計年度任用職員２人分の経費でございます。

節18負担金、補助及び交付金、ＳＡＧＡ2024実行委員会負担金につきましては、鳥栖市実行委員会の運営費に対する負担金でございます。

ＳＡＧＡ2024実行委員会負担金につきましては、これまで先催県の視察調査費、ＳＡＧＡ2024国スポ・全障スポの広報推進費などが主なものでございましたが、先ほど歳入のところでも説明いたしましたように、令和５年度はＳＡＧＡ2024国スポのリハーサル大会を開催いたしますので、その経費の計上により、前年度と比較いたしまして大幅な増額となっております。

本日お配りしております資料を御覧ください。

この資料の上半分になりますが、リハーサル大会のスケジュールを記載しております。

まず、本年10月にサッカー競技のリハーサル大会といたしまして、第59回全国社会人サッカー選手権大会を駅前不動産スタジアム及び北部グラウンドで開催いたします。

来年２月にバレーボール競技のリハーサル大会といたしまして、全九州選抜高等学校バレーボール大会（女子）をサロンパスアリーナ、市民体育館、市内の県立高校体育館などで開催いたします。

また、３月に空手道競技のリハーサル大会といたしまして、第５回全九州マスターズ空手道選手権大会を市民体育館で開催いたします。

それから、年度をまたぎますが、４月に高等学校軟式野球のリハーサル大会といたしまして、第63回九州地区高等学校軟式野球大会を市民球場で開催いたします。

令和５年度の鳥栖市実行委員会の運営費には、これらのリハーサル大会に係る準備費及び開催経費を計上しております。

ただ､来年度の４月に開催いたします高等学校軟式野球のリハーサル大会につきましては、準備等がございますので、歳出予算は令和５年度の予算として計上しておりますが、県からの補助金は、令和６年度の対応となりますので歳入予算には計上しておりません。

なお、来年度６月に開催予定の全障スポリハーサル大会につきましては、県のほうで対応されます。

以上で、議案乙第９号令和５年度鳥栖市一般会計当初予算のうち、スポーツ文化部分の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

藤田昌隆委員長

執行部の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

飛松妙子委員

まず、２ページの歳入の使用料です。

今年はプールの開催はしない……、使えないのが現状だと思うんですが、もうコロナも明けまして、私たちが文教厚生常任委員になったおととし12月にプールを現地視察させていただいて、鳥栖市としても早く方向性を出さないといけないよねっていうところで言っておりました。

その辺りが今後どのように――市長が代わられましたので、現段階では何とも答えられないのか、まずその点を教えていただいていいですか。

小川智裕スポーツ振興課長

市民プールにつきましては、老朽化が進んでいることから、今度予定しておりました健康スポーツセンターが出来次第廃止という方向では至っておりましたけれども、健康スポーツセンターの建設についてが現状では申し上げることができかねますので、そこを踏まえたことで判断が出てくるものと考えているところでございます。

以上です。

飛松妙子委員

分かりました。新市長が来てからになるとは思うんですが。

それから、３ページのスタジアムネーミングライツ、また駅前不動産様にしていただいたと思うんですが、そのほかに手を挙げているような企業様は実際はないんでしょうか。

小川智裕スポーツ振興課長

こちらは令和４年度に継続をしていただいておりますが、継続では、もともとつけてあったところに優先的にお話をさせていただくと。

そこで、継続の意思があれば引き続きという契約になっておりますので、具体的によそのところにお声かけとか問合せとかはこちらからはいたしてないところでございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

ということは、相手からも何も来てないっていうことですよね。

そこを確認したかったわけです。

それから、４ページのフッペルの委託料350万円。

毎年していただいてるんですが、これがいつから始まったのか私はよく覚えてないんですが、鳥栖市に対して、また子供たちに対して、どのような効果を与えていただいているのか、その辺りのことはどのように見解されてますか。

八尋茂子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

今回が第28回なので28年前から実施しておりまして、当初はジュニアの方のコンクールになりまして、今はフッペル部門ということで、審査委員の先生を国立の東京藝術大学とか国立系の音楽大学からお呼びして、とても質の高いコンクールをしていただいております。

コンクール自体も一般市民が見学することができますので、全国からそういうピアニストが３日間来られるということで、すごく楽しみにされてる方もいらっしゃいます。

また、ジュニア部門はランクを少し落としてますので、大体九州各県から、フッペルまではいかないんですけれども、ジュニア部門で参加できる方も募っております。

ジュニア部門Ａコースとフッペル部門の優秀者に対しては、次の年にオーケストラとの共演をしてもらいますので、将来ピアニストになる方たちの勉強の場になったり、オーケストラと共演する機会を持たせるということで、文化芸術として広めるっていうことと、質の高い演奏会を無料で開催しておりますので、市民の方が文化芸術に少しでも触れていただける機会を持ってるんじゃないかということで、現在進めております。

飛松妙子委員

28回も続いてるってことは、大変すばらしいことだと思いますが、観客がまだ少ないような気がしないでもないので、もっと増えたらいいのかなって。

そこをまた考えていただきたいのと、今年29回で来年は30回になるんですかね。

ということで、30回っていう記念になるんじゃないかなと思いますので、今年からその辺りをぜひ考えて、市民の皆様が本物に触れていけるようなコンクールにぜひしていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

樋口伸一郎委員

私もプールです。

歳入の見込みを立てられてないのは状況から理解できるんですけど、骨格予算なので市民プールについてどうこうするっていう細かいところを立てられないのは理解できます。

ただ、御説明とお答えにもあったように、老朽化っていうのは、もうここ５年で確定して

見えてる状況ですよね。

なので、例えば再利用するにしても、健康プールの方向性によっては要らなくなるっていう流れでも、いずれの場合においても何らかのお金は絶対かかってくるんですよ。永遠に放置しておくわけにもいかないので。

タイミングを考えたら、これが稼働してるときだと利用者を止めたり、しないにしてもどのような撤去が必要なのかという調査をしなければいけない。

これが老朽化が進めば進むほどお金はかかってくるはずなんですよ。

令和５年度の歳入は見込みを立てられない、歳出でも今のところは何もないというところなので、自然に風化していく状態なんですよ。

なので、令和５年度に使わないなら、なおさら今のうちに調査しておいて、改修においては幾らぐらいかかるだろうとかいう見立ても立つし、再利用にするに当たっても、どういうふうにお金がかかるだろうという予測もできるので、何らかの歳出予算の検討はなかったのかなっていうのが疑問なので、そこに関して何かお答えいただけますか。

小川智裕スポーツ振興課長

現状での方向性といたしましては、健康スポーツセンターに移行して、その後廃止っていうところが決まっていたところから、歳出予算を組んでいない状況でございます。

樋口伸一郎委員

答えはこれ以上求めないですけど、稼働しないときこそ幾らかの予算を立てて、現況がどうなってるのかという調査とかも夏とかにかかわらずできますから、そこはやっとったほうがいいのかなあと。

健康プールが出来るにしても出来ないにしても、あそこには何らかの公共施設としての措置が必要になってくると思うので、その辺はぜひ御検討いただきたいなというのが、要望というか、ここの質問は終わります。

そのまま11ページをお願いします。プロスポーツ練習拠点開放奨励金について。

これも内容とか要件に異論があるものじゃなくて、御説明に関しても理解はできてるんですけど、新しい事業になりますよね。

この3,000万円が感覚的に妥当な金額なのか､安いのか高いのかも漠然としてよく分かんないので、先方さんとの折り合いもついているのかっていうところも含めて、この金額が妥当なのかっていうところを､積算根拠じゃないですけど､3,000万円ってぴったりの金額で果たしてうまくいくのかとか、もう全然分かんないので、考え方を教えてほしいです。

なぜ3,000万円かっていうところから。

小川智裕スポーツ振興課長

3,000万円を開放奨励金として計上させていただいております。

こちらの積算に当たりましては、市民体育館の維持管理経費を基に検討を進めさせていた

だいておりまして、そちらのほうが年間2,800万円程度かかっておりますので、それと、11ページの交付要件の６番目の市民との交流事業をしていただくというのと併せてしていただくということから、3,000万円で積算をさせていただいております。

当市のこういった要望で開放と交流事業までしていただけるかということで、スプリングスとも協議をさせていただいた上で3,000万円というところで調整をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます、分かりました。

市民体育館と大体折り合いがつくところの金額――妥当性というか、そこも理解できました。

それに比べて100万円ちょっと上乗せをして3,000万円ということが分かったんですけど、ここは、先方さんの資産を市民開放したり、プロスポーツさんとかの交流も含めてプラスアルファ要素も市民体育館の公共性と比べると開放度がちょっと高いのかなと思うんですよ。

なのでその辺、先方さんとしっかり協議はされてるっていうことだったんで、先方さんの御理解もついてるっていうふうに勝手な解釈はしますけど、その辺が何かプラスアルファの要素は――新しい施設でもあるし、築40年じゃなくて、新築での資産を開放して、なおかつ持ってるプロチームも使ってっちゅうたら言い方悪いですけど、活用されていろんな交流を図るっちゅうことやったり、いろいろせないかんこともある中で、ウン十年たってる公共施設と同じぐらいっていうのは、理解が取れてるのかなっていう疑問があったんで。

それはもう取れてるということでよかですね。

もう取れてるっちゅうことならいいです。はい、ありがとうございます。

飛松妙子委員

今のところの関連で、今日議案質疑があって、御答弁いただいたんですが、実際ここの部分が、市民体育館では１日13時間の開館時間があるということでしたけど、ここの体育施設はどのくらいの開館時間を予定されてるとかいうのが、もう打合せが終わってるのか。

もう決まってるんだったら教えていただきたいんですけど、もしまだ今からっていうのであれば、いつ頃にそれが決まるのか。

あと、13時間のうち９時間程度が利用があるってことなんですけど、そこが今後市民体育館がどのような形になるのか、市民体育館ががらがらになってしまうのか、それとも市民体育館を使いたかったんだけど、よその体育館を使ってたのでそれがこちらに戻ってくるっていう見方なのか、その辺りをどのようにお考えか教えてください。

小川智裕スポーツ振興課長

まずサロンパスアリーナの開館時間等、運用面については、今、久光スプリングスのほう

で検討をされている状況でございます。

公表につきましても、市民利用があったりしますので、なるべく早くということはお伝えをさせていただいております。

それを含めまして検討されているところでございます。

あと、市民体育館のほうが現在７割程度の稼働率となっておりまして、大変空きが少ない状況になっておりますので、そういう面でいきますと、サロンパスアリーナを開放していただけますので、受皿になるものと考えております。

現状でも、時間帯がバッティングして市民体育館が使えないっていうようなお話はちらほらお伺いをしておりますので、そういった方が近隣市町の体育館を使われてあるとか、もう諦められてある方とかもおられるかと思います。

そういった方が、まずはあちらのほうを利用されることになるかと思います。

で、一定数利便性とかを考えられて市民体育館からサロンパスアリーナのほうに移られる方もおられるかと思いますが、より選択肢が増えるということで、市民のほうには両方とも活用していただくように、今後ともうちのほうも周知をしていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

今からっていうことですが、実際開館しないとどのような状況になるか分からないと思うんですが、アリーナが、バレーボールが３面でしたかね。

あと、バスケットゴールが１面ありましたよね、たしか１面だけだったんですよ。

藤田昌隆委員長

市民体育館？

飛松妙子委員

アリーナを視察させていただいたときに、バスケットのゴールが１面だけだったと思うんですけど、それが１面しか使えないのか、もう一つゴールを造れば２面使えるのか。

藤田昌隆委員長

すいません、それは議員が言うことじゃなくて相手さんが考えることであって、１面が２面がとかどうのこうの言ってるけど、じゃあ要望として３面造ってくれとかそういう意味ですか。

飛松妙子委員

そうじゃなくて、もしそうだとしたら、鳥栖市がそこのゴールを造るような考えがあるのかどうか。

それは久光さんがしてる体育館なので、鳥栖市はそれ以上手を入れることはないっていう考え方なのか、そこを教えていただいてもいいですか。

小川智裕スポーツ振興課長

サロンパスアリーナにつきましては、今回奨励金を創設しておりますが、それ以上に、市が直接あちらのほうにゴールを造るとかそういうことは検討していない状況でございます。

飛松妙子委員

ということであれば、バスケットボールに関しては、どちらかというと市民体育館のほうを利用する方が増えてくるのかなっていう気はするんですが、そういった意味で縦分けができれば､市民体育館が空くようなことはないかなっていう感じがしますので､分かりました。

あと、今日の議案質疑の中でたくさん御答弁をいただいたんですが、もしよかったらちょっと簡単に資料を作成いただいて、全議員が……

藤田昌隆委員長

何の資料？

飛松妙子委員

今日の議案質疑の答弁をいただいた分。

藤田昌隆委員長

議案質疑のどの部分？

飛松妙子委員

皆さん答弁聞いただけではなかなか理解が難しいということだったので。

成冨牧男委員

サロンパスアリーナの分？

飛松妙子委員

はい、サロンパスアリーナの。

藤田昌隆委員長

サロンパスアリーナのどの部分？

飛松妙子委員

それの議案質疑が今日されたんで、それの資料を簡単に。

藤田昌隆委員長

どういう内容の、どういう資料ですかって。

飛松妙子委員

議案質疑をされた内容の簡単な資料をつくって、頂けると全議員が……

藤田昌隆委員長

答弁書？

飛松妙子委員

答弁書です。

藤田昌隆委員長

答弁書をくれということですか。

飛松妙子委員

答弁書の中身の簡単な資料をつくって、頂けたら全議員が……、委員会に入ってないある議員から頂けたらっていう要望もあっておりましたので、そういうのが資料として頂けるんであれば。

藤田昌隆委員長

いやいや、よその議員じゃなくてこの委員会で必要かですよ。

飛松妙子委員

そういう要望もあったので、皆さんが議案質疑を聞かれて御納得いただければいいんですけど、やっぱり資料がないと頭だけではなかなか理解ができないと思うので、そういう資料があったほうがいいかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

中川原豊志委員

具体的にどういう資料かっていうのが私も分からんのですけれども、まだこの件で質問続けていいですか。

資料が先に行くとそれで終わってしまうような感じがするんで、この件の関連で質問をさせてもらって､それで必要であれば､またお願いできんかなと思うけどよろしいでしょうか。

まず、この練習拠点の奨励金の3,000万円は前回の12月の条例のときに聞いとったんで、そのときも3,000万円程度という話も出てたんで、問題はないと思うんですが、将来の補助対象になる項目が６つ書いてある中で、４番目に「複数のスポーツ競技が実施できること」っていうのがあるんですけれども、これはどの程度の競技ができるのかっていうのをまず聞きたいなと。

例えば、市民体育館には卓球台もあるし、バドミントンをする人はバドミントンのポールとかネットもあるけれども、久光スプリングスさんの練習拠点でそこまで準備をしてもらえるのかなっていう気がするんですね。

自分たちはバレーボールチームやけん、体育館は貸すけど、卓球台とかバドミントンネットとかそういうところまでは準備はしないって言わないかなって勝手に思っとるけん、この「複数のスポーツ競技」というのが、どの程度まで対応していただけるのかというのを教えてほしいなというのがまず１点。

それから、練習場にトレーニングルームがあったと思うんですけど、開放していただけるのか。

そのときに、トレーニングルームの使い方、ここにトレーニングルームの指導料みたいな予算が900万円ほど上がってるけど､それは久光さんのトレーニングの方が付いて指導してくれるのかとかその辺のところが、全く分かんないんですけど。

トレーニングルームも借りれるのか、またその時の指導がどうなのかというのを２点教え

てほしい。

小川智裕スポーツ振興課長

サロンパスアリーナでできる競技についてですけれども、サブアリーナが市民開放が主にされるところになっております。

で、バレーボールが２面、それと中央のほうでバスケットが１面出来るようになっております。

それ以外で、バドミントンと卓球は対応が可能ということで聞いております。

今の市民体育館で使われてあるのが多いのがそういった競技のほうになってるということも踏まえていただいて、実施できる競技のほうも検討していただいてるところでございます。

あと、卓球台とかバドミントンのネットとかその辺についても、運営会社のほうで準備をされるように聞いているところはございます。

２点目、トレーニングルームのほうも開放して一般の方の使用もできるということでお伺いをしております。

ただ、今回の奨励金につきましては、サブアリーナとメインアリーナのほうが対象になっておりまして、トレーニングルームにつきましては、あくまでも久光スプリングスさんが開放されると。

その違いというのが、料金の設定です。

サブアリーナについては、奨励措置の結果、市民の方が安く利用していただけますけれども、トレーニングルームにつきましては、一般のトレーニングジムが市内にも複数ございますので、そういったところを考えられて料金設定はされるものと思いますが、市民利用も開放されるということでお伺いをしているところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

ということは、トレーニングルームについては、別料金の設定になるというふうなことで、市の体育館のトレーニングルームの金額とはかなり違ってくる可能性はあるということですね。

それはそれで、指導者もまた別にいらっしゃるだろうということかなと思うんで、了解いたしました。

バドミントンとかのネットとか卓球台とかも、久光さんのほうで準備していただけると。

そこまで甘えていいのかなという気がするんやけど。

小川智裕スポーツ振興課長

備品については、スプリングスのほうで準備をされると。

ただ、他自治体とかでもありますけれども、料金設定の中で、この備品を使うときは一回

幾らとかそういう設定とかもありますので、その辺を今検討されているところかと思われます。

以上でございます。

中川原豊志委員

今の答弁みたいな形のやつも、最終的に何か分からんところもあるでしょうけれども、その辺の最終的なところがある程度明確になったところで、僕は資料の説明とかをしてもらったほうが……、まだ、分からんところ、不明なところ、結構あると思いますんで、どがんですか、飛松さん。

いきなり、今資料を出してと言うよりも、その辺のところが整理ついてからでも僕はいいのかなってちょっと思ったんですが。

意見として要望しときます。

藤田昌隆委員長

私も質問を。

何時から何時まで開けるにしても､スプリングスが管理しますという説明だったですよね。

結局、朝８時から夜５時までじゃないし、時間が結構遅くまでとかありますよね。

要するに、管理する人間が要るわけですよ。

日曜日とかに鍵を開けたりするんで、１人、２人じゃあだめだと思うんですよね。

それが一つ。

それから、今、卓球台とかどうのこうのとか言われて、まさかと思いましたけど、それをするにしてもやっぱり金が要る。

それから、一番心配するのが、トレーニングルームの機械というのは、プロ仕様なんですよね。

経験あるんですけど、こういうやつとかこういうふうな何か。

プロ仕様だと、普通の人は簡単に扱わんでくださいという注意を受けたことがあるんですよ。専門のトレーナーがいないと機械は扱えませんという話を。

実際にその機械も見てますし、そういう注意も受けたんですよね。

だから、それに対してもまた人が要るわけですよ。

西依議員から3,000万円が安過ぎらんかという話がありましたけど、もろもろを考えたら、その辺を小川課長とかがスプリングスと具体的に１つずつ潰しとかんと、後で困るような気がしますけど。

大体どれぐらいの割合で、打合せをしてるのか教えてください。

小川智裕スポーツ振興課長

この協議につきましては、定期でいつっていう形で決めておりません。

案件があるときに随時協議を行っております。

先ほどの開館とかにつきましては、市民体育館が何時から何時まで開館をしてますとか、それに対してこういう経費とかがかかってきてますとか、あと、市民体育館で利用の多い競技——先ほど申した卓球とかバドミントンとか、そういったものが多いというところの協議は随時行っておりまして、運営のほうに反映をしていただくようにしているところでございます。

協議の回数というのも必要に応じて、時間を取って行っているところでございます。

藤田昌隆委員長

休憩します。

午後１時57分休憩

ssssssssssssssssssssss

午後１時58分開会

藤田昌隆委員長

再開します。

樋口伸一郎委員

新しいところだからこそ3,000万円には——何十年とやってきてるところと違うので、不測の予算じゃないけど、そういうのも含めて理解を求めないかんので、委員長もおっしゃるように協議を行ってもらって進めてもらうようによろしくお願いします。

それと、この事業内容と奨励金、要件を満たす場合にというのも分かりました。

これとちょっとずれますけど、今度は、市民体育館でいったら市民の皆さん側ですね。

正確な使用規程とかがあるのかちょっと存じ上げてないですけど、使用規程や借用基準というのが今までの市民体育館でもあったと思うんですよ。一定のモラルというかルールです。

市が持つ公共施設だからこそ、ごみを散らかさないとか、市民の方に御協力を求めるところもあったと。

でもこの施設を市民の皆さんが使うってなったときに、いろんな意味で行政が主導で介入していけるような状況でもないと。

それこそ協議をしていったりせないかんと思うけど、あまりにも体育館との使用の中身が乖離したものでもいかんと思うし、ある程度市民側の使用規程みたいなのも近いところで合わせとったりせないかんのかなっていうのを思ったんで、それは先方さんのほうからある程度使用のルールじゃないですけど、そういうのは考えられるっていうところですか。

小川智裕スポーツ振興課長

先ほど、協議をさせていただいておりますという中で、うちのほうの受付のタイミング、翌月分を前月の１日から受付するとか。

あと、定期利用団体がいて、そこのところだけ早く受付をさせていただくとかそういった、うちで受付をさせていただいてるところのルールについても情報共有を図っているところでございます。

以上です。

樋口伸一郎委員

それは分かりました。

今後は久光さんの体育館ですけど、市のほうからも市民の皆さんにこういうところもこうした手続を踏めば空き状況によっては可能ですよっていう周知はできるわけですよ。

ただどういうふうに――市民体育館とは違うところを共有できてないと、情報だけ投げっ放しで、あとは向こうに行ってくださいという状態になるかもしれんので。

簡単に言うと、借りに行くのは多分向こうに行かれるような状態になるでしょう。

なので、市のほうに問い合わせがあるけど、借りに行くのは向こうというふうになると、市民の皆さんも体育館とはまた違うルートで借りに行くわけですよね。

市民体育館はきちんと使われてるけど、久光さんの体育館のほうでは失礼があったっていう情報をこっちが把握してないってことが起きないように、そこら辺の協議もしていっていただきたいというふうに思ってるんですけど。

使用規程であったりっていうのは、向こうが計画された分とこっちが与えた分をある程度照り合わせて近い状況に持っていくっちゅうことでいいですか。

小川智裕スポーツ振興課長

運営をされる久光スプリングス側といたしましては、こういう施設管理っていうのは正直ノウハウがないところもございますので、うちのほうからも情報提供を積極的に行っているところでございます。

最終的にどういうふうな形で運営するかというのは、久光スプリングスのほうで決定をされるものと思っておりますので、そのところは情報共有を図りながら、サロンパスアリーナを利用される方は向こうで受付になりますとか、混乱をしないような形をこちらも周知を図ってまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ぜひお願いします。

市民体育館と全く同じ状況じゃなくてもいいんですよ。

ある程度こっちの情報も提供しながら、向こうの運営基準っていうのを情報収集だけしとって、市民の皆さんにはこちらから案内できるように、ぜひ御検討いただきたいと思います。

ありがとうございました。

中川原豊志委員

最後に確認ですが、今回3,000万円って金額を決めたとするじゃないですか。

これは、１年更新とか２年更新とか、もしくは、相互間の協議が必要なときには、随時変更できるとかそういうふうな条例の規約になっとると。

言い方を変えると、やっぱり3,000万円じゃあ、厳しかですもんねとか言われたりしたときに、いや、３年契約やけん３年間はこれでお願いしますというふうになってるのか、ちょっとその辺の確認を。

小川智裕スポーツ振興課長

こちらにつきましては、単年度での3,000万円と。単年度で申請をいただいて交付をするというふうな制度となっております。

３年定額で決まってるとかそういったものではございません。

以上でございます。

中川原豊志委員

了解いたしました。

要は、初年度やけんこれでいったけど、実際運営してみて向こうも大変やった、こっちも大変やった、やっぱりやってみないと分からんところが出てくると思いますんで、最初の年だからこそ、柔軟に検討できるようにしてあげとったほうがいいかなと思います。

以上です。

成冨牧男委員

今のに関連して、単年度3,000万円というのは分かりましたけど、これは清算とかはあるんですか、3,000万円ぽんとやるわけ。

小川智裕スポーツ振興課長

年度初めに申請書で、例えば、この要件の中の６番目のこういう事業しますとかいうのを上げていただきます。

で、最終的にこれは奨励金となっておりますので、年度終了後にこういったことを行いましたという事業の報告を頂くように考えているところでございます。

精算ということではなく、事業報告でさせていただくことで考えております。

成冨牧男委員

今、６番目を言われたけど、全部を満たしとかないかんとやろう。

それとあと１つ、私が誤解しとったらいけんけん。

５番目は簡単に言うと、今の体育館と同種のやつは同じような金額で借りれるという意味？

小川智裕スポーツ振興課長

要件の５番目、「市民が使用する場合の使用料が、同種の市有体育施設と同水準程度に設定されていること」こちらの、「同種の市有体育施設」これが市民体育館になるとこちらでは検討しております。

市民体育館と同水準程度の料金体系で、サロンパスアリーナでいきますと、サブアリーナのほうの料金体系が同水準になるようにということで調整を図っております。

大体、市民体育館よりも、まだ正式じゃないですけど、1.2倍ぐらいになるような形での調整をされてあるところでございます。

以上でございます。

成冨牧男委員

分かりました。

単年度契約で、3,000万円は精算するってことやったかね。

事業報告が出て、清算するかせんかもう一回。

小川智裕スポーツ振興課長

事業報告の提出を受けて事業の内容を確認するのみで、金銭的に精算とかそういった形は行わないように考えております。

成冨牧男委員

簡単に言うと、3,000万円を当初に渡すっていうことやろう。

その代わりちゃんと報告してよって、そういう条件なわけね。

小川智裕スポーツ振興課長

そういう形で進めさせていただくようにしております。

成冨牧男委員

分かりました。

永江ゆき委員

地域交流推進事業の10ページです。

地域との交流活動で、サガン鳥栖と市内の中学校２校との交流事業って書いてありますけど、４校ある中で２校というのはもう決まってるんですか。

小川智裕スポーツ振興課長

こちらにつきましては、令和４年度も行っている事業でございまして、本年度鳥栖中学校と田代中学校と交流を行っております。

令和５年度につきましては、基里中学校と鳥栖西中学校と交流を図ることとしております。

以上でございます。

永江ゆき委員

ありがとうございます。

それともう一つ。

５ページの節18の負担金、補助及び交付金の文化事業推進補助金ですけど、キッズミュージカルとか、あと２つはどこですか。

八尋茂子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

ＮＰＯ法人鳥栖子どもミュージカルと鳥栖市民劇団、鳥栖アートジャンクション実行委員会の３団体になっております。

永江ゆき委員

その内訳って分かりますか。

八尋茂子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

子どもミュージカルに50万円、鳥栖市民劇団、鳥栖アートジャンクション実行委員会は各40万円になっております。

永江ゆき委員

ありがとうございます。

この間ミュージカルのほうを見させていただいたんですけど、20年続いてすごく盛り上がってて、青少年育成の部分でも、卒業生とか子供たちがいろんな意味で学んでるっていうのをすごく感じたんですよね。

代表の方にお伺いしたところ、50万円しかもらってなくてすごく大変だっていう話を聞いたので、もう少し増やすこととかできないですか。

八尋茂子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

要綱上で最高50万円ということでしております。

また､ほかの団体も補助金を使わずに活動されてるところもあるとは思うんですけれども、なかなかそこが――鳥栖市民文化会館を使っての活動をお願いしたいというところもございますし、またはサンメッセ鳥栖を使っての団体さんに対しての支援ということをしております。

活動はすごくしていただいてはおりますけれども、うちだけじゃなくて補助の種類もいろいろございますので、そこら辺はもうちょっと検討してもらわないといけないのかなとは考えておりますが、今のところ増やすという考えはございません。

永江ゆき委員

分かりました。

それとピアノコンクールの話もさっきお伺いしたんですけど、やっぱり知らない人が結構多いんじゃないかなと思うんですね。

キッズミュージカルも３回にわたってありますし、今回は20年で、ＯＢ、ＯＧの件もあって人が多く来ていただいたと喜ばれてたんですけど、先ほども言われたように、もうちょっと多くの人に知っていただけるような、アピールの方法を考えていただけたらなと思っておりますが、どうでしょうか。

八尋茂子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

現在、そういう団体さんに対しては、名義後援によって市報掲載の協力、それから各学校とかまちづくり推進センターへのチラシの配付､地区へのポスターの配布の協力をするとか、配っていいですよということで、市のほうでは協力はできております。

あと、キッズミュージカルさんに関しては、いろんなイベント等で参加されてありますよね。

夏祭りだったり、今度弥生まつりとかでも舞台に出られて、そこら辺でも名前が知られてるんじゃないかというところはございますし、佐賀県のアリーナのほうでは県のほうから……

藤田昌隆委員長

ちょっとごめん。

今、ピアノコンクールの質問やけん、キッズミュージカルとは離して。

八尋茂子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

すみません。

ピアノコンクールに関しましては､今年はいろんなホームページ等にも載せておりますし、オーケストラとの演奏会とか今度３月21日にありますコンクールに関しましては、サガテレビなどメディアを通しての紹介をさせていただいたりとか、今回佐賀新聞で載せていただいたところもございますので、そういうメディアを使ってできないかということは考えております。

永江ゆき委員

ありがとうございます。

先ほども子供たちとプロスポーツチームが一緒に何かやるっていう意味では、小さい頃の経験とかが将来に大きな影響を与えると思うんですよ。

なので、その辺しっかりとやっていただけたらと思います。

よろしくお願いします。

成冨牧男委員

先ほどから上がってます10ページの地域交流推進事業。

これは12月補正のときに樋口議員が、来年はどうするんですか、やり出したら引き続きやらんといかんでしょうって尋ねられたんじゃないかな。

そのときの答えは、結果を見てから考えますみたいな言い方でしたよね。

前年度に300万円補正してその結果が出たわけですよね。

藤田昌隆委員長

ちょっと小川課長答えて。

小川智裕スポーツ振興課長

令和４年12月に300万円の増額補正をさせていただいております。

内容といたしましては、サガン鳥栖のサポーターが久光スプリングスの試合に行って、バレー関係者がサガン鳥栖の試合を応援に行くと。

で、こちらのほうの事業が、スプリングスの令和５年２月５日の試合のときにサガン鳥栖の方が行っていただいて、今度はバレーのほうが３月４日の市民デーのときにその企画をしますので、まだ実績のほうが把握できていない状況でございます。

２月５日にスプリングスに行った分につきましては、参加者の方からもアンケートを取っておりますが、非常によかったと、機会があったらまたしていただきたいとかいう御要望もいただいておりますので、今度３月４日の分を実施させていただいて、そのアンケートのほうも考えておりますので、その状況を踏まえて今後検討をさせていただきたいと思っております。

成冨牧男委員

当初予算の中にはこの予算が引き続き入ってるのかを、私は聞きたかったと。

小川智裕スポーツ振興課長

こちらのほうにつきましては、入ってない状況でございます。

成冨牧男委員

分かりました。あと２つあります。

使用料の関係で、まずは２ページです。

最初は市民文化会館使用料について。

私は今の料金体系でいいとっていう話をいつもしています。

というのは、特に大ホールのほうは減免規程が今ないですよね。

そうすると、ずっと前に質問したことでいうと、例えば午後の部を取るじゃないですか。

午前中にゲネプロとかして１日取るじゃないですか。

それで、かれこれで10万円超すんですよね、多分。

そうすると、使用料は実施する前に納めないかんですよね。

催しをする人にとって、負担が大変だという話をこれまでもずっとしてきたと思います。

そのとき、やっぱりホールのほうも減免していいっちゃないと、よそを見てと。

それと、無料の場合と有料の場合って分けてるけど、有料イコールそんなに利益を得ろうとしてるわけやないよと。

例えば、興行で4,000円かかるところを3,000円と設定して、1,000円は手出しよるかもしれんよっていう話をしたと思うんですよね。

そのときに、周りの状況を調べますって言われたと思うんですよ。それはどうですか。

八尋茂子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

まず１つ目が、使用料を前払いということですけれども、大ホールは使用料プラス舞台を

使われる場合は付属設備っていうことで、ライトとか音響とかいろんなものを使われます。

使用料としては、お部屋代を先に頂けたらっていうところもあります。

付属設備は、使ってみないと金額が出ないということで後払い――使ってしまった後でその場で払っていただくか、官公庁とか後から精算払いをしないといけないところは、後からの請求書でいいですよってことではやっております。

それと使用料に関してが、ホールだけの使用料というところと、付属設備は取りませんとか、その施設によって使用料の減免をするところも違うし、減免率も全額なのか半額なのかということで、施設によって違うってところまでは調べてはおります。

うちの市民文化会館にいろんなところを当てはめてみたときに、他のところと同じにしていいのかというのは、またちょっと検討課題かなと思います。

成冨牧男委員

いや、同じにしてくださいじゃなくて、まず資料を集められましたかっていうことを言ってるんです。

それで、集められたならば、その資料を皆さんが要らんというなら、私は欲しいです、ということです。佐賀市からこっち側の市町でいい。

八尋茂子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

全部は調べてません。

今取り寄せてるところだけでもいいですか。

成冨牧男委員

いいです。

藤田昌隆委員長

皆さん御入用ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

じゃあぜひ――どこ？何市町？

八尋茂子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

佐賀市と春日市。

春日市の施設が似てるようなところがございますので。

藤田昌隆委員長

同クラスの施設で大体同人口。

佐賀市のあれとここじゃあ、大分レベルが違うかな。

ちょっと休憩します。

午後２時23分休憩

ᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕ

午後２時25分開会

藤田昌隆委員長

再開します。

成冨牧男委員

同じ使用料でスタジアム使用料。

これもしょっちゅう言ってる分ですが、北部グラウンドもスタジアム条例の中に入ってますよね。

これに関してですけれども、補正のときにサガン鳥栖以外に22団体が借りてあるということで、大分増えたなあと、大分ＰＲもしてあるんだろうなというふうに、よかったなと思ってますけど、あと１つの問題は、条例を読む限りは――その前に聞かないかんですね、サガン鳥栖はどういうふうにして年間押さえてあるんですか。

小川智裕スポーツ振興課長

スタジアム条例の施行規則の中で、市長が特に認める場合という条文がございます。

そちらの分を適用してサガン鳥栖の利用を認めている状況でございます。

以上でございます。

成冨牧男委員

今言われたのは、施行規則の中にありますよね。

これって、市長は特に認めるときというのは、臨時にとかいうイメージやんね。私はそう思うっちゃんね。

何年もずーっとそういうやり方で、サガン鳥栖さんが大体年間押さえて、その残りを、例えば今言われた22団体の人たちが借りれるようになってるわけやろう。

ところが、条例か規則かどっちかに申請の仕方について何日前までにどうしなさいと規定してあるよね。

それはそのとおりやったら、サガン鳥栖の今のやり方が間違ってるわけやん。

サガン鳥栖が悪いんじゃなくて、受付しよるほうが私は悪いと思うけどいかがですか。

藤田昌隆委員長

休憩します。

午後２時28分休憩

ᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕ

午後２時29分開会

藤田昌隆委員長

再開します。

小川智裕スポーツ振興課長

サガン鳥栖の使用に関しまして、鳥栖スタジアム条例施行規則に規定がございまして、北部グラウンドにつきましては、「引き続き２日を超える使用及び定期的曜日又は日時を指定した独占的使用をすることができない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。」サガン鳥栖に関しましては、こちらの「市長が特に必要と認める場合は、この限りではない」の分を適用しているところでございます。

また、申請に関しましては、「使用しようとする日前３月から14日までに受理するものとする」と規定をしておりまして、サガン鳥栖からの申請につきましては、この規定どおり、申請書の提出を受けているところでございます。

以上でございます。

成冨牧男委員

申請日については、規定どおりちゃんとやってるということだったよね。

そうすると、一般の人がその間に入れてくるということは考えられる？そういうことはあり得ん？

藤田昌隆委員長

質問の意味分かります？

休憩。

午後２時31分休憩

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

午後２時33分開会

藤田昌隆委員長

再開します。

小川智裕スポーツ振興課長

サガン鳥栖以外の利用の方につきましては、芝管理の状況も踏まえたところでの調整をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

成冨牧男委員

今、サガン鳥栖以外はって、いみじくも言われたように、やっぱりサガン鳥栖とそれ以外の誰でも使えるということを前提にして言ってるわけだけど、そういう人たちを調整みたいな感じに私は聞こえました。

それで、私が言いたいのはどういうことかというと、もしこの条例とか規則とそごがあれば、あればよ、私はあると思いよるけん。

今の実態に合わせたように、そっくりそのままというのはちょっと留保するけど、むしろ実態に条例も合わせないかんとじゃないねって。

実態と条例なり規則なりに乖離のあるままで進んだらいかんとじゃない。

ということで終わります。

飛松妙子委員

先ほどのプロスポーツチームの奨励金の件で、11ページの3,000万円の件ですが、年度初めに事業申請をいただいて3,000万円交付すると。

で、終わったら事業報告書を頂くということでしたが、それは議会のほうにも提出はしていただけるのでしょうか。

多分、議会でその分の審査をしないといけないと思うんですが。

今回はこの内容で3,000万円の審査をしているんですが、次回からは3,000万円が変わる可能性があるということですので、今後奨励金の内容申請書で、終わったら報告書があるって課長が先ほどおっしゃいましたよね。

それを議会に出すことっていうのはできるんでしょうか。

藤田昌隆委員長

暫時休憩。

午後２時35分休憩

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

午後２時38分開会

藤田昌隆委員長

再開します。

小川智裕スポーツ振興課長

奨励金につきましては、申請また事業実施後の報告を求めることとしておりますので、そ

の内容についての情報提供を委員会のほうにさせていただくように進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

飛松妙子委員

よろしくお願いいたします。

それから13ページの、国スポ・全障スポ推進事業。

ここにリハーサル等の資料も頂きました。

48年ぶりの開催ということで、その当時は国体ですね。

私も中学生のときにとても楽しみで、自分が部活をしてたところのチームは特に楽しみにして､それこそ宿泊しているところに行ったりとかもしてたんですが､そういった意味では、中高生がとても楽しみにしてるんじゃないかなと思っておりますので、このリハーサル大会もぜひ盛り上げていただきたいと思ってます。

たくさんの人に見学にも来ていただきたいですし、この前後にイベントみたいなものを開催していただいて、盛り上げていただきたいと思ってるんですが、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

古賀友子スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長

リハーサル大会ですので、基本的には、競技自体は競技団体が、その周りを開催市がどういうふうにして行うかということのリハーサルですので、規模といたしましてはもちろん国スポのほうがイベントは大きくなると思うんですけれども、実際の本大会でどういうことができるのかというのを実証をするところでございます。

飛松委員が思ってるようなイベントっていうのができるかどうか分かりませんけれども、今後いろいろと検討はしていきたいと考えております。

飛松妙子委員

令和６年度の開催に向けての盛り上げをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと、ＰＲのほうですね。

鳥栖市は、ＳＮＳを使っていろいろやっていただいているのは、とてもいいメッセージになってると思いますので、そういうのを使って――先ほど永江委員もピアノのこととかミュージカルのことも言ってましたけど､とにかくあらゆる手段を使って鳥栖市が発信できると、応援してあげてるっていうところをＳＮＳを使ってしていただきたいなと思いますので、併せてよろしくお願いいたします。

以上です。

樋口伸一郎委員

２項目手短にまとめたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず１点目、８ページをお願いします。

12番の委託料と18の負担金のところに、クロスロードスポーツ・レクリエーション祭っていうのがありますよね。

委託料にクロスロードがない分が２行目にありますよね。

このレクリエーション祭って何なのか教えてください。

それと併せて、クロスロードがついてる分とついてない分があるので、別のものなのか、一緒ならこの関連費用を何に使うのか、内容を教えてください。

佐藤義勉スポーツ振興課スポーツ振興係長

まず、クロスロードスポーツ・レクリエーション祭について申し上げます。

こちらは、鳥栖市、基山町、久留米市、小郡市、いわゆるクロスロード協議会に加盟している４地域で開催しているものになります。

負担金につきましては、全体で30万円ずつ負担して、本大会を開催するために使う経費になっております。

委託料のほうも、選手選考会開催委託料というのは、本選に出場する選手を選考するための市の予選会を開催するための費用になります。

クロスロードがついていない、スポーツ・レクリエーション祭につきましては、例年２月、３月頃に鳥栖市内だけで完結する大会になりますけれども、ニュースポーツの大会を開催している予算になります。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

分かりました。

そうしたら、もう一項目が、５ページと７ページの、負担金、補助及び交付金に関して、スポーツ振興課、文化芸術振興課それぞれに同じ質問をしたいんですけど。

まず５ページの負担金の中に、文化事業推進補助金で905万8,000円ありますよね。

これの主な内訳っていうか、中身を教えていただきたいっていうのが一つ。

７ページに関しては、同じく負担金、補助及び交付金の市スポーツ協会補助金828万3,000円。

こちらについて、ここでは主だった内訳っていうか大きくどこどこに配分してるっていうような説明でいいですけど、毎年言ってるんですけど、内訳書みたいのがあればそれを頂ければいいなと思って。

今すぐじゃなくて終わるまでに参考資料で私が頂きたいというだけなので、質問ではないです。

今日のところは主だった内訳の説明だけでいいです。

八尋茂子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

文化事業推進補助金は、鳥栖市文化事業協会に補助金を出しておりまして、有料チケット――今年度でいいますと、宝飾時計という演劇とかを呼びました。

最近では、近藤真彦とか、鳥栖市文化事業協会と名の付く事業が今年も十数種類のコンサート等を呼んでおりますので、それに対しての事業費の補助が今年度は600万円。

その残りの分が、職員の人件費に充てている内訳になります。

小川智裕スポーツ振興課長

市スポーツ協会補助金を出しておりまして、そこから種目団体のほうに補助金のほうがされております。

簡単な内訳でいきますと、種目競技団体の運営補助金で約250万円。

県民スポーツ大会の選手強化費で約190万円。

あと、その他の助成金関係で20万円ほどございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

そうしたら、よかったら内訳を書いた分を可能な範囲でいいので最終日の採決までに……

藤田昌隆委員長

団体名？

樋口伸一郎委員

団体名でいいです。10ぐらいあったのを幾ら幾らっておっしゃったので。

藤田昌隆委員長

簡単に出せます？

樋口伸一郎委員

毎年もらってるんで頂きたいです。

藤田昌隆委員長

頭をかしげてありますが、出せる？出せない？

せっかく出してもらって、趣旨と違うじゃあ困るんで。

出せる？出せんなら出せんではっきり言ってもらって結構ですから。

小川智裕スポーツ振興課長

出せます。

藤田昌隆委員長

出せますね。

じゃあ、先ほどの資料と一緒に採決前によろしくお願いします。

そうしたら、以上をもちまして質疑を終わります。

執行部の準備のため暫時休憩をいたします。

午後２時48分休憩

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

午後２時59分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。

それでは、健康福祉みらい部の審査を始めるに当たりまして、部長より御挨拶をいただきたいと思います。

古賀達也健康福祉みらい部長

文教厚生常任委員会の議案審査に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今回における健康福祉みらい部関係の議案は、甲議案が３件、乙議案が２件、計５件の議案を提案いたしております。

まず、議案乙第３号令和４年度の一般会計補正予算（第９号）のうち、健康福祉みらい部関係につきましては、歳入４億8,598万3,000円の減、歳出が６億6,743万1,000円の減となっております。

補正後の一般会計の予算総額は、363億3,479万9,000円のうち、健康福祉みらい部の予算額は128億1,947万8,000円となりまして、一般会計に占める予算の割合は、35.3％となるところでございます。

次に、議案乙第９号令和５年度鳥栖市一般会計予算のうち、健康福祉みらい部関係につきましては、歳入65億4,020万円、歳出117億7,111万2,000円となっております。

一般会計予算総額290億4,932万8,000円に占める予算の割合につきましては、40.5％となっておるところでございます。

また、甲議案といたしましては、議案甲第７号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案甲第８号鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案甲第９号鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の３議案を提案いたしております。

詳細につきましては、それぞれ審査に当たりまして関係課長より御説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げ御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

藤田昌隆委員長

どうもありがとうございました。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

健康福祉みらい部（地域福祉課、高齢障害福祉課）

議案乙第３号令和４年度鳥栖市一般会計補正予算（第９号）

藤田昌隆委員長

これより、地域福祉課、高齢障害福祉課関係議案の審査を行います。

審査いたします議案は、補正予算、当初予算それから、条例改正案が１件となっております。

それでは、議案乙第３号令和４年度鳥栖市一般会計補正予算（第９号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

竹下徹高齢障害福祉課長

議案乙第３号令和４年度鳥栖市一般会計補正予算（第９号）のうち、地域福祉課、高齢障害福祉課関係分の主なものにつきまして、委員会資料に沿って御説明いたします。

まず歳入でございます。

２ページをお願いいたします。

款14分担金及び負担金、項２負担金、目１民生費負担金、節１社会福祉費負担金の主なものにつきましては、老人保護措置費負担金でございます。

環境・経済上の理由により、養護老人ホームに入所する高齢者から徴収する負担金の決算見込みによる増額補正でございます。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

続きまして、資料３ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項１国庫負担金、目１民生費国庫負担金のうち、節１社会福祉費国庫負担金の国民健康保険基盤安定負担金につきましては、国保被保険者の保険税軽減に係る国民健康保険基盤安定負担金の決算見込みによるものでございます。

竹下徹高齢障害福祉課長

同じく、節１社会福祉費国庫負担金のうち、特別障害者手当等給付費負担金、障害者自立支援給付費負担金及び障害児施設措置費負担金につきましては、障害者に対する福祉サービス給付に係る国の負担金で、決算見込みによる補正でございます。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

次に、資料４ページをお願いいたします。

項２国庫補助金、目２民生費国庫補助金、節１社会福祉費国庫補助金のうち、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金につきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に伴う決算見込みによる補正でございます。

竹下徹高齢障害福祉課長

同じく節１の地域生活支援事業費補助金につきましては、障害者が自立した日常生活や社会生活を送るためのサービスに対する補助金の交付決定による減額補正でございます。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

節３生活保護費国庫補助金につきましては、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業に伴う決算見込みによる補正でございます。

次に、資料５ページをお願いいたします。

款17県支出金、項１県負担金、目１民生費県負担金、節１社会福祉費のうち、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、先ほどの国庫負担金で説明した分の県負担金の見込みでございます。

竹下徹高齢障害福祉課長

次に、障害者自立支援給付費負担金、障害者自立支援医療費負担金及び障害児施設措置費負担金は、国庫負担金のところで述べました障害者に対する福祉サービス給付に係る県の負担金で、決算見込みによる補正でございます。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

節３生活保護費県負担金につきましては、居住地が明らかでない被保護者の保護費、保護施設費及び委託事業費に要する県負担金の決算見込みによる補正分でございます。

竹下徹高齢障害福祉課長

款17県支出金、項２県補助金、目２民生費県補助金、節１社会福祉費県補助金のうち主なものといたしましては、障害者が自立した日常生活や社会生活を送るためサービスに対する地域生活支援事業費補助金等で決算見込みによる補正でございます。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

次に、資料７ページになります。

款22諸収入、項６雑入、目４雑入、節１生活保護雑入につきましては、生活保護費の支給後に年金等の収入があった場合に、生活保護費の返還を受けたものでございまして決算見込みによる補正でございます。

竹下徹高齢障害福祉課長

次に、節４雑入の主なものにつきまして申し上げます。

高齢者福祉施設雑入につきましては、中央デイサービスセンターや中央在宅介護支援セン

ターの燃料費、光熱水費等の事業者負担分の決算見込みによる補正でございます。

以上で、歳入に関する説明を終わります。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

続きまして、資料８ページ歳出の主なものにつきまして御説明をいたします。

款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費のうち、節２給料から節４共済費までにつきましては、健康福祉みらい部長及び高齢障害福祉課、こども育成課の職員、並びに、広域市町村圏組合などへの派遣職員の人件費でございます。

節27繰出金につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金等の減額補正でございます。

竹下徹高齢障害福祉課長

９ページをお願いします。

目２障害者福祉費のうち主なものといたしましては、節１報酬及び節３職員手当等につきましては、会計年度任用職員の人件費に係る決算見込みによる減額補正でございます。

節７報償費につきましては、物価高騰対策緊急支援金等の決算見込みによる減額補正です。

節11役務費につきましては、障害児給付費審査支払手数料の決算見込みによる増額補正でございます。

節19扶助費につきましては、18ページの主要事項説明書のほうを御覧ください。

障害児施設給付費は、未就学の障害児に対する日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適正訓練及び学校に就学している障害児に対する生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うものでございます。

事業内容といたしましては、児童発達支援や放課後等デイサービスが主なものでございますが、主要事項説明書にあるとおり、市内の事業者数、利用件数とも増加しており、障害児施設給付費の増額をお願いするものでございます。

次に、10ページに戻っていただきたいと思います。

目３老人福祉費でございます。

節７報償費の主なものといたしましては、物価高騰対策緊急支援金及び在宅寝たきり老人等介護見舞金の決算見込みによる減額補正でございます。

次に、節12委託料につきましては、介護予防事業委託料等の決算見込みによる補正でございます。

次に、節18負担金、補助及び交付金の主なものにつきまして、鳥栖地区広域市町村圏組合負担金、次の高齢者福祉乗車券助成金等の決算見込みによる減額補正でございます。

次に、節19扶助費につきましては、在宅の寝たきり老人等に対する紙おむつ支給事業費の決算見込みによる減額でございます。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

続きまして、11ページをお願いいたします。

目６住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付費のうち、節１報酬から節８旅費につきましては、従事いたします会計年度任用職員の分の決算見込額、それから節11の役務費につきましては、確認書を発送等に要する郵便料及び振込手数料等、節12委託料につきましては、給付金事務の外部委託等による決算見込額、節18負担金、補助及び交付金につきましては、臨時特別給付金の給付事業費等の決算見込みによるものでございます。

竹下徹高齢障害福祉課長

10ページに戻っていただいて、目４の老人福祉センター費でございます。

節12委託料につきましては、中央老人福祉センター及び若葉まちづくり推進センターの施設管理委託料の決算見込みによる減額でございます。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

14ページの項３生活保護費、目１生活保護総務費のうち、節１報酬から節８旅費につきましては、生活保護事務に従事いたします職員及び自立支援業務に従事いたします会計年度任用職員分の決算見込額。

それから節12委託料につきましては、介護認定審査、健康管理支援、レセプト点検、それぞれの委託業務の決算見込みによる補正でございます。

それから15ページになりますが、目３新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付費のうち、節19の扶助費につきましては、生活困窮者自立支援金給付に伴う決算見込みによる補正でございます。

以上です。

竹下徹高齢障害福祉課長

17ページをお願いいたします。

令和４年度繰越明許費につきまして、説明をさせていただきます。

款３民生費、項１社会福祉費、地域介護・福祉空間整備補助金につきましては、社会福祉法人椎原寿恵会が設置する認知症高齢者グループホームの改修工事について、令和５年３月に事業内示がある予定であり、事業繰越しを予定しているものでございます。

また、地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備事業）につきましては、九州メディカルサービス株式会社様が轟木町に設置するグループホームについて、建築資材等の高騰により資材の確保が難航し、年度内の完成が困難となったための繰越しでございます。

以上、議案乙第３号令和４年度鳥栖市一般会計補正予算（第９号）のうち、地域福祉課、高齢障害福祉課関係分の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

藤田昌隆委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

樋口伸一郎委員

18ページをお願いします。

事業名及び内容は理解しているんですけど、目的について質問をさせていただきます。

障害児の方に対する生活能力向上のために必要な支援を行うというところです。

年々増加しているということでこちらも理解できるんですが、必要とされている方っていうか世帯というか、本人でもいいんですけど、そうした方々に対しては、満たされているのかっていうところが――例えば､必要で申請をされた方には100％そういう支援ができているっていう現状になっているのか、それとも、全員が全員じゃないですけれどもある程度のところが支援できている状況なのかをお伺いします。

竹下徹高齢障害福祉課長

必要とされている――需要に対して供給が追いついているかっていうところだと思うんですけど、ちょっとそこが見えにくいところがあってですね。

鳥栖市内の事業所を主に使われてるんですけれども、市外の事業所を使われてる方もいらっしゃって、要は、鳥栖市内では見つからなくて、市外の施設を利用されてるという方もいらっしゃるようではございます。

ですので､100％充足してるかっていうとそうでもないのかなっていうところでございます。

具体的にどれだけ足りないとかそういったデータは持ち合わせてないので、申し訳ないんですけど。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。分かりました。

これは、多様性もあるし、エリア的なものもあるし、世帯的な状況もあるし、100％必要な支援を行うというのはかなり困難な状況だとは理解してるんですけど、例えば、完全な数値じゃないですけど、大体100％としたら、多くの方の支援には至っているとか、そこら辺の状況把握をどのあたりまでされてるのかなというのが気になるところです。

大半の方は、こちらが意図する支援は行われてるっていう認識なのか、あるいはもう全然分かんない、極端な話この数字でも半分以下かもしれんとかその辺りの御認識はどうなんでしょうか。

それで終わります。

竹下徹高齢障害福祉課長

今年も事業所が、児童発達支援で４か所、放課後等デイサービスについても４か所増えております。

一定施設数としては満たされているのかなっていう感覚を持ってます。

どうしても行きたいけれども行けないっていうようなお話を聞くことはほとんどないので、どうにか満たされているのかなっていう認識ではおります。

以上です。

樋口伸一郎委員

事業者さんとの連携も不可欠ではあると思いますんで、連携しながら情報共有とかしながら現状の認識とかにぜひ努めていただいて、また質問とかしたときにその状況を教えていただけるように努めていただければと思います。

ありがとうございます。

成冨牧男委員

同じ18ページです。

まず先ほどあった児童発達支援とそれから放課後等デイサービス、４事業所ずつ増えたってことだったでしょう。

それをちょっと教えてもらえますか。市内？

竹下徹高齢障害福祉課長

増えた分については、市内の事業所が増えております。

成冨牧男委員

せからしかなら、後で資料でもらいますけど。

竹下徹高齢障害福祉課長

児童発達支援が、ルースセロっていう事業所が蔵上に出来てます。

それと同じく蔵上ですけど、放課後等デイサービスで、ウィズ・ユー鳥栖っていうところが出来てます。

それから児童発達支援と放課後等デイサービスの両方ですけど、こども発達支援ハウス叶２番館というのが幸津町に出来ています。

それから放課後等デイサービスで、ウィズ鳥栖教室っていうのが江島町に出来てます。

それから、同じく放課後等デイサービスでコーディキッズ鳥栖っていうのが今泉町に出来ております。

以上です。

成冨牧男委員

ちょっと問題になった事業所があったけど、必ずしも施設がなくてもいいとでしょう。

竹下徹高齢障害福祉課長

事業所の指定については県が行いますので、詳しい条件等は把握してないんですけど、１人当たりの面積とか、そういった要件はあるとは思っております。

成冨牧男委員

その要件はあるかもしれんけど、極端に言うと間借りでもそういうのは全然関係ないんですよね。

ちょっと関連して、こういうところを利用する人たちは――複数あると思いますけど、主

にどういう経路でこういうところに行き着かれるのか。

それと併せてまとめて聞きます。もう一つ。

ここで名前は障害児っていうふうに書いてあるけど、例えば、障害までは分からん……、いわゆる診断が下りてない人のところはここではどういうふうに定義されてるのかそこんところ。

以上２点。

竹下徹高齢障害福祉課長

事業所へつなぐということにつきましては、計画相談事業所っていうのがありまして、そこがこういったサービス事業所がありますよっていうのを紹介するわけです。

そこに行き着くまでに健診ですとか保育所とかで、ちょっとこの子は気になるっていうふうな情報があれば、そういった相談事業所につないでいただくという形で障害児のサービスの支援につながっていると思ってます。

それから障害の程度につきましては、必ずしも手帳が必要ということではなくて、お医者さんの診断とかがあればそういったサービスを利用できるようになってるところでございます。

以上です。

成冨牧男委員

診断は要るということよね。

竹下徹高齢障害福祉課長

診断もしくは知能検査とかそういったものは必要です。

成冨牧男委員

この頃は積極的な親御さんが増えたというふうに聞きますけど、診断ということにかなり抵抗を持ってある方――診断が下ればうちの子はもう治らんと、診断そのものをちゅうちょされるという話もかつてはよく聞いてましたけど、そこら辺はどういうふうにつかんでありますか。

竹下徹高齢障害福祉課長

あくまで私の感じ方ですけれども、その辺の心理的なハードルが今までよりも若干下がってきてるというのもあって、こういった利用がどんどん増えてきているのかなっていう個人的な印象はあります。

以上です。

成冨牧男委員

終わります。

藤田昌隆委員長

ちょっと私から。

児童発達支援の事業所数が令和元年度で10、令和４年度で21。倍ですよね。

これだけ事業者数が要るぐらい増えた子供たちの理由は何だと思います？

増えたから事業所を増やすだけじゃなくて、根本的に解決しないと、補助金だけどんどん上がって……、これじゃないかなという問題分かります？

竹下徹高齢障害福祉課長

はっきりした理由とか原因については分かりませんけど、昔は肢体不自由とか見た目に分かるようなダウン症とか、そういったのは明らかに分かる子への支援が主だったと思うんです。

けれども、先ほど言ったように、ちょっと気になるなっていうお子さんも利用するようになってきたのが原因の一つかなというふうには思ってます。

藤田昌隆委員長

例えば、昔だったらこの子は落ち着きがないとか、なかなか同じ場所におられんで教室内を走り回るとかそういう特別に目立った子でも数の中に入ってなかったって。

さっき診断書があったんやけど、その診断書も昔は親が恥ずかしいとかで行かせなかったとかそういうのもあったろうし、そういうことですかね。

これを防ぐにはどうすりゃいいとかな。

それこそ何千万円の話じゃないでしょう、９億円ですよ、９億円。

これが18億円とかになる可能性もあるっちゃけん。

その辺も、ただ子供さんの数が増えてきて要望が増えたけんじゃなくて、いろんな先生たちとかが相談に乗るとかいう場所も必要じゃないかなと。

古賀達也健康福祉みらい部長

委員長がおっしゃるとおり、原因というか理由等を分析していく必要があるというふうには思っておりますが、なかなか難しい面もございます。

出産から子育ての中で、こういう発達障害も含めたところで、子育ての環境整備なりそういう部分を充実することによって、早期にそういうサービス提供なりにつなげることによって、これ以上ひどくならないとか、改善していくとかそういうのにつなげるような形で、障害とかだけではなくて、健康福祉みらい部の中で、出産から子育てまでそういうのに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

いろんなところの機関と相談して、対応する必要性はあると思います。

中川原豊志委員

関連ではございますけど、今回の子育て支援の中でも、妊娠から出産、育児に対する切れ目ない支援があるんだけれども、その中に、例えばここでいう事業内容で、保育所等訪問支

援というのが１か所が３か所になってる。

それから、障害児相談支援の事業所も6が10になってる。

こういうふうなところのサービス提供が逆に多動性だったりいろんな障害のある方の相談をして、こういう事業者さんをお勧めしますよというふうな形に、いい活動が増えてくるっていうのもあるたりするのかな、その辺はどうですか。

分からんかな。まあよかたい。

事業所数が３年から４年で児童発達支援と放課後デイでも４か所ずつ増えてるんですけど、どのくらいの方が利用されてるというのは――これは延べ件数みたいな形で書いてあるのかなと思うんやけれども。

竹下徹高齢障害福祉課長

12月の実績で申し上げますと、実人数が児童発達支援が219名。

それから放課後等デイサービスが470名ということで、合わせて689名ほどが12月に関しては利用されてます。

４月が合わせて612名っていうことですので、それが689名になってるっていうことで、実数自体も増えてきている状態というふうな状況でございます。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

やっぱりかなりの人数、また増えてきてる状況であるんですけど、児童発達支援っていうのは、未就学児の方が利用される、放課後デイが小学生……（「小中高です」と呼ぶ者あり）小中高？高まで入ってるわけね。

考え方では、なかよし会と同じような感じかなっていう気がするんだけど。

これだけ増えてきてる中で施設も増えてはきてるんですけど、そういうところに行きたいけど行けないっていう方は、なかよし会の待機児童という考え方でいくなら、いらっしゃるのか把握されていますか。

竹下徹高齢障害福祉課長

行きたいけれども行けないんだっていう相談はうちのほうでは受けてないです。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

これもちょっと難しいところで、県が申請して市がお金を補助して何かあったときには回収しろって全部市に言ってくるような仕組みになってるんで。

その辺の改善は今後も言うべきところは言っていっていただいほうがいいのかな。

市もある程度管理していけるような仕組みをしたほうがいいのかなと思いますので要望しときます。

以上です。

飛松妙子委員

関連してですが、先ほどの御答弁の中に診断書が必要という御答弁がございましたが、保健センターの方が見て、ちょっと発達が遅れてるんじゃないかなという子に関しては、支援を受けることができるようになってるはずなんですが、その辺りはいかがでしょうか。

竹下徹高齢障害福祉課長

サービスを受給される際には、医師の診断書もしくは検査を受けていただくようにしております。

飛松妙子委員

2018年か2017年に国が医学的な診断証明とか障害者手帳が必須でなくても保健センターとか保健所などの意見で利用することが可となっているってことで、実際利用してらっしゃる方がいるはずなんですよね。

でも、今の時点で診断書が要るということは、そういうふうに変わったということでしょうか。

下川有美高齢障害福祉課長補佐兼障害者支援係長兼障害児通園施設園長

診断書というよりは、どういったところにお困り感があって、どういうところを心配されているのかっていうところが分からないと、どういった療育が必要なのかっていう計画も立てられないということになりますので、何かしらの検査を受けていただいているような状況でございます。

飛松妙子委員

保健センターの意見というものは大丈夫でしょうか。

市町の保健センターとか保健所の判断でもサービスを受けることができるということで国の見解が出てたんですが、もしそこが変わってるのであれば、私の認識不足ということになるんですが、以前利用されていらっしゃる方も実際いらっしゃいますので……。

それとも、鳥栖市自体が病院からの意見がないと判断をすることができないということでされていらっしゃるのか、その辺りはどうでしょうか。

竹下徹高齢障害福祉課長

すみません、そこはちょっと調べさせてもらっていいですか。

藤田昌隆委員長

飛松議員、今の質問は保健センターでこの人は対象になりますよって言ったらそれでよかったけど、今は診断書が要ると、その違いだけの話でしょう？

飛松妙子委員

そうです。

藤田昌隆委員長

すぐ分かります？

飛松妙子委員

調べるということでしたので。

藤田昌隆委員長

確認をしてまた報告をしてください。

飛松妙子委員

よろしくお願いします。

それから、保育所等訪問支援が３事業所あるということなんですが、この保育所等訪問支援というのが私はとても大事な事業だと思っています。

これは保育所等ってなってますけど、幼稚園とか保育所等だけではなく、小学校、中学校でも訪問することができるようになっていると思うんですが、その辺りの見解はいかがでしょうか。

下川有美高齢障害福祉課長補佐兼障害者支援係長兼障害児通園施設園長

今お尋ねいただきました保育所等訪問支援につきましては、議員がおっしゃったように、保育所、幼稚園、それから小学校、乳児院などを訪問して、障害児に対して障害児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援を行うものでございます。

以上です。

飛松妙子委員

中学校はいかがでしょうか。たしか中学生も大丈夫なはずなんですが。

下川有美高齢障害福祉課長補佐兼障害者支援係長兼障害児通園施設園長

すいません、「等」っていうふうになっているので、中学校が含まれているかについては確認させていただきます。

飛松妙子委員

この保育所等訪問支援というのは、学校側もしくは保育所、幼稚園側と保護者の方とあと保育所等支援をされてる方の３者っていうんですかね。この方々が話合いをすることができる場であると思うんです。

そうなったときに、今、学校っていうのは先生たちがどのように子供たちに接していったらいいのか分からないっていう状況がある中なので、ぜひこのことを活用して子供たちの支援を増やしていっていただきたいと思っておりますので、中学校までできるはずですので、またそういうＰＲもしていただきたいと思います。

で、費用、件数。件数に関しては約1.5倍、金額に関しては約1.6倍伸びてるってことで――年々伸びてるのは、私が議員になったときから特別支援学級の件でずっと一般質問してまして、そこの人数自体が５倍近くになってるっていう現状がありますので、伸びるのは確実なんですね。

ずっと前から言ってたんですけど、学校とこの健康福祉みらい部というのが連携を取りな

がらこの支援をしていかなくちゃいけないと思ってます。

健康増進課がいらっしゃらないので、健康増進課にもいつもお話をするんですが、妊娠のときから発達障害についてもっと御家族の方が知識を得る場っていうのが必要じゃないかなと思ってます。

その中で、発達障害の支援とかをしていけたらいいかなと思ってますので、教育委員会、それから健康増進課、高齢障害福祉課で協議とか連携を今の時点で何かされていらっしゃるかどうかっていうのを教えていただけますか。

下川有美高齢障害福祉課長補佐兼障害者支援係長兼障害児通園施設園長

お答えにそぐうのかは分からないですけど、この保育所等訪問支援に限らず、例えば小学校で特別支援学級に在籍されているお子さんなどで、学校の先生方が対応に苦慮されている場合であったりするときには、関係者が集まって支援会議を度々行っております。

それには市も参加いたしますし、社会福祉協議会であったり、時には民生委員さんだったり、いろんな地域の方と学校と、ときには保護者の方が入る場合もございまして、そういった連携を取りながら支援会議を個別にさせていただいております。

例えば、児童発達支援から小学校に上がるときにもちゃんとそこの引継ぎを――こういった特性があられて、こういうことを気をつけて、こういう声かけをしたほうがいいとか、児童発達支援でここまでできるようになったので、こういうふうな声かけをしたほうがスムーズですっていうところで、必ず就学時には、その支援会議を細かくやっておりますので、現状で連携はしっかり取れているのではないかなというふうには感じております。

飛松妙子委員

子供が生まれて育っていく過程の中での支援の在り方っていうのを協議されていらっしゃると思うんですね。

もうその前から取組を開始していただければと思っておりますので、これはまた一般質問につなげて、発達障害の子供たちの支援をどういうふうにしていくかというのを鳥栖市自体が考えていかなくちゃいけないかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

藤田昌隆委員長

今言われたその前からっていう意味分かります？

下川有美高齢障害福祉課長補佐兼障害者支援係長兼障害児通園施設園長

はい。

中川原豊志委員

ちょっと確認します。

子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金、マイナス３億円。

これと、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の給付費の負担金、補助及び交付金のところ

で３億円弱。

この金額について確認させてください。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の名称につきましては、国の支給要領の中でこういった名称を使われておりますけれども、中身的には住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等でございます。

減額の理由ですけれども、もともと今回のこの件については新型コロナウイルス等の影響によって生活に困窮された方、特にいわゆる非課税世帯の方に対して給付金をお支払いするというものですけど、国が定めた非課税世帯っていう方々を一定数見込んで事務を進めておりましたが、非課税相当に家計が急変した方も想定しておりましたが、そこが実際こちらが見込んでいた数と､実際に申請して給付につながったケースに乖離があったというところで、そこを踏まえた事業費と事務費を含めて減額補正したものでございます。

以上です。

中川原豊志委員

確認だけしときます。

じゃあ家計急変の世帯､これ金額は10万円やったっけ｡(｢10万円と５万円｣と呼ぶ者あり)

どのぐらい見込んでいて、家計急変したって実際に申請された方が何人かいらっしゃったのか、どのくらい開きがあったのか確認をさせてください。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

家計急変世帯につきましては、10万円と、その後が物価高騰による分で５万円の給付っていうのがされておりますけれども、見込みが非常に難しかったんですけれども、もともと1,000件の想定をしておりました。

結果的に令和３年度、それから４年度分への追加がされたもので、最終的に家計急変で支給まで至ったケースが39件でございましたので、そこでの差額が大きかったと。

この見込みは非常に難しくて、もし不足するというようなことがあると支給事務に支障を来しますので、我々としては、家計急変も含めコロナで困ってる方がたくさんいらっしゃるということから、該当者の方に申請をと呼びかけをしていく前提で見込んだ数字でございましたので、こういう結果となりました。

以上です。

中川原豊志委員

家計急変をしましたっていう届出がめちゃくちゃあったばってんが、審査が厳しかったとかそういうことじゃないですよね。

そこだけ再度確認をお願いします。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

家計急変に至るかどうかという判断は、確かに悩ましいところがありましたけれども、事前に相談があったときに、こちらのほうで申請者の方に手戻りがないようにお電話とか窓口とかでお尋ねをする中で、もう全然非該当――いわゆるコロナの影響じゃなくて自己都合によって家計が急変したとかそういったケースもございましたので、そういったものについては申請まで至っておりません。

基本はそういう可能性がある方につきましては、お話を伺った上で、該当する分についてはきちんと受付をして、給付までつなげていったところでございますので、事前の審査ではじいたとかそういうことはなかったという認識をしております。

以上です。

中川原豊志委員

よかです。

成冨牧男委員

今のお話に続けて、簡単です。

申請者はどれぐらいあったのかっていうことを聞きたいです。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

あらかじめこちらのほうで所得状況は把握できておりますので、そこで分かってる方についておおむね7,000件の方に対して確認書をお送りしております。

ただその確認書が送ってきたからといって全ての皆さんが該当するわけじゃなくて、こちらは可能性としてお送りしておりますので、お話しをする中で非該当になる方もいらっしゃいましたし、確認書は届かなかったんだけれども――要は申告とかはされていない、また、転入された方とかで鳥栖市のほうで税情報を持ってない、そういう方の場合には、自ら申請いただくケースとかもございましたけど､約7,000件の書類をあらかじめ発送しておりました。

以上でございます。

成冨牧男委員

7,000件して39件でしたか。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

家計急変の分はですね。

成冨牧男委員

ごめんなさい、家計急変で。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

家計急変は自己申告によるものでございますので、こちらからお送りするものではありません。

成冨牧男委員

それで39件だったんですか。

それとも申請件数はもうちょっと多かったのかなと思って。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

家計急変の支給に至った件数は39件ですけど、その前段の件数については、すいません、数が今手元にないんですけど、ほぼほぼ同じ数ぐらいの数字です。

手が挙がって、こちらのほうであなたは非該当ですよっていうようなケースというのはそんなになくて、その前段でよく話を聞かないと手戻りになったり、申請損になるとまた何かとありますので。

成冨牧男委員

トラブルのもとになったりするからね。今のはよく分かりました。

あと１つ、当初でもよかろうばってん、今聞いといたがよかろうけん。

18ページの事業名、障害児施設給付費ってなってるじゃないですか。

さっき出てた９億３千万円ですよね。

これ全部がこの４つの事業での……、施設給付費でなってるもんだから、何かほかにあるのかなと。これが全てかな。

竹下徹高齢障害福祉課長

ここに挙げてます４つの支援と、あと高額障害福祉サービス等給付費っていうのがありまして、サービスの自己負担が高額になった人に対して補助をする制度がありまして、その分を足して障害児施設給付費というふうな名称になっております。

成冨牧男委員

そうしたら、今言われたそれは全体から見ればかなり少ない――もし分かればついでに言ってもらったらいいけど。

竹下徹高齢障害福祉課長

高額障害福祉サービス給付費の決算見込みにつきましては、31万円ちょっとです。

成冨牧男委員

分かりました。

樋口伸一郎委員

10ページをお願いします。

最初に、節18の負担金、補助及び交付金の中の一番上です。

鳥栖地区広域市町村圏組合負担金（介護保険）の2,934万3,000円の減額補正です。

決算見込みによるというところは分かるんですけど、組合が事業予算とか立てて色々やってるんですけど、通常どおりやってる中で決算した上で、これだけ不必要額が出て減額されてるのか、あるいはコロナ等の何かいろいろな状況があって、組合の中での通常の流れが一部変わったことによっての減額なのかっていうのを教えてください。

竹下徹高齢障害福祉課長

負担金の減額になった部分で一番大きいのは、保険給付が減ったというところです。

その理由としてはやっぱりコロナの影響で、通所系サービスが見込みより少なかったということで広域のほうから聞いております。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

続きまして、17ページの繰越明許費についてお尋ねです。

上から２番目の地域医療介護総合確保基金事業です。

資材の高騰によるっていうふうに御説明があったかと思うんですが、繰越しの理由というのは資材の高騰だけですか、ほかにありますか。

竹下徹高齢障害福祉課長

資材の確保が難航して、一部資材の調達が遅れてるっていう報告を受けております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

資材の単価というよりも調達の状況ということですね。

繰越明許をされることについては、全然いいんですけど、資材関係であるならば、調達する状況が先になることによって調達する金額とかに影響があったり、あるいは資材そのものにも影響があるんじゃないかなと思って、そのままの額を繰越明許費をするしかないんでしょうけど、その辺りの先のお考えについて最後にお尋ねしたいんですけど。

竹下徹高齢障害福祉課長

一応今年度中の完工を目指して建設は進められているんですけど、完工してから検査っていう流れがありますので、時間的に３月中がちょっと厳しいっていうふうなことで繰り越しております。

資材高騰になったとしても、うちの基準額というのがありますので、それ以上うちのほうが補助金を増額するとかそういったことはございません。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

藤田昌隆委員長

暫時休憩します。

午後３時56分休憩

ഗഗഗഗഗഗഗഗഗഗഗഗഗഗഗഗഗഗഗഗ

午後４時６分開会

藤田昌隆委員長

再開します。

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

議案乙第９号令和５年度鳥栖市一般会計予算

藤田昌隆委員長

次に、議案乙第９号令和５年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

竹下徹高齢障害福祉課長

議案乙第９号令和５年度鳥栖市一般会計予算のうち、地域福祉課、高齢障害福祉課関係分の主なものにつきまして、委員会資料に沿って説明いたします。

まず歳入について申し上げます。

資料の２ページをお願いいたします。

款14分担金及び負担金、項２負担金、目１民生費負担金、節１社会福祉費負担金の主なものといたしましては、老人保護措置費負担金でございます。

環境・経済上の理由により養護老人ホームに入所する高齢者から徴収する負担金でございます。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

次に、資料３ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項１国庫負担金、目１民生費国庫負担金、節１社会福祉費国庫負担金のうち国民健康保険基盤安定負担金につきましては、国保被保険者の保険税軽減に係る国民健康保険基盤安定負担金でございます。

国の負担分は２分の１でございます。

竹下徹高齢障害福祉課長

その下、特別障害者手当等給付費負担金は、心身に重度の障害があるため日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅の障害者に対して支給する手当に係る国の負担金で、国庫負担の割合は４分の３となっております。

次の障害者自立支援給付費負担金は、障害者に対する福祉サービス給付に係る国の負担金で、国庫負担の割合は２分の１となっております。

次の障害者自立支援医療費負担金は、障害者の障害軽減、機能回復の医療費に係る国の負

担分で国の負担割合は２分の１となっております。

次の障害児施設措置費負担金は、障害児の通所や相談支援事業所に係る国の負担分で国の負担割合は２分の１でございます。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

次に、節３生活保護費国庫負担金につきましては、生活保護費としての生活扶助費、医療扶助等の生活保護費負担金及び生活困窮者からの相談受付、就労や住宅確保につなげる自立相談支援事業費負担金でございます。

いずれも国の負担は４分の３でございます。

竹下徹高齢障害福祉課長

次に、項２国庫補助金、目２民生費国庫補助金、節１社会福祉費国庫補助金、地域生活支援事業費補助金につきましては、障害者が自立した日常生活や社会生活を送るためのサービスを提供するため日常生活用具給付事業、移動支援事業、相談支援事業に要する費用に対する補助金で、国の補助率は２分の１以内となっております。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

次に、節３生活保護費国庫補助金、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金でございますが、これにつきましては、生活保護適正実施推進事業、それから生活困窮者就労準備支援事業など生活困窮者就労支援事業に伴う国庫補助でございます。

続きまして、資料４ページをお願いいたします。

款17県支出金、項１県負担金、目１民生費県負担金、節１社会福祉費県負担金のうち、国民健康保険基盤安定負担金。

先ほど国庫負担金で申し上げました、これは県の負担の分でございます。

保険料軽減分の県負担金が４分の３、保険者支援分の県負担が４分の１でございます。

竹下徹高齢障害福祉課長

次に、障害者自立支援給付費負担金、障害者自立支援医療費負担金、障害児施設措置費負担金は、国庫負担金のところで申し述べました障害者に対する福祉サービス給付に係る県の負担金でございまして、県の負担割合は４分の１となっております。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

節３生活保護費県負担金につきましては、居住地がない被保護者に対するものでございます。

保護費、保護施設費及び委託事業費に要する県の負担金で県の負担は４分の１でございます。

次に資料５ページをお願いいたします。

項２県補助金、目２民生費県補助金、節１社会福祉費県補助金。

このうち一番上の民生委員・児童委員活動費等交付金につきましては、民生委員、児童委

員の活動費及び市内８地区の会長の活動費、協議会の活動推進費、運営費に対する県の補助分でございます。

竹下徹高齢障害福祉課長

次の重度心身障害者医療助成事業費補助金は、重度心身障害者の医療費自己負担に対する助成事業の県補助金となっております。

月ごとの自己負担総額から500円を控除した額を助成するもので､県の補助率は２分の１となっております。

次の地域生活支援事業費補助金は、国庫補助金のところでも申し上げました補助金でございまして、県の補助率は４分の１以内となっております。

続きまして、６ページをお願いいたします。

款22諸収入、項４受託事業収入、目１受託事業収入、節１民生費受託収入の地域支援事業受託料及び保健福祉事業受託料につきましては、鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険課からの受託料でございまして、地域支援事業として介護予防事業や食の自立事業の一部など、保健福祉事業としては食の自立事業の一部や緊急通報システム事業などを実施することに対する受託料でございます。

次に、７ページを御覧ください。

項６雑入、目４雑入、節４雑入の主なものにつきまして、障害児通園施設介護給付費につきましては、ひかり園の児童発達支援や放課後等デイサービスの療育に支払われる介護給付費でございます。

以上で、歳入に関する説明を終わります。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

続きまして、資料８ページをお願いいたします。

歳出になります。

款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費のうち、節２給料から節４共済費につきましては、健康福祉みらい部長及び地域福祉課、高齢障害福祉課、こども育成課の職員並びに、広域市町村圏組合などへの派遣職員分の人件費でございます。

節７報償費につきましては、避難行動要支援者個別計画作成に伴う謝金、民生委員・児童委員の退任に伴う記念品代、戦没者遺族会への盆供物代等でございます。

節８旅費につきましては、部長その他職員等の研修及び視察に伴う旅費、節14工事請負費につきましては､斎場にあります無縁仏霊安等の屋根防水改修工事に要する分でございます。

次に、資料９ページにわたりますが、節17備品購入費につきましては、福祉避難所用のポータブル蓄電池購入に要する分でございます。

節18負担金、補助及び交付金、この主なものは、遺族連合会補助金につきましては、慰霊祭の開催等に要する補助。

それから社会福祉協議会補助金につきましては、社会福祉協議会の運営補助。

ふれあいのまちづくり事業補助金は、各町区で自宅に閉じこもりがちな高齢者に気軽に集まってもらい食事やレクリエーション、おしゃべりを楽しむサロンの開催。

福祉ボランティアのまちづくり事業補助金につきましては、ボランティア団体に補助を行うことで各種ボランティアの養成に貢献するものでございます。

全日本同和会補助金につきましては、昨年同額を計上しております。

民生委員活動補助金2,127万5,000円につきましては、民生委員・児童委員活動における活動費でございます。

民生委員連絡協議会補助金の442万5,000円は、鳥栖市民生委員児童委員連絡協議会及び８地区の民生委員児童委員協議会の負担金、研修会、自主活動に対する補助でございます。

節27の繰出金につきましては、国民健康保険特別会計職員の人件費及び保険基盤安定や財政安定支援など、国民健康保険特別会計への繰り出し分でございます。

竹下徹高齢障害福祉課長

同じく９ページの目２障害者福祉費につきまして、節１報酬から節４共済費の主なものといたしましては、会計年度任用職員として、ひかり園の指導員４名及び、障害者支援係の窓口等職員４名分の人件費に係るものでございます。

10ページをお願いいたします。

節12委託料の主なものにつきまして、巡回支援専門員派遣事業委託料は、保育所等に発達障害児支援専門員を派遣し、障害の早期発見、早期対応等の支援を行う事業でございます。

４番目の外出介護委託料は、屋外での移動困難者に対して支援を実施するものでございます。

５番目の相談支援事業委託料は障害者や家族の相談に対する必要な情報の提供及び権利擁護のための援助、障害者が地域で安心して生活できるための相談支援事業の業務を委託するものでございます。

次に、日中一時支援事業委託料につきましては、一時的に見守り等が必要な障害のある方に対して、日中の活動の提供や日常訓練を行うための事業を委託するものでございます。

次に、社会福祉会館（身障センター）指定管理委託料につきましては、身障者福祉センターの施設管理及び機能回復訓練、各種講座、更生相談事業を社会福祉協議会へ指定管理により委託するものでございます。

11ページを御覧ください。

節18負担金､補助及び交付金の主なものといたしまして､地域活動支援センター補助金は、身体障害者福祉作業所での創作的活動や生産活動の機会の提供による社会との交流促進及び障害のある方の地域生活支援等に対する運営補助でございます。

下から２番目の福祉タクシー助成金は、身体障害者の１級、２級、療育手帳のＡ、精神の

１級、２級の障害のある方に対しまして、タクシーの基本料金を助成するものでございます。

次に、節19扶助費の主なものにつきまして、重度心身障害者医療費は、身体障害者手帳の１級、２級、療育手帳Ａ、精神障害者保健福祉手帳１級などの重度心身障害者の医療費の自己負担について、500円を差し引いた額を助成するものでございます。

その下、障害者自立支援医療費は、障害の軽減機能回復のための医療費を助成するものでございます。

次の障害児施設給付費は、障害児の通所支援等に係る給付でございます。

次の障害者自立支援給付費は、ホームヘルプ、ショートステイ、施設入所等の介護給付サービス、自立訓練等のサービス利用に係る給付、相談支援、障害者の補装具費などで、個別に支給決定が行われる障害福祉サービスの利用者に対する給付費でございます。

障害者日常生活用具給付等事業費は、地域生活支援事業として自立生活支援用具など、日常生活用具の給付または貸与を行うものでございます。

下から２番目の特別障害者等手当は、心身に重度の障害があるため日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅の障害者に対して、手当を支給するものでございます。

次に、目３老人福祉費でございます。

節１から節４までは、地域支援事業の事業費支弁人件費としての高齢者支援係職員の人件費の一部及び会計年度任用職員３名の人件費に充てるものでございます。

12ページになります。

節７報償費の主なものといたしましては、敬老祝金、80歳、85歳、88歳、99歳、100歳と節目の年齢の高齢者約1,389名に対して支給の見込みでございます。

また、在宅寝たきり老人等介護見舞金につきましては、65歳以上で在宅の寝たきりの高齢者または重度認知症高齢者の介護者を対象に見舞金を支給するものでございます。

次に、節12委託料の主なものにつきましては、第10期高齢者福祉計画策定業務委託料ですけれども、第９期の計画年度が令和３年度から令和５年度となっているため、令和６年度から３年間の第10期計画を策定するための業務委託料でございます。

食の自立支援事業委託料は、おおむね65歳以上の独居老人や高齢夫婦の方で、食事の調理等が困難な方に食事の提供と安否の確認による見守りを行うものでございます。

その下のふれあいネットワーク事業及び緊急通報システム事業の委託料につきましては、在宅独り暮らしの高齢者の安全確保のための事業に係るものでございます。

次に、生活支援体制整備事業委託料につきましては、地域住民の互助による助け合い活動を推進することで地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりをさらに進めるため、令和５年度から社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを増員し、事業の推進を図ってまいりたいと思っております。

次に、介護予防事業委託料でございますが、いきいき健康教室や、ふまねっと教室、ロコ

モーショントレーニング教室などの一般高齢者向けの介護予防教室などの事業のほか、住民主体で取り組む介護予防事業を推進するため、介護予防体操でございます、とすっこ体操に取り組む町区に対し、通いの場立ち上げ支援事業を引き続き実施をいたします。

また、通いの場において認知症高齢者の早期発見、早期対応を図る地域巡回介護予防検診を実施していきます。

また、介護予防活動に従事するボランティアを養成する介護予防サポーター養成講座や、要介護状態に陥る可能性のある高齢者向けの通所型サービス事業である元気が出る学校、元気クラブを継続いたしまして､ボランティア養成と活動の場を同時に整備をしてまいります。

13ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金の主なものにつきまして、鳥栖地区広域市町村圏組合負担金でございます、介護給付費、介護予防事業費、包括支援事業費、事務費などに関する介護保険の負担金でございます。

高齢者福祉乗車券助成金につきましては、75歳以上の高齢者及び70歳から74歳までの運転免許返納者などを対象に市内及び広域で市内を走る路線バスあるいはミニバスの利用について、乗車賃の７割を負担するものでございます。

シルバー人材センター補助金につきましては、シルバー人材センターの運営補助及び事業補助を行うものでございます。

敬老会補助金につきましては、敬老会主催者に対し、75歳以上の高齢者１人につき上限1,500円の補助を行うものでございます。

次に、節19扶助費の主なものといたしましては、老人保護措置費でございます。

65歳以上の高齢者で身体や経済上の理由で、居宅での生活が困難な方の養護老人ホーム入所のための措置費でございます。

次に、目４老人福祉センター費でございます。

節１報酬､節３職員手当等につきましては､会計年度任用職員３名の人件費でございます。

次に、節10需用費の主なものといたしましては、中央老人福祉センター及び若葉まちづくり推進センターの燃料費、光熱水費でございます。

次に、節12委託料です。

施設管理委託料は、中央老人福祉センターの警備、室内清掃管理業務、機械設備等の保守点検に係る経費でございます。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

17ページをお願いいたします。

項３生活保護費、目１生活保護総務費のうち、節１報酬から節４共済費につきましては、生活保護を担当いたします職員及び会計年度任用職員の人件費でございます。

次に、資料18ページをお願いいたします。

節11の役務費の主なものとしては、切手代等の通信運搬費、それから節12委託料の主なものにつきましては、生活困窮者等の家計改善のために行います、家計改善支援業務委託料、それから生活保護受給者の医療費の適正化を図るため、健康診断結果を基に健康管理支援を行う、健康管理支援業務委託料でございます。

次に、目２扶助費、節19につきましては生活保護における、生活扶助や医療扶助等でございます。

続きまして、項５災害救助費、目１災害救助費、節19扶助費につきましては、火災、水害等の災害罹災者に対しまして、見舞金を支給するものでございます。

以上で、令和５年度鳥栖市一般会計予算中、健康福祉みらい部のうち、地域福祉課と高齢障害福祉課分の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

藤田昌隆委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

樋口伸一郎委員

９ページをお願いします。

款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費の、節18負担金、補助及び交付金の中で、最初に社会福祉協議会補助金からお尋ねです。

概要説明は分かったんですけど､2,573万9,000円が社会福祉協議会の補助金として行って、それがどういうふうに動かされるのかっていう内訳をもう少し細かく教えていただきたいです。

いつも通りだと思うんですけど、お答えいただければ。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

社会福祉協議会の運営補助金2,573万9,000円でございます。

これにつきましては、職員７名分の人件費でございます。

今回の人件費分ですけれども、実は前年に比べると減額になっております。

これは、新型コロナウイルスに関連する生活福祉資金特例貸付というのがあっておりましたが､その分の償還が今年１月から始まるようになっておりまして､その償還に対する事務、そういったものに対して、貸付フォローアップ事業というのを国のほうで行うことになっております。

それに対して財源措置が行われますので、その分を減額しておりますので、単年度分の事業費の中の人件費としては昨年に比べたらその分が減額をされております。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

それだけ聞くと、業務が増えて賃金が減ったに聞こえるんですけど、人件費っていうのが主だったけど、その人件費に見合う職務内容にはなってるということですよね。

国の関連で減額されたっちゅうことでしょうけど、そこだけ聞くと仕事はコロナの分があったんで、その分はなかった頃に比べてせないかんくなったと。

でも、それをしながら同じ人数だと人件費自体は減ってると聞こえたんで、整合がつかんように聞こえちゃったんですけど、そこはどうですか、何か御説明できますか。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

人件費につきましては、コロナに関する特例貸付けの対応分については、もちろんコロナが影響を及ぼしてからなってきたんですけど、その前から社会福祉協議会としての福祉部門に対する地域においての業務というのがありますので、そういったものをこれまでやっていく中で、今回そういった業務が新たに加わったものに対しては、国のほうから一定の財源措置が取られたということになります。

従来ベースとなる部分は当然ある中で、業務は増えていっているということになるかと思います。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。分かりました。

それと、外れ過ぎたら御指摘頂ければと思うんですけど。

社会福祉協議会って地域にもあるじゃないですか、社協っていう。それとこのお金って全然関係ないんですか。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

この運営補助金につきましては、職員の人件費でございまして、今樋口委員がおっしゃった、それぞれに地区社協というのがございます。

そこで様々事業等を行っていただいてる分については別の補助金です。

ふれあいのまちづくり事業補助金というのがございますが、各地域でいろんな行事をやってるときに地区社協さんのほうが主体的にやっていただく部分で、別途補助金を出しております。

以上です。

樋口伸一郎委員

そうしたら、そのふれあいのまちづくり事業補助金もその流れでいこうと思ってたんですけど、内訳は分かりますか。

大体どこに幾ら、各地区幾らで計算しますとか、それと主な内容も。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

ふれあいいきいきサロンということで、各地域で皆さんに集まっていただいていろんなイベントや会食をやったりとかそういったものをやる分とかが、１地区当たり10万円、80万円を支出しております。

あと、この事業を行うにも嘱託職員を雇用しておりますので、そこに対する人件費。

あと、コーディネーターというのを配置しておりますので、そういった方が地区に２名。

その方が年間12か月従事されますので、その分の人件費とコーディネーターの研修費。

そういったものを含めたものが、今回上げております771万2,000円となります。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

内訳よく分かりました。

最後に御認識をお聞かせいただきたいんですが､各地区に配分されてる補助金については、妥当性があるとお考えであるか。例えば、この金額じゃあ苦しいんじゃないかとか、各地区ごとに事業をやっていくんですから、圧迫された中でやってるんじゃないかとか、あるいはもうこの金額では十分なものと考えてあるのか、その辺のお考えを聞かせていただきたい。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

補助金の支出に当たりましては、社会福祉協議会のほうとも協議等しながら毎年予算立てをしております。

実際にいろんな事業をやっていく中で、現場サイドとしては、例えば人件費の単価とかそういったものに対する御要望といいますか、そういったのはあるのかもしれません。

ただ、ほかの事業とのバランス等もございますので、現状の中で工夫をしながらやっていってほしい、またやっていこうというところで、これまで長く現場サイドのほうで頑張っていただいてるところでございます。

現状としてはこういった形で今後も引き続き取組を行っていただきたいというふうに思っております。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

今おっしゃったんですけど、地域とも話しながら予算立てにはつながってる部分があるっていうふうに聞こえたので、やっぱり市の社協さんとは別に、地区の社協さんとも、機会はあるでしょうから、いろんなところで実態というか現状をお聞きしながら、そういうふうな予算に伴う事業っていうのは――何でかというと、コーディネーターさんも今なかなかいないような状況で、もうこの先どうしようかって、降りられる方を降ろさないような状態で進んでいる実態もあるので、そこが過度な負担にならんようにっていうところです。

かといって、過度な予算をつけ過ぎてもあれなので、やっぱり地域との協議が必要かなと

思ってお尋ねしましたんで、お答えどおり地域とも連携しながら取り組んでいただければと思います。

同じ項目で、民生委員活動補助金2,127万5,000円。

こちらについて、市内の民生委員の人数。

聞きたいのは、前年度より減ってるか増えてるのか、民生委員さん自体がちゃんと確保できてるのかっていうのが気になってるので、まず人数に関することを１点。

それと、この予算に関しては昨年度と比べてどうなってるのかっていうのを２点目に。

一括して教えてください。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

民生委員・児童委員でございますけれども、昨年の12月１日をもって改選を迎えております。

従前の11月までであれば、鳥栖市内の世帯数に応じて鳥栖市に割り振られた民生委員の定数は152人でございました。

それが、その後世帯数が増えたということもあって、昨年12月１日の改選では定数が159人。

要は、７名定数が増えております。

今の充足率でございますが、159人の137人でございます。

要は、定数割れしている状況でございますので、この分につきましては、各地区の区長さん方のほうに民生委員さんの御推薦等についてお願いをしているような状況でございます。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

予算自体は159名分ということですか。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

はい。

定数が増えておりますので、その分は昨年と比べますと予算額は増額をしております。

以上です。

樋口伸一郎委員

これも同様ですけど、やっぱりこの民生委員さんに関しても、実務の状況と地域の状況。

それぞれその場その場で満たされてるエリアもあれば､欠けてるエリアもあると思うんで、これも同様に内定の方がいないと成り立っていかない。

お金をきちんとつけていただいてるんで、実務の内容を地域の連携であったり、協議であったり、あるいは必要に応じてはお金に関する検討も必要なのかなと思いますので、その辺はお金とかに限らず、ぜひ地域の実情を把握されながら今後につなげていっていただければ

と思います。

終わります。

成冨牧男委員

これ、樋口委員が言ったからじゃなくて、私もちょっとお尋ねしようと思ってました。

民生委員の件です。

欠員状況は今お伺いしました。

それと、今民生委員の定年みたいな……、例えば初めてお願いするときには何歳までとか、過去いろいろ試行錯誤があったと思いますけど。

現状は、新規でなられる場合、それから引き続きなられる場合、そういう制約というか年齢の上限などはあるのかどうか、それをお聞きしたいのと、現状は先ほど言われたように定員割れの状態なんですよね。

これは私見ですけど、民生委員さんの基本的な活動以外に、例えば、民生委員さんって言うけれども、今は民生委員・児童委員やから、児童委員もせないかんとよと。

学校とか保育所とか幼稚園とかからいろいろ御案内が来れば、そこにも行ってとか、何か段々子供の――これは必要じゃないっていう意味で言ってるんじゃないですよ。

子供の通園、通学のどうこうとか安全確保のためのことも結構やられてる。

どんどんどんどん民生委員・児童委員の名の下に業務が増えている。

それと、地域でとか言われてる、それもまたプレッシャーになって、それを拒めない。

仕方ないですね、という形も含めて、そういうのが重みになってるんじゃないかと個人的には思います。

この状況をどういうふうにしたら解消できるのか、そこのところまとめてお願いします。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

まず年齢の要件でございますけれども、国が民生委員法等で出し示しているのは、75歳までの方にお声かけをするようなことでアナウンスをしております。

けれども、実際問題、定年年齢が上がっていったりとか、75歳であってもまだまだ元気な方もいらっしゃるし、地域のほうで時間がある、リタイア組の方もそうそういらっしゃらないということで、お元気な高齢の方もたくさんいらっしゃるということで、75歳とか一定お示しをしておりますけれども、そこにこだわらず、意欲があって、地域のこの方にぜひお願いしたいという方がいらっしゃれば推薦をしていただき、それを県を通じて国のほうにお伝えをしながら委嘱をしていくというような形でやっております。

ですので、今80歳代の方も数名いらっしゃいます。

60代とか70代の方がこの137名の大半でございますので、御本人さんたちも、そんなに年寄り扱いするなとか。

民生委員の皆さんって本当に意識が高くて、地域のためにやっていただく方で70歳になっ

ててもまだまだ元気ばりばりという方も数多くいらっしゃいます。

大変心強く思っております。

あと、民生委員・児童委員の負担が非常に増えていってるんじゃないかという成冨委員のお話でございます。

それこそ、今回一斉改選で137名の推薦をいただく際に、地域のほうからもなかなか年々厳しいと、実際活動している皆さん方からも、そういった意見が正直多少なりとも出ております。

それについては、民生委員活動を今後皆さん方がやっていく中で、３年後また改選を迎えますので、そのときにそういった候補者の推薦とかがよりスムーズに行くように、活動の在り方について考えていかないかんですよね、という話を民生委員さんたちの中でもお話があっておりますし、事務局のほうでもそういった話を投げかけて、今、会長さんたちの集まりとかにもお邪魔させていただいて、ちょっと今後そういう話もさせてくださいと。

そうせんと３年後、また推薦をお願いするときに地区は困られますと、ましてや活動してる皆さん方も困らっしゃるけんがということで、話をしていきましょうとかいう話はしていっております。

活動そのものが､何とか皆さんで順調にできるように､そういった環境整備っちゅうのも、事務局も汗をかいていかんといけないと思っておりますし、そういった投げかけもしていかないといけないというふうに思っております。

以上です。

成冨牧男委員

いろいろな役割を持ってあるのは、それこそ地域、地域で実情も違うし、するなとも言えませんよね。

樋口委員からもちょっと言われましたけど、手当の問題。

今まで私が質問した中で返ってくるのは、いやいやこれは名誉職だから、もらってされるもんかっていう空気が、声が強い。

で、言われてましたけど、例えば、パートタイムとか実際働いておられる方が、民生委員についておられるケースもあるでしょう。

その方は、例えば月に何回か、いわゆる高齢者の独居世帯の訪問とかやられると思いますけど、そういうのをせないかんって使命感があるんで。

そうすると、月給制やったらいいけど、その日のパート分のお金が丸々入らんごとなるわけですよね。だけどちゃんとしてあるわけですよね。

そういう人たちのことも考えると、ある一定程度の名誉職やけんお金やらっていう人たちを説き伏せてでも、定着してもらうためにはそういうのも必要じゃないかなと。

私がいつも言いよるのは、今はいろいろ制度が変わりましたけど、区長さんと嘱託員さん

っていうこっちの肩書が区長でこっちが嘱託員さんて。

だからこれも同じように、片一方に民生委員さん、片一方の肩書は、例えば福祉相談員さんとかそういう名称をつけて月１万円くらい出すとか、何かいろいろ考えられるんじゃないかと。

もちろんそこそこの合意がないことには始まらないけど、と思ってるんですけど、いかがでしょうか。

それだけ聞いて終わります。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

もともと民生委員法上で、民生委員に対しての給与とか報酬については支給できないことになっておりますので、今お渡してるのは活動費ということです。

いわゆる活動する際に、例えば連絡を取るために携帯を使ったりとか、移動するためにガソリンを使ったりもされてるということもあって、国はそういった意味で活動費ということで財源措置をしております。

ただ、それは全国一律的なものであって、鳥栖市の場合にはそれだけでは十分ではないというなことで、市費の中で若干上乗せした形で支給しているのが現状でございます。

その金額については、以前からちょっと少ないんじゃないかとかいう声も上がっておりますし、現場サイドからも上がっておりますが、私どもとしては、国がそういった活動費という形で示したものに市費を上乗せした形でお支払いをしております。

その中で、十分じゃないのかもしれませんけれども、御理解いただいて活動していただきたいという話をすると、中には成冨委員がおっしゃるように、いやいや自分たちはもらうつもりはないと。

もうそういうことなくしてやりたいんだっておっしゃる方もいらっしゃるのも事実です。

中には、もうちょっとどげんかならんねっていう方もいらっしゃいますけど、いわゆる増額については、本市については今の現行水準であれば県内でも上位のほうで支給している現状もございますので、見直しについては今のところ考えておりませんというようなお答えをさせていただいております。

以上です。

成冨牧男委員

今いみじくも言われたように、厚労省がやってるのは、他の手当なんか出したらいかん、出すべきじゃないという見解と言われたんでしょう。（「給料とか報酬ということはですね」と呼ぶ者あり）だから、あえて私が例に出した区長さんと嘱託員さん。別の人に別の役を与えてるんですよ。

だから、民生委員さんにやってるわけじゃないんですよ。

福祉相談員とかいう名称を――役所はそがん名称をつくるのは得意でしょう。

本当にやらないかんと思ったら、そういうことも今後考えていただきたいなということです。

藤田昌隆委員長

今違う肩書をつけてと出たんやけど、福祉相談員という名目をつけたからにはその仕事をしてもらわないかんわけよ。

だから、そう簡単にこっちとこっちをつければお金が出るでしょうという問題じゃないような気がするし。

それと一つは、民生委員で活動費っていうけど、その内訳。

例えばガソリン代が出るとか、携帯。

それだけじゃなくて、例えば、昼間いなかったりするんで夜行ったり……、その辺の内訳はどこまで出てるわけ。その活動費の積算。

民生委員の方の活動費の項目はどういうものがあるんですかね。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

具体的に、ガソリン代が幾ら、電話代が幾ら、あと何が幾ら、その積み上げが現在支給しております。月額１万1,100円とかってことじゃなくて。

国が示した活動費が、確か６万9,000円ぐらいあるんですけど、それじゃあ到底不足するということで、県内の他市の状況等も見ながら結果的にそこに上乗せする形で、現在本市では１万1,100円を月額支給をしております。

藤田昌隆委員長

６万9,000円幾らじゃなくて？

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

だから、国は財政措置としてはたしか６万9,000円だったと思うんですけど、でも鳥栖市としては月額１万1,100円払ってますので、年間で13万3,200円ということをしております。

確かに、現役といいますかお勤めしながらやっていらっしゃる方もいらっしゃるし、中には仕事を休んでとか、自分で有給休暇を使っていらっしゃる方も確かにいらっしゃると思うんですけど、そういった活動等についても、極力各地区の民生委員協議会の中で、自分たちでこういった活動をやっていこうとか、いろんなことをやっていただいております。

もちろん地域に戻れば、民生委員ですので24時間365日対応しなきゃいけないようなこともあるので、そういった場合も出てくるでしょうけど、我々としては、この月額で十分じゃないかもしれませんけれども、活動費ということで御理解いただいた上で活動していただいているという認識でございます。

藤田昌隆委員長

民生委員になられた方は、その辺もきちんと織り込み済みでなられているということですよね。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

御就任いただくときに説明をさせていただく資料の中で、活動費については１万1,100円ございますというようなことはお知らせをしながらやらせていただいております。

藤田昌隆委員長

分かりました。

永江ゆき委員

私も民生委員さんの話をよく聞くんですけど、今の民生委員さんは、おっしゃったように、ボランティアだからって言われるんですよね。

ただ、後の人たちが続かないっていうか、実際それじゃあ生活ができないということで、それを担う人たちが育ってないというか、育つ傾向にないっていうか、離れていってる状況ではありますけど、その辺はどう考えられますか。

民生委員さんの仕事って、本当に大事な仕事だと思うんです。

区長さんたちも民生委員に聞けばいいっていうぐらい、隅々まで知ってある方は知ってあります。

いろいろいらっしゃるとは思いますけど、結構アウトリーチっていうか、あそこにこういう人がいらっしゃるっていうのを把握してあるのはやっぱり民生委員さんだと思うんですよね。

だから市でも把握できないことも把握してある、すごく重要なポジションだと思います。

けれども、これではなかなか次が育たないのかなって――さっきおっしゃったように70代後半でも元気な方が今はいらっしゃるけれど、その先を考えないといけないと思いますが、その先のことはどういうふうに考えられますか。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

ですので、先日から地区の会長会とかに出向いていく中で、今、永江委員がおっしゃったようなことがもう現に目の前にあると。

だから、そういった若い方にいかに関心を持っていただいて関わっていただけるのかとか、そういったことを考えたときに、いろんな会議なりイベント事業の進め方もそうですけれども、ちょっと考えていく必要があるんじゃないかと。

そこを私どもが一応事務局でおりますけれども、私どものほうからこうしてください、ああしてくださいじゃなくて、あくまでも鳥栖市の民生委員協議会の皆さん、また地区の協議会単位でやられております、３つの専門部会とかも設けながら御自身たちでいろんなことを決めてやっていただいてます。

ですから、そういう会合等の中で自発的にそういった検討なり何なりをしていただくような時期にもう来てるんじゃないですかね、みたいなことは事務局サイドとしてもお伝えをし、会長クラスでもそうねと、そういったことも改善をして、次の３年後に向けてしてないと、

次は今以上に厳しくなるよねというようなことの話はあっております。

以上です。

藤田昌隆委員長

国の法改正っていうか、国の考えを変えんことには問題解決もしないし、それとこれは民生委員だけじゃなくて区長もそうよね。

今もう75歳まで仕事しろっちゅうことを言われよるけん。

だから、町に対して貢献する人の仕組みを考えるには、やっぱり国が、特に民生委員はそこから考えないかんと思うんやけどね。

しかし、国を変えるにはやっぱり市から――下からずっと上げていかんと変わりませんから。

ぜひ声を出して、上に対して私は言うべきだと思います。

以上です。

成冨牧男委員

先ほどから出てる六万幾らの民生委員活動補助金は、個人に渡っていると思っていいんでしょうか。

それと、民生委員連絡協議会っちゅうのは、地区民協があるじゃないですか、そこの幹部の人たちの協議会ですか。それとも全部集まるんですか。そこんところを。

そしてそこは主にどういう活動をされて、どういう役割を担ってあるのか。

言いたいのは、さっき出た、例えば１回出たら500円とか、そこそこの地区民協でそういう規定を持ってあるところもひょっとしたらあるんじゃないかと。

そこんところをちょっと尋ねたくて。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

まずこの民生委員連絡協議会でございますが、ここについては、先ほど申し上げました定数159人の全体の協議会――鳥栖市全体の協議会の中に８つの地区がございまして、会長さんがいらっしゃって、世帯数に応じて民生委員さんがいらっしゃいますから、そこに対して１地区当たり35万円の運営補助金をお渡しをしております。

あと、鳥栖市民協としていろんな研修会に行ったり、研修会を開いたり、いろんな事業に要する費用、そういったものを全部ひっくるめて、鳥栖市の民生委員連絡協議会として、442万5,000円の補助金を支出していると。

あと、先ほどから話しております活動費１万1,100円につきまして、個人支給なのかというようなことについては、それぞれの８つの地区民児協のほうに所属する人数分の活動費をお支払いしておりますので、その地区ごとにいろんな行事とか研修会とか様々開催されておりますので、そこの中で、そういったものの捻出等をしながら、最後はその地区の中で活動費については整理をされていらっしゃるというふうに認識をしております。

以上です。

成冨牧男委員

特に１人当たり幾らっちゅうふうに決まっとるわけじゃないとでしょう。今の活動補助金。

別の言い方をすると、その人に六万幾らやらないかんっていう筋合いのお金じゃないということでいいですか。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

活動補助金はあくまでも団体の運営補助金でございますので、前段でお話ししました民生委員活動補助金の１万1,100円はあくまでも１人当たり月額１万1,100円お渡しするもの。

それとは別に団体の運営をするための補助金が442万5,000円ということになります。

成冨牧男委員

私誤解してましたけど、１万1,100円って言われた金額は、本来一人一人の民生委員に行くべきお金っていうことの理解でいいですか。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

行くべきといいますか、お一人当たり月額１万1,100円の12か月分を当該地区民児協のほうにお渡しをしているというのが現状でございます。

成冨牧男委員

今言われているのは、積算根拠としてそういうふうにしてやっていると。

あとはそこで、あんたの分よって一人一人に渡しよるかもしれんし、プールしてみんなで使うねってしよるかもしれん。

それはそこそこにお任せしてるよっていう理解でいいですか。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

はい。

樋口伸一郎委員

要は、お一人の方に一万幾ら入ってないところもあるということですね。

そこは地区毎の裁量になろうけんが、プールしたお金を活動費に使ってて、１人頭にはお金が入ってないというところもありますよね。

そういう話は聞いたことあるので、それを踏まえてですが、そのお金の部分も今後検討の余地はあるかもしれんですけど、今一番問題なのは鳥栖市として補充しとくべき理想の数に至ってないというところじゃないですか。

159人がマックスですけど、そこに至ってないところもどうしていくかと、予算を立ててるんですから。

今は担い手に関しても推薦ていうような状況で、地域の誰か顔の広い方が探してきて、この人どうみたいな流れがあるんですよね。

委員長も言われたように民生法自体に問題があるかもしれんけど、そこを上げながらでも、

欠員が出てる部分というのはどうにか地域と協議しながらしていかないといけないからですよ。

例えば、募集してくるようなもんじゃないかもしれんけど、誰か顔の広い人が推薦する形ももちろんあって、そのほかにも意欲がある方がなれるような柔軟な環境を鳥栖は持っていったほうがいいんじゃないかなと思うんですよ。

そういうのは駄目だという地域もあるかもしれんけん、そうやって募集をすることによって自分がやってみたいっていう方を受け入れるような環境に関して協議、検討とかもそれぞれの地域としてほしいと。

どなたかに推薦をしてくださいと言ったらその人の負担にもなるわけですから、そういう検討もぜひ含めてやっていただきたいと思います。

今すぐにお金を工面するわけでもないんで、ぜひやっていただきたいと思うんですけど、どうですか。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

確かに区長さんに対する負担がすごく大きいということは従前から言われておりますので、我々としては区長さんがお一人で探すんじゃなくて、地区の役員さん、班長さん、皆さんで、この地域にふさわしいといいますか、ここで頑張っていただける方をぜひ御紹介くださいと。

で、委嘱するに当たっては、推薦会というのを開催をして、そこで書類を上に上げていく形になります。

その地域の中で相談を受けたら活動していくわけですから、一応地域に精通してる方じゃないと――公募というのも、地域内での公募とか地域外の公募とかやり方はあると思うんですけど、そういったものに対して、地域のほうでも全く知らない方が突然手を上げられても区長さんと民生委員さんって本当に密接な関係がありますので、区長さんの承諾等もなしにやるというのもちょっとまたそれはそれでいろんな問題もあるという認識をしております。

ただ現状、充足できてない中で、じゃあどうやっていくのかっていう部分については、今樋口議員がおっしゃったような公募も一つの方向でありましょうけれども、どういった方法が一番その地域のためにいいのかというところを、事務局からとかの押しつけではなくて、ぜひ民生委員さんが自ら活動していく中で、どうやったら自分たちの活動がよりやりやすいやろうかということをぜひ話をしていってほしい。それに対して事務局も協力をしたい。

ちなみに昨年12月の改選のときには、我々も区長さんから、今話をしてるんだけど最後の返事はもらえんけんということで、お前どんも来てくれんかって言われて、３回かな？行って、何とか御承諾いただけたケースもありますし、１回オーケーもらったけど、ちょっと都合があって駄目なこともありましたけど、事務局も当然汗をかきますよと、何も全て区長さんにお願いしてるわけじゃあないですよっていうようなことで、そういう話をさせていただいております。

藤田昌隆委員長

今の話を聞くと、区長さんが任命権っていうか、それに近いところを持ってあるのかなっちゅうふうに聞こえたんやけど。

それは区長がどうのこうのじゃないやろうもん。

区長は推薦権も任命権も何も持たんはずやし、例えば柚比地区だと柚比のいろんな総会とかそういうのに諮って、民生委員を出すという形がベストだと思うんやけど、どうも今話聞くと、区長さんがどうのこうのって言うんやけど、それは違うやろうって。

区長には何の権限もない。

区長が地元から探して、この人はいいやろうか、いいやろうって、それをみんなに諮って、それからじゃないと？何かおかしいよねって。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

地域の世帯数に応じて定数を割り振っておりますので、そこから上がってくる人材については、区長さんのお名前でこの方を推薦したいということで上げていただいておりますけれども、果たしてそれが、区長さん個人の思いで出されたものなのか、町区内での総意といいますか皆さんで合意形成されてるのかというのは、正直分からないところがありますが、我々としては、地域で活動していただくためには、少なくとも区長さんには知っとってもらわんと、知らない中で様々活動して、いろんな個人情報も取りますんで……

藤田昌隆委員長

それは分かる。

それは分かるけど、区長があなたは駄目とかあなたがいいとかその権限はないはずですよということ。

区長さんと密接にせないかんのは分かった。

でも密接にせないかんのは区長だけじゃないやん。組長とか班長とかおるやん。

そんなんたちの合意の下でせんと――実際にあったわけよ、切ったやつが。くそみたいなやつが。

そういうことで、区長が最終権限を持ってるはずはないと。

区長と連携を取っていかないけんというのは分かるんやけど、区長にそこまでの任命権はないということです。

以上。

樋口伸一郎委員

今、次長がおっしゃったように、どういうふうな募集をしたら集まるかっていうところを――手続上はやっぱり区長さんのあれが要ると思いますよ。

ですから、そこは否定するもんじゃなくて、ただ、実状は区長さんがもうネタ切れ起こしとる状態なんですよ。

区長さんといえば、地域でも自分の町を全部知ってるぐらいの方がなられてるので、もう当たられる方当たってしまってネタ切れ起こしとる状態やけんが、もちろん区長さんが事前に会って、その町にふさわしい方かっていう面接も必要かもしれんけど、何ができるのか、不足人数を確保するためにも民生委員会全部で話してもいいわけでしょう。

あの人やったら、地域の事もよく出てあるからというところで、そうやってみんなでそういう妥当性のある人を探せるような環境をより柔軟に――さっき働きかけていくっておっしゃってたので、そこをずっとおっしゃっていただいて、鳥栖市としては、努力はしてるけれど現状欠員が出ているっていうのを、上の機関に、そういう協議をする機会があればぜひ伝えてほしいと思ってます。

よろしくお願いします。

飛松妙子委員

１点教えていただきたいのが、５ページの社会福祉県補助金。

前年度と今年度の予算が4,850万円くらい減ってるんですが、これはどこの分が減ってて、県の補助金が出なくなったのか、それとも予算自体が減ったのか教えていただけますか。

竹下徹高齢障害福祉課長

これは、地域医療介護総合確保基金事業というやつで、今年轟木町に造ってるグループホームの補助金が、来年度については手を挙げたところがなかったということで、約4,900万円前年度よりも減っております。

以上です。

飛松妙子委員

分かりました、ありがとうございます。

それと予算書の104ページのところに障害者自動車運転免許取得事業補助金と自動車改造費補助金30万円があるんですが、まず、推移はどんな感じですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

一応それぞれ10万円ずつ４人分と３人分を上げております。

自動車運転免許取得事業補助金については、今年度見込みが４人の40万円です。

令和５年度についても同額を計上しております。

それから、自動車改造費補助金につきましては、令和４年はゼロでした。

10万円の３人で30万円を、今年度については計上いたしております。

以上です。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

ということは、改造費補助金がゼロということは身体障害者の方で改造しなくてはいけない方がいらっしゃらなかったということだったと思います。

以前にも一般質問等で質問したことがあるんですが、身体障害者の方で、運転免許を取る場合に、通常の自動車学校にある自動車では、教習所の運転ができない方がいらっしゃいますので、その方がどこで教習を受けることができるかといったら、実は佐賀県の中で受け入れてくれるところがほぼなくて、自動車自体がなくて。

じゃあ、どうやって受けてるかっていうと、佐賀県の補助金……、どこか民間の補助金かな、それを活用して改造車を造ってあげて10万円で貸出しをしてるっていうＮＰＯの方がいらっしゃるんですよ。

それを通してじゃないと持ち込んで運転免許を取ることができない。

私も電話したことあるんですけど、県内の自動車学校にこういう方がいらっしゃってと言ったら、何ておっしゃったかといったら、自動車を持ち込んでいただければいいんですけどって。

ただ、うちには階段があるのでそこが登れないと駄目ですとか、バリアフリーにもなってないし、自動車を持ち込んでくださいって。

もしそのＮＰＯがなければ、その方は車を買って改造して持ち込まないといけない。

運転免許を持ってないのに、自動車を持ち込まないといけないっていう、そういうちょっと差別といいますか、平等じゃない公平じゃないという状況があるっていうところがあってですね。

それがあるからＮＰＯの方が支援をしてくださってると思うんですが、それでも借りるのに10万円必要なわけですよね。

鳥栖市がここに計上していただいているのは、免許を取った後に車を改造して購入した場合に10万円補助してあげますっていう内容ですので、できたらここの公平性というか、まずは運転免許を取れるっていうところで、何とか今後貸出しに10万円を補助できるような仕組みを取っていただかないと。

自動車改造補助金、今回は令和４年度は０人ということだったんですが、なかなか身体障害を持った方が運転免許を取るのは難しい状況じゃないかなっていうのを感じますので、ここはぜひ御検討いただければなと思います。

答弁できないと思いますので、意見、要望だけ申し上げさせていただきます。

以上です。

藤田昌隆委員長

審査の途中ですが、本日の審査はこれで中断して明日の朝10時から始めます。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

藤田昌隆委員長

本日はこれをもって散会いたします。

午後５時13分散会

令和５年３月３日（金）

1　出席委員氏名

委員長　藤田昌隆

副委員長　中川原豊志

委員　成冨牧男

委員　飛松妙子

委員　永江ゆき

委員　樋口伸一郎

委員　田村弘子

2　欠席委員氏名

なし

3　説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長　古賀達也

健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長　鹿毛晃之

地域福祉課参事　天野昭子

地域福祉課長補佐兼地域福祉係長　岡本澄久

地域福祉課長補佐兼生活支援係長　豊増秀文

高齢障害福祉課長　竹下徹

高齢障害福祉課長補佐兼高齢者支援係長　犬丸喜代子

高齢障害福祉課長補佐兼障害者支援係長兼障害児通園施設園長　下川有美

こども育成課長　林康司

こども育成課保育幼稚園係長　脇友紀子

こども育成課子育て支援係長　野中潤二

こども育成課鳥栖いづみ園長　豊住佐知子

健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼

保健センター所長　名和麻美

健康増進課保健予防係長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策係長　井ノ上克子

健康増進課健康づくり係長　森岡裕子

4　出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査　松雪望

5　日程

健康福祉みらい部（地域福祉課、高齢障害福祉課）審査

議案乙第９号令和５年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第９号鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

健康福祉みらい部（こども育成課、健康増進課）審査

議案乙第３号令和４年度鳥栖市一般会計補正予算（第９号）

議案乙第９号令和５年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第７号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案甲第８号鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

6　傍聴者

なし

7　その他

なし

午前10時開会

藤田昌隆委員長

本日の文教厚生常任委員会を開きます。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

健康福祉みらい部（地域福祉課、高齢障害福祉課）

議案乙第９号令和５年度鳥栖市一般会計予算

藤田昌隆委員長

昨日に続いて、審査を続行いたします。

竹下徹高齢障害福祉課長

昨日確認するって申しておりました件について、御報告をさせていただきます。

まず１点目ですけれども、障害児のサービスを受ける際に保健センターの意見等で受けることができないかっていう御質問ですけれども、おっしゃっていたとおり、制度上は診断書とか検査結果等の書類がなくても、保健センターの紹介があれば受け付けることができるようにはなっております。

ただ、子供さんの療育に関して、どういった療育をするのが適当かっていう客観的な資料として、診断書なり検査結果っていうのをつけてもらうようにはしておりますので、結果的にそういった紹介のみでの決定っていうのが非常に少ない状態っていうことではございます。

ただ制度上、おっしゃってたように紹介のみでのサービスの決定もできるというふうにはなってございます。

それから、保育所等の巡回支援に関しては、中学校も一応対象として利用ができるというふうな形になっております。

以上です。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

保健センターの意見等でも支援を受けることができるという点なんですが、診断書がなくても支援を受けれるようになぜされたかっていうところですよね。

一つは、診断書を頂くのに物すごく時間がかかる。

病院の先生に面談することすら何か月も待つとかいう状況の中、一刻も早く療育とか支援が受けられる体制に持っていこうっていうことが背景にはあると思います。

また、私自身も鳥栖市の方々から御要望頂いて、うちの国会議員と面談をしてもらって、国のほうにもその辺りをきちんと確認して答弁をもらった上で、発言させていただいておりますので、そういう方々がいたときに診断書がないと駄目ですよじゃなくて、まずはどういう支援が受けられるのかっていうところからしっかりと寄り添って、一刻も早く療育を受けたほうが、その子たちが育っていく過程ではとても重要なことですし、また、御家族の方にとっては、とても不安なことから解放される唯一の手がかりでもあると思いますので、その辺りは支援の充実をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

藤田昌隆委員長

ほかに。

中川原豊志委員

おはようございます。

早速資料頂いてますんで、その件についてお聞きいたします。

2ページの委託料の中の介護予防事業委託料2,256万7,000円。

事業の内訳といいますか、資料もございますが、内容について改めてお教え願いたいと思います。

よろしくお願いします。

竹下徹高齢障害福祉課長

今日追加資料でお示しさせていただいているとおり、要介護状態にならないようにということで介護予防っていうことで、様々な介護予防事業の実施を予定しております。

いきいき健康教室、ふまねっと教室、ロコモーショントレーニング教室、ＴＯＳＵＳＨＩ音楽サロン、通いの場立上げ支援、介護予防サポーター養成講座、地域巡回介護予防健診、元気が出る学校、元気クラブということで、９種類ほどのメニューを用意させていただいております。

予算的に前年度と大きく変わった点が、地域巡回介護予防健診と元気が出る学校でございますけれども､地域巡回介護予防健診事業については､昨年度は全町区回ろうということで、76回分を計上してたんですけれども、どうしても各町との調整がつかなかったり、コロナの状況もあったりで、現実的ではなかったっていうところで、今回47回分ということで、当初予算を計上させていただいております。

それから、元気が出る学校につきましても、令和４年度については令和３年度からのコロナでかなり状態が落ちてる方がいらっしゃるんじゃないかっていうところで、昨年度は４か月分をプラスして計画をしてたんですけれども、思ってたほど集まりがなかったっていうことで、前回の令和３年度並みで令和５年度については、計上させていただいているところでございます。

以上です。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

いろんな事業をされておりまして、それぞれ介護予防につながってるから。

担当課レベルでいいんで、事業の効果的なものはどの程度見込まれたのかな。

ある程度参加者も増えてきて、効果があったものだというふうに判断していいものか、担当課レベルで構いませんので、感想だけ。

竹下徹高齢障害福祉課長

それぞれ特徴的な内容で教室を行っておりまして、参加された方については、それなりの効果があったんじゃないかなと思っておりますけれども、課題としては来られる方が決まってるっていいますか、同じ人がいろんな教室に参加されてるとか、なかなか広がりが少ないっていいますか、そういったところはあるかなっていうところは思ってます。

こういった教室に参加されることで、介護予防につながってるっていうのは間違いないところだとは思ってます。

以上です。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

参加される方が偏るというのはどこの場所でもあるのかなと思いますが、ぜひ継続して多くの方に参加していただくように再度頑張っていただきたいな。

また、この内容と、広域の介護保険組合の方でやってる事業もあると思うんですね。

その辺の連携を密にして、多くの方にそういう介護予防につながるようなことに参加していただくように改めて努力していただきますようお願いします。

以上です。

それと、次の質問よろしいですか。

委託料の食の自立支援事業。

先般もちょっと話をしましたけれども、前回の定例会の折に真心と健翔会やったかな、のほうから物価高騰等のこともあって費用の面とか、または点数制度のところの見直しをしていただきたいという要望が出ておりまして、執行部のほうからは、新年度に向けて取り組んでいくような回答があったと思いますんで、それがどういうふうに反映されてるのかちょっと教えていただきたいと思います。

竹下徹高齢障害福祉課長

食の自立支援事業につきましては､今年度は２社会福祉法人に委託する委託料としまして、１食当たり20円増額しまして420円掛ける５万8,000食ということで、予算を計上させていただいております。

個人負担分については、40円アップっていう試算をしておったんですけれども、その分につきましては、今ちょっと保留状態になっておりまして、４月からは今までどおり個人負担400円でスタートと考えております。

それから、食数の関係ですけれどもアセスメントの内容を各包括のケアマネさんとかとも協議をして、必要な食数が適正に反映されるようなアセスメント表に見直しを図っているところでございます。

以上です。

中川原豊志委員

物価高騰等については、１食20円ほど委託料を上げたというふうなことで、20円増やしたこととアセスメントの見直しを今やってるというのは、要望があった事業所さんのほうと協議をして、もう納得いただいてるということでよろしいですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

委託業者さんのほうにはその旨説明をして、一応御了解をいただいております。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

成冨牧男委員

ちょっと大事なところなんで。

さっきアセスの見直しって言われたと思うんですけど、それはどっちなんですか。

適正かという言葉を使われたと思うけど、結果増やすっていうことですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

そうですね。食数が増えるような方向での改正というか、見直しをしております。

成冨牧男委員

ありがとうございました。

藤田昌隆委員長

さっきの介護予防事業委託料、いきいき健康教室とか、ふまねっと、ロコモーションとかあるんですが、これは各地区の公民館で週に１回とか週２回とかやったりしてるんですが、例えば、ロコモーショントレーニング教室でもある程度きちんとした人じゃないと、逆にそれをすることによって骨が折れたり、首がどうのこうのって、要するにどれも専門性が必要なんですよね。

年間これだけしていて当初で200万円とか160万円で何ができるんかなと。

逆にちょっと内容のレベルを上げないといかんのじゃないかなっちゅう感じをしたんで、指導されてるのは、ある程度免許を持った人とか、そういう専門性にたけてる人かどうかちょっとお聞きしたい。

竹下徹高齢障害福祉課長

こちらの事業はそれぞれ専門の業者に委託をしておりますけれども、業者のほうは、看護師とか作業療法士とか、そういった専門の資格を持った方を派遣していただいて、最初に本人さんの状態とかを確認して、講話とか来ていただいた後に実際の運動だったりっていうふうなことで、安全を確保した上で実施をしていただいているところでございます。

以上です。

藤田昌隆委員長

さっき、中川原議員の質問に対して効果があるんじゃないかというふうなお答えがあったんで、逆にこの金額で――委託をしている先が作業療法士だって、病院にいながら公民館に行ったりするわけでしょう。

だから、果たして満足というか――委託先がボランティア精神でされてるならあれでしょうけど、そんな暇な人は病院内にはいないだろうし、しかも痴呆とか……。

少々の予防とかどうのこうのやったら、本当にそれなりにはまってもらわないとできませんからね。

だからこんなもんでいいのか、ある程度絞り込んで、お金をこの範囲内でしたほうがいいんじゃないかと、そういう老婆心というか、そういう感じが受けたんで、その辺の検討も必要性があると思うし、委託先ともう一回相談した上で予算を上げないかんなら上げてでもしたほうがいいんじゃないかなと思ったからでございます。

竹下課長、その辺についてどこかほかにお金出してる先がある？ないやろう。

竹下徹高齢障害福祉課長

業者選定に当たっては、プロポーザルを実施しまして、単に価格だけではなくて内容も見させていただいて業者決定をしていただいてます。

どういった事業がより効果的なのかっていうところ、絞ったほうがいいのか、いろいろもっとしたほうがいいのかその辺については、委員長がおっしゃるように検討を今後していきたいと思います。

藤田昌隆委員長

どっちみち金を使うなら数だけじゃなくて、絞り込んで質の高いものにしたほうがいいんじゃないかなと思いましたので、要望として上げておきます。

田村弘子委員

13ページの上から４番目に高齢者福祉乗車券助成金っていうのがあるんですけれども、前年度よりちょっと減額されてるような気がするんですが、理由と利用の状況を教えてください。

竹下徹高齢障害福祉課長

高齢者福祉乗車券助成金につきましては、令和５年度で840万円を計上させていただいておりますけれども、令和４年度の見込みが649万9,993円ということで、約650万円の見込みとな

っております。

推移としては、令和元年度が780万円で、２年度が619万8,000円、それから３年度が590万円ということで徐々に減ってきてたんですけれども、今年度少し回復してるっていうところで、来年度についても、もうちょっとコロナの関係もありますけど、増えてくるのかなというところで840万円という見込みで予算を計上しております。

田村弘子委員

令和２年、令和３年に利用者が少なかったのは、やはりコロナの影響だったっていうところで、思っていてよろしいでしょうか。

竹下徹高齢障害福祉課長

やはりコロナの影響が大きかったのではないかと思っております。

以上です。

田村弘子委員

コロナも大分落ちついてきて、外に出られる機会が皆さん増えてくると思いますので、利用されたいという方がいらっしゃったら、外に出る機会というところでの助成金として使っていただけるように、今後もよろしくお願いいたします。

中川原豊志委員

関連ですが、この前もお話ししましたけど、高齢者福祉乗車券のＰＲをもっとしていただきたいなと。

免許を返納してなかなか外に出る機会がなくなる人に、こうやって5,000円のやつが1,500円で買えるよ、何割も安く買えるよという、本当に鳥栖市独自のすばらしい制度だと思いますんで、もっとＰＲをしていただきたいというのと、それから、購入場所、この前も言いましたけれども、やっぱりせめてまちセンで購入できるぐらいの仕組みをつくっていただきたいなと。

申し込んで、最終的にしばらく待ってから、もしくは市役所に来てからっていう状況になってると思いますんで、まちセンでさっと買えるような仕組みをつくっていただきたいと思いますが、その辺可能ですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

まちセンでの購入に関しては今検討をしているところでございますけれども、どうしても公金を扱うというところで、課がまたがるっていうところでどのような方法がいいのか、まちセンの職員さんに預けて販売してもらうのか、うちの職員が出張販売みたいな感じで行くのかっていう方法も考えられますけれども、どういった方法があるのかっていうのをちょっと検討中でございます。

なるべくまちセンでの販売も増やしていきたいなっていうふうには思っております。

犬丸喜代子高齢障害福祉課長補佐兼高齢者支援係長

いきなりまちセンに行って販売っていうところでは今は対応ができていないんですが、事前に御予約いただければ、うちの職員がまちセンに出張してそちらで販売ということはしている現状ではあります。

現状で、御予約をいただいての購入というところで御紹介いただければと思ってます。

よろしくお願いします。

中川原豊志委員

例えば、免許を返納したから欲しいんやけど、やっぱり足がなくなるわけやけんね。

その辺のところを踏まえて、まちセンともう少しこういう簡単に買えるような仕組みにもっとしていただきたいというのと、代理での購入ってできんとですよね？

竹下徹高齢障害福祉課長

年度初めの１回だけは、バス利用が可能であるっていう確認も含めて、本人さんに来ていただいてるんですけど、２回目以降は代理の方でも販売はさせていただいております。

中川原豊志委員

代理の人が買う場合は、証明か何か持っていかないけんかな。

竹下徹高齢障害福祉課長

御家族ということで確認が取れれば、販売させていただいてます。

中川原豊志委員

その辺ももう少しＰＲをしていただきたいと思います、よろしくお願いします。

飛松妙子委員

11ページの障害者日常生活用具給付等事業費についてなんですが、まず推移とこの内容。

用具はどのようなものを支援されてるのか教えてください。

竹下徹高齢障害福祉課長

日常生活用具で一番多いのがストマ用装具といいまして、直腸、肛門機能の障害をお持ちの方の畜便袋と畜尿袋とかそういうやつが一番多くて､その次に多いのが紙おむつですかね。

あと様々、特殊寝台ですとか、入浴補助用具ですとか様々ございます。

日常生活用具の給付につきましては、対象が480件ぐらいで推移しております。

金額についても1,400万円から令和４年度については1,500万円程度の見込みでございます。

大体横ばいな感じです。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

ストマが一番多いということですので、今後もストマが増えていくのかなとは思っております。

先ほどの入浴の補助なんて言われましたか、補助用具？（「はい」と呼ぶ者あり）

すいません、そこを詳しく教えていただけますか。

竹下徹高齢障害福祉課長

入浴補助用具というのは、洗い場と浴槽の段差があって浴槽のほうが深くなってる場合がありまして、そういったときに段差解消といいますか、踏み台みたいなものが入浴補助用具という形で、あと特殊な椅子とかそういったのもあると思います。

飛松妙子委員

こういう方々は、例えば要介護１とか２とか、要支援１とか２とか受けていらっしゃる方が、この生活用具給付を受けることもできるということでよかったでしょうか。

竹下徹高齢障害福祉課長

介護保険が利用できる方につきましては、介護保険のほうが優先して利用をしていただくということになっております。

飛松妙子委員

ということは、この障害者日常生活用具の給付等事業費というのは、介護保険を使われてない方々への支援ということですね。

それでは、その介護の生活用具給付事業等というのはこの予算の中のどこに入ってますでしょうか。

広域のほうに何か補助金として出されているのか、その辺りを教えてもらえますか。

犬丸喜代子高齢障害福祉課長補佐兼高齢者支援係長

広域介護保険のほうのサービスについては、広域のほうの給付対象になりますので、生活用具の貸与であったり支給っていうことよりも、貸与っていう形の支払いの発生っていう形になるかと思います。

飛松妙子委員

すいません、声が小さくてよく聞き取れなかったんですけど。

鳥栖市からの予算額を投入されてるかどうかお聞きしたいんですが。

犬丸喜代子高齢障害福祉課長補佐兼高齢者支援係長

鳥栖市からの予算については、負担金っていうところで広域のほうにお支払いをしているっていうところの予算に含まれる形になります。

飛松妙子委員

全体の中のそこの部分が含まれるということですね、分かりました。

いろいろ御相談も頂くんですが、例えばこの日常生活用具をつけることで、介護保険を使わずに生活ができるとかいうところの部分が今後出てきたときに、どういうふうに私も捉えていったらいいんだろうかなっていうのもあってお聞きしたんですが。

ちょっと難しそうなので、またおいおい相談させていただきながら、できるだけこの予算を使わずに普通の生活ができて、こういう支援をすることで普通の支援ができるというところを今後増やしていけたらなあというところを思っておりますので、ありがとうございまし

た。

以上です。

成冨牧男委員

９ページの全日本同和会補助金400万円。

そしてその関連で、出席負担金というのがあります。

これも何か関連があるんじゃないかと思いますので、それについてお尋ねをします。

まず、そもそもの話になりますが、補助をしている全日本同和会鳥栖支部とはどういう組織なのか。

それと２つ目が、そこに400万円ずっと補助してるわけですけれども、それはどういう理由で補助しているのか。

まずその２点についてお尋ねをします。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

まず、佐賀県連合会鳥栖支部の目的でございますけれども、団体の事業活動の目的として、差別撤廃、人権擁護を目的とされております。

地方公共団体につきましては、部落差別の解消の推進に関する法律にもありますように、部落差別の解消に向けて必要な教育や啓発を行っていく責務がありますので、そういった行政の目的とも合致しているということで同団体の事業活動に公益性があると判断し、これまで補助をしてるところでございます。

ちなみに、現在の団体の構成員でございますが、令和４年４月１日時点で、13世帯の29名ということでお聞きをしております。

400万円につきましては、団体の活動に対して予算の範囲内で補助しているところでございます。

以上です。

成冨牧男委員

全日本同和会鳥栖支部がどういう組織かというのを尋ねましたが、この間私は同和会がどういう組織かっていうことの一番分かりやすいやつで、規約、会則はあるのかということを尋ねてまいりました。

それで、それは提出させるべきではないか。

それもしないで、補助金を支出するのはいかがなものかということを言ってきました。

これについて、現在どういう状況なのか、規約は受け取ってあるのか、働きかけたのか。

それが１つ。

まとめて聞きますので、２つ目。

補助金の支出の仕方が、例外っていうのか、通常やったら最後に事業報告なんか出してその内容を見て補助金を出すというやり方だと思いますが、この団体は、概算払いっちゅうこ

とでやっておられると思いますけど、そこんところをまとめて、そしてそれは令和５年度も同じようなやり方をされるのか、今やっておられるやり方も含めてお尋ねをします。

それから３つ目は、これも今までお尋ねした分です。

今まで、予算書とか、決算書、事業計画書、事業報告、いろいろ資料を頂きました。

それから、幾らかこういうことやってますというのも頂きましたけれども、これが、いつどこで、その団体の意思として承認されたのか。

いわゆる総会とか、そもそも総会を開いているのか、このことについてもこれまで尋ねてまいりました。

それについては、私の記憶では把握してないということだと思いますが、現在はいかがでしょうか。

以上３点。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

まず、団体の規約についてでございます。

鳥栖支部の規約につきましては、全日本同和会の規約を準用しているというふうに考えておりまして、全日本同和会の規約につきましては、頂いております。確認をしております。

それから２つ目の支払いについての方法、概算払いについてということでございますが、概算払いにつきましては、当団体からの申請書に基づきまして、概算払いの必要があるということで判断をさせていただきまして、これまで支払いしております。

令和５年度についてはどうなのかというようなことでございますが、事業計画等を基に必要であると判断をさせていただいて、概算払いをさせていただくこととしております。

なお、その根拠につきましては、鳥栖市補助金交付規則に基づいての概算払いということで対応したいと考えております。

それから３つ目、総会の開催についてだったと思います。

総会の開催につきましては、団体に確認いたしましたところ、例年９月または10月頃に年１回開催をされているということを伺っております。

以上でございます。

成冨牧男委員

では、今のお答えに再質問です。

規約は準用でいいんですか。全日本同和会鳥栖支部の規約が要るんじゃないですか。

というのが、市民活動支援センターでいわゆる市民活動登録制度というのがあるじゃないですか。

あそこの申請要件の添付書類の中に、まず会則を出してくださいってなってるんですよ。

構成員の名簿を添付してくださいと。

そして、これも今まで聞いてきましたけど、なかなか出ない。

そして当然、いつっていうのはないですけど、総会は年１回開くとか、やはりそういう同和会鳥栖支部の規則が必要だと思うんです。

そうしないと、やっぱりダブルスタンダードだと私は思うんです。

なぜ出させないのか、それでいいとしているのかお尋ねします。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

まず規約について、繰り返しになりますけれども、全日本同和会の規約を準用しているということで、その中に支部の位置づけがあるということで対応しておりますが、先ほどこの補助金の交付の根拠について補助金交付規則を用いているということで答弁しておりますが、その中で事業計画または予算書等、これらに準ずるものを提出いただくことで内容審査をするというようなことでやっておりますので、現状そういった中で対応をしているところでございます。

以上でございます。

成冨牧男委員

いや、どうして求めないんですかっちゅうことなんですよ。どうして求めないんですか。

準用で事足りると私は思えないんですよ。

例えば、さっきの市民活動支援センターの市民活動団体登録については、本当に小さな団体から上部団体みたいなのがあるところもあると思うんですね。

だけどやっぱり、そこそこの会則を提出させてあると思うんです。

担当は違いますけど、もうずっと言い続けてるけど、何でここだけそういう特別扱いをされるのか私分からないんですよ。

極端に言うと、会則がつくりきれないんだったら、皆さんが指導、援助してもいいじゃないですか。

私はそういうことないと思いますけど。

それをやるべきじゃないですか。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

団体とのそういったお話ということについてでございますけれども、今成冨委員がおっしゃった規約については、我々としては準用という考えの下で、現状においては求めておりません。

今後そういったことについては、確認を改めてしたいというふうに思います。

以上です。

成冨牧男委員

私も全日本同和会規約は持ってきてないんで分かりませんので、具体的に指摘はできませんけど、あれでいいということになれば、ほかの団体からいろいろブーイング――市民活動団体登録なんかやっておられるところからは、やはりそれがないと駄目って言われてるわけ

でしょうが。

これを受けたらこういう補助が出るよというのも、スタートアップと３つぐらい、３段階ありますよね。

40万円とか30万円とかそういう金額でも、きちんと出させてあるわけじゃないですか。

何でここに出させんのかが、さっきの理由では分からんのですよ。

ぜひ出しなさいと、出さんとお金やらんて――一言で言うとどこの団体か分からんっていうことでしょうが。

どこの団体か分からん団体に400万円も、それも毎年やっているということですよね。

そこんところをやっぱりもう少し真摯に受け止めていただきたいと私は思います。

次、いいですか。

２番目にお尋ねした、概算払いの件。

必要性があるからって、どういう必要性があるか具体的に教えてください。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

当該団体の補助につきましては、運営補助という形で補助をしております。

ですので、年度当初から活動をされることもございまして、そういった内容等で必要であるという判断の上、概算払いで対応しているところでございます。

以上です。

藤田昌隆委員長

今までずっと聞いてて、毎回同じような質問して毎回同じような答えなんで、私のほうから何点か聞いていい？

まず、今言われた全日本同和会の規約があって、それを鳥栖支部が準用してると。

近隣で、この同和会に関して、支部の規約を独自に持っているところはあるんですか。

知らない？同和会っちゅうのは、鳥栖支部だけじゃないでしょう。ほかのところの市町もあったりするじゃないですか。

そこは、各支部の独自の規約を持ってるんですか。

持ってなくて全国の同和会の各支部が全日本同和会の規約を準用してますよということを、まず知りたい。

それから、ほかの支部が会員名簿をきちんとつけてしているか。

ほかの支部の状況も聞きたいということなんですが、その辺は。

奈良とか大阪とかの本格的な同和会だと、それは当然あるやろうけど。

まず九州に。佐賀県に支部が幾つある？

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

全日本同和会関係市といたしましては、鹿島市、唐津市、伊万里市、多久市、鳥栖市。

藤田昌隆委員長

５支部。

じゃあ、その支部に関して市から補助が行ってる？

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

補助が出てることまでは把握しておりますが､補助額についてまでは把握しておりません。

以上です。

藤田昌隆委員長

してない？

これもう毎年上がってきて毎回同じような話をしてるわけですよね。

ほかの支部の状況も聞いた上でどうやってるか。

そうしないと、分かりません、知りません、規約ありませんとか、それだけじゃあ話が前に進みません。

できたらほかの支部の状況も調べていただいて答えを出さないと、毎年１時間、２時間かけてこの話をすることになるんで、ちょっと調べていただけないですか。

成冨議員、それについては。

成冨牧男委員

それはもう大いに結構です。ぜひお願いします。

それとあとは、何でこう繰り返し繰り返しになりよるかというと、私としてはやっぱり納得できない。

さっきから言ったようにダブルスタンダードなんです。ここだけ特別扱いなんですよ。

それで、そんなに大それたことを是正すべきじゃないかって言ってるとは私自身は思ってないんですよ。

だから繰り返し繰り返し何でできんとってなってしまうわけ。

それで、今いいですか委員長。

藤田昌隆委員長

どうぞ。

成冨牧男委員

２番目の概算払いの件。

さっき、４月からいろいろ行事があるけん必要性があるって。

その理屈でいったら、どこも概算払いになってくるじゃないですか。

４月からいろいろな活動をしよるけん。

そこんところがちょっと納得できんのですが、もう一度。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

同じような概算払いによる補助金交付っていう団体が、例えば私ども地域福祉課所管の分でいきますと、社会福祉協議会さんであったりとか、あと昨日も議論になりました民生委員

児童委員協議会とかそういった団体とか、遺族連合会、また老人クラブ連合会とかそういったところに対しても、補助金支出については概算払いというようなことで支払ってるものはございます。

以上です。

藤田昌隆委員長

同和会だけじゃないということでしょう。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

私どもが所管してる部分で、参考までに概算払いのケースというのはありますということで……。

藤田昌隆委員長

分かりました。

成冨牧男委員

ただ、先ほどの説明のように４月から事業をやってるからということでは納得ができないということですね。

それで、もう少しそのことでお尋ねしますけど、具体的にどの部分に対して補助金の対象にしているのか。

もうついでに言いますけど、さっき総会の開催の有無とか尋ねましたけど、９月から10月に総会してるっちゅうことでしょう。

そうしたら今までずっと出されてきた決算書とか予算書の整合性。

それはそれ、これはこれであって、総会で承認して同和会の予算書、決算書を出してるんじゃなくて、それとは別に出されてるっちゅうことですか。

そこんところがよく分からん。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

当該団体の総会時期が、私どもがお聞きしてるところでは、９月、10月に開催をされてます。

令和４年度分については、実際いつされたのかというところまで把握はできておりませんけれども、総会の折にどういったことをやったのか、またそれに伴う費用がどれだけかかったのかというところについては、当然団体のほうで御審議をされておりますが、私どもが聞いてる中では、毎月支部集会というのが行われていまして、そこの中で、事業とそれに伴う支出の分については協議をされているということを聞いております。

年１回いわゆる会計監事による会計報告もされておりますということは確認をしております。

以上でございます。

成冨牧男委員

ですから今言われた分を――支部集会とかも言われた、それから総会もやってる。総会資料もあるはずですよね。通常どういう団体でもつくってますよね、そういうのはちゃんと把握されてるんですか。

把握されてなかったらきちんと把握して、場合によってはこうした場に資料として提出していただきたい。

今回じゃないですよ、今後と思いますが、いかがでしょうか。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

繰り返しになりますけれども、会計監事さんによる会計監査報告の分については確認をしております。

総会資料については、こちらのほうでは詳細までは確認しておりませんけれども、そういった資料を基に総会が開かれているということはお聞きをしております。

成冨牧男委員

もう、やったり聞いたりしません。

いろいろお尋ねしましたけど、何回も言うけど、一言で言うと、やっぱりここだけ特別扱いですよね。

今言われた分は、とにかく資料をもらえばいい話でしょう。総会資料。

それから監査委員会とか、これも普通どういった団体も監査委員の報告とか紙でつけるやないですか。

今の話じゃあ、そういうのさえもらっておられないみたいだから。

そんなのをもらわんでよく400万円も出すなあって。

私が皆さん方だったら、そういう曖昧な情報で400万円も出しきらんですね。

これぜひ改善をしていただきたいということを、次の機会でまた質問したときには、大きく改善――これはもうイロハの部分で、中身がどうのこうのっちゅう話じゃないんです、していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

今日の委員会での審議、御意見等も踏まえ、持ち帰って、団体ともそこを確認しながら適切な団体運営等について検討、報告をしたいと思います。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

私も要望したようにほかの市町の対応も調べてしないと、同じ質問、同じ答えでは正直言って前に進みませんから。

改善すべきは改善しとかんといかんと思います。

そういうことで、ぜひお願いしときます。

成冨牧男委員

あと１つ関連で。

関連でも簡単なんです。

最初に申し上げました、出席負担金26万円。

この中に同和関連の、例えば、大会参加、研修会参加。

これは職員が参加してるんですよね。

もしそうであれば、そこんところの内訳も。

いや、それは一般旅費ですよっていうことであれば、そうですか、ごめんなさいって言いますから。

そこんところ、お願いします。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

今成冨委員がおっしゃったように、この26万円の中には、ここでお示しをしていない会議等、研修会それから大会等への参加負担金が含まれております。

ただ、その中にいわゆる人権団体等に関するものがあるのかということだとすれば、そこについては、団体が主催する大会への負担金っていうのが一部含まれております。

以上でございます。

成冨牧男委員

負担金ですけど、旅費もあるんですよ。

旅費はないんですか。

そこんところ説明してください。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

ここではあくまでも負担金。

旅費につきましては、別途旅費の項目の中で研修等に関する分については予算計上をさせていただいております。

以上です。

成冨牧男委員

分かりました。

この負担金に関連する旅費は、旅費の項目であるっちゅうことでしょう。ですよね？

そんなに時間かからんと思いますので、どういう大会に職員が何人出てる、開催地は大阪とか東京とか、そこんところを言っていただけますか。そうしたら終わります。

藤田昌隆委員長

今答えられる？

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

職員に関するものでございますけれども、まず県の人権同和対策推進連絡協議会ということで、先ほど言いました県内の同和に関連する団体が行く分が県内の会議等はございます。

あと、同和関係団体が主催する各種大会、全国大会、九州大会そういったものに対する分。

あと、県内の同和問題講演会が例年８月にどこでも開催されますので、そこに職員が出席をしております。

そういったものが旅費として、予算額としてはその分で180万円強を今年度要求させていただいております。

以上です。

成冨牧男委員

そげん丸めて言わんで。

前ここでも言っていただいた、こういう大会に何人、どこであるところに何人という形で言ってください。

こっちはもう早く終わろうと思ってるわけですから。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

失礼しました。

まず県内でいきますと、県内での研修会等が数回ございます。

全国でいきますと、全国大会が東京それから大阪での研修会。

そして、令和４年度実績で言いますと、九州での鹿児島で開催されました研修大会。

東京都で行われた全国の女性部に関する研修会。

そういったものと、東京で開催された課長級の研修会、そういったものに参加をしております。

成冨牧男委員

誤解のないごと質問しよると思うっちゃけど、さっき言ったようにして。

過去はそげんして言ってもらっとるとよ。

どこどこの大会に何人とか、場所は東京とか大阪とか。

それから、県内の開催やったら何十人も結構な人数。

それが言えんとなると、ますます何でって。

どうしてそがんとを堂々と言わんと？堂々と400万円出しよるのに何で堂々と言わんとっていう話なんですよ。

教えてください。

藤田昌隆委員長

鹿毛次長、今のやつを県別と内容と項目。何とか講演会とか、そういうのを一覧表で渡してください。

時間が無駄。

そういうことで、一覧表で渡してください。

お願いします。

いいですか。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

委員会中に準備してお渡しします。

藤田昌隆委員長

それでいいですね。

成冨牧男委員

いいです。

結論的には時間の無駄かもしれませんけど、本来、こういうのはきちんと積算してるわけですから、当然聞かれたら出す。

さっき言ったように、400万円を出す、それに伴う旅費の負担金ですから、はい、こうですよって何で出せないのか。

次からは言われんでもきちんと出すようにしていただきたいと思います。

以上です。

藤田昌隆委員長

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

議案甲第９号鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

藤田昌隆委員長

議案甲第９号鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

竹下徹高齢障害福祉課長

ただいま議題となっております、議案甲第９号鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

議案書の29ページをお願いいたします。

今回の改正理由につきましては、佐賀県の重度心身障害者医療費助成制度の改正に伴い、重度知的障害者の定義を変更するものでございます。

改正内容につきましては、重度心身障害者医療費の助成対象者のうち、重度知的障害者の

定義を知能指数35以下のものから、児童相談所または知的障害者更生相談所が交付する療育手帳の障害の程度が重度に区分されるものに変更をいたしております。

改正の経緯といたしましては、昨年９月に佐賀県から重度心身障害者医療費助成に係る助成対象者要件の見直しについてっていう通知がございまして、障害の程度及び支援の必要性がより適切に評価される療育手帳の判定結果に見直すこととしまして県の要綱改正がなされております。

これを受けまして今回条例を改正するものでございます。

施行日につきましては、公布の日とし、令和５年４月１日より適用をするものでございます。

簡単ではございますが、御説明とさせていただきます。

藤田昌隆委員長

執行部の説明が終わりました。

質疑を行います。

樋口伸一郎委員

内容は分かるんですけど、改正後の新旧対照表みたいなのがあって、改正後の児童相談所と主に関わるところは児童になるんですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

18歳未満の方が児童相談所で、18歳以上の方が知的障害者更生相談所が交付することになりますので、どちらもございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

そうしたら、昨日の質問のやり取りでもあったように、今障害のくくりっていうか、それが前に比べてどんどん広がったっていうか数も増えてるし、受け入れる施設も必要になってくる、そこで見てくれる人も必要になってくる。

鳥栖市でどういう認識をされてるかっていうことをお伺いしたときには、おおむね対応はできてるパーセンテージのほうが多いやろうというようなお答え頂いたんですけど、これによってまたそうしたところに影響が出てくるかなっていうふうに考えたので。

県のほうとかはそこら辺まで派生したところの考え方とかお聞きになってないですか。

これによって、例えばもっとくくりが増えて、いろんな対象者が増えてますし、そうした施設も必要になれば、職員さんも必要になるしっていうような、そこら辺までの考え方は何もなく、表面上の話だけでお聞きになってるかっていうところを教えていただければ。

県の御見解をどのようにお聞きになられているかというのを。

竹下徹高齢障害福祉課長

今回の重度の知的障害者っていう定義の変更については、その対象者が大きく増えるとか

減るとかっていうことはあんまりなくて、基本的に知能指数の35以下の方はＡっていうふうな大まかな基準は今までもあったようなんです。

ただ、その方の全身状態といいますか、知能指数だけじゃなくて、本人さんの状態が35以下であっても、ある程度身の回りのことはできるけんＢよねとか、35以上あっても寝たきり状態であったりとか、Ａのほうがふさわしいですよっていうふうな判定があって、ＡとＢっていう重度とそれ以外っていうところの線引きが、知能指数だけではなくて今判定されてますので、そこを数字で切るんじゃなくて総合的判断をして、療育手帳Ａの方を重度としましょうというふうな今回の変更ですので、全体的に対象者が増えるとか減るとかっていうことではないですし、今回の改正に伴って鳥栖市でどうかっていうと、それによって対象外になる方っていうのはいらっしゃいません。

今療育手帳Ａだけれども、重度心身障害者の医療費助成を使われてない方が６名いらっしゃるようですので、その方は４月以降は対象になるっていう形になります。

以上です。

樋口伸一郎委員

詳しくありがとうございます。

ということは、増えるというような状況ですけど、これによって大きな悪影響と言ったらいかんですけど、そういうところには至らないっていう御認識をされてるっちゅうことで解釈させていただきます。

ありがとうございます。

藤田昌隆委員長

今35という数字があって、今のあれだと、その状態を見てＡからＢ、ＢからＡになったりっていうことやけど、その判定はドクター？

竹下徹高齢障害福祉課長

改正後の条例に書いてあるとおり、児童相談所と知的障害者更生相談所の中の会議で決定されると思いますけれども、ドクターも当然入ってあります。

多分､認定委員会みたいなのがあると思うんで､その中にドクターは当然入ってあります。

藤田昌隆委員長

普通ドクターの判断を基準にしないと、児童相談所の人の見方によって、かなり変わってくるわけよね。対象外になったり、入ったり。

だから、その辺の判定をきちんとできる人を備えておかないと、条例を変えて、一見よさそうやけど、しかし実際はっていうふうになる可能性もあるんで、その辺は相談の上――ドクターも若いドクターじゃいかんと思うよ。若いドクターがおるよね、パートみたいな医学生もおるし、その辺もぜひ注意しながらやってほしいなと思いました。

以上です。

成冨牧男委員

これは、例の現物給付にしてくれって陳情とか要望がいろいろ出てる分ですよね。

今の仕組みと、今もし要望の方向での見直しがあれば、そこんところを教えてください。

竹下徹高齢障害福祉課長

これにつきましては、県のほうに要望をしているところでございますけれども、どうしても国保ペナルティというのが現物給付にした場合は発生するので、市の負担が大きく増えるっていうところで各市町さんもちゅうちょされてるっていいますか、意見統一ができてない状態ではございます。

国保ペナルティをなくしてくれということで、県は国のほうに制度改正を求めておられます。

そういう状態で、現物給付化については今のところ進展はございません。

成冨牧男委員

国保ペナルティ、本当におかしいペナルティですけど、それはそれとして。

鳥栖市としては足並みがそろわないからできないんですか、鳥栖市としてはどうなのか。

情報によると、県は一斉にって思いよったけど、なかなかそうならんなら個別にやりたいところはやってもらってもという意向もあるというふうに聞きましたけど、まず鳥栖市はどうなのかですよね。

以上、お尋ねします。

竹下徹高齢障害福祉課長

鳥栖市としては､国保ペナルティの分の負担が数千万円になるということがございまして、そこがどうしてもネックになっております。

そこの課題が解消されない限り、現物給付は難しいのかなと思っております。

成冨牧男委員

数千万円というのはちょっと……、こんなにかかるとよって、はっきり出してもらったほうがいいんじゃない？

竹下徹高齢障害福祉課長

県のほうで試算していただいた金額では、2,500万円程度って聞いています。

成冨牧男委員

分かりました。

飛松妙子委員

今のに関連して、私は最初、県が現物給付をしないとできないって思ってたんですが、逆にその2,500万円が解消できたら市町でできるっていうことで捉えてもいいんでしょうか。

竹下徹高齢障害福祉課長

現物給付をする場合は、医療機関との調整も必要になりますので、鳥栖市だけの調整でい

いのか県レベルで合わせたほうがいいのかっていう課題は残ると思いますので、国保ペナルティがなくなったから、即現物給付化しますっていうことは今の時点では申し上げられないです。

飛松妙子委員

ということは、やっぱり県レベルでやっていただかないといけないということだと思いますので、そこは進めていただければと思います。

特に鳥栖市は福岡県が現物給付してる中でできてないっていう御意見をたくさん頂いてますので、進めていただければと思います。

それと、ＩＱ35っていうのが抜けるのはとてもいいことだと思っておりますので、これは医療費助成だけなんですが、医療費助成だけじゃなくて、手帳を取るのに知能指数の部分でどうしても取れないとかいうお声もお聞きするんですが、この医療費助成だけなのか。

それとも、今後その手帳を取るにあたっても、方向性的にこのＩＱというのが取れていくのか、その辺りの動きはどうでしょうか。

竹下徹高齢障害福祉課長

療育手帳の判定基準について、見直しをするとかしないっていう話は私どもでは把握しておりません。

ＡかＢかっていうところでの判定は、先ほど説明したとおり一律に知能指数だけの数字だけをもって決めてあるわけではないので、療育手帳の判定については、その判定委員会なりでお医者さんの意見とかを聞いた上で判定をされているものと思っております。

以上です。

飛松妙子委員

この条例に関しましては分かりました。

ありがとうございます。

藤田昌隆委員長

ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

それでは、ないようでございますので、質疑を終わります。

それでは、執行部の準備のため、暫時休憩をいたします。

午前11時15分休憩

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

午前11時29分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

健康福祉みらい部（こども育成課・健康増進課）

議案乙第３号令和４年度鳥栖市一般会計補正予算（第９号）

藤田昌隆委員長

これより、こども育成課、健康増進課関係議案の審査を行います。

審査いたします議案は、補正予算、当初予算、それから２件の条例改正案となっております。

それでは、議案乙第３号令和４年度鳥栖市一般会計補正予算（第９号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

林康司こども育成課長

よろしくお願いいたします。

ただいま議題となっております、議案乙第３号令和４年度鳥栖市一般会計補正予算（第９号）のうち、健康福祉みらい部のこども育成課及び健康増進課関係分について説明をいたします。

委員会資料に沿って、主なものについて御説明申し上げます。

まず歳入でございます。

資料の２ページをお願いいたします。

款14分担金及び負担金、項２負担金、目１民生費負担金、節２児童福祉費負担金の保育所保育料につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う保育料の返還及び入所児童が当初見込みより少なかったことによる減額補正でございます。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

２ページの一番下でございます。

款15使用料及び手数料、項１使用料、目３衛生使用料、節１保健衛生使用料、休日救急医療センター使用料につきましては、休日救急医療センターの診療報酬と受診者の窓口での自己負担分でございますが、令和２年度、令和３年度と新型コロナ感染予防により受診者が少なかったことから、歳入予算額を減らしておりましたが、令和４年度は感染拡大により受診

者が見込みより多かったことや、新型コロナウイルスの診療について、診療報酬の加算があったことなどにより、増額補正をしております。

続きまして、３ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項１国庫負担金、目１民生費国庫負担金、節２児童福祉費国庫負担金でございます。

施設型等給付費負担金につきましては、施設型等給付費の決算見込みによる減額補正でございます。

児童扶養手当費負担金につきましても、児童扶養手当費の決算見込みによる減額補正でございます。

児童手当費負担金につきましても､児童手当費の決算見込みによる減額補正でございます。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

目２衛生費国庫負担金、節１保健衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種費用の国の負担金です。

補助率は10分の10となっております。

接種見込みにより減額補正をするものです。

詳しくは歳出で御説明いたします。

林康司こども育成課長

続きまして、目３教育費国庫負担金、節１教育総務費国庫負担金の子育て支援施設等利用給付費負担金につきましては、子育て支援施設等利用給付費の決算見込みによる減額補正でございます。

続きまして、４ページをお願いいたします。

項２国庫補助金、目２民生費国庫補助金、節２児童福祉費国庫補助金のうち、保育対策総合支援事業費補助金につきましては、保育士宿舎借り上げ支援事業等の決算見込みによる減額補正でございます。

子ども･子育て支援交付金につきましては､私立保育所､特別保育事業等補助金において、延長保育及び地域子育て支援拠点事業の利用者が見込みより少なかったことによる減額補正でございます。

保育士等処遇改善臨時特例交付金につきましては、公立保育所が会計年度任用職員のみの取組であったこと、また、家庭的保育事業所が取り組まれなかったことによる決算見込みによる減額補正でございます。

子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金につきましては、給付金事務費の交付決定額の確定に伴う増額補正でございます。

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金につきましては、給付金事業費の交付決定額に伴う、こちらは減額補正でございます。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

目３衛生費国庫補助金、節１保健衛生費国庫補助金のうち、子ども・子育て支援交付金は、乳児全戸訪問事業、継続支援の必要な養育支援家庭訪問事業及び母子健康包括支援センターの窓口整備等に係る利用者支援事業に対する補助金で、補助率は家庭訪問事業が３分の１、利用者支援事業が３分の２でございます。

会計年度職員の雇用年数等による報酬単価の差額の減額となっております。

その下、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金につきましては、がん検診の受診率向上のための補助金でございます。

国の示す上限基準額の２分の１が補助率となっておりますが、こちらは決算見込みによる増額でございます。

風しん抗体検査事業費補助金は、風疹の感染拡大防止のために抗体保有率の低い世代の男性を対象に抗体検査及び抗体価の低い方には予防接種を実施するものでございます。

補助率は２分の１で、実績見込みによる補正でございます。

母子保健衛生費補助金は、幼児健康診査、屈折検査機器の整備費用、購入費用と、産後ケア事業の国の補助でございます。

補助率は２分の１でございます。

屈折検査機器の購入費用が安くなったことと、産後ケアの実績見込みによる補正でございます。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金は、新型コロナウイルスワクチンの接種に係る体制整備に対する補助金で、こちらも実績見込みによる減額でございます。

項３委託金、目３衛生費委託金、節１保健衛生費委託金、石綿読影の精度に係る調査委託金でございますが、これは環境省からの受託事業でございまして、打合せ会議等が、コロナの影響でウェブ開催になったことによる旅費の減額が主なものでございます。

林康司こども育成課長

続きまして、５ページをお願いいたします。

款17県支出金、項１県負担金、目１民生費県負担金、節２児童福祉費県負担金のうち、施設型等給付費負担金につきましては、国庫負担金同様、施設型等給付費の決算見込みによる減額補正でございます。

児童手当費負担金につきましても、国庫負担金同様、児童手当費の決算見込みによる減額補正でございます。

続きまして、目２教育費県負担金、節１教育総務費県負担金の子育て支援施設等利用給付費負担金につきましても、国庫負担金同様、子育て支援施設等利用給付費の決算見込みによる減額補正でございます。

続きまして、項２県補助金、目２民生費県補助金、節２児童福祉費県補助金のうち、ひと

り親家庭等医療費補助金につきましては、ひとり親家庭等医療費の決算見込みによる増額補正でございます。

次の、子どもの医療費助成事業補助金につきましては、子供の医療費助成の決算見込みによる減額補正でございます。

次の、保育対策総合支援事業費補助金につきましては、保育体制強化事業補助金等の決算見込みによる減額補正でございます。

子ども・子育て支援事業費補助金につきましても、国庫補助金同様、特別保育事業等補助金の決算見込みによる減額補正でございます。

最後の学校給食費等支援事業費補助金につきましては、保育所等給食費臨時支援事業費補助金の決算見込みによる減額補正でございます。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

６ページをお願いいたします。

目３衛生費県補助金、節１保健衛生費県補助金のうち、健康増進事業費補助金につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

子ども・子育て支援事業費補助金は、国の補助金と同様、県の補助がございますが、乳児全戸訪問事業継続支援の必要な養育家庭訪問事業及び利用者支援事業に対する県の補助金で、決算見込みによる減額でございます。

林康司こども育成課長

続きまして、款19寄附金、項１寄附金、目３民生費寄附金、節１児童福祉費寄附金につきましては、市内企業からのコロナ禍における子育て世帯への支援などに対する寄附金でございます。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

その下でございます。

目４衛生費寄附金、節１保健衛生費寄附金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策寄附金で、企業からの寄附でございます。

続きまして、款20繰入金、項２特別会計繰入金、目１国民健康保険特別会計繰入金、節１国民健康保険特別会計繰入金は、国民健康保険特別会計繰入金のうち、健康増進課分を計上しておりますが、主に保健事業のがん検診や若い方を対象とした健康診査、あと、妊婦歯科検診及びフッ化物応用虫歯予防事業等に対する国保事業の運営の安定化に対する事業に対する２種交付金でございます。

続きまして、７ページをお願いいたします。

款22諸収入、項４受託事業収入、目１受託事業収入、節２衛生費受託収入、休日救急医療運営受託料でございます。

休日救急医療センターの受診者が増えたことにより、医療収入が増えたことで、基山町か

らの受託料を減額するものでございます。

林康司こども育成課長

続きまして、項６雑入、目４雑入のうち、子どもの医療費返還金につきましては、子供の医療費として支払ったもののうち､高額医療の対象となったことによる返還金でございます。

その下の施設型等給付費返還金につきましては、令和３年度分の施設型等給付費で、市内の認定こども園２園と幼稚園において実績報告の修正があったための返還金でございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出の説明をいたします。

12ページをお願いいたします。

款３民生費、項２児童福祉費、目１児童福祉総務費の主なものについて申し上げます。

節１報酬から節４共済費につきましては、家庭児童相談員、婦人相談員等の会計年度任用職員７名の報酬等の決算見込みによる減額でございます。

節12委託料につきましては、児童センターの指定管理料において、センター長に市の再任用職員が配置されたため人件費分の減額でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、特別支援学校放課後児童健全育成事業負担金において、利用者が見込みより少なかったことにより、減額補正が主なものになっております。

節19扶助費につきましては、児童扶養手当及び母子家庭等自立支援事業費等の決算見込みによる減額補正でございます。

13ページをお願いいたします。

目２保育園費について主なものを申し上げます。

節１報酬から節８旅費につきましては、保育所職員44名分の決算見込みに伴う減額及び会計年度任用職員の正職産休、育児休業者５名分の代替職員の報酬等が総務課より支払われること、また新型コロナウイルス感染症の感染予防対策のため、会議、行事等の縮小、中止による時間外勤務の縮小によるものでございます。

節10需用費につきましては、給食材料費の決算見込みによる減額でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、私立保育所、認定こども園等に対する運営費の施設型等給付費、また保育士の負担軽減や保育士確保等の各補助事業の決算見込みによる減額補正でございます。

内訳の主なものといたしまして、施設型等給付費につきましては、入所児童の特に０歳児の入所が当初見込みより少なかったこと。

また、弥生が丘保育園と弥生が丘あんじゅ保育園の園長が兼務されることとなったことから、１園分の園長の人件費が減額になったことが主な理由で、1,085万円の減額となっております。

私立保育所特別保育事業等補助金につきましては、延長保育や地域子育て支援事業の利用者が見込みより少なかったため、1,080万2,000円の減額となっております。

保育士宿舎借り上げ支援事業につきましては、当初15人分の予算を計上しておりましたが、実績といたしましては１園２人でございましたので、600万円の減額となっております。

１園につきましては、小規模保育事業所の蔵上ひまわり保育園が事業に取り組んでいただいております。

当初見込みの際には、過年度採用職員にも再適用を予定した園もありましたが、規約等の改正など事務処理が間に合わず見送りになった園もございました。

この事業に関しましては、新規保育士からの問合せもあっておりますので、就業を希望される園にもつないでおります。

令和５年度に向け事業を進めていく中で、市のホームページの保育士募集のページに事業に取り組まれる園を現在検討中のも含めて７園表示をしているところでございます。

保育補助者雇上強化事業補助金につきましては、実施園は見込みの９園で取り組まれましたが、実施園の雇用時間が見込みより少なかったため、539万6,000円の減額となっております。

この事業に取り組みまして５年が経過しております。

実施園数や採用者数も多少の増減がありますが、傾向としては安定して取り組んでいただいている状況と捉えております。

また、この事業により保育士資格を取得された方も今まで５名いらっしゃいますので、引き続き事業に取り組んでまいりたいと考えております。

保育体制強化事業補助金につきましては、当初６園分の予算を計上しておりましたが、実績といたしましては４園でございましたので、556万円の減額となっております。

保育所における感染症対策のための消毒等を行う保育支援者の配置を支援するもので、保育士の負担軽減を図ることを目的としており、保育士資格を有さない方の雇用でもありますので、令和５年に向けては未実施の園に対して、再度取組の推進を図っていきたいと考えております。

保育所等給食費臨時支援事業費事業補助金につきましては、事業対象園からの申請が見込みより少なかったことにより、501万4,000円の減額となっております。

申請予定の園が私立保育所６園、地域型保育事業所２園となっております。

各園におかれましては、給食のメニュー、食材の工夫により、物価高騰による影響が少なくなるよう取り組まれた結果だと捉えております。

保育士等処遇改善臨時特例事業補助金につきましては、公立保育所が会計年度任用職員のみの取組及び家庭的保育事業所が取り組まれなかったことによる減額補正でございまして、150万円の減額となっております。

以上が負担金、補助の内訳で、4,585万4,000円の主なものでございます。

次の目３児童手当費、節19扶助費につきましては、児童手当の決算見込みによる減額補正でございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

目４子育て世帯等臨時特別支援事業費について、主なものを申し上げます。

節１報酬及び節３職員手当等につきましては、会計年度任用職員の人件費の決算見込みによる減額補正でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、子育て世帯等臨時特別給付金及び子育て世帯生活支援特別給付金の決算見込みによる減額補正でございます。

内訳といたしましては、子育て世帯等臨時特別給付金が412万7,000円の減額。

子育て世帯生活支援特別給付金の独り親世帯の分が765万円の減額。

その他の住民税非課税世帯等が1,000万円の減額となっております。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

続きまして、健康増進課分でございます。

15ページをお願いいたします。

款４衛生費、項１保健衛生費、目１保健衛生総務費の主なものを御説明いたします。

節１報酬から節４の共済費につきましては、会計年度任用職員の雇用年数による差額及び健康増進課職員18名、国保年金課職員５名、計23名分の給料手当、共済費の実施決算見込みによる減額分でございます。

節12委託料につきましては、主に、妊婦健診及び乳児健診の受診者数及び産後ケアの利用見込み、休日救急医療センターの検査委託料の見込みによる減額でございます。

妊娠届、出生届ともに１月末現在で令和３年度と同時期比較をいたしますと、約40名の減少が見られております。

それに伴う見込みの減額でございます。

休日救急医療センターの業務委託料のうち、検査委託料につきましては、感染拡大による繁忙期のスタッフ増員分といたしまして、７月から12月に33回の委託料を計上しておりましたが、感染が落ち着いた時期もあり、10回分程度を不用の見込みで減額しているものでございます。

16ページをお願いいたします。

節19扶助費でございます。

妊婦健診は、佐賀県、福岡県、長崎県で利用が可能となっておりますが、里帰りなどで佐賀県、福岡県、長崎県以外で妊婦健診を受けられた検診費用の助成と不妊治療が令和４年度から保険対象となっており、令和３年から今年度にまたがって、自費診療を受けられた方のみの償還払いを行っております。

申請者が見込みより少ないことによる減額でございます。

続きまして、目２節１報酬及び節３職員手当等につきましては、主に新型コロナワクチン接種に従事する会計年度任用職員の報酬やワクチン対策室職員の時間外手当の実績見込みによる減額でございます。

節11役務費は、各種検診の通知の発送のための郵送費や国保連合会に支払う予防接種の審査手数料で決算見込みによる減額でございます。

節12委託料のうち予防接種費用につきましては、定期接種等の見込みによるものでございます。

保健事業委託料は、主にがん検診等の受診見込みによるものでございます。

新型コロナワクチン接種委託料は、ワクチン接種費用及び接種事務委託料、接種券発行委託料等の体制整備に関する委託料ですが、実績見込みにより減額補正をするものでございます。

事前にお配りしております資料を御覧ください。

１ページをお開きください。

まず、新型コロナワクチン接種状況という１ページの資料を御覧いただきたいんですけれども、白枠の部分が令和３年度、ピンクに塗ってる部分が令和４年度でございます。

ワクチンの接種費用につきましては、国の対象年齢の拡大、追加接種の決定に応じ、このように予算計上を行ってまいりました。

ピンクの部分の令和４年度は、主に３回目の途中から４回目接種、また小児の接種分を計上し、10月にはオミクロン株ワクチンの分を計上しておりますので、合わせて、右下の合計のところにございますとおり12万6,080回分の予算を計上いたしました。

当初、令和５年３月末までが特例臨時接種の期限であったため、無料の接種機会が最後となると期限間際に接種を希望する人が増加することが想定され、令和５年２月、３月接種分を最大で２万回分とし、支払いが令和５年度になるために令和５年度へ明許繰越を計上いたしました。

実績見込みの８万7,922件を超える約１万8,000件分を今回減額補正をしております。

令和５年２月22日の国の審議会で、特例接種の期間が１年延長され、令和５年度も接種を継続することとなりましたが、来週３月７日の審議会で、スケジュール等の詳しい結論が出されるものでございます。

自治体説明会はその後に予定されております。

２ページをお願いいたします。

参考までに２ページに２月28日現在の年齢ごと、接種回数ごとの接種状況をおつけしております。

御覧のとおり年齢の高い世代の接種率が高く、全国的にも若い世代の３回目以降及び小児、

乳児、乳幼児の接種率が低い状況となっております。

これはワクチン記録システムからの数字となっておりまして、この数字には、接種後に転出された方などが含まれておりませんので、実績とは一致はいたしません。

実績より少ない数になっております。

以上でございます。

林康司こども育成課長

16ページの下になります。

款10教育費、項１教育総務費、目４幼稚園費、節18負担金、補助及び交付金につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴う、子育て支援施設等利用給付費について、幼稚園等での通常保育及び預かり保育事業の利用者が当初より見込みが少なかったことによる減額補正でございます。

続きまして、令和４年度繰越明許費について説明いたします。

17ページをお願いいたします。

款３民生費、項２児童福祉費の保育所等給食費臨時支援事業につきましては、財源に国の新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金を充当することから、県補助のスケジュールに沿って４月、５月に支出する際に予算の繰越しが不可欠であるため、繰越明許をすることといたしております。

次に、保育所等業務効率化推進事業につきましては、事業実施を予定しております、認定こども園の鳥栖カトリック幼稚園及び神辺幼稚園、また地域型保育事業所のきらきら保育園におきまして、導入システム機器等の選定に期間を要しているため、本年度内の事業完了が困難であることから、翌年度に繰越しをお願いするものでございます。

次に、保育所等安全対策事業につきましては、事業実施を予定しております、認定こども園の鳥栖カトリック幼稚園におきまして、送迎用バスへの置き去りを防止するための安全装置の選定に期間を要しているため、本年度内の事業完了が困難であることから、翌年度へ繰越しをお願いするものでございます。

次に、出産・子育て応援交付金事業につきましては、令和４年度中に妊娠または出産された方に対しての出産・子育て応援交付金の支給におきまして、令和５年８月中旬まで申請受付を行うことから、翌年度に繰越しをお願いするものでございます。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

款４衛生費、項１保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業は、先ほど御説明いたしましたとおり、令和５年２月、３月接種の分の支払いが令和５年度となるための繰越し分でございます。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

執行部の説明が終わりましたが、ちょうど時間的に食事の時間だと思いますので、13時10分から再開いたします。

休憩します。

午後０時２分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午後１時６分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。

午前中に引き続き、補正についての質疑を受けます。

樋口伸一郎委員

御説明ありがとうございました。

13ページと14ページの18番の負担金、補助及び交付金で民生費の生活保護総務費以外で、13ページは、款３民生費、項２児童福祉費、目２保育園費の負担金、補助及び交付金と、14ページは、款３民生費、項２児童福祉費、目４子育て世帯等臨時特別支援事業費の負担金、補助及び交付金で。

内訳の御説明丁寧にいただいたんですけど、金額面も高額であって、内訳の資料として書面を委員長のほうに委員会として求めさせていただいて、各委員に配付をさせていただきたいというのが１点と、またその資料を活用した質疑等も認めていただきたいと思ってるんですが、いかがでしょうか。

藤田昌隆委員長

了解しました。

委員会として資料を求めたいということで、皆さんそれでいいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

認めます。

樋口伸一郎委員

資料はありがとうございます。

併せて質問なんですけど、13ページからお願いします。

款３民生費、項２児童福祉費、目２保育園費の報酬から共済費までの人件費についてです。

これは会計年度任用職員及び公立保育所の関係職員の皆さんの人件費に関わるものっていうところで、減額補正がそれぞれあっておりますが、この人件費の減額補正額だけ見ると、

ここ四、五年、2,500万円から3,000万円ぐらい減額の額を全部足せばそのくらいの金額になるんで、いつも聞いてますけど、今回この減額になった理由をお聞かせください。

林康司こども育成課長

御質問にお答えいたします。

保育園費の節１報酬につきましては、会計年度任用職員の人件費、報酬になります。

この分が減額となりました理由につきましては、正職の会計年度任用職員の――予定の人数は、月額の保育士も30名、調理師も10名程度採用はしておったところなんですけれども、そのうち、保育士が３名、調理師が２名、総務課で育児休業の予算を持っていただいておりますので、その分が減額となっております。

また、新型コロナウイルス関係で行事等々の縮小、中止による時間外勤務の減少によるものでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

後段のコロナ関係の事業に関しては一定の理解ができます。

前段の育児休暇であったり想定していた人数に関する部分っていうのは、毎年この時期にこのぐらいの金額の減額補正が2,500万円から3,000万円くらい人件費に関しての減額補正があってるので、この分の減額補正分を、全額とまでは言わないんですけど、例えば独自助成の検討に充てるようなことをぜひ行っていただきたいと毎回申し上げていたんですけれども、今回に関しては、また同じような減額補正になってるので、もちろん募集の御努力とかされてるでしょうけど、そういう独自の取組についての検討であったり何かお考えはあったのかというのを教えてください。

林康司こども育成課長

公立保育所の正職及び会計年度任用職員の特別な処遇改善というか、そういうことにつきましては、申し訳ありませんが特段考えておりません。

正職につきましては、事務職員としての給与で業務していただいているという状況もありますし、会計年度職員につきましては、令和３年度、４年度に国が行っている処遇改善の手当分の上乗せをさせていただいておりますので、そういったところでの対応はしているところでございます。

樋口伸一郎委員

じゃあ、ここでとどめておいて、これは委員会質問とかじゃない機会を通じていろいろ御意見させていただきたいと思うんですけど、水車って言ったら表現が悪いですけど、当初予算では、想定の人数であったりいろいろ立ててあって、そこは理解できるんですけど。

やっぱり結果として、ここ４年、５年が大きな金額が同じような理由で減額補正をしているので、毎回になるんですが、ぜひこの中の１割でもいいんで使えば、何らかの助成とかも

検討する余地はあるのかなと思いますので、検討していただくようにぜひよろしくお願いしますという要望を申し上げておきます。

併せてその助成に関して、４ページに戻っていただいて、歳入になります。

款16国庫支出金、項２国庫補助金、目２民生費国庫補助金の節２児童福祉費国庫補助金の保育対策総合支援事業費補助金の減額補正が400万円あってますけど、これまた県のほうも減額で、資料を配付いただいてる分の中にも歳出の減額補正というのがあっております。

これを全部聞くと大変なので１つだけ、宿舎借り上げの補助金についてだけちょっとお尋ねをしたいんですけど。

御説明でも概要はあったと思うんですけど、申請数と対象となった数を教えていただけますか。

林康司こども育成課長

御質問の保育所の分の宿舎借り上げにつきましては、国庫補助のみの保育対策総合支援事業費補助金の中が補助を受けての事業となっております。

で、実際その利用に取り組まれた園につきましては、１園の中で新卒の方をお二人採用してあったということです。

その１園が、小規模保育事業所の蔵上ひまわり保育園というところであります。

当初15人予算を計上していまして、675万円の事業費を組んでいたところなんですけれども、繰り返しの説明になりますけど、当初は過年度採用職員を予定をされてあった園っていうのも事業を取り組む際に聞き取り等をさせていただいてたんですけれども、全てに伺ったわけではないですけれども、規約等の改正などの事務処理が間に合わなかったとかそういったところも伺っておりまして、そういった面でも見送りになった園がございます。

ただ、この事業につきましては、市といたしましても新たな保育士確保の事業として、園にも御協力をいただいて国庫補助の仕組みの中で取り組んでいただくということで、宿舎の契約が法人というところで、事務等の煩わしさはあるかとは思いますけれども、園のほうも今の住居手当とか、そういったところを園が負担されてあったもの以上の補助を受けての保育士確保になると考えておりますので、そういった中でも、引き続き取り組んで、市といたしましても、いろんな問合せにスムーズに応えられるよう周知をしていきたいと考えております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

おっしゃったように国の選択メニューの一つじゃないですけど、完全な独自というよりも国が示されてる指針の中から選択してっていうところと思うんですけど。

執行部の別表にあるように、675万円で600万円の減額補正ということは、大半はもう要らなくなってるっちゅう現状になってるんで、そうした中でも今後の見込みとかを今御答弁さ

れたので、最初に当たっては、一定の効果があったという認識をされてるか教えてもらっていいですか。

林康司こども育成課長

令和４年度から取り組んで、園のほうもすぐの対応は難しかったのかなと思っておりますけれども、１園でも取り組んでいただきまして、スタートは切れたのかなとは考えております。

国、県補助メニューを使っての事業はなかなか――他の雇上にしろ、保育体制強化につきましても園のほうも取っかかりが二の足、三の足を踏まれているというところもありますけれども、年々浸透して拡大していってる事業でもございますので、この辺も期待しながらしっかり園と協議をしてまいりたいと考えております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

この先は一般質問になっちゃうんで、質問じゃないんですけど。

今おっしゃったように、例えば同じ事業所内に発達障害支援施設とか保育園の両方を兼ねそろえて持ってあるところが、同じ保育士さんが人事異動で中を異動するときに、規約改正の手間であったり、おっしゃってるように不動産の契約とかの手続が、法人が事業主体になっているところで課題もいっぱいあるんですよね。

事業所さんもそうですし、国が示された指針に問題があるところもあると思います。

要望でとどめておきますけど、例えばこういうところに、さっきの3,000万円減額するあたりから数百万円でもつけて、何らかの環境拡充のためにワンストップ窓口をつくるとか、そして少しでも利用者の方が増えて拡充されてきて、保育士の確保につながるような検討をしていただきたいっていうことです。

この宿舎借り上げ事業はまだ始まったばっかりで、保育士さんの確保にまだつながってない状況もあるので、そうした検討にお金がないっていうところであれば、さっきの財源から措置をしてでも検討していただきたいと。

あるいは、これは民間事業者さんに当たるので、公立保育所に関しても、例えば正規保育士さんは人数を増やしてほしいと言っても、なかなかここ５年ぐらい同じ人数で固定で考えてあるみたいなんで、そこを増やせとまでは言いませんが、せめてその会計年度任用職員に充てる処遇改善の費用に別の独自助成をつくるとか、そういう検討をぜひしていただきたいというふうに要望を申し上げておきます。

その先はまた別の機会で質問させていただきます。

藤田昌隆委員長

ほかに。

成冨牧男委員

13ページの先ほど樋口委員が触れられたところです。

上から３つ、報酬、給料、職員手当等ってありますよね。

報酬が、会計年度任用職員というふうに。

じゃあそれは何人分かと、給料はこれが正規及び会計年度の正規の分ですか。違いますか。

要は、給料の434万3,000円については、減額理由。以上です。

林康司こども育成課長

報酬の会計年度の人数につきましては、月額保育士が27名、時給の保育士が32名、月額の調理員が10名、時給の調理員が９名、あと看護師３名と支援員４名がこの報酬の中から支出している内訳になります。

先ほど申しましたように、保育士の３名及び調理師の２名は育休代替ということで、別途総務課で見ていただいてる分でございます。

それと給料の減額分につきましては、育児休業者がいますので、その方の分の11月から２月分までの減額となっております。

成冨牧男委員

何回もやり取りしません、この間もちょっと言いましたけど、正規保育士が育休でしょう。

育休で休まれたときでも、その代わりの代替の会計年度の職員は７時間しかないんですよね。

正規の人が７時間45分働いていた人でも、その代わりは７時間分しかないわけですね。

単純に言えなかったら、いやこういうことなんですと言ってもらっていいです。

林康司こども育成課長

雇用の形態といたしましては、そのような時間での雇用になっております。

成冨牧男委員

あくまで所管としては、本来であれば正規職員が７時間45分働いていたわけですから、その穴埋めであれば同じく７時間45分頂戴よと。

そういうふうな会計年度任用職員さんを頂戴よとなぜ言われないのかだけ質問しておきます。

林康司こども育成課長

市の会計年度任用職員の勤務時間が、７時間がベースになっているということが一つありますけれども、現場の実際の対応といたしましては、会計年度職員等々にも超勤とかしていただいて対応をしているところでございます。

成冨牧男委員

最初のほう言われた、鳥栖市がやってるっちゅうのは、７時間45分の会計年度任用職員も制度上はフルタイムも想定してますよね。

だから、私は要望だけしときますけど、積極的に現場の声をもう一度聞いていただいて、

特にそういう正規職員の代替の場合は７時間45分つけてというふうに、もう少し積極的に総務課なんかには働きかけてもらいたいなと思います。

以上です。

答えは要りません。

飛松妙子委員

先ほど樋口議員が言った関連になるんですが、今回、予算計上したのに対して、減額があったということで、このことを反省して、来年度の予算っていうのはどのような反映の仕方をされてるんでしょうか。

林康司こども育成課長

宿舎借り上げのほうでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

宿舎借り上げにつきましては、今年度と同等の金額を上げさせていただいております。

この分は力を入れていかなければいけないという考えと、実際考えてある保育士の方から問合せもあっているということで園へもつないでおりますが、その人数等々の最終的な把握はいたしておりませんけれども、もう少し予算規模で増やしていただけるように、再度上のほうには働きかけをしていきたいと思っております。

飛松妙子委員

先ほど、課題といいますか、金額が75万円しか出せなかったというところで、その課題に対しての鳥栖市の取組――要は､園が規約が間に合わなかったとかおっしゃってましたけど、それに対して鳥栖市が何かできること、先ほど樋口議員も言われたように、相談窓口で何か支援をしてあげるとか、そういうものは何かありませんか。

林康司こども育成課長

園が事業に取り組む部分での業務負担っていうのは、考慮していかなくてはいけない部分は多々あると思いますけれども、国の事業でもありますし、そこの一定の整備はお願いするところではございます。

ただ､保育士確保のためにはいろんな事業を示しながら､お問合せがあった分については、きちんと園につないでしっかりと取り組んでいただくように、アドバイスを求められれば、それに応じた助言はしていきたいと思っております。

飛松妙子委員

今回補正で減額をされてるってことで、この反省を来年度に生かせなかったら結局また同じような減少になると思うんです。

で、つなぐのはよく分かるんですが、また、国がやってるメニューだからってのはよく分かるんですが、やっぱり鳥栖市自体が本気でやっていかないと、ここはなかなか前に進まないのかなっていうのをすごく感じます。

あと、樋口委員も言いましたけど、これにプラスアルファ鳥栖市独自であったほうがいい

のかなっていうのも、お話を聞きながら思いました。

そういうことで、しっかりと取組を進めていただきたいと思いました。

それと、産後ケアについて、15ページかな。ここも減額になってるんですが……

藤田昌隆委員長

15ページの何ですか。

飛松妙子委員

委託料の産後ケア委託料マイナス188万9,000円。

減額になったもともとの計画と何が違ったのかを教えてください。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

産後ケアは、お泊まりのショートステイと日中のデイサービスと授乳・育児相談の３種類を事業として挙げておりまして、ショートステイにつきましては、見込みよりちょっとオーバーするぐらいの御利用でした――まだ３月残っておりますのでですね。

一方、デイサービスと授乳・育児相談につきましては、令和４年度から初めて開始した事業でございまして、近隣の市町村の利用状況とかをお聞きした上で、鳥栖市であればこのぐらいの利用があるかなというふうに見込んで予算を立てたんですけれども、デイサービスと授乳・育児相談が見込みより少ない状況でございます。

逆にショートステイは、近隣の市町村はほとんど利用がないということだったんですけれども、鳥栖市の特性なのか、近くに支援の方がいらっしゃらないとか、実家に帰らないとかいうような方のショートステイの御希望が予想以上に多かったような状況です。

結果的には、たくさん見込んでおりましたデイサービスと授乳・育児相談が少なく、見込みより少し多い状況という結果でございました。

１年目ですので、来年どのように変わっていくかは今後見ていきたいと思っています。

飛松妙子委員

しっかり分析をしていただいていると思いますが、やっぱり最初が大事だと思うんです。

予定と結果が違うというところで、何が鳥栖市のニーズに合ってるかというところで、先ほどおっしゃったように、鳥栖市はショートステイがあるんだっていうところであれば、そこのところの力の入れ方もあると思いますし、あと、デイサービスを本当にどれだけの方が知ってあって、デイサービスってどういうものなんだって中身を御存じかどうかっていうところもあるのかなと思います。

これはアンケートとかも取られていらっしゃいますか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

アンケートというよりも、４か月、６か月で実施しております離乳食教室のときに、利用されましたか、利用されなかった方はどうして利用されなかったんですかっていうお声を聞いたところ、お一人は日程が合わなかったという方がいらっしゃったんですけど、利用の必

要がなかったという方がほとんどでございました。

必要な方が利用できて、必要じゃない方もいらっしゃるということだと思います。

飛松妙子委員

分かりました、ありがとうございます。

中川原豊志委員

もう一回、改めて保育園費の補正の残金額のところでまず１点。

さっき樋口議員が言われました保育士の宿舎借り上げ支援。

確認ですが、これは、あくまで保育園さんに住宅を確保してください、そこに保育士さんを入れます、その時に４万円を負担しますというやつだと思うんですが。

例えば､保育士の方が自分でアパートなり宿舎を探して､そこに住みたいんで保育園さん、そういう支援があるそうですので、市と契約をしてくださいとかいうふうな形？

どういうふうな形で利用されてるのかは分かりますか。

脇友紀子こども育成課保育幼稚園係長

今年度実際に利用されている園は、１園に新規採用の方がお二人ですが、それぞれが御自分のこの物件にということでされてありますので、お二人は別々のところにお住まいです。

今、来年度に向けて取組の意向を示していただいてる園も基本は本人さんがここに住みたいという意向の物件で考えてあるところが多いです。

ただ、上限額とかそういったお話はそれからされるかと思います。

以上になります。

中川原豊志委員

そういうふうな、園が４万円まで補助金があるけんが、４万円ぐらいのところば探して、ここに住まんねっていうと、いや私はこういうところじゃないところがいいとか希望する方がいらっしゃるんで、今御説明があったような形で、もっとそれをスムーズに取組できるような形で支援していただければいいのかなっていうふうに思います。

実際今はアパートとか４万円で探そうと思ったらなかなかないと思うんですね。

やっぱり５万円、６万円、どうかしたら７万円。

その差額のところを保育園が補助してくれるところもあるかもしれんし、自分が手出ししないといけないところもあるかもしれんけど、例えば、市としてあと１万円とか２万円とかこれに追加して補助するよと、市独自の考え方というのを持つことは難しいですか。

林康司こども育成課長

現在こども育成課で取り組んでいる各種事業分につきましては、国のメニューということで考えております。

保育事業につきましては、認可外もありますし、幼稚園もいろいろしていただいております。

保育所だけ独自にということはなかなか考えにくいのかなというところもありますので、そういったところの、ある程度こちらが取り込めるのはそういったメニューがあるものと、現在のところは考えているところです。

中川原豊志委員

ですから、プラス市独自のことぐらいはもうちょっと考えていただけんかなというふうに要望をしておきます。

それと、これは私立だけですよね？公立保育所の保育士さんは対象にはならないですよね。

ということで、例えば市のほうで宿舎借り上げの家賃補助か何かが給与の中に別にあるかどうか知らんばってんが、それで私立に保育士さんが流れていって、市の職員になるのが少なくなるとかそういうふうな影響というのはないですか。

林康司こども育成課長

正直そういった部分でのっていうのは、伺ってはないです。

中川原豊志委員

市の保育士さんになるには、公務員の試験をちゃんと受けてからしかできんことやけんが、それなりの手当もしていただいておけばよかとばってん、保育士不足というところを解消するには、そこら辺も検討するべきじゃないのかなというふうに、これまた要望をしておきます。

もう一点だけ。

保育所等給食費臨時支援事業。

せっかく給食費を補助してあげようという事業だったと思うんですけれども、思ったように利用されてない理由というのは、やると言っとったばってん、要らんです、自分のところで努力しますというふうな話に聞こえたんですけれども、それを頂くに当たって、手続上の問題とかがあったりするとですか。

給食費を補助しますよと言うのに、何で要りませんと言われたのかがちょっと意味が分からんとですが。

脇友紀子こども育成課保育幼稚園係長

今年度の所要額見込みっていうのを、今年になって各園にお願いしております。

で、各園が実際に必要だった給食材料費とお子さんから一部頂いている給食費等の歳入、歳出を改めて確認したところ、賄えてましたっていう園が実際は多かったっていう実情があります。

そういうふうな要件とかはなくて、結果として園のほうで年間見込みを最近になって金額を積み上げたところ、補助金までは必要としませんでしたということで申請が出ていない状況にあります。

中川原豊志委員

せっかく出してもらってるやつやけんって思ったんで、何でそこまで使わなかったかなというふうに思ったんで、質問させていただきました。

これはまた当初で言うべきところなんですけれども、この事業というのは今年度きりだったですよね。

ですから、次年度以降については補助金制度がない。

それに対して材料費の高騰等に伴っての対策としては、施設型等給付金の中に含まれるというふうなことを聞いたような気がするんですけれども、給食費の支援事業については、今後どんな考え方をお持ちですか。

林康司こども育成課長

この事業につきましては､県が取り組んだのと併せて事業を行った部分もございますので、来年度につきましても、県のほうは事業を考えてあるということも耳にはしておりますが、実際当初では上げておりません。

６月補正に向けて県等々としっかり確認しながら事業化に向けては考えていきたいと思っております。

中川原豊志委員

では、当初のところで言うべきことかもしれませんが、今後しっかり取り組んでいただきたいというふうに要望申し上げます。

田村弘子委員

先ほどの産後ケアのところで要望です。

実施場所がみやき町、吉野ヶ里町と増えて４病院、施設になってるかと思うんですが、やはり、鳥栖市内の妊婦さんの状況を考えると福岡県の病院に行かれる方たちも多いかと思うので、やはりそういう方たちは、授乳、育児とかの相談は自分が行った産院さんでっていうところがあると思うので、県を越えるので大変かと思うんですけれども、福岡県の病院もよくなるようにしていっていただけると、デイのほうでの授乳・育児のほうで利用をしたいという方が増えてこられるのではないかと思います。

そこを少しでも広げていけるようにしていただけると幸いですので、要望いたします。

藤田昌隆委員長

それに対して、名和課長は何かある？

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

御意見ありがとうございます。

私どもも、少しずつ少しずつニーズに合わせたサービスの施設を開拓したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

樋口伸一郎委員

最後の質問です。

減額補正があったから独自補助について先ほど質問させてもらったんですけど、今募集の取組をされてるのは分かってますけど、想定どおり集まらない。

公立、私立にかかわらず保育士さんは集まらないという現状なので、委員会でも視察に行ったんですけど、今独自っておっしゃってる部分の宿舎借り上げについても国が示された選択肢の中から選ばれてるので、完全な独自ではないんですよね。

で、委員会で視察に行ったところを例に挙げると、例えば千葉県とかはそれに上乗せをしてされている、そして同規模の龍ヶ崎市とかにおいては――一般質問でも紹介させてもらったとおり、みやき町であったり筑紫野市であったり久留米市だったり完全独自を１つずつ持ってるんですよ。

ですから、そこに対しての流出が止められない。

短大からの職場体験は鳥栖市内の保育園でするけれども、実際は市外に出ていって働く方も相当おられるんで、やっぱり副委員長も言われたように、この分で言ったら宿舎借り上げで、もう少し何か鳥栖市が完全な独自で上乗せをしてあげる。

財源措置さえできればそういう検討をしていただきたいということを申し上げたんですけど、ちなみにここ５年ぐらいでいいんですけどその検討ってされたことはありますか。

鳥栖市として完全に財源措置を施して、鳥栖市は県内でも子供が多い市なので、なおさら先進的に取り組んでいいのかなって思うので、そういう検討はしたことありますか。

林康司こども育成課長

完全な独自っていうのも検討というか、いろいろお話いただく中でおっしゃっていただいたように、周辺自治体の取組等々も参考にしながら検討とまでは……、ですけれども、そういったのを取り組めばというところも考えはあるんですけれども、やはり認可の保育所のみっていうところも一つハードルが高いのかなというのは考えているところでございます。

樋口伸一郎委員

ぜひよろしくお願いします。

私が考えるに、減額補正を毎年してる3,000万円の中からでも、民間にかかわらず財源措置をするのは検討はできると思うので、公立、私立問わず、公立には会計年度任用職員さんがいますので、完全に独自で上乗せできるような――国の選択肢に鳥栖市が県内でも子供が多い市だから、やりたいという協議をしましたって言えるような検討をしていただきたいということで、要望を申し上げておきます。国の選択メニューに加えた検討協議ですね。

よろしくお願いしときます。

藤田昌隆委員長

それでは、質疑を終わります。

次に、議案乙第９号令和５年度鳥栖市一般会計予算を議題といたしますが、ちょっと休憩して、55分から始めます。

暫時休憩。

午後１時46分休憩

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

午後１時54分開会

藤田昌隆委員長

再開します。

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

議案乙第９号令和５年度鳥栖市一般会計予算

藤田昌隆委員長

次に、議案乙第９号令和５年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

林康司こども育成課長

それでは、議案乙第９号令和５年度鳥栖市一般会計予算のうち、健康福祉みらい部のこども育成課及び健康増進課関係分について説明をいたします。

委員会資料に沿って、主なものについて御説明申し上げます。

まず歳入でございます。

資料の２ページをお願いいたします。

款14分担金及び負担金、項２負担金、目１民生費負担金、節２児童福祉費負担金のうち主なものを申し上げます。

保育所保育料につきましては、市内の公立、私立を含めた17の認可保育所及び市外の認可保育所に通う園児の０、１、２歳児の保育料でございます。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

款15使用料及び手数料、項１使用料、目３衛生使用料、節１保健衛生使用料、休日救急医療センター使用料は、休日救急医療センターの受診者の診療報酬と窓口での自己負担分を計上しております。

令和２年度、３年度は新型コロナウイルスの影響で受診者が減って歳入も減っておりましたが、令和４年度は感染拡大により受診者が増え、歳入も増えました。

令和５年度は、コロナ前の状況に近いところを見込んで3,000万円を計上しております。

以上です。

林康司こども育成課長

３ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項１国庫負担金、目１民生費国庫負担金、節２児童福祉費国庫負担金のうち、主なものを申し上げます。

施設型等給付費負担金につきましては、子ども・子育て支援新制度で、施設型給付費及び地域型保育給付費における施設の運営費に対する負担金でございます。

国の負担割合は２分の１でございます。

児童扶養手当費負担金につきましては、扶養する児童が18歳に達する年度末まで、独り親家庭の母または父親等に支給される児童扶養手当の負担金でございます。

国の負担割合は３分の１でございます。

児童手当費負担金につきましては、中学校修了までの児童を養育している方に支給される児童手当の負担金でございます。

国の負担割合は３分の２でございます。

続きまして、目２教育費国庫負担金、節１教育総務費国庫負担金の子育て支援施設等利用給付費負担金につきましては、幼児教育無償化に係る経費に対する負担金でございます。

幼児教育の無償化に伴い、主に幼稚園に通園する３歳以上の子供の保護者が支払うべき利用料相当額を園に対し支払う給付金に対する負担金でございます。

国の負担割合は２分の１となっております。

続きまして、項２国庫補助金、目２民生費国庫補助金、節２児童福祉費国庫補助金のうち、主なものについて申し上げます。

母子家庭等対策総合支援事業費補助金につきましては、独り親の母または父親が資格取得する間の生活費の負担軽減のために支給します、高等職業訓練推進給付金に対する補助金でございます。

国の補助率は４分の３でございます。

保育対策総合支援事業費補助金につきましては、私立保育所等における保育士確保の事業の一つでございます、保育士宿舎借り上げ支援事業及び保育所等の新型コロナウイルス感染症対策としての保育環境改善等対策事業に対する補助金でございます。

国の補助率はそれぞれ２分の１でございます。

子ども・子育て支援交付金につきましては、認可保育所等で実施される延長保育事業、一時預かり事業、子育て支援センター等の特別保育事業及び家庭児童相談システムに要する費用に対する補助金でございます。

国の補助率は３分の１でございます。

出産・子育て応援交付金につきましては、出産・子育て応援交付金事業に関して、経済的支援に要する費用に対する補助金でございます。

国の補助率は３分の２でございます。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

４ページをお願いいたします。

目３衛生費国庫補助金、節１保健衛生費国庫補助金でございますが、前年度当初が１億1,814万9,000円でございましたが、本年度1,308万円と大きく減額となっているのは、新型コロナワクチン接種に伴う費用を当初予算に計上していないためでございます。

令和５年度の接種については、対象者財政支援など国の方針が決まるのが３月９日で自治体説明会がある予定になっておりまして、当初予算への計上ができておりません。

現時点で、国は９月から８月に重症化リスクの高い方への春、夏接種を開始する予定としておりますが、接種費用の支払いは接種から２か月後となります。

４月以降すぐに必要な経費は、準備のための接種券の発送などでございますが、これらにつきましては、予防接種事業等の現計予算で対応し、早い時期に補正をお願いしたいと考えております。

資料に戻りまして、子ども・子育て支援交付金、乳児家庭全戸訪問事業、継続支援の必要な養育支援訪問事業、母子健康包括支援センター等利用者支援事業に対する補助金で、国の補助率は、訪問事業が３分の１、利用者支援事業が３分の２でございます。

その下、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金は、がん検診の受診率向上のための補助金で、補助率は２分の１でございます。

風しん抗体検査事業費補助金は、風疹の感染拡大防止のために抗体保有率の低い男性を対象に抗体検査を行う補助金でございますが、令和元年度から３年度までの３年間の予定だったのを、令和６年度まで延長になったものでございます。

補助率は２分の１でございます。

母子保健衛生費補助金は、産後ケア事業等に関する補助金で、補助率は２分の１となっております。

出産・子育て応援交付金は、先ほどのこども育成課の説明にありました、出産・子育て応援ギフトとセットで行う伴走型相談支援事業でございます。

委員会資料の23ページをお願いいたします。

新規事業ですので、主要事項説明書を上げております。

核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦や子育て家庭に対し、安心して出産・対面での面談をしながら相談支援の伴走を行うこととしておりまして、面接の時期は、主に従来から行っております、

妊娠届出時、産後２か月頃のほやほや教室や赤ちゃん訪問の時期としておりまして、また

新たにアンケートなどを通して、出産間近になり産後の生活に不安を抱く妊娠８か月頃に出産、育児の見通しを立てる教室や面談を行う予定といたしております。

また、情報発信や相談を通じて必要な支援につなぐことといたしております。

補助率は、国の補助率が２分の１でございます。

県の補助率は４分の１となっております。

委員会資料の４ページに戻っていただきまして、項３委託金、目３衛生費委託金、節１保健衛生費委託金につきましては、石綿読影の精度に係る調査委託金でございます。

環境省からの委託事業として実施をしておりまして、補助率は10分の10でございます。

林康司こども育成課長

続きまして、款17県支出金、項１県負担金、目１民生費県負担金、節２児童福祉費県負担金のうち、主なものを申し上げます。

施設型等給付費負担金につきましては、国庫負担金同様、施設型給付費等施設の運営費に対する県負担分でございます。

県の負担割合は４分の１でございます。

児童手当費負担金につきましても、国庫負担金同様、中学校修了までの児童を養育している方に支給される児童手当の県負担分でございます。

県の負担割合は６分の１となっております。

続きまして、５ページになります。

目２教育費県負担金、節１教育総務費県負担金の子育て支援施設等利用給付費負担金につきましては、こちらも国庫負担金同様、幼児教育無償化に係る経費に対する県負担分でございます。

県の負担割合は４分の１でございます。

続きまして、項２県補助金、目２民生費県補助金、節２児童福祉費県補助金のうち、主なものを申し上げます。

ひとり親家庭等医療費補助金につきましては、母子、父子家庭及び父母のいない児童に対し、医療費の一部を助成する事業に対する県補助金でございます。

県の補助率は２分の１でございます。

子どもの医療費助成事業補助金につきましては、子育て世帯に対する医療費の一部を助成する事業のうち未就学児分の医療費助成に要する経費に対する県補助金でございます。

県の補助率は２分の１でございます。

次の、保育対策総合支援事業費補助金につきましては、保育補助者雇上強化事業、保育体制強化事業及び認可外保育施設分の保育環境改善等事業に対する県補助金でございます。

補助率は、保育補助者雇上強化事業が８分の７、保育体制強化事業が４分の３、保育環境改善等事業が10分の10となっております。

子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、国の補助金同様、認可保育所等で実施される特別保育事業及び家庭児童相談システムに対する県補助金でございます。

県の補助率は３分の１でございます。

出産・子育て応援事業費補助金につきましては、国の補助金同様、出産・子育て応援交付金事業に関して、経済的支援に要する費用に対する補助金でございます。

県の補助率は６分の１となっております。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

目３衛生費県補助金、節１保健衛生費県補助金、健康増進事業費補助金は、健康増進事業に対する補助金で、県の補助率は３分の２でございます。

アピアランスケア支援事業費補助金は、がん患者の治療と就労の両立、療養生活の質の向上のため、令和４年度から開始された県の補助事業で、医療用補装具やウイッグ等の購入補助に係る補助金で、補助率は２分の１でございます。

その下、骨髄等移植支援事業費補助金は、骨髄等の提供をしたドナーに対して、健康診断、骨髄採取等の通院、入院に要した日数に応じ、１回の提供に対し１日２万円、７日を上限に助成を給付した場合の県の補助金で、補助率は２分の１でございます。

続けて、６ページをお願いいたします。

款22諸収入、項４受託事業収入、目１受託事業収入、節２衛生費受託収入は、鳥栖市休日救急医療センター及び病院群輪番制の運営に対する基山町からの運営受託料でございます。

受診者増を見込んでいるので、基山町からの受託料が減っております。

７ページをお願いいたします。

款22諸収入、項６雑入、目４雑入、節２保健衛生雑入のうち、保健センター雑入は、保健センターの３、４階にある医療福祉専門学校緑生館の建物の占用や共有部分に係る電気料や維持管理費の負担分でございます。

電気料が上がっているため、昨年度より増となっております。

林康司こども育成課長

節４雑入のうち、こども育成課の主なものについて申し上げます。

子どもの医療費返還金につきましては、子どもの医療費助成分のうち、高額医療費に該当した医療費分で、保険者または保護者からの返還金でございます。

保育所給食費につきましては、公立保育所４園の保育士等職員分及び保育の無償化に伴う３歳児以上の園児分の給食費の実費徴収分でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

14ページをお願いいたします。

款３民生費、項２児童福祉費、目１児童福祉総務費のうち、主なものについて申し上げま

す。

節１報酬から節４共済費につきましては、婦人相談員１名、家庭児童相談員２名、母子・父子自立支援員１名、子育て支援総合コーディネーター１名、幼児教育・保育の無償化に伴う事務補助員１名、計６名分の会計年度任用職員の人件費でございます。

節11役務費のうち、手数料につきましては、子どもの医療費助成事業に係るレセプト審査支払手数料でございます。

節12委託料のうち、社会福祉会館の児童センター指定管理料につきましては、主に小学生までを対象とした各種教室や幼児を対象としたフリールームなどを開催する、児童センター事業運営に係る指定管理料でございます。

委託先は、鳥栖市社会福祉協議会でございます。

ファミリー・サポート・センター事業委託料につきましては、子供を預ける側の利用会員及び子供を預かる側の協力会員による会員制の子供の一時預かりなどを行う事業の委託料でございます。

こちらも、委託先は社会福祉協議会でございます。

令和５年度から、子育て支援センター及び児童センター等会員確保推進等の連携事業に取り組むことで、事業費を増額しております。

節13使用料及び賃借料のシステム使用料につきましては、家庭児童相談システムのリース及び保守料でございます。

節18負担金、補助及び交付金のうち、特別支援学校放課後児童健全育成事業負担金につきましては、中原特別支援学校に鳥栖市から通学している児童の放課後児童クラブ利用に係る負担金でございます。

前年度実績により、９名分を計上いたしております。

15ページをお願いいたします。

節19扶助費のうち、児童扶養手当費手当につきましては、18歳までの児童のいる独り親家庭等に支給される手当でございます。

前年度等の実績により、約600世帯分、児童にして約900名分を計上いたしております。

次の母子家庭等自立支援給付金につきましては、独り親の母または父親が、看護師や歯科衛生士、保育士などの就職に有利な資格を取得する間の生活費の負担軽減のために支給されるものでございます。

前年度からの継続分と新規分合わせて13名分を見込んでおります。

ひとり親家庭等医療費につきましては、独り親家庭等の母または父親及び18歳までの児童にかかる医療費の一部を助成するものでございます。

次の子どもの医療費につきましては、子育て世帯に対し、児童にかかる医療費の一部を助成するものでございます。

入院は18歳まで、通院につきましては、中学校卒業までを助成の対象としております。

続きまして、目２保育園費のうち、主なものについて申し上げます。

節１報酬から節４共済費につきましては、保育所職員46名分及び代替保育士、給食調理員、保育所支援員等、会計年度任用職員の人件費が主なものでございます。

節10需用費につきましては、公立保育所４園で要する消耗品費、光熱水費、給食材料費が主なものでございます。

16ページをお願いいたします。

節12委託料の施設管理委託料につきましては、公立保育所４園の消防点検、警備業務、高所清掃業務等委託料及び下野園を除く３か園の園庭芝生管理委託料が主なものでございます。

節13使用料及び賃借料のシステム使用料につきましては、公立保育所４園のＩＣＴシステムの年間リース及び保守料が主なものでございます。

節18負担金、補助及び交付金のうち、施設型等給付費につきましては、子ども・子育て支援新制度に基づく私立保育所、認定こども園等に対する運営費でございます。

次の病児・病後児保育事業広域利用負担金につきましては、令和４年度に、小郡市にある病児・病後児施設利用による負担金でございます。

令和４年度からの協定による負担金で、利用者数確定後の翌年度に負担金を小郡市に対して支払うものでございます。

利用者の見込み数を令和３年度の利用者数の５人とした場合、7万8,000円程度が見込まれるところですけれども、少し多く見込んだ額で10万円といたしております。

保育士宿舎借り上げ支援事業補助金につきましては、私立保育所等の保育士の家賃負担を軽減することにより、新規雇用及び離職防止を図り、保育士の雇用を確保することを目的とし、保育所等の事業者が保育所の宿舎を借り上げるための費用の一部を助成するものでございます。

次の保育体制強化事業補助金につきましては、保育所等における感染症対策のための消毒等を行う保育支援者の配置を支援し、保育士の業務負担の軽減を図ることを目的とし、保育士資格を有さない方で保育所等での清掃、消毒及び園外活動の見守りを行う、保育支援員の配置に必要な費用を助成するものでございます。

次の、保育補助者雇上強化事業補助金につきましては、私立保育所等において保育士の業務負担を軽減し、離職防止を図ることを目的とし、保育士の補助を行う保育補助者の雇い上げに要する補助金でございます。

次の保育環境改善等事業補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のために職員が時間外に消毒、清掃作業を行った場合のかかり増し経費や、感染防止用のマスク、消毒液等の必要経費を私立保育所等に補助するものでございます。

次の私立保育所施設整備補助金につきましては、認可保育所のレインボー保育園において、

防犯対策強化のため既存フェンスを高める工事に対する補助金でございます。

次の私立保育所特別保育事業等補助金につきましては、私立保育所等が実施します延長保育、一時預かり保育、障害児保育、病後児保育、子育て支援センター事業等の特別保育事業に対する補助でございます。

続きまして、目３児童手当費のうち、節19扶助費につきましては、中学校修了までの児童を養育している方に支給される児童手当でございます。

対象となる児童数を9,700人程度と見込んでおります。

続きまして、17ページをお願いいたします。

目４出産・子育て応援交付金事業費のうち、主なものについて申し上げます。

出産・子育て応援交付金事業につきましては、妊娠または出産をされた方がいる全ての子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、より身近で相談に応じる伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出時及び出生後に合計10万円の経済的支援を実施するものでございます。

節１報酬から節４共済費につきましては、出産・子育て応援交付金の支給事務に関する会計年度任用職員１名分の人件費が主なものでございます。

節18負担金、補助及び交付金の出産・子育て応援交付金につきましては、令和５年度中に妊娠届出をされる方及び出生する新生児数をそれぞれ660人と見込み、１人当たり５万円の支給を行うものでございます。

いずれにいたしましても、対象者である妊産婦の方への支給につきましては、伴走型相談支援の面談を受けていただくことが要件となっております。

資料につきまして、22ページに掲載しております。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

健康増進課分でございます。

19ページをお願いいたします。

款４衛生費、項１保健衛生費、目１保健衛生総務費は、主に保健センターの施設管理等の保健事務経費、母子保健事業、救急医療対策費でございますが、前年度との大きな変化はございません。

まず、節１報酬につきましては、母子健康包括支援センター２名分の人件費と各種検診や訪問等に従事する臨時の看護師、助産師、保健師などの会計年度任用職員の報酬でございます。

節２給料から節４共済費につきましては、健康増進課19名、国保年金課５名、合計24名分の人件費でございます。

節７報償費の主なものは、虫歯予防事業における歯科医師や歯科衛生士相談事業におけるカウンセラーなどの謝金でございます。

節10需用費の主なものは、保健センターの光熱水費や鳥栖市休日救急医療センターにおける医薬材料費等でございます。

節11役務費のうち、手数料につきましては、妊婦・乳児健康診査の事務手数料でございます。

次に、節12委託料の主なものを申し上げます。

保健センター管理委託料は、保健センターの清掃業務や警備業務、空調、エレベーター、電気工作物、消防設備、自動ドアなどの設備点検業務などの委託料でございます。

休日救急医療センター業務委託料は、鳥栖三養基医師会に委託している休日救急医療センターの業務委託料と新型コロナウイルス検査の危険手当及び保険料等の検査委託料でございます。

産後ケア事業委託料につきましては、乳児とその保護者を対象に産後の心身の回復に不安がある方、育児支援者が少なく授乳指導やサポートが必要な方を対象に、産婦人科医院などで宿泊型のショートステイ、日帰りのデイサービス、母乳・育児相談などのサービスを実施する委託料でございます。

上から５行目になりますが、妊婦・乳児健診委託料につきましては、医療機関で実施する妊婦健診、妊婦歯科検診及び乳児健診の委託料でございます。

妊婦健診については、お一人当たり14回分、約10万1,620円分でございます。

妊婦歯科検診については、妊娠中にお一人当たり１回分、4,305円分。

乳児健診については、お一人当たり２回分、１万2,000円分の健診を無料で受けることができます。

また、妊婦健診と乳児健診につきましては、佐賀県、福岡県、長崎県の医療機関で、妊婦歯科検診につきましては、鳥栖・三養基地区内の歯科医院で受けることができるようになっております。

次に20ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金でございます。

一番上の広域小児救急医療支援事業負担金につきましては、夜間の小児救急医療体制を確保するため、久留米広域小児救急センターの運営に対する負担金でございます。

このセンターは、聖マリア病院内に設置されており、１年を通して365日、夜間19時から23時までの診療を行っております。

前々年度、令和３年度の受診者の割合で負担金の算定がされることになっております。

鳥栖三養基医師会立看護高等専修学校運営補助金は、同校の運営費を県や三養基郡３町と案分して負担している補助金でございます。

その下の病院群輪番制運営補助金は、一次救急医療である休日救急医療センターにおいて、救急処置後の入院を要する患者の二次救急医療を担う医療機関への補助金でございます。

一番下、骨髄等提供助成金は、歳入で御説明いたしましたように、骨髄を提供するための検査と、採取のために通院、入院に要した日数により、１日２万円、上限７日までを助成するもので、３名分の予算を計上いたしております。

節19扶助費でございます。

妊婦健診費は、里帰り出産等で委託医療機関以外で受けた妊婦健診費用を償還払いするものでございます。

令和５年度は､不妊治療費が保険対象になったことで､令和４年度に補助を終了するため、扶助費の予算額が減っております。

続きまして、目２予防費でございます。

事業内容は主に成人保健事業、予防接種事業等でございます。

前年度と大きく違いますのは、歳入でも申し上げましたとおり、節１報酬、節10需用費、節11役務費、節12委託料でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種の費用を当初予算に計上していないため、前年度からの予算減になっております。

節12委託料の主なものを申し上げます。

21ページをお願いいたします。

下から３つ目、がん検診委託料でございます。

胃がん、子宮がん、肺がん、大腸がん、乳がん、前立腺がんなどの６種類のがん検診の委託料となっております。

一番下でございます。

予防接種委託料は、予防接種法に定められている定期予防接種及び風疹の任意予防接種の委託料でございます。

節18負担金、補助及び交付金でございますが、これも歳入で申し上げましたアピアランスケア支援事業費補助金でございまして、ウイッグや補装具の購入に対する補助金でございます。

令和４年度は20名分を計上しておりましたが、令和５年度は24名分として予算を計上いたしております。

節19扶助費でございます。

予防接種費は、県内広域で実施しておりまして、里帰り出産などのために子供が県外などで予防接種を受けた場合や高齢者の施設入所などで県外で予防接種を受けられた場合などに、その費用を償還払いするものでございます。

今年度は、子宮頸がんワクチンの積極的勧奨をしていなかった間に接種年齢を過ぎた方の経過措置としてキャッチアップ接種を行っておりますが、委託医療機関以外で接種をされた場合の償還払いの予算を増額して見込んでおります。

以上でございます。

林康司こども育成課長

続きまして、款10教育費、項１教育総務費、目４幼稚園費、節18負担金、補助及び交付金のうち、子育て支援施設等利用給付費につきましては、幼児教育の無償化に伴い、幼稚園等に通園する３歳以上の子供の保護者が支払うべき利用料相当額を園に対して給付するものでございます。

以上で説明を終わります。

藤田昌隆委員長

執行部の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

飛松妙子委員

御説明ありがとうございます。

今御説明いただいた21ページの予防接種費の中で、里帰り出産での予防接種というお話がございました。

以前も申し上げたことがあるんですが、里帰りの場合の費用と鳥栖市で予防接種した場合の費用に差があるっていうところで、どちらを生かすのかといったら鳥栖市としては鳥栖市の金額もしくは低い金額を生かすということだったんですが、どうしても市町によっては鳥栖市よりも高い予防接種の費用になって、その分がお母様方の御家庭の負担になってるっていうお話を伺ったことがございまして、何とかここを改善できないかということも申し上げておりましたが、その後鳥栖市としてこの里帰り出産の予防接種について拡充していただくようなことを考えていらっしゃるのかどうかお伺いしたいと思います。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

以前から飛松議員には御要望いただいておりまして、当市としても検討はしたんですけれども、予防接種費用が自由診療である以上、金額の差がどうしてもあるのを天井なしに助成するかと言われると、やはり一定の基準が必要ということで、本市の委託料を基準にするということで、現時点ではそのようなことでございます。

飛松妙子委員

以前と変わらずというところなんですが、子育て支援を充実していこうといったときにはこういうところも――そんなに高い金額にはならないはずですので、何とか今後しっかりと取組をしていただけるように要望申し上げたいと思います。

引き続きまして、予防接種の中で、委託料２億6,600万円です。

この中に、先ほど子宮頸がんワクチンのお話をしていただきました。

で、この子宮頸がんワクチンが４月から９価ワクチンまで拡大をして、定期接種になってるっていうことで、これの取組を今後どのようにされるのか教えていただけますか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

９価ワクチンは、全国的に定期接種の中で実施するということでございますので、医師会とも相談しながら４月から定期接種として取り組むことにしております。

飛松妙子委員

取り組むことだと思うんですが、具体的に御存じない方とかもたくさんいらっしゃると思いますので、その辺りの広報といいますか、周知をどのようにされていくのか、また、個別通知もしていただいていると思うんですが、その辺りのことも改めて頂けますか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

新たに通知をする方には、もちろん９価のワクチンも定期接種に入りましたという通知をいたしますし、ホームページ等でも周知をすることにしております。

井ノ上克子健康増進課保健予防係長兼国保年金課係長

郵送につきましては、新たに中学１年生、高校１年生、高校２年生になるお子様方に対しても郵送して、その中で周知を図っていく予定でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

では、令和４年度の接種状況は分かりますでしょうか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

令和３年度の実績が567回でございましたが、令和４年度は1,044回を見込んでおります。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

少しずつ伸びてはきてるんですが、まだまだだと思います。

それとあとキャッチアップ接種も入ってくると思うんですが、キャッチアップ接種に関してもさらなる取組もまた必要になってくると思いますし、今回延ばせばキャッチアップを外れてしまう方もいらっしゃると思いますので、その辺りのキャッチアップ接種に関して、今まで１回されたとは思うんですが、さらにまたしていただけるのかどうか教えてください。

井ノ上克子健康増進課保健予防係長兼国保年金課係長

すみません、先ほど申しました３学年に郵送するっていうことだったんですけど、そのうちの高校２年生に対してがキャッチアップに対する周知でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

では、広報に関して、多分チラシ等が厚生労働省のほうから出てると思うんですが、これの張り紙とかポスターとかその辺りはどのように考えていらっしゃいますか。

井ノ上克子健康増進課保健予防係長兼国保年金課係長

保健センターのほうではもちろんですけれども、市内の各医療機関のほうにポスターを配付いたしまして、それを貼っていただきたいと思っております。

飛松妙子委員

医療機関ということでございました。

医療機関だけでなくて、さらにどこか拡大できそうなところがあったら、さらなる接種をしていただくためにもぜひお願いしたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

続けても大丈夫ですか。

藤田昌隆委員長

はい。

飛松妙子委員

すいません、子育て支援に関してもうトータルでちょっと質問させていただきたいので。

０歳から２歳児の伴走型支援が今後入ってくるんですが、その中でまず、０歳児の訪問事業を具体的にどのように進めようとしていらっしゃるのか、現在やっていることと新たに変わったことがあったら教えていただけますか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

０歳児の訪問時……、０歳児というか出生からおおむね２か月までぐらいに行ってる全戸訪問事業については、訪問自体は大きく変わりはないんですけれども、子育てのアンケートについて――不安なことはないかっていうようなアンケートを従来から取っておりましたけれども、そちらの点の不安な項目等をピックアップして次の支援につなげるというようなことで。

伴走型ですので、ぷつんぷつんと途切れることのないような支援を行っていくということにしております。

飛松妙子委員

その上で、保健センターの訪問される方の人材について、育成とか確保については現状どのような感じなのか。

また今後、拡充とかしていく予定が入っているのか教えていただけますか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

個人的には、職員及び会計年度の助産師、保健師と協力しながら対応していくという予定でございます。

飛松妙子委員

伴走型相談支援が入っていくことで、今までやってた以上にプラスアルファというのがあると思うんです。

その中で、人数が変わらずにこの事業をされていくのか、拡充されていくのか。

いろんな育成の面だとか、人の確保の面だとかいうところが拡充されてるのかどうかというのはどうですか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

適切に対応するということですので……

藤田昌隆委員長

聞こえませんが。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

適切に対応するっていうことですので……、昨日もお答えしたんですけれども、妊婦の部分の事業とかを拡充するということにしておりますので、人事のところとも相談しながら適切に配置をするということになっております。

飛松妙子委員

すごく大事な部分だと思いますので、体制整備をしっかりと図っていっていただきたいと思います。

その上で、先ほどアンケートも取っていくということだったんですが、家事支援とか、そのアンケートの中で必要なケースも予想されたりとかすると思うんですが、その辺りのサービス支援とかいうところも含めて考えているのか、それとも連携を取って取り組んでいかれるのかその辺りはどうでしょうか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

現在ももちろんしてるんですけれども、例えば里帰りの予定がありますかとか、周りに支援してくれる人がいますかとかいうことは、生まれる前から尋ねておりまして、ないという方については、もちろんファミリー・サポート・センターですとか、シルバー人材の家事支援ですとか、産後ケアの事業を御案内したり。

いろんな子育て支援のサービスを生まれる前からお知らせしていくっていうのが、この伴走型の趣旨でもございますので、そういうことに努めていきたいと思っております。

藤田昌隆委員長

飛松議員、ちょっとごめん。

これに載ってる数字に――例えばこの数字の意味とか金額の振り分けとか。

だんだんだんだんプラスアルファがメインになって、時間が限られてるわけですから、ほかの議員たちの質問時間もきちんと分かった上で質問をお願いします

飛松妙子委員

はい、ありがとうございます。

よろしくお願いいたします。

特にこの伴走型支援は令和４年度から、あるいは５年度から始まるということですので、よろしくお願いいたします。

藤田昌隆委員長

ほかに。

田村弘子委員

21ページのアピアランスケア支援事業の補助金が昨年度から始まっていたと思うんですが、今年度24名分に増額されていますので、見込みでいいんですけれども、令和４年度に何人ぐらいが利用されたのか。

そして、どのような周知をされていったのか、どのような取組だったのかを詳しく教えてください。

森岡裕子健康増進課健康づくり係長兼国保年金課係長

令和４年度からアピアランスケア事業を開始しておりますが、まず鳥栖市の周知については、開始前に市内の医療機関にチラシ及びポスターをお配りしまして、医療機関で周知を図っていただくっていうことと、あと市のホームページ、市報等にて周知をしております。

今年度３月２日現在での申請件数ですけれども、ウイッグについては17件、乳房補正具については７件の申請があっておりまして、予算のほうは大体37万円ぐらいの助成が決定している状況です。

申請されている分については、久留米市のほうで治療を受けた方の申請が多い状況となっております。

田村弘子委員

すいません、最後のほうが聞こえなかったので。

森岡裕子健康増進課健康づくり係長兼国保年金課係長

申請されてる方の医療機関としては、久留米の地域で治療されて申請されているケースが多い状況です。

田村弘子委員

ありがとうございました。

この支援事業はとても助かるというか、不安になっているときに、見た目だったりとか治療に向かっていくに当たって、心のケアという部分ですごくありがたい事業なので、初年度にしてウイッグが17件、補正具が７件と、多分皆さん求められてた制度だと思うので今後とも拡充されるように。

そして、使いたい方が１人でも多く使うことができるように、今後も周知のほうよろしくお願いいたします。

永江ゆき委員

先ほどの出産・子育て応援交付金事業のところです。

核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中でっていうところを……

藤田昌隆委員長

ちょっと説明が分からん。

もう少しゆっくり質問してください。

永江ゆき委員

要するに、孤立感や不安感を抱く妊婦っていうのが増えてるっていうことが、意外と現場で本当に多いんですよね。

で、サービスがあってもそれを使うまでに、ちょっとハードルが高いとかっていうのも結構聞くんですけど、この面談っていうやり方的に訪問以外は考えられてますか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

母子健康手帳を取りにこられるのは、保健センターのほうに来所で見えますので、その時の面談は来所になります。出産後はおうちに訪問する場合ももちろんございますし、２か月児さんの教室の来所で面談する場合もございます。

永江ゆき委員

その２か月のときは必ず100％いらっしゃってますか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

来所が難しい場合は訪問で対応をいたしております。

永江ゆき委員

訪問される場合によく聞くのは、ピンポンしても会いたくなかったとか、子供が寝てるときにピンポンで来られても開けたくなかったという声も結構聞くんですよ。

リアルだけに限らず、例えばオンラインでとかは考えられてないですか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

原則対面ではと思ってるんですけれども、継続して支援が必要な方は電話での対応だったりっていうことも考えております。

赤ちゃん訪問の場合は、お時間を約束して訪問しておりますので、時間とかなんかについては、利用者の方というかお母様の御都合のつく時間で日程を合わせて訪問をすることにしております。

永江ゆき委員

ありがとうございます。

私が思うに、お母さんて、赤ちゃんを産んでしまったら自分だけの体ではなくなるので、一つの提案としては、入院されて赤ちゃんを病院で見てあるときに、どういう方が訪問されるのかとか安心感がないとやっぱりなかなか――シルバーさんとか家事のお手伝いサービスがあったにしたって、使いづらかったっていう声も結構聞くんですよ。

なので、どういう方がいらっしゃるかとか安心感を得てもらうために、面談っていうか自分の体が空いてるうちに何回か会ってると、後もつなぎやすいのかなって思うんですけど、どうでしょうか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

今回の伴走型支援については、出産前から産後の生活を想定していろんなサービスを御案内するということになっているので、もし、そういう産後の支援がないという方がいらっし

ゃいましたら、事前にシルバー人材センターの家事支援の方とかそういう方を御紹介したりとかいうのも可能かと思います。

永江ゆき委員

じゃあ、その家事支援は現在何名の方がされてるとか分かりますか。

林康司こども育成課長

シルバーさんで行われている事業は分かりかねます。

把握はしておりません。

永江ゆき委員

１時間から本当は使えるようになってるんですけど、２時間から使ってくださいというお願いがあったりとかで、２時間も知らない方を家に入れておくのは嫌だっていう声もあったんです。

なので､あるサービスと受けたいサービスが違ってたら意味がないのかなと思いますので、妊婦さんなりお母さんなりの気持ちを考えてアンケートをされてるっておっしゃってましたが、そこがうまくかみ合ってないのかなというところがちょっと感じ取れるので、ぜひその辺を生かしていただけたらなと思います。

林康司こども育成課長

シルバー人材センターの事業でも一回は確認とかはされてあります。

ただやっぱり、緊急にということであれば、なかなかその機会もないのかなとは思っております。

中川原豊志委員

保育園のところで、施設型等給付費22億5,700万円。

徐々に増えてきてるような感じがしてますけれども、ここだけ見たらどのくらい増えてきてるのかっていうのと、それから、現在の園の数を教えてほしいなと思います。

林康司こども育成課長

昨年度との比較になりますが、昨年度からは700万円増えております。

この分につきましては、保育士の処遇改善の分がプラスになった分が、一番大きいんですけれども、ただ、昨年度分からプラスしたら基本的にはそれ以上が予算にならなきゃいけないのかなと思っておりますが、３月補正でもなってましたように、ここ数年の減額補正等も加味してこの金額になっております。

園の数につきましては、私立保育所が13園、認定こども園が３園、地域型保育事業所が７園、幼稚園が３園でございます。

中川原豊志委員

幼稚園？認定こども園ね。

林康司こども育成課長

認定こども園が３園と幼稚園も３園ございます。

以上です。

中川原豊志委員

数については、前年度と一緒ですか。

地域型か何かが増えたかと思うんですけど。

林康司こども育成課長

地域型事業所が今年初めに１園開所しておりますので、地域型が１園増えたものにはなってます。

中川原豊志委員

１園増えたことによって､園児の預かる数が何人分ぐらい増えたというのは分かりますか。

林康司こども育成課長

増えた園につきましては、儀徳町にあります、あいあい保育園の分園ではないですけれども、新たに事業所をつくってあるんですけれども、あちらがいろいろお話も出てますように水害等々遭われた中で、教室の使い方を改めて考えられる中で、あいあい園の定員を少し減らしてその分をきらきら保育園に持っていかれるようにしております。

ただ、０、１、２歳の定員はトータルでは増やした形で事業を行っていただくように協議はいたしております。

中川原豊志委員

０、１、２歳が何名ぐらいか増えると？

林康司こども育成課長

きらきら保育園で受け入れられるのは０、１歳で11名で伺っております。

中川原豊志委員

ここで最後ですが、現在で分かる範囲でいいんですが、令和５年度４月からの園の入所についてある程度状況は分かってきてるかなと思うんですが、現在で待機児童となる方がいるのかいないのか。

また、入所待ちが出そうなのか分かる範囲で結構ですので教えてください。

林康司こども育成課長

現在、保育所の４月からの入所に関しましては二次調整中でございますので、まだはっきりとした入所待ち児童が何人というのはお答えができないんですけれども、やはり優先順位ですね。

０､１､２歳児で受入れができる可能な人数よりは多く申込みを頂いている状況ですので、入所待ち児童は発生するものと捉えております。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

その辺上手に少しでも多くの方が入園できるように、入所待ちも含めて待機児童ゼロになるように御努力をいただきたいというふうに思っております。

あと、もう一点だけ。

がん検診の費用も昨年度より少し上がってるのかなという気がするんですけど、昨年度との比較がないんで申し訳ございません。

がん検診の受診状況を前年度の委託料等を踏まえて教えていただけますか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

がん検診の委託料につきましては、昨年同様に比べますと132万6,000円ほど委託料自体は下がっておりますけれども、これは、一つは子宮がんの佐賀県内の広域化の委託料が下がったことによるものが主な理由でございます。

検診料が下がっております。

実績につきましては、令和３年度に比べておおむね増加しております。

例えば、胃がん検診は80名ほど増加見込みでございまして、子宮がん検診につきましては、集団健診でも260名ぐらい増加してますので、コロナの影響で、令和２年、３年が、若干受診者数も減っておりましたが、４年度は少し盛り返しつつあるというところでございます。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

コロナ前よりも若干増えてきているという状況でございますが、がん検診無料ということで鳥栖市のほうではやってますんで、私も受けたり受けなかったりしたときもあるんですけれども、やっぱり、早期発見、早期治療で助かる命もあると思いますし、また、早期発見できたときにがんセンターがそこにあるというのが鳥栖市の魅力だと思いますんで、せっかくの取組なんで、多くの方に無料で検診を受けてもらうような方策を再度ＰＲをしていただきたいと要望しておきます。

成冨牧男委員

15ページの子どもの医療費です。

扶助費のところの４番目にあります、３億円。

これが見込みで一部負担金が生じるけれども、これで中学校までの医療費はただ――ただというか一部負担があるけど、それを除けばただになりますよという意味でいいんですよね。

この３億円に伴って、出てくる一部負担をどれぐらい見込んであるのかと。

歳入と歳出の関係を教えてほしいんですよね。その一部負担はどこに行っとっとかな。

林康司こども育成課長

一部負担につきましては、病院のほうに払っていただいております。

成冨牧男委員

その一部負担の金額がどれくらいになるのか。

林康司こども育成課長

以前委員会等々でお答えさせていただいたことがあるかもしれませんが、手元に令和３年度の決算の数字がありますので、実際の件数に500円を掛けた数字でいきますと、通院で、０歳から中学生までの合計の件数が14万8,199件でしたので、それに500円を掛けますと7,409万9,500円が通院分でございます。

あと入院分もございますので、入院分につきましては、680円で１医療機関1,000円ですので、1,000円を乗じた68万円が自己負担をしていただいている金額になっております。

成冨牧男委員

御存じの方も多いと思いますが、お隣の基山町は完全無料ですよね。

今の話ですと、7,500万円くらいあればできるっていうことで確認しとっていいですかね。

するじゃなくて、財源としてはそれぐらいでできるんだということでよろしいですか。

林康司こども育成課長

令和３年度の決算からすればそうですけど、令和２年度からの中学生の件数がコロナ禍の中でどこまで伸びるのかちょっと見通しはついてないかなと捉えておりますので、令和４年度の件数である程度数字が出てくるものとは捉えております。

成冨牧男委員

今ちょっと心配されたのは、ただにしたら増えるかもしれんというのも入ってたと思いますけど。

そこんところは確認をさせていただきました。

それから、あと１つ、児童手当の関係です。

今、国会でいろいろ言われてますよね。所得制限があったがいいとか、いやもう、全部撤廃すべきだとか。

今、国からどういう情報が来てるのか、来てないなら来てないでいいんですよ。

今後、例えば所得制限を撤廃するっていう話になったときは、どういう形で事務が進んでいくのか、もし分かればお願いします。

林康司こども育成課長

まだ何も国からの正式な情報はあっておりません。

所得制限につきましては、今年度、特例分が1,200万円以上の方は5,000円がなくなるというような部分がございまして。

急にしたのに、また撤廃かというところもどういうふうに考えられるのかなあと思っているところではあるんですけれども、まだそういう状況ではございません。

成冨牧男委員

分かりました。

現場は大変だということをしっかり言ってください。

藤田昌隆委員長

さっき言ったじゃないですか。

まだ国でも決定してない、通知も何もないのに……、時間が足りないという思いがありますので、すいませんが簡潔明瞭にお願いします。

樋口伸一郎委員

15ページをお願いします。

保育士確保と処遇改善に関する質問です。

民生費、児童福祉費、保育園費の人件費関連がありましたんで、節１から４の人件費関連の予算の人数をもう一回。

林康司こども育成課長

保育園費の報酬の中の会計年度任用職員報酬の予算に対することですけれども、月額の保育士につきましては、保育士を30名、看護師を３名、調理員を10名、保育支援員を４名です。

代替保育士の時間給の方は時間で計算しておりますので、人数について一定のカウントというか、は行っておりません。職員の給料につきましては、予算といたしましては46名になっております。

園長４名、主任保育士５名、栄養士が５名、あと保育士となっております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

そうしたら、予算立ての人数の予算は分かりましたけど、今日現在で公立園での関係職員の方が何名確保できているかっていうのを教えていただけませんか。

予算の人数は分かったので、現状を教えてください。

林康司こども育成課長

会計年度の方で今年度までの方――すいません、はっきり把握はいたして……

樋口伸一郎委員

おおよそでもいいですけど。

林康司こども育成課長

今年度３月で雇用している人数といたしましては、保育士が30名、調理員が12名となっております。

育児休業の方も入っておりますので、その分も保育士は３名プラスにはなります。

樋口伸一郎委員

予算立ての人数分が人数として入っているけど、現状としては不足している状況であるということですよね。

分かりました。

そうしたら、育児休業とかはいいことでもあるんで仕方がないことであると思うんですけ

れども、毎年できるような不足想定ですね、満タンに埋まらない状態になると思うんで、予算としては人数分立ててますけれども、そこが埋まらないっていうところに関してはどういうふうに考えるか。

林康司こども育成課長

埋まらない傾向としては、結果としてそうでありますし。予算の上げ方としては、正職であれば、産休、育休関係なしにその人数分は上げさせていただくものでございます。会計年度の分につきましては、人数分で上げさせていただいておりますけれども、産休、育休の方がいらっしゃる想定ではありますが、加配等の方も急遽お願いする部分があるかもしれませんので、そういったところでの保育士確保に努めたいとは思っております。

樋口伸一郎委員

どんどん行きます。

そうしたら、公立保育園の関係職員の確保については一部触れていただいたんですけど、保育士募集に関して、働いてくださいというような周知とかそれ以外に、確保のために当初予算を立てたお金以外に考えていることってありますか。

林康司こども育成課長

やはり、コロナ禍でなかなか計画実行できなかった部分があるんですけれども、養成校の訪問とかっていうのは、保育会議で行っていただくとか、うちの職員も園紹介の冊子等を持って市の取り組む事業も紹介しながら養成校の訪問等は行っていただくように考えております。

樋口伸一郎委員

今までの努力というか、それを引き続きなされるというようなことですけど、それ以外になければ、その予算措置を含んで私立園の支援とか、本市で働いている保育士さん全般の処遇改善を拡充することで、ひいては公立園の負担軽減にもつながるんじゃないかと私は考えておるんですけど、そこはどうですか。

藤田昌隆委員長

それは要望ですか。

樋口伸一郎委員

要望じゃないです、この当初予算の立て方に関しての質問です。

そこはどうですか。

林康司こども育成課長

骨格予算でもございますので、そこまでの予算を含んだものではございません。

樋口伸一郎委員

分かりました。

最後ですけど、いつもであれば当初予算を立てて議案が可決すれば令和５年度の予算執行

が始まるんですけど、今までの実績だと、これが減額補正にずっとなっていくんで、そこが極力少ないほうがやっぱり望ましいと思うし、予算執行の措置としては、場合によっては増額補正っていうのも可能ですから、この辺を今までの取組どおりに見守っていくんじゃなくて、独自の補助とかの検討や協議も行っていただきたいというふうに、ここでまた当初でも申し上げたいです。

そういう新たな協議とか検討については、部長どう考えますか。

最後まとめて考え方を教えてください。

終わります。

古賀達也健康福祉みらい部長

確かに、現状、保育士の確保対策というのが重要な課題であるというふうに認識いたしております。

いろんな対策があるかと思います。

独自で取り組まれているところもあります。

そういった中で何が効果があるのか、また国の制度とかがございましたら、そういう財源も活用をしてまいりたいと思っております。

すぐに効果が現れるものではないかと思いますので、他市の取組等も参考にしながら、今後保育士確保対策については、調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

できるできんは別でいいので、そういった先進地の調査も含めながら、ぜひ前向きに検討いただきたいと思います。

よろしくお願いします。

飛松妙子委員

３ページに児童虐待・ＤＶ対策等補助金が107万1,000円ってあるんですが、この児童虐待について、歳出の予算がどこに入って幾らあるのかと事業内容について教えてください。

林康司こども育成課長

この分につきましては、主に婦人相談員の人件費になっておりますので、14ページの児童福祉総務費の会計年度任用職員報酬の中に含まれるものになっております。

事業内容につきましては、婦人相談員ですのでＤＶの相談等になっております。

特に近頃ですとＤＶとか生活の支援とかの相談になっております。

飛松妙子委員

ということは、児童虐待に対する鳥栖市の取組は相談のみということでしょうか。

林康司こども育成課長

児童虐待につきましては、相談のみっていうか、虐待の部分につきましては、家庭児童相談員と市の担当職員も対応する中で、大きな内容につきましては、児童相談所や虐待ということになると警察への通報とかそういったところの対応も出てまいりますので、そこは関係機関と連携して訪問も含めて対応しているところでございます。

飛松妙子委員

では､その相談者という方はどういう方が相談をされるのか､何件ぐらい相談があるのか、お分かりになりますでしょうか。

林康司こども育成課長

件数につきましては、こちらも令和３年度の決算でお伝えさせていただきますと、実数が505人で、件数としては2,917件です。

内容といたしましては、虐待の分もそうですけれども、生活相談とか、虐待に入りますけれども、ネグレクト等々の相談を受けているところでございます。

飛松妙子委員

どういう方が相談をしているのかというのはお分かりになりますか。

例えば、御近所の方とか御親戚の方とか親とか子供とかその辺りは分かりますか。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

家庭児童相談につきましては、飛松議員がおっしゃるとおり御近所の方の通報ももちろんですが、子育てに悩んでる方の相談とか、民生委員さんからの御相談とかもあっているところでございます。

飛松妙子委員

ということは、子供本人からの相談はなかなかないということですね。

林康司こども育成課長

ケースは少ないですけど、ないことはないです。

飛松妙子委員

子供に関しては、学校とかとの連携も必要になってくると思うんですが。実際児童虐待を受けた方からお話を伺うと、自分が虐待を受けていることになかなか気づかないという子供が多いっていうことと、それを周りの方が気づかないっていうこともあるということもお聞きしてますので、そうなったときに、どのような取組が今後必要なのかなっていうのがあります。

今後どのような取組をしたらいいのかっていうところで、児童虐待に関して、講演会じゃないですけど、そういう取組とか今までにあったのか、もしされてあるんだとしたらどういう反響があったのかとか、あれば教えていただければと思うんですが。

林康司こども育成課長

虐待に関しての研修とか講習につきましては、保育士等々への研修は県なり自分たちでの

研修の中で行われてあります。

特に着替え等々されてあるときとか、朝の登園時とかに様子が変わってないかとか、着替え時に様子を見るとか、それは保育所だけでなく幼稚園もそのような対応をされてありますので、その中から、うちなり、保健センターなり、児童相談所に連絡が行くようになっております。

また、病院からも疑わしきものということであれば、同様に連絡が入るようにはなっております。

飛松妙子委員

やっぱり見つける側が見つけていただくというのが一番ありがたいことだと思います。

保育士さんもそうですし、学校の先生もそうですし、その研修を充実していただければと思いましたので、ありがとうございます。

以上です。

藤田昌隆委員長

それでは、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。

午後３時20分休憩

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

午後３時21分開会

藤田昌隆委員長

再開します。

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

議案甲第７号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案甲第８号鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤田昌隆委員長

次に、議案甲第７号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案甲第８号鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

林康司こども育成課長

ただいま議題になっております、議案甲第７号及び第８号のうち、初めに議案甲第７号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

資料につきましては、鳥栖市議会定例会議案の12ページをお願いいたします。

改正の理由につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、改正をいたすものでございます。

改正の内容といたしまして、12ページで改正前改正後を新旧対照で掲載しておりますけれども、分かりやすいのが、(1)認定こども園の改正前ですが、法第19条第１項各号となっている分が、改正後は法第19条各号になっており、第１項の項が削除となっております。

この法につきましては、子ども・子育て支援法でございまして、改正前の第２項に内閣総理大臣の厚生労働大臣への事前協議について、規定がされておりましたが、こども家庭庁が内閣府の外局として設置されるため、協議が不要となり第２項が削除され、それに伴い第１項も削除がなされたものでございます。

ほとんどの条文につきましては、法第19条に関するものが、改正ということになっておりますが、もう一つ、16ページをお願いいたします。

今度は(3)幼稚園のところの学校教育法の表記でございますけれども､改正前が第25条の規定となって、改正後が第25条第１項の規定と、新設の改正がなされております。

これはこども家庭庁の設置後も学校教育、幼稚園が引き続き文部科学省の所管になっていることから、幼稚園、保育所及び認定こども園の教育、保育の内容に関する基準の整合性の確保のため、文部科学大臣は内閣総理大臣に事前に協議することを義務づける規定が追加されるため、もともとの項が無い分に項が出来たということで、項の追加になっております。

この分の施行期日につきましては、令和５年４月１日といたしております。

続きまして、議案甲第８号鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

資料の24ページをお願いいたします。

改正の理由につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、改正をいたすものでございます。

改正の内容といたしましては、25ページから見ていただきたいんですけれども、最初に第

８条の２が第１項から第４項につきましては、安全計画の策定等が規定されており、家庭的保育事業の利用乳幼児の安全確保のための安全計画の策定及び必要な措置を行うことが義務化されるため、新たに規定されております。

第８条の３につきましては、自動車を運行する場合の所在の確認ということで、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関し、自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在確認と安全装置の装備が義務化されるため、新たに規定されております。

次に、26ページをお願いいたします。

第11条になります。

この条文は他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準が規定されております。

改正後の内容といたしましては、インクルーシブ保育を可能とするための設備及び人員基準の緩和で、家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するとき、例えますと、保育所に児童発達支援の事業所が併設されている場合におきましては、保育所の利用児童と児童発達支援の利用児童の保育を行う中で、行う保育に支障がない限り、設備及び職員を兼ねさせることが可能となるための規定の改正がなされております。

最後に、第15条になります。

この条文は衛生管理等が規定されており、改正後の内容といたしまして、必要な措置の内容が明確化されており、職員に対しての感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための訓練を定期的に実施するよう規定を改正しております。

施行期日につきましては、こちらも令和５年４月１日といたしております。

また、経過措置で送迎バスの安全装置の装備に関して、令和６年３月31日までの間は備えないことができるとなっておりますが、代替措置を講じて、利用乳幼児の所在の確認を行わなければならないことになっております。

ただ、市内の家庭的保育事業所等におきましては、家庭的保育事業所３施設、小規模保育事業所３施設、事業所内保育事業所施設、いわゆる地域型保育事業所におかれましては、送迎バスを所有している施設はございません。

以上で説明を終わります。

藤田昌隆委員長

説明が終わりましたが、質問のある人はどうぞ。

〔発言する者なし〕

ない？

それでは、質疑がありませんので、質疑を終わります。

藤田昌隆委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

月曜日に教育部をやります。

本日はこれをもって、終了といたします。

午後３時30分散会

令和５年３月６日（月）

1　出席委員氏名

委員長　藤田昌隆

副委員長　中川原豊志

委員　成冨牧男

委員　飛松妙子

委員　永江ゆき

委員　樋口伸一郎

委員　田村弘子

2　欠席委員氏名

なし

3　説明のため出席した者の職氏名

教育部長　小栁秀和

教育総務課長　佐藤正己

教育総務課総務係長　城島直也

教育総務課教育支援係長　辻亮子

学校教育課長　古賀泰伸

学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事　日吉敬子

学校教育課参事兼教育指導係長兼指導主事　井手崇雄

学校教育課長補佐兼インクルーシブ教育推進係長　長野稚佐

学校給食課長兼学校給食センター所長　犬丸章宏

学校給食課参事兼課長補佐兼学校給食センター係長　立石光顕

生涯学習課長兼図書館長　牛嶋英彦

生涯学習課参事　久家喜男

生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長　豊増裕規

生涯学習課長補佐　久山高史

生涯学習課文化財係長　島孝寿

生涯学習課文化財担当係長　大庭敏男

生涯学習課図書係長　中溝雄二

4　出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査　松雪望

5　日程

教育部（教育総務課、学校教育課、学校給食課、生涯学習課）審査

議案乙第３号令和４年度鳥栖市一般会計補正予算（第９号）

議案乙第９号令和５年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第12号鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

報告

第２次鳥栖市子ども読書活動推進計画の報告について（生涯学習課）

中学校給食における異物の混入について（学校給食課）

〔報告、質疑〕

6　傍聴者

なし

7　その他

なし

午前10時８分開会

藤田昌隆委員長

本日の文教厚生常任委員会を開きます。

教育部の審査を始めるに当たりまして、小柳部長より御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

小柳秀和教育部長

おはようございます。

文教厚生常任委員会の教育部関係の審査に当たり、御挨拶申し上げます。

今回御審議いただく教育部関係の議案といたしましては、甲議案が１件、乙議案が２件、合計３議案でございます。

まず、議案甲第12号鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が、令和５年４月１日から施行されることに伴い、条例を改正するものです。

次に、議案乙第３号令和４年度鳥栖市一般会計補正予算（第９号）の主なものにつきましては、決算見込みによるものです。

また、年度内に完了が見込むことができない事業について、繰越明許費の設定を行っております。

最後に、議案乙第９号令和５年度鳥栖市一般会計予算の主なものにつきましては、学校給食費公会計化事業、田代小学校及び旭小学校の大規模改造事業、特別支援教育支援員の配置、放課後児童クラブに係る経費、図書館運営に係る経費などでございます。

甲議案、乙議案の詳細につきましては、各課長から説明をいたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ、御挨拶といたします。

藤田昌隆委員長

ありがとうございました。

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

教育部（教育総務課、学校教育課、学校給食課、生涯学習課）

議案乙第３号令和４年度鳥栖市一般会計補正予算（第９号）

藤田昌隆委員長

それでは、議案乙第３号令和４年度鳥栖市一般会計補正予算（第９号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

佐藤正己教育総務課長

おはようございます。

それでは、議案乙第３号令和４年度鳥栖市一般会計補正予算（第９号）の教育委員会事務局関係につきまして、お手元に配付いたしております文教厚生常任委員会資料にて説明させていただきます。

まず歳入からでございます。

委員会資料２ページをお願いいたします。

款14分担金及び負担金、項２負担金、目２教育費負担金、節１小学校費負担金及び節２中学校費負担金につきましては、学校管理下における傷害保険である日本スポーツ振興センター負担金額の確定に伴う補正でございます。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

款15使用料及び手数料、項１使用料、目５教育使用料、節１社会教育使用料につきましては、鉄塔敷地使用料等及び勤労青少年ホームの使用料の決算見込みによる補正でございます。

佐藤正己教育総務課長

款16国庫支出金、項２国庫補助金、目５教育費国庫補助金、節１教育総務費国庫補助金、２項目め、公立学校情報機器整備費補助金につきましては、ＩＣＴ教育支援委託業務のうち、対象事務経費に対する補助金額が決定いたしましたので、今回計上いたしたものでございます。

補助率は３分の１でございます。

節２小学校費国庫補助金、４項目め、学校施設環境改善交付金につきましては、麓小学校トイレ改修工事に係る交付金が加算配分されたことに伴う増額分でございます。

節３中学校費国庫補助金につきましては、５項目め、感染症対策・学習保障等支援事業費補助金につきまして、鳥栖中学校換気対策による物品購入等に対する補助金でございます。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

節４社会教育費国庫補助金につきましては、それぞれ決算見込みによる減額でございますが、２項目めの国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金につきましては、国の補助率が５割から７割に増えたことによる増額の補正でございます。

款17県支出金、項２県補助金、目６教育費県補助金、節４社会教育費県補助金につきましては、それぞれ決算見込みによる減額補正でございます。

款17県支出金、項３委託金、目４教育費県委託金、節２社会教育費委託金につきましては、人権啓発活動再委託金として、８月の同和問題啓発強調月間に行いました啓発活動及び同月

間に併せて開催しました同和問題講演会に係る経費でございます。

佐藤正己教育総務課長

委員会資料４ページをお願いいたします。

款22諸収入、項６雑入、目４雑入、節４雑入の１項目め、中原特別支援学校田代分校負担金につきましては、中原特別支援学校田代分校の光熱水費負担分と田代小学校大規模改造工事に係る工事関連負担金の合計でございます。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

社会教育施設雑入につきましては、決算見込みによる補正でございます。

佐藤正己教育総務課長

款23市債、項１市債、目６教育債、節１小学校債につきましては、麓小学校トイレ改修工事に係ります学校施設改善交付金増額に伴います、小学校債の減額でございます。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

節２社会教育債につきましては、（仮称）生涯学習センター整備事業の決算見込みによる減額補正でございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

佐藤正己教育総務課長

続きまして、歳出について申し上げます。

委員会資料６ページをお願いいたします。

款10教育費、項１教育総務費、目１教育委員会費、目２総務事務局費及び目３学校教育事務局費につきましては、それぞれ決算見込みに伴う補正でございます。

項２小学校費、目１学校施設管理費、節11役務費のうち通信運搬費は、タブレット充電保管庫を移設するため補正するものでございます。

節14工事請負費につきましては、決算見込みによる減額でございますが、委員会資料14ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

項２小学校費、事業名特別支援学級整備事業117万7,000円につきましては、特別支援学級整備事業として、営繕工事費に基里小学校の令和５年度の特別支援学級の学級編制に伴う教室の間仕切りの設置工事に要する費用を計上したものでございます。

工事は、３学期終了後に行う必要があり、事業完了が令和５年度になる見込みであり、繰越しを行うものでございます。

続きまして、目２学校事務管理費につきまして、その主なものは、決算見込みより減額補正でございます。

節10需用費、消耗品費につきましては、令和５年４月入学の新入生用防犯ブザーを購入する費用でございます。

目３教育振興費につきましては、決算見込みより減額でございます。

犬丸章宏学校給食課長

続きまして、目４学校給食センター費の主なものについて申し上げます。

節１報酬から節８旅費までにつきましては、学校給食課職員の育児休暇の取得及び会計年度任用職員の年度途中での退職等によります。

人件費の決算見込みにより、減額補正するものでございます。

佐藤正己教育総務課長

続きまして、項３中学校費、目１学校施設管理費、節11役務費の通信運搬費につきましては、鳥栖中学校充電保管庫移設に係る費用を計上いたしました。

節12委託料、ＩＣＴ環境整備委託料につきましては、田代中学校の特別支援学級増等に伴う、Ｗｉ－Ｆｉ環境整備に係る費用でございます。

目２学校事務管理費、目３教育振興費につきましては、決算見込みによる減額でございます。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

項４社会教育費、目１社会教育総務費につきましては、節１報酬から節８旅費まではそれぞれ決算見込みによる減額でございます。

節12委託料につきましては、（仮称）生涯学習センター整備に伴う、改修工事監理委託料の決算見込みによる減額が主なものでございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、放課後児童健全育成事業等、決算見込みによる減額で、放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染症対策のための消耗品等の購入費補助の減額、新型コロナウイルス感染拡大により、対馬への派遣事業が中止になったことによる少年少女派遣事業補助金の減額などが主なものでございます。

目２文化財保護費について申し上げます。

節１から節18までそれぞれ決算にによる減額でございます。

目３図書館費につきましても、それぞれ決算見込みによる減額をお願いしております。

目４埋蔵文化財発掘調査費につきましても､それぞれ決算見込みによる減額でございます。

12ページをお願いいたします。

目５埋蔵文化財調査受託費につきましては、受託による本調査が行われなかったことによる減額が主なものでございます。

目８勤労青少年ホーム費につきましても、それぞれ決算による減額でございます。

次に、繰越明許費について説明をいたします。

資料の14ページをお願いいたします。

款10教育費、項４社会教育費の麓小学校なかよし会整備事業につきましては、鳥栖北小学校なかよし会Ｂ・Ｃクラスの建設工事入札不調を踏まえまして、当初予定しておりましたプ

レハブ構造から市内建築業者へ発注可能な軽量鉄骨構造への設計変更を行うため日数を要し、年度内に事業が完了しない見込みのため繰越しを行うものでございます。

また、放課後児童安全対策事業につきましては、機器の調達に時間がかかると認められることから、繰越しをお願いするものでございます。

以上、議案乙第３号令和４年度鳥栖市一般会計補正予算（第９号）についての説明を終わります。

藤田昌隆委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

樋口伸一郎委員

おはようございます。

歳入の２ページで１点だけ御質問です。

款16国庫支出金、項２国庫補助金、目５教育費国庫補助金、節２小学校費国庫補助金の学校施設環境改善交付金の126万9,000円について、御説明で麓小学校の加算配分になりましたということで分かりましたけど、何で加算配分になったのか教えていただきたいです。

佐藤正己教育総務課長

この件につきましては、県のほうにも確認をしたんですけれど、配分がありましたということの回答でした。

何か特別なことをしたからとかそういうことじゃなくて、当初予算では加算率っていうのが上げてなかったので、この分に関しまして、1.7っていう加算率を掛けて交付っていう形での決定が来たということで、126万9,000円に増えたということです。

詳細な理由については、県からも教えていただけなかったというところです。

申し訳ございません。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

もらえるものはって言ったらいかんですけど、できればこうやって頂けるほうが市としては望ましいかなと思ったんですけど、その理由が分かれば、こういうケースがある場合に漏れのないように今後貰っていけるのかなと思ったんですけど、分からないということであれば、国の気が向いて見てもらえたという事実があるんでよかったんですけど、この増額補正があったんで、小学校債の減額補正にもつながってくるということでいいですか。

佐藤正己教育総務課長

126万9,000円ですので、その端数を切った分の100万円が減額という形です。

樋口伸一郎委員

分かりました。

藤田昌隆委員長

ほかにありますか。

飛松妙子委員

国宝重要文化財のところで、国の補助が５割から７割になりましたってあったんですが、まずこの内容と、なぜ５割から７割になったのか、また今後もこの事業が続くのか、補助金がこのようになるのか教えてください。

島孝寿生涯学習課文化財係長

おはようございます。

国宝重要文化財等保存・活用事業費につきましては、勝尾城筑紫氏遺跡におけます葛籠城跡という地区が平成30年に土砂災害で破損しまして、その修繕事業としてこの事業が行われております。

修繕もしくは施設を改修する場合につきましては、７割補助ということが文化庁のほうから示されておりますが、当初、予算を市へ上げますときは、まだその補助金がつくかどうか分かっておりませんので、その際は一応通常の５割補助ということで上げさせていただいておりました。

そして、予算が通りました後、国のほうから災害復旧ということで対応していいということになりましたもので、７割補助ということで今回上げさせていただいております。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

ということは、今年度の補助金で終わりということで、来年度からの災害の対応というのは、もう修繕も終わって、ないということですかね。

島孝寿生涯学習課文化財係長

そのとおりでございまして、今年度については予算のほうを上げておりません。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

ほかにありますか。

成冨牧男委員

繰越明許費、款10教育費、項２の小学校費、特別支援学級整備事業。

新学期からの支援学級増に伴い……、ところが年度内に出来ないということですよね。

その間どういうふうにされるのかお願いします。

佐藤正己教育総務課長

春休みになって教室を２つに割るような工事を行いますので、春休みから始めるので年度内完了が難しいということです。

成冨牧男委員

４月ちょっとかかるけんね。

よく分かりました。

中川原豊志委員

14ページの繰越明許費のところで、麓小学校なかよし会の整備事業の設計に日数を要したということで､説明によりますと軽量鉄骨のほうに設計を変更するということもあったんで、そうすることによって地元業者への発注機会が増えるというふうに判断してよろしいでしょうか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

おっしゃるとおり当初麓小学校につきましては、プレハブ構造ということで考えておりましたが、この構造でやると専門業者への発注になってしまいますが、今回設計を見直しております、軽量鉄骨の在来工法のものにつきましては、市内建築業者への発注が可能だというふうに考えているところでございます。

中川原豊志委員

それはいいことだというふうに理解をさせていただきます。

ただ、設計に時間を要したことによって、麓小学校のなかよし会の運用時期は来年当初ぐらいに予定をされてるであろうと思うんですが、そこへの影響というのはないですか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

今回設計を行います、麓小学校については、設計の終了を６月の終わり頃というふうに見込んでおりまして、それから工事の入札等の準備にかかりまして、令和５年度末までには完成をできるものというふうに考えているところでございます。

中川原豊志委員

そこについては、ぜひ完了時期を守っていただくような施工でよろしくお願いします。

関連ですけれども、鳥栖北小学校のなかよし会が昨年入札不落になって再入札するというふうなことでございましたけれども、その辺の結果について報告できる範囲があればしていただければと思います。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

鳥栖北小学校なかよし会Ｂ・Ｃクラスの新設工事につきましては、３月２日に再度入札を行いまして、２者から応札がありまして１者落札になっております。

工期につきましては、一応３月10日から令和５年７月28日までを現在予定しているところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

また不落になることがないようにちょっと心配をしておりましたけれども、一応落札業者

がいらっしゃったということで安心をしております。

ただ、一日でも早く運用開始できるようにしていただくことと、改めてその期間の待機児童がどこかの場所で受入れができるような形で、待機児童が発生しないような施策も重ねてよろしくお願いしときます。

藤田昌隆委員長

落札したのは地元業者？

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

業者については、先ほど申し上げたとおり、この物件につきましては、プレハブ構造になっておりますので、前回と同じ市外のプレハブ専門業者を対象に入札を行っておりまして、２者から入札があったところでございます。

成冨牧男委員

どうしようかと思ったけど、初めて聞くのでちょっと聞かせていただきたいと思います。

さっきの特別支援学級整備事業。

ここだけに限りませんけど、いわゆる間仕切りしてやりますよね。

あれって１人当たりの広さとか、何か基準みたいなのがあるんですか。

それぞれの障害もしくは障害に至らんまでも特性があるから、なかなか難しいんじゃないかと思いますけど、１人当たりの面積とか何か基準があるんですかね。

城島直也教育総務課総務係長

先ほどの御質問にお答えいたします。

小学校の教室の広さ及び特別支援学級の部屋の広さにつきましては、法令上の平米数の基準というのはございません。

一般的には、小学校の広さは大体63平米というのが多いんですけれども、これも以前の建物の構造上でそういった面積になっております。

唯一基準としてありますのは、特別支援学級につきましては、子供たちの特性を考えた上での学級運営に支障がないというところのみになっておりますので、部屋の広さにつきましては、各学校と話をした上で、その子たちの特性に応じたところでの間仕切りをする、しないというところも学校を含めて判断をしていただいているような状況でございます。

成冨牧男委員

今のような答えになるかとは思いますけど、訪問したときに切ないというか何か……、よろしくお願いします。

藤田昌隆委員長

ほかに。

〔発言する者なし〕

それでは、質疑を終わります。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

議案乙第３号令和４年度鳥栖市一般会計補正予算（第９号）

藤田昌隆委員長

次に、議案乙第９号令和５年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

佐藤正己教育総務課長

それでは、議案乙第９号令和５年度鳥栖一般会計予算の説明を行います。

引き続き、お手元に配付させていただいております、文教厚生常任委員会資料にて説明させていただきます。

２ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款14分担金及び負担金、項２負担金、目２教育費負担金、節１小学校費負担金及び節２中学校費負担金につきましては、学校管理下における傷害保険である日本スポーツ振興センター負担金１人当たり935円のうち、保護者に御負担いただく460円分の生徒数に掛けた金額を計上いたしております。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

款15使用料及び手数料、項１使用料、目７教育使用料、節１社会教育使用料につきましては、生涯学習センター使用料及び鉄塔敷地料を計上いたしております。

古賀泰伸学校教育課長

続きまして、款16国庫支出金、項２国庫補助金、目５教育費国庫補助金、節１教育総務費国庫補助金にあります、教育支援体制整備事業費補助金につきましては、令和４年度から配置しております、特別支援教育相談員及び医療的ケア児支援に係る事業費について国から３分の１の補助を受けるものでございます。

以上です。

佐藤正己教育総務課長

節２小学校費国庫補助金及び節３中学校費国庫補助金の主なものにつきましては、特別支援教育就学奨励費補助金、理科教育設備整備費補助金及び感染症対策・学習保障等支援事業費補助金となっており、どちらも国庫補助金は２分の１となっております。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

節４社会教育費国庫補助金のうち、埋蔵文化財発掘調査補助金につきましては、市内文化財確認調査に伴う補助金として国から２分の１の補助を受けるものでございます。

子ども・子育て支援交付金につきましては、放課後児童健全育成事業に対する補助金として国から事業費の３分の１の補助を受けるものでございます。

子ども・子育て支援整備交付金につきましては、鳥栖小学校なかよし会Ｂ・Ｃクラスの建設工事に対する国の補助で補助率は３分の２でございます。

こちらについては、歳出のほうでまた御説明をいたします。

続きまして、３ページを御覧ください。

古賀泰伸学校教育課長

款17県支出金、項２県補助金、目６教育費県補助金、節１教育総務費県補助金につきましては、小学校に配置しておりますスクールカウンセラーの事業費に対しまして、県から３分の１の補助を受けるものでございます。

同じく、節２小学校費県補助金につきましては、各学校に配置しております教員業務支援員配置事業費について、県から５分の３の補助を受けるものでございます。

節３中学校費県補助金につきましては、放課後等補充学習支援事業費及び教員業務支援員配置事業費について、県から５分の３の補助。

部活動指導員活用事業に、県から３分の２の補助。

別室における学校生活支援事業について、県から２分の１の補助を受けるものでございます。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

節４社会教育費県補助金につきましては、人権・同和教育振興費補助金として人権同和に係る社会教育指導員の人件費及び同和教育集会所の運営に対する県補助でございます。

それから、埋蔵文化財発掘調査及び子ども・子育て支援事業費、子ども・子育て支援整備費につきましては、先ほど補助金で説明いたしました補助金の県費分でございます。

こちらの補助率につきましては、埋蔵文化財発掘調査補助金が100分の18、子ども・子育て支援事業費補助金が３分の１、子ども・子育て支援整備費補助金につきましては、６分の１でございます。

その下、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金につきましては、放課後子ども教室事業に対して県から事業費の３分の２の補助を受けるものでございます。

次に、項３委託金、目４教育費県委託金、節２社会教育費委託金につきましては、人権啓発活動再委託金として同和問題強調月間における事業及び花いっぱい運動に係る委託金でございます。

古賀泰伸学校教育課長

先ほどの１つ上になります。

目４教育費県委託金、節１教育総務費委託金につきましては、鳥栖市立の小中学校に対する研究指定事業について県から10分の10の委託を受けるものでございます。

以上です。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

４ページをお願いいたします。

款22諸収入、項４受託事業収入、目１受託事業収入、節５教育費受託収入の埋蔵文化財発掘調査受託料につきましては、開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査に係る経費を開発業者から受託するものとして計上いたしております。

佐藤正己教育総務課長

項６雑入、目４雑入、節４雑入の中原特別支援学校田代分校負担金につきましては、中原特別支援学校田代分校の光熱水費等負担金でございます。

犬丸章宏学校給食課長

その下、学校給食費につきましては、令和５年度から会計を公会計とすることとしておりますことから、本市の学校給食において使用します食材の購入費として、保護者、教職員などに負担していただきます学校給食費を計上しております。

学校給食費の額につきましては､小学校給食は１食当たり265円､年間で１人当たり５万615円。

中学校給食は１食当たり320円。

年間で１人当たり６万1,760円。

中学校３年生は１人当たり５万7,600円として見込んでおります。

なお、資料19ページにつきましては、歳出において説明させていただきます。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

鳥栖市誌等販売代金､それから社会教育施設雑入についてそれぞれ計上いたしております。

款23市債、項１市債、目６教育債、節１小学校債につきましては、田代小学校大規模改造事業及び旭小学校大規模改造事業に伴う教育債でございます。

以上で、歳入について説明を終わります。

続きまして、歳出について申し上げます。

５ページをお願いいたします。

款10教育費、項１教育総務費、目１教育委員会費につきましては、節１報酬につきましては、教育委員４名分の報酬でございます。

節８旅費につきましても、教育委員会等の視察等の旅費でございます。

続きまして、目２総務事務局費、節２給料から節４共済費につきましては、教育長、教育部長及び教育総務課職員７人、計９人分の人件費でございます。

以上でございます。

古賀泰伸学校教育課長

続きまして、６ページを御覧ください。

目３学校教育事務局費、節１報酬は、いじめ問題対策委員会への報酬及び会計年度任用職員に対する報酬となっております。

節２給料から節４共済費までは、学校教育課職員及び会計年度任用職員に係る費用となっております。

以上です。

犬丸章宏学校給食課長

同じく委員会資料６ページの、目３学校教育事務局費のうち、節10需用費、節11役務費のうち、学校給食費の会計を公会計とすることに係ります事項につきまして説明いたします。

委員会資料の19ページをお願いいたします。

学校給食費を令和５年度から公会計とすることに伴いまして、給食費の徴収・管理及び食材の購入に要します経費を計上しております。

事業費の表に記載している内容の主なものといたしましては、項１教育総務費、目３学校事務局費は、通信運搬費128万1,000円は、給食費関係の通知書を保護者宛てに郵送するためのものでございます。

手数料51万4,000円は､給食費を納付書によりコンビニエンスストアやスマホアプリでお支払いいただく際の手数料でございます。

項２小学校費の給食材料費２億5,100万円、項３中学校費の給食材料費１億4,000万円は、それぞれ学校給食で使用します食材の購入費でございます。

委員会資料19ページの説明は以上でございます。

佐藤正己教育総務課長

委員会資料６ページにお戻りください。

節12委託料でございます。

１項目め、警備委託料につきましては、小中学校の警備に要する費用でございます。

ＩＣＴ支援業務委託料につきましては、小中学校でＩＣＴ機器を活用した事業研修等の支援業務に要する費用でございます。

古賀泰伸学校教育課長

同じく委託料にあります３つ目、語学指導業務委託料につきましては、市立の小中学校に配置しておりますＡＬＴの派遣業務の委託料、それと、医療的ケア支援委託料につきましては、医療的ケア児に係る委託料について計上している次第でございます。

以上です。

佐藤正己教育総務課長

７ページをお願いいたします。

項２小学校費、目１学校施設管理費でございます。

節２給料から節４共済費につきましては、学校用務員１人分の人件費でございます。

節10需用費につきましては、学校施設の修繕料が主なものでございます。

節12委託料につきましては、小学校８校の各種設備点検、樹木剪定等施設管理に要する委託に係る経費でございます。

節14工事請負費は、鳥栖小学校駐車場整備工事、麓小学校体育倉庫改修工事のほか、小学校施設の営繕工事に係る費用及び遊具設備工事に係る費用でございます。

節22償還金、利子及び割引料につきましては、弥生が丘小学校新設時に伴います、都市再生機構立替金の償還金でございます。

古賀泰伸学校教育課長

続きまして、目２学校事務管理費、節１報酬は、市立小学校８校に設置しております、学校運営協議会委員、校医、歯科校医、学校薬剤師及び会計年度任用職員に対する報酬でございます。

続きまして、節３職員手当等につきましては、会計年度任用職員に対する期末手当でございます。

節７報償費につきましては、小学校の卒業記念品代。

節８旅費につきましては、会計年度任用職員の交通費としての費用弁償でございます。

以上です。

佐藤正己教育総務課長

続きまして、節10需用費につきましては、小学校８校に係ります、消耗品費及び光熱水費等経常経費でございます。

節11役務費につきましても、電話代や切手などの通信運搬費、水質検査手数料などが主なものとなっております。

８ページをお願いいたします。

節12委託料の主なものとして、児童の健康診査及び小学校教職員の健康診査等を行う委託料となっております。

節13使用料及び賃借料は、コピー機及び学習用パソコンの借上料のほか、デジタル教科書ソフトウエアのライセンス使用料が主なものとなっております。

節17備品購入費は、児童用机椅子の購入費用の学校施設用備品購入費、授業で使用します教科用等備品購入にかかる費用が主なものでございます。

節18負担金、補助及び交付金の主なものにつきましては、日本スポーツ振興センターへの負担金のほか、各種教育研究会の負担金となっております。

９ページをお願いいたします。

目３教育振興費でございます。

節17備品購入費は、授業で使用します教材及び理科教育等備品購入費につきましては、理科、算数備品購入費となっております。

節19扶助費は、要保護、準要保護児童の学用品費や給食費等の補助、特別支援学級在籍児童への就学奨励費でございます。

犬丸章宏学校給食課長

続きまして、目４学校給食センター費の主なものについて申し上げます。

節１報酬につきましては、学校給食センターにおける調理等の業務に従事します、会計年度任用職員70人分の報酬でございます。

節２給料から節４共済費までにつきましては、学校給食課職員11人分の人件費及び会計年度任用職員のうち、勤務形態が常勤である職員60人分の期末手当でございます。

節８旅費のうち、費用弁償につきましては、会計年度任用職員の通勤手当でございます。

節10需用費につきましては､学校給食センターで使用する消耗品費､燃料費及び光熱水費、調理機器などの修繕費、学校給食で使用します食材の購入費でございます。節11役務費の手数料につきましては、学校給食課職員及び会計年度任用職員の腸内細菌等の検査に要する費用などでございます。

節12委託料につきましては、小学校給食に係ります給食の配送業務や、炊飯業務、施設の保守点検業務などに係ります委託料でございます。

節17備品購入費につきましては、小学校給食で使用している食缶、炊飯釜などの給食用備品の買換えに要する経費でございます。

目４学校給食センター費については、以上でございます。

佐藤正己教育総務課長

委員会資料10ページをお願いいたします。

目５学校建設費でございます。

節11から節17につきましては、令和３年度から実施しております田代小学校の大規模改造工事及び令和５年度から開始します、旭小学校大規模改造工事の費用として、工事監理委託料、大規模改造工事の工事費等を計上いたしているものでございます。

委員会資料20ページ、21ページをお願いいたします。

主要事項説明書になります。

20ページになります。

旭小学校大規模改造事業でございます。

令和５年度につきましては、旭小学校の屋内体育施設（体育館）の施設老朽化に伴う大規模改造事業を行うものでございます。

改修内容といたしましては、屋根、外壁、内装、天井、床、壁、建具と全て新しくいたします。

また、電気設備、給水管、防災倉庫につきましても新しくいたします。

特にこの防災倉庫につきましては、旭小学校の体育館が避難所に指定されていることもあ

りますので、避難された方が来られたときの防災倉庫、備品を備蓄するための倉庫を新たに新設するものでございます。

21ページをお願いいたします。

田代小学校大規模改造事業でございます。

今年度が最終年度となっております。

現在令和４年度１期工事が終わりまして、２期工事に入っておりまして、今普通教室棟の西側半分を工事中でございます。

このまま行いまして、令和５年度の６月以降に東側を行い、11月末に完了。

令和６年１月に仮設校舎の撤去という形で事業が完了する予定となっております。

委員会資料11ページにお戻りいただきます。

項３中学校費、目１学校施設管理費でございます。

節２給料から節４共済費につきましては、学校用務員１人分の人件費でございます。

節10需用費につきましては、学校施設の修繕料が主なものとなっております。

節12委託料は、中学校４校の各種設備点検のほか施設管理に要する経費でございます。

節14工事請負費は、空調設備等の取替え工事費等を計上いたしております。

目２学校事務管理費でございます。

古賀泰伸学校教育課長

節１報酬につきましては、市立４中学校に設置しております学校運営協議会委員、校医、歯科校医、学校薬剤師及び会計年度任用職員に係る報酬でございます。

節３職員手当等、節４共済費及び節８旅費は、会計年度任用職員に係る費用となっております。

節７報償費は、中学３年生を対象に実施します、放課後等補充学習支援事業の講師謝金及び中学校の卒業記念品代でございます。

以上です。

佐藤正己教育総務課長

節10需用費でございます。

事業費は中学校４校の消耗品費及び光熱水費となっております。

犬丸章宏学校給食課長

節10需用費のうち、下から２項目めになります。

給食材料費につきましては、中学校で使用します食材の購入費でございます。

佐藤正己教育総務課長

節11役務費は、中学校４校分の電話代や切手代等の通信運搬費、水質検査手数料などでございます。

12ページをお願いいたします。

委託料につきましては、小学校費と同じでございます。

教育総務課分といたしましては、生徒の健康診査及び中学校教職員の健康診査委託料が主なものでございます。

犬丸章宏学校給食課長

節12委託料のうち、給食業務委託料につきましては、中学校給食に係ります、調理及び配送業務の委託料でございます。

佐藤正己教育総務課長

節13使用料及び賃借料は、コピー機及び学習用パソコンの借上料ほかデジタル教科書ソフトウエアのライセンス使用料でございます。

節17備品購入費は、生徒用机、椅子等学校施設用備品の購入費を授業で使用します教育用備品と、学校施設用備品の購入費用でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、日本スポーツ振興センターへの負担金のほか、各種教育研究費の負担金となっております。

13ページをお願いいたします。

目３教育振興費でございます。

節17備品購入費は、授業で使用いたします教材及び理科教育等の備品購入費となっております。

節19扶助費は、要保護、準要保護生徒の学用品費や給食費の補助、特別支援学級在籍等の就学奨励費でございます。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

14ページをお願いいたします。

項４社会教育費、目１社会教育総務費の主なものについて、御説明いたします。

節１報酬につきましては、社会教育指導員等の会計年度任用職員及び社会教育委員の報酬でございます。

節２給料及び節４共済費につきましては、図書館を除く生涯学習課職員13人の人件費でございます。

節３職員手当等につきましては、職員13人及び会計年度任用職員である社会教育指導員等の手当でございます。

節７報償費につきましては、主催講座の講師、地域学校共同活動推進員等の謝金及び二十歳の式典の記念品代等でございます。

節８旅費につきましては、会計年度任用職員の通勤手当及び研修旅費等が主なものでございます。

節12委託料につきましては、社会教育関係施設等の管理委託料のほか、鳥栖小学校なかよし会Ｂ・Ｃクラスの建設工事監理費、管理委託料が主なものでございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

工事請負費につきましては、鳥栖小学校なかよし会Ｂ・Ｃクラス建設工事費でございます。

資料の22ページをお願いいたします。

主要事項説明書を掲載しております。

事業内容といたしましては、鳥栖小学校なかよし会Ｂ・Ｃクラスの建設工事としまして、9,500万円。

建設工事監理業務といたしまして、240万円、建設工事の意図伝達業務として100万円を計上いたすものでございます。

この施設工事によりまして、約80名の児童が収容可能ということになります。

15ページにお戻りください。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、各種協議会等の負担金及び会費また社会教育関係団体への補助金でございます。

そのうち主なものといたしまして、放課後児童健全育成事業補助金につきましては、本市に設置されております放課後児童クラブ、各小学校の公設民営のなかよし会ほか民設民営の放課後児童クラブ４クラブに対する運営に対する補助金でございます。

次に、目２文化財保護費の主なものについて御説明いたします。

節１報酬につきましては、文化財保護審議会委員及び史跡保全管理作業等に従事する作業員の報酬でございます。

次のページをお願いいたします。

節12委託料につきましては、市内史跡等の樹木伐採、見学会、歴史講座等の委託のほか勝尾城筑紫遺跡環境整備委託料につきましては、遺跡、遊歩道等の危険樹木等の伐採による保全を整備するものでございます。

節14工事請負費の看板改修等工事費につきましては、県のＫＩＺＵＫＩ・看板改修支援事業費補助金を活用した、市内文化財説明盤等19か所の改修等を行うものでございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、各種協議会等の負担金と民俗芸能の開催や有形文化財の保存管理に関する補助金でございます。

続きまして、目３図書館費の主なものについて御説明をいたします。

節１報酬につきましては、図書館運営協議会委員及び図書館司書等の会計年度任用職員の報酬でございます。

節２給料及び節４共済費につきましては、図書館職員６人分の人件費でございます。

節３職員手当等につきましては、図書館職員及び会計年度任用職員の手当でございます。

節７報償費につきましては、図書館で実施いたしております、おはなし会等の講師謝金が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

節８旅費につきましては、会計年度任用職員の通勤手当及び研修旅費等が主なものでございます。

節12委託料につきましては、施設の清掃警備業務、空調設備等の保守点検などの施設管理業務の業務委託が主なものでございます。

節14工事請負費につきましては、図書館の照明設備の営繕工事を行うものでございます。

節17備品購入費につきましては、書籍及びＤＶＤ、ＣＤなどの視聴覚資料の購入に必要な経費でございます。

次に、目４埋蔵文化財発掘調査費につきまして説明をいたします。

こちらにつきましては、市内の遺跡確認、発掘調査に伴う経費で、現場整理作業員の人件費と機械、器具の賃借料が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

目５埋蔵文化財調査受託費につきましては、歳入でも御説明いたしましたが、開発事業に伴う市内遺跡の本調査を開発業者から受託して行うため、本調査に係る経費等を計上いたしております。

次に、目８生涯学習センター費につきましては、令和５年４月から運用を開始いたします、生涯学習センターの管理運営に係る経費でございます。

主なものといたしまして、節１報酬及び節３職員手当等につきましては、生涯学習センター会計年度任用職員１名に関するものでございます。

節７報償費につきましては、生涯学習センターで開催する教養講座に伴う講師謝金でございます。

節10需用費から節12委託料につきましては、生涯学習センターの電気料、清掃、警備業務、空調設備等の保守点検などの管理運営に係る経費でございます。

以上で議案乙第９号令和５年度鳥栖市一般会計予算の説明を終わります。

藤田昌隆委員長

どうもありがとうございました。

執行部の説明が終わりましたが、11時20分まで暫時休憩をいたします。

午前11時９分休憩

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

午前11時20分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。

これより質疑を行います。

田村弘子委員

委員会資料22ページの、放課後児童クラブ整備事業の、鳥栖小学校なかよし会Ｂ・Ｃクラス建設工事に関して、今後の予定などを詳しく教えてください。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

田村委員の御質問にお答えいたします。

鳥栖小学校なかよし会Ｂ・Ｃクラスの工事につきましては、まず鳥栖小学校の建設予定地の造成工事を当初予算において行います。

その後建設ということになりますが、時期につきましては、10月頃から建設にかかれるのではないかというふうに、今見込んでいるところでございます。

で、年度内に完成をさせまして、令和６年度当初からの開設を現在目標にしているところでございます。

田村弘子委員

ありがとうございました。

鳥栖北小学校同様に開設が延びるということがないように、令和６年度４月からの受け入れになるように努力をお願いいたします。

それと、これの建設工事意図伝達業務というのが分からないので詳しく教えてください。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

こちらの意図伝達業務につきましては、工事の監理業務の受託者と工事の設計業務の受託者が異なった場合に設計業者から監理業者への設計等につきまして、伝達をするというか協力をするというような業務になります。

田村弘子委員

この業務が発生しない場合もあるということですか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

おっしゃるとおり、工事の監理業務の受託者が設計業者と同じだった場合には、この業務については発生をしないということでございます。

田村弘子委員

ありがとうございました。

それともう一つ、なかよし会のことでお伺いしたいんですけれども。

令和４年度の予算書の中には、健全育成事業の下に放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金というものがあったんですが、今年度の予算書の中にはその項目がないのはなぜでしょうか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

令和４年度の処遇改善の臨時特別補助金につきましては、国が100％費用負担をして、令和４年２月から９月まで補助率10分の10で１人当たり9,000円程度の賃金改善を行うということで実施をしてきております。

令和４年10月からにつきましては、１人当たり9,000円程度の処遇改善の部分につきましては、通常の支援の補助の中に組み込まれておりますので、令和５年度については、通常の支援の補助の中にその分も含めて計上いたしているところでございます。

田村弘子委員

ということは、放課後児童健全育成事業補助金の中に一緒に入っているというところで……。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

そのとおりでございます。

それから、先ほど答弁の中で言い忘れましたけれども、この支援の中に入った部分、令和４年の10月からの分につきましては、それまでの補助率が10分の10というふうに先ほど申し上げましたけれども、10月からの部分については、国、県、市で３分の１ずつの負担割合になっているところでございます。

田村弘子委員

ありがとうございました。

飛松妙子委員

今のに関連して、７ページの工事請負費で小学校の道路の改善っていう御説明だったと思うんですが、違いましたか。

佐藤正己教育総務課長

建設予定地が鳥栖小学校の北側の駐車場付近を予定しておりますので、そこら辺を造成する費用と駐車場を整備するということで併せて予算を計上したところでございます。

飛松妙子委員

なかよし会を建設するに当たって道路も整備するということで、造成工事を行う金額と駐車場のところも含まれてますか。道路のみですか。

豊増裕規生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長

鳥栖小学校の駐車場用地をまず２分割して、なかよし会を建てるところを前期でやって、その後残りの駐車場もやると。

敷地に入った道路というか、通路と駐車場全体をやるという工事内容です。

以上です。

飛松妙子委員

ということは、その間造成工事が入るということは、その部分の道路と駐車場が使えないということになると思うんですが、その場合の駐車場は仮で借りれるような形になってます

でしょうか。

佐藤正己教育総務課長

先生方の駐車場等でありますけど、市が持っている近隣の土地であるとかを借りれないか確認をして、学校敷地内でとめれる場所がまだないかとか、学校と話をしてるところでございます。

飛松妙子委員

先ほど、造成工事がいつから始まるかっていう御答弁がなかったので、それまでに仮の駐車場を見つけることができなかった場合に、遅れるということはない、またその対応をどのようにされるのか、考えていらっしゃいますか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

造成工事は当初予算で計上されておりますので、すぐ工事の準備に入り、できるだけ早い時期に調整をしていただくということで、先ほど申し上げたとおり、なかよし会の建設工事については、10月からかかって年度内には完了するということでございます。

駐車場につきましては、先ほど佐藤課長のほうから申し上げたとおり、鳥栖小学校の敷地内の空いてるスペースを活用しながら、それでも足りない部分については、近くに市の管理する土地もございますので、そちらを利用する形で工事の遅れのないように準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

飛松妙子委員

市の管理するところは、もしかして分館とかの駐車場のことをおっしゃっていますか。

鳥栖まちづくり推進センターの分館の駐車場とか、もし具体的に分かれば。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

今ちょっと分館のお話されましたけど、今のところ分館のほうは想定をしておりません。

今回勤労青少年ホームが３月をもちまして廃止ということになりますので、そちらの駐車場であったり、また鉄道の周辺に市が管理する土地もございますので、今のところそこら辺を視野に考えているところではございます。

できるだけ学校敷地内の近くで準備できればというふうに考えております。

飛松妙子委員

分かりました。

その辺りのことを順調にいくようによろしくお願いいたします。

あと、小学校の中に道路を造られる場合、今でもスピードを出し過ぎて、子供たちが危ないような状況も見受けられるというお話も伺ってますので、道路とか駐車場を整備される際には子供たちが危なくないようにリスクを回避できる対策のほうもよろしくお願いいたします。

続いてよろしいですか。

19ページの学校給食の件なんですが。

今年度から学校給食公会計化ということで議案質疑もありましたので、ちょっと確認の上で質問させていただきたいんですけど。

まず、この集金に関しては４月から２月の11か月でされるということですが、口座振替の引き落とし日がいつなのかと、引き落としのみなのか、先ほどコンビニエンスストア収納代行等の手数料ということで、コンビニでの納金もあるのかなと思ったんですが、その辺りを教えていただけますか。

犬丸章宏学校給食課長

まず、令和５年の公会計によります、学校給食費の納付の月と方法ということでお尋ねをいただいておりますが、まず納付月につきましては、今までは御質問の中で飛松議員が言われたとおり、４月から２月の11回払いということでしておりました。

令和５年度からは、５月から３月の回数は同じ11回払いということです。

口座振替の振替日については、それぞれ月末、12月だけがちょっと早めに振替の日が来ますけれども、基本的には月末が振替日ということになります。

それと、納付の方法につきましては、現在ほとんどが口座振替でお支払いをいただいてますので、公会計に移行した後も引き続き、主に口座振替でお願いをするように保護者の皆様に口座の登録等のお願いをしたところ、おおむね保護者の皆さんも手続を取っていただいております。

あとは、どうしても残高不足等で振替ができなかった場合等は納付書でお支払いをしていただくというところにもなりますけれども、これについては、これまでは学校のほうに直接現金を持ち込んでいただくなどの方法になっておりましたけれども、市内の10の金融機関の窓口で納付書でお支払いをいただく､もしくはコンビニエンスストアでお支払いをいただく。

コンビニエンスストア等になりますと時間も少し融通が利くというところになりますので、保護者の皆様にとってはできるだけ利便性が向上しているような状況ではないかというふうには思います。

それと併せて、スマホアプリでの決済でも納付をしていただくということが可能になりますので、より納付しやすい環境というのは整えてるんじゃないかなというふうには考えております。

以上でございます。

飛松妙子委員

分かりました、ありがとうございます。

昨年の12月に給食費の値上げという発表をされました。

４月から値上げだと発表していましたが、その後、どのようになっているのか教えていただけますか。

犬丸章宏学校給食課長

学校給食費につきましては、12月定例会の中で値上げということで御報告をさせていただきまして、現在ホームページ等でもお知らせをしながら、小学校が１食当たり265円、中学校が320円ということで、保護者の皆様にもお知らせをしております。

今御審議いただいております、令和５年度の予算につきましても、歳入、歳出ともにその金額で計上をさせていただいております。

以上でございます。

飛松妙子委員

３月の15日から新市長が登庁されますが、新聞記事等によりますと、学校給食費の値上げはしないということも方針として出されているようなんですが、その辺りが今後変わってくる可能性があるとしたら、どのような感じになるのか。

今年度は予算の中では値上げで動いているわけなんですけど、この３月議会で何か変更とかがある可能性が出てくるのか、もしくは４月までは値上げするんだけど、それ以降が変わるとか、そういうのが少しでも分かれば教えていただければと思うんですけど。

犬丸章宏学校給食課長

今御質問いただいたところにつきましては、まだ新市長の任期に至ってないというところもありますので、具体的な検討については、今のところ行っておりません。

以上でございます。

飛松妙子委員

分かりました。

もう一点よろしいですか。

10ページの工事請負費で旭小学校と田代小学校の大規模改修について御説明いただきましたが、今後の予定、大規模改造予定計画というのはもう立てられているのか、これから立てる予定なのか、その辺りのことは分かりますか。

佐藤正己教育総務課長

今年度体育館の改修工事を行います。

で、６月になると思うんですけど、設計費を計上させていただく予定としております。

その後、年度内に設計が上がりますので、令和６年度に仮設校舎の建設費用とかいうところが出てきた段階で、具体的な期間とかどういった進め方をしていくとかっていうのをお話しできるような状況になるのかなと思っております。

以上でございます。

飛松妙子委員

それは、旭小学校に関して今後のスケジュールが分かるっていうことですかね。

佐藤正己教育総務課長

旭小学校につきましては、そういう今年度の設計の状況に応じて来年度からの日程等も分かってくる形になっております。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

田代小学校の次に旭小学校、旭小学校の次にどこどこの小学校っていう計画は、既に建ててあるのかどうかっていうのはもう決まってますか。

佐藤正己教育総務課長

公共施設等の整備計画に基づいて行っているところでございます。

飛松妙子委員

その中で、現在大規模の予定がまだ先なんだけど、例えば外壁が崩れてるとか、雨漏りがしてるとかいうのが、結局大規模改修のときにならないと改善ができないっていうことになってるんじゃないかなと思うんですが、そういうのを点検といいますか、計画があるからその時にするではなくて、事前に点検をして、学校のほうにもきちんと納得していただいて、計画を立てていくっていうことも現在されてありますか。

佐藤正己教育総務課長

雨漏りにつきましては、毎年学校からの雨が降ったときに、漏れましたってくると、すぐ対応したりとか、費用を先食いをした形で対応しております。

実際いろいろ躯体とかあってる分とかも私も把握をしておりますので、そこら辺については、また今後そういった施設計画の改造計画の中にいかに組み込んでいくかっていうのは、今後の検討課題であると思っております。

飛松妙子委員

分かりました。

予算のこともあると思いますので、まずは点検ですね、よろしくお願いします。

以上です。

藤田昌隆委員長

ほかには。

成冨牧男委員

先ほど飛松議員が質問されました、本年４月からの給食食材費の値上げの分です。

さっき言われた答弁のとおりだと思いますけれども、仮にやるってなった場合、予算上はどういう形になる――例えば補正で？でも間に合いませんよね。

今の予算措置してる中から先食いみたいな形でされるのか、一般論としては答えられると思いますので。

藤田昌隆委員長

すいません、これ報道で言ってるだけで、まだ本人から一言も聞いてないし。

前提の話をここでする必要はないと思いますので、出てきてから言ってください。

以上です。

成冨牧男委員

一般論としては答えられると思ったんですけど、分かりました。

藤田昌隆委員長

ほかに。

成冨牧男委員

12ページの中学校給食のことです。

数字的なことではなくて、給食業務委託料という形で出てますよね。

１億1,660万円。

今日も後から説明があるようですけど、異物混入が私の記憶では、またっていう感じで中学校給食の分あってますよね。

聞きたいのは単純です。

契約はいつまでになってたかということと、次の契約については、どういう形の契約を今考えてあるのか、その２点。

犬丸章宏学校給食課長

現在の中学校給食の業務委託契約につきましては、契約期間は令和３年８月26日から令和８年８月25日までの５年間の契約ということになっております。

契約の満了後の更新ということでございますけれども、すいませんが今のところ具体的にどういうふうにするとかっていうところのお答えはしかねる状況でございます。

以上でございます。

成冨牧男委員

分かりました。

ちょっと懸念するのが、どうしても今取ったところが仕方がないかなみたいになる可能性は結構高いんじゃないかと……、私が思ってるだけですけどね。

そのことで、結局いろいろ劣化してるとか何とかで委託料に――私、最初から委託契約結ばれるところから言ってたんですけど、ここ１者しかないような形になって、やむを得ずとなったら、やむを得ず向こうからの――いろいろ釜とか備品がかなり劣化してきているっていう形で、向こうの言いなりにならざるを得んようにならんかなということを心配しております。

それだけです。

終わります。

藤田昌隆委員長

ほかには。

樋口伸一郎委員

簡単なやつから順番にいきます。

８ページと12ページに同じ項目があるんで、８ページを使いながら。

節18の負担金、補助及び交付金のところで、説明欄に丸がいっぱいありまして、県何とかかんとかって書いてある部分で、すごい細かい4,000円とか、12ページは2,000円とかあって、金額的に主だった説明をされるので、主だってないので毎年説明がないんですけど、すごいたくさんあって。

県何とかっていうのが細かくいろいろ分けてあるんで、内容も分からんし機能しとるかも分からんしっていう状態だったので、詳しくじゃなくていいんですけど、個別に簡単に教えていただければなと。

県云々っていうのが、10個以上あるんですけど。

2,000円とか毎年ずっとあるのでこれをまずめちゃくちゃ簡単にでいいんで。

古賀泰伸学校教育課長

質問ありがとうございます。

たくさんありますけれども、それぞれ事務局というのがあります。

そういった事務局のところで、負担金ということで各市町とかに負担金のお願いが毎年あっております。

校長研修会であったり、県の校長研修会、教頭研修会それから中体連とかああいったところ、学校数や規模等によってその負担金というふうなところがございます。

よく私が担当した中にあるのが、例えば教科書を選定するときに学校規模とか生徒数、ああいったところで選定委員会というのを開きますので、そういった費用等を負担していただくということがありますので、事務局が運営するための負担金というふうに考えていただければいいかと思います。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます、十分です。

これ、それぞれに事務局があったら、事務局の数もどわっとあるように考えてしまったんですけど、何が何だか分からなくなったりせんとかなと思いまして。

古賀泰伸学校教育課長

確かに、県の事務局単位になりますと、それぞれの教科の数だけ事務局があったりとか、あと校長研修会、それから特別支援教育の事務局、こういったところ。

それから特別支援教育についても、障害種ごとにあったりというふうなところで様々です。

そういったところで多種多様になっているところでございます。

以上です。

樋口伸一郎委員

これに関してあとちょっと。

簡単に言ったら、市が県に負担金として払ってるという考えで合ってますか。

古賀泰伸学校教育課長

おっしゃるとおりで、県のほうにもというふうなところになっていきます。

以上です。

樋口伸一郎委員

そうしたら、何で私がこれを聞いたのかというと、補正とかで何千円とかだったらまだ分かるんですけど、１年の最初の計画で2,000円とか4,000円とかこれだけ分けてあって、教育に関わることであるなら、このくらいの金額と言ったらいかんですけど、県内のこういう教育に関連する費用で、それぞれ何千円かずつもらってるんやったら、このぐらいの金額なら県が負担してくれたり、せめて市から一括して――県のほうで仕分けをしますんで、各自治体で１つにまとめたりっていうような県の協力とかしてもらえるのかなあと思ってでした。

一、二万円ぐらいだったら持ってもらえば一番いいんですけど。

そこら辺、県と話したりしますか。

古賀泰伸学校教育課長

御意見ありがとうございます。

県のほうに伝えてはみますが、事務局はそれぞれ独立性を持っておりますので、なかなかそのようなところには至らないかなというところがございます。

以上です。

樋口伸一郎委員

これだけの細かいものであれば、手数料とか含めて多分それなりに考えて――毎年やってますから慣れていらっしゃるんでしょうけど、このぐらいは県の教育に関することで、それぞれ自治体の一番現場に近い人たちがやってるんですから、ぜひ持ってもらったり、あるいは持ってもらうのはちょっと困難なら、まとめてもらうなりっていうのが、簡素化が必要かなと思います。

古賀泰伸学校教育課長

すいません､自分が県というのをちょっと取り違えてる部分もあるかと思いますけれども、県の教育委員会管轄というわけではございません。

県に上がるっていうのは、県の事務局に上ります。

県の教育委員会が組織しているっていうイメージよりも、それぞれの教科部会で、ある意味任意の団体としてそれぞれあって、そこに補助金ということで上げますので、中学校とかそれぞれに事務局がありますので､そういったところにお金が振り込まれることになります。

県に一括ってなりますと、県の事務局もそれぞれ分かれますので、結局ばらばらに納入す

る必要が出てきますので、県の教育委員会にドンというわけではございません。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

我々もその関係団体と話すときに簡素化とかできたら――また今後の協議はさせていただきたいと思います。

これに関しては以上です。

次が、18ページをお願いします。

目８の生涯学習センター費に関して、主に人件費になるかもしれないですけど、説明で令和５年度よりっていうのが入ってましたけど、今までとどう変わってくるのかを教えてほしいんですけど。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

生涯学習センターについては令和５年４月からの運用ということでございますが、今までは勤労青少年ホームということで運営をしてまいりましたが、この経費につきましては、ほぼ人件費。

特に人件費につきましては、勤労青少年ホームとほぼ同じような形で計上させていただいているところでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

そうしたら、今までの仕事内容的にも１名で対応できる部分が令和５年度からこういう形に変わったというふうに認識していいんですかね。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

基本的に、生涯学習センターも勤労青少年ホームと同じ開館時間を規定しておりますので、会計年度任用職員としては１名分ということで、会計年度任用職員だけでは足りない部分については、シルバー人材センター等に管理人として来ていただくように委託も出しているところでございます。

樋口伸一郎委員

じゃあ、シルバーの方々の関係予算っていうのは、ここまた切り離れたところで動いてくるってことですか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

こちらについては、委託料の中の管理委託料として会計年度任用職員さんの時間だけでは足りない部分について見ているところでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

そうしたらこれで最後ですけど、今までと形態が変わるというところに伴って、条例改正

というか、そういうところの影響出なかったんですか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

条例については、12月定例会において条例案を提出させていただいて条例改正を行っているところでございまして、併せて勤労青少年ホームの廃止についても附則のほうで廃止を行っているところでございます。

樋口伸一郎委員

分かりました、ありがとうございます。

それでは、最後の項目の質問です。

20ページをお願いします。

旭小学校の大規模改修で、今後のスケジュールの予定については先ほど御質問あったので割愛させていただきますけど、設計費についてお答えいただいた部分が、一旦この分の屋内体育施設の大規模改造事業とは切り離して、補正で上がってくるようなお答えだったですけど、当初で設計費用関連を上げるのは何か理由があってできなかったんですか。

佐藤正己教育総務課長

こちらとしても当初に上げさせていただいてますが、今回の予算が、市長交代期の関係で新規事業についてはどうしても……、卒業式は新しい体育館でというところがあったんで、３月までに終わらせるために、大規模改造事業については早めに工事施工しなきゃいけないってことで上げさせていただいたんで､その設計の分についてはちょっとということで……。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

改選もあるし骨格予算でもあるので、新規になることでっていうことで、そこは理解できました。

それとこの関係でもう一点。

先ほど、避難所等の機能性も有していることからっていうことを含めてのお答えがありましたので、そこについてお尋ねです。

備蓄品とかそういうのも対応ができるように改修していただけるということで、すごくありがたいことだと思ってるんですけど、冠水がすごく多いエリアで、この大規模改造によって今よりも保持できる施設になる機能性ということで、逆に冠水時の避難場所としてあそこを造ったって思われると、冠水時には機能しない避難所にもなってくるので……。

私が懸念してるのが、地震とか火災等とかのときの避難所としての機能性はすごく発揮できると思ってるんですけど、度々の冠水時に、あそこを避難所として市がやってるとかいうふうになると、我々も含め説明はしていくんですよね。

まちづくり推進センターがあったり、鳥栖西中学校さんがあったりという、それぞれの災害に適応した避難の機能性を発揮せないかんので、大規模改造に屋内体育施設をしていただ

けるのはいいんですけど、どのような機能性を――例えば地震とか災害のときにそういう機能を発揮しますというような周辺住民に対する説明とか理解も必要になってくると思うんで、その辺をどういうふうにお考えになるかなと思って。

冠水での避難所って認識されるとミスマッチを起こしそうな気がするんで、そのお考えを最後に。

佐藤正己教育総務課長

樋口委員が言われるように、冠水時は避難場所としてというのは承知しております。

さっき言われましたように、地震であるとか火災等とか台風時の避難場所とかどうしても避難しなきゃいけないときに総務課のほうの避難場所と指定を受けておりますので、その関連で防災倉庫を新設するということで考えております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

この件に関してはおっしゃるとおり、総務課とかも絡んでくると思いますので、意見交換とか状況を図りながら避難所に適した情報発信につながるようにぜひ努めていただきたいと要望を申し上げておきます。

中川原豊志委員

一、二点確認させてください。

まず６ページのＩＣＴ支援業務委託料について、一般質問等でも再三あったかと思いますが、支援員の数について３校に１人やったっけ。４校に1人やったっけ。少ないんじゃないか、もう少し増やしてほしいというふうなことが一般質問等でもあったと思いますが、この予算については、何人を検討されていらっしゃるのか確認させてください。

佐藤正己教育総務課長

４校に１人の、３人の支援員を考えております。

中川原豊志委員

４校に１人では少ないんじゃないかという意見等もあっておりましたけれども、担当課としてはどのような把握を――大丈夫だという判断なのか、やっぱり厳しいという判断なのか、今後検討する必要があるのか、その辺の考え方をお願いします。

佐藤正己教育総務課長

確かに各学校のほうからそういった御意見を頂いているところもあるのは承知しております。

補助の関係とかもありますので、今のところはこういった形で対応させていただいているところです。

各学校をずっと回ってもらってますので、その中でいろんな支援員さんの対応とかをしていただいているところでございます。

あと、各学校のほうがどのようにもう少し活用したいとかっていう部分が御意見とか出てくれば増員とかっていうのもあるかもしれませんが、今のところは、やはり毎日いてほしいという御意見の部分で、具体的にどうあるからほしいっていう御意見等ではないので、ちょっとまだ詳しいところまでは把握できていないところでございます。

中川原豊志委員

その辺のところ、現場の意見をしっかり聞いていただいて、せっかく取り組んでる事業ですんで、もっと活用したほうがいいということであれば、今後新市長になっての考え方もあるかもしれませんが、増員のほうも検討していただきたいなというふうに思います。

もう一点だけよかですか。

３ページの中学校費県補助金の部活動指導活用事業費補助金についてですが、歳入ではここにあるんですけれども、歳出でどこにあるのか見つけきらんやったんですけど。

この部活動指導員の現状と今後について、また支出はなるのかどうか、歳出が見つからなかったんで確認をさせていただきたいと思います。

古賀泰伸学校教育課長

まず、部活動指導補助員につきましては、現在市内４中学校に１名ずつといいますか１名の予算で２名配置している状況です。

支出につきましては、11ページの報酬の会計年度任用職員報酬の中に含まれております。

で、令和５年度も現在のところ４中学校に１名ずつの予算をつけております。

この１名の予算を２名で活用するという学校も現実的にはございます。

中川原豊志委員

11ページの会計年度任用職員報酬に県からの負担は89万円だっけ。

プラス市のほうからの負担で会計年度任用職員の給与として支払うと。

それを４名分見てるということでよろしいですかね。

古賀泰伸学校教育課長

そのとおりでございます。

中川原豊志委員

じゃあ、ちょっと確認です。

この部活動指導員は外部の方になろうかと思いますが、担当課から見て、学校の先生たちの負担軽減にも係ることでしょうから、制度としてもっとあったほうがいいというふうな考えなのか、取りあえず今のところこの人数でやっていこうというところなのか、その辺の判断というのは。

古賀泰伸学校教育課長

まずこの配置につきましては、各学校の希望を取って、それで予算要求っていう流れになっています。

県のほうに申請をしまして、決定なんですが、やはり研究事業ということもありまして、ある程度人数に制限がございます。

そういった中で、学校の負担を減らすという目的になれば人数は必要になってくるかと思います。

ただ、そういった目的で、現在地域移行といったところも進めていっておりますので、並行してやっていく必要はあろうかというふうに考えているところでございます。

以上です。

佐藤正己教育総務課長

ありがとうございます。

藤田昌隆委員長

それでは、昼食のため暫時休憩します。

午後０時５分休憩

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

午後１時８分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。

午前中に続き質疑を行います。

飛松妙子委員

７ページの工事請負費の中の遊具整備工事費1,000万円の予算を計上していただいてます。

今年度遊具の整備工事ということで、修繕と新設を鳥栖小学校にしていただきまして、ありがとうございます。

今後どのような形でこの遊具の整備をしていかれるのか、まず令和５年度の予算で教えていただけますか。

佐藤正己教育総務課長

遊具整備工事費につきましては、既存遊具の修繕料として300万円。

インクルーシブ遊具関係で700万円という形で計画をしているところでございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

インクルーシブ遊具に関しては、今後小学校全校に入れていくお考えなのかと、700万円っていう金額の遊具が現在設置されている鳥栖小学校と同等のものになるのか、その辺りはい

かがでしょうか。

佐藤正己教育総務課長

インクルーシブ遊具につきましては、大規模改造工事等の期間等もありますけど、市内８校には今後設置をしていく――鳥栖小学校が終わってますので、残りの７校に設置をしていく予定でございます。

それから、遊具につきましては、学校ともお話をさせていただいて、学校が希望される遊具で700万円の中に収まるような形で対応したいと考えています。

飛松妙子委員

現在設置されている鳥栖小学校の遊具の大きさといいますか。

あのくらいが700万円ということですか。

佐藤正己教育総務課長

今年度鳥栖小学校に設置しております遊具につきましては、遊具が２つとジャングルジムの下に落下のときのラバーを敷いておりますので､それを合わせて700万円という形になっております。

来年度予定のところはまた話をして､例えば１個ちょっと大きめのやつを造るとかですね。

今回は２つ作るって形になりましたので、あのくらいになりましたけど、１つで大きくなるとかそこら辺は、今後学校と話し合っていきます。

飛松妙子委員

鳥栖小学校の場合は２つ造ったのでちょっと小さめの遊具が２つということで、遊具を設置していただいてから、大人気というお声も頂いてて、子供たちの制限をしないと遊具が使えないという状況にもなってるようですので、できるだけたくさんの子供たちが触れて遊ぶことができる遊具であっていただきたいなと思ってますので、予算も限られていると思うんですけど、インクルーシブ遊具をはじめ、遊具については、ぜひとも７校に設置をしていただければと思います。

成冨牧男委員

同和教育集会所に配置されている、社会教育指導員２名と、あと事務員さんが１人。

３人おられるわけですけど、これは14ページの報酬のところでいいですか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

はい。

成冨牧男委員

いいですね。

その中の社会教育指導員とそれから事務員、主に社会教育指導員の２名のことでお尋ねをします。

何でこれをお尋ねするかというと、今までずっといろいろ聞いてきている中で業務量に比

べてあまりにも２名の社会教育指導員というのは多過ぎるんじゃないかというのが私の頭の中にあります。

そういうところから今日も質問をしたいと思います。

それでまず、これは決算のときに言われたんですが、さっき言った業務量を把握するために、社会教育指導員２名が例えば１か月単位でどんな仕事をどれぐらいしてあるのかと思ったんですが、どういう仕事がどうだっちゅうデータ的なやつはないと。

結局それで終わってたんですけど、業務日誌とかはあるんでしょうか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

業務日誌についてはございます。

成冨牧男委員

業務日誌を見れば、業務量とか大体量られる内容ですか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

業務日誌については、１日にあった講座とか、それから来訪者などについてつけられておりますので、業務量についてはある程度分かるかと思います。

成冨牧男委員

分かりました。

多分それだけでは分からないと思いますので、おたくじゃないですが地域福祉課のほうから、いつも資料で頂いている全日本同和会鳥栖支部の決算書についてくる報告書ですね。

今じゃないですけど、あんな感じのが欲しいんです。

こういうことに何名とかそういうのをぜひお願いしたい。

そうしなければ、どれぐらいの業務量があるのか分からないので、ぜひお願いしたいと思います。

それで、ここに配置されてる２人の社会教育指導員には、報酬に差がありましたよね。

それはどうしてですか。

金額も併せて紹介してもらいたい。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

同和集会場に配置をしております、社会教育指導員については、１名が主任の社会教育指導員として配置をしておりまして、あと１名が一般の社会教育指導員ということで配置をしております。

主任の社会教育指導員については､大卒の初任給をベースに報酬の計算をしておりまして、一般の社会教育指導については短大卒の初任給をベースに計算をしたところでの報酬になっているところでございます。

金額については、１名が月額18万9,135円。

それから、あと１人が17万6,851円ということでございます。

成冨牧男委員

今おられるのは、今のような基準を満たしている方ですか。大卒と短大卒の方？

久家喜男生涯学習課参事

この給与表につきましては、条例及び規則に定められております、会計年度任用職員の給与に基づくものでございまして、社会教育指導員につきましては、それ相当の給与ということでございまして、そこにイコールとなるものではないと考えております。

社会教育指導員としての主任と一般というところでの基準ということでございます。

成冨牧男委員

今のは、結果としてここに位置づけたということですか。

主任指導員と一般の指導員のやっている仕事はどう違うんですか。

この間の決算のときに同和教育集会所の指導員の仕事は何ですかって尋ねたときに、成人教育に関する指導助言と青少年教育に関する指導助言というふうに言われたと記憶してるんですけど。

それを前提に、この２人の業務分けはどういうふうにしたんですか。

そういうふうに違うような。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

１名は差別事象やえせ同和行為などへの対応、それからもう一名は相談及び研修などの対応ということとしているところでございます。

成冨牧男委員

今言われたのは、さっき申し上げた成人教育とか青少年教育の誰がどちらに該当するんですか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

同和教育については成人教育が中心にはなりますが、青少年教育も一部含まれるかというふうに考えているところでございます。

成冨牧男委員

今、成人教育に関するところが主に同和教育と言われましたか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

成人と青少年両方です。

成冨牧男委員

この方は、令和４年度でもいいし、令和３年でもいいんですけど、指導先は個人ですか。

それとも団体を対象にしてあるんですか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

いわゆる啓発活動それから研修などについては、団体等が多いかというふうに考えております。

それから相談等については、当然、個人からの相談なども受け付けておられるかというふうに考えております。

成冨牧男委員

団体が多いって、代表的なところを幾つか教えてください。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

団体というふうに申し上げまして申し訳ありません。

団体等の研修を行っているのは、教育委員会配置の社会教育指導員が主に行っておりまして、こちらの同和教育集会場配置の職員については、主に運動体のほうの会員向けの研修などを請け負っております。

成冨牧男委員

運動団体というのは、全日本同和会鳥栖支部のことですか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

そのとおりでございます。

成冨牧男委員

全日本同和会に対して、何か指導じゃないけど研修してるみたいに言われましたけど、そちらのほうこそ専門家じゃないですか。

だからそのために400万円もやってるんじゃないんですか。

400万円のあれはもう聞きませんけど、今のはちょっと納得できないですけどいいです。

次に行きます。

ここには幾つか講座がありますよね。

今あそこを使っていろいろ講座をしてありますよね。

してありますというか、主催事業もあるのかな。

その内訳をお願いします。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

現在同和教育集会場において開催している講座が令和４年度で３つございます。

講座内容については、認知症予防講座、筆ペン・ボールペン講座、正月飾り講座でございます。

以上でございます。

成冨牧男委員

これは貸館と主催事業のどっち？

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

こちらは主催事業になります。

成冨牧男委員

主催事業のほかにも、ここを利用しておられる団体さんが結構あったんじゃないかなと思

うんですけど、それも教えてください。

久家喜男生涯学習課参事

貸館で利用されてる団体さんとしましては、現在４団体いらっしゃいまして、短歌をされる団体さんと、にわかを練習されてる団体さん。

あとは手話を練習されてる団体さんと、もう一つは人権教育に係ることで貸館をされてる方、以上４つが利用団体としてございます。

成冨牧男委員

人権教育をされてる団体っていうのは初めて私は伺ったようです。

差し支えなければ、固有名詞を教えていただけますか。

久家喜男生涯学習課参事

三神地区人権同和教育研究局でございます。

成冨牧男委員

局？

久家喜男生涯学習課参事

というふうに伺っております。

成冨牧男委員

さっき教育委員会関係の予算の中に三神何とかって……、それとは全く関係ないんですか。

個人名じゃなくて、どういう方々で構成されてる団体か。

久家喜男生涯学習課参事

学校の関係です。

成冨牧男委員

それで、同和の講座はここにはないということですよね。

１年間ずっとじゃなくていいんですけど、同和の研修をこの２人が講師としてやっている例っていうのはあるんですか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

先ほど申し上げたとおり、現在主催講座をこちらの集会場を利用して行っておりますが、この講座の開始前の時間を利用いたしまして、社会教育指導員による人権同和ミニ講座を実施いたしまして、人権同和問題に関する意識の向上を図っているところでございます。

成冨牧男委員

すいません長くなってますけど、どれぐらいのボリュームがあるのか、そういうことを聞かんと分からんもんだから聞いてます。

それと、目的に合致してるかどうかという立場で質問をしておりますので、すいません。

それで、今言われた、主催講座の前に人権同和の啓発に関わるような話は誰がしてるんですか。

さっき言われた教育委員会内の社会教育指導員さんじゃないんですか。

久家喜男生涯学習課参事

教育委員会に配置されている社会教育指導員が行っております。

成冨牧男委員

もうそれぐらいで止めておきますけど、今のような話を聞くと同和教育集会所に同和に関わるような社会教育指導員を２人も。

しかも１人はいわゆる一般の会計年度任用職員よりもちょっと高い報酬をもらって、そこまでする必要があるのかということなんですよね。

それで、さらに聞きたいんですけど、ここにおられる２人っていうのは、全日本同和会鳥栖支部の方じゃないんですか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

そこら辺の会員かどうかというところについては、この職及び遂行の内容に関わる部分ではございませんので、鳥栖市個人情報保護条例にて非公開とされておりますので、答弁を差し控えさせていただきます。

成冨牧男委員

それでは、この社会教育指導員の資格はどういう方……、同和会の会員じゃなくてもなれるということでいいですか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

この社会教育指導員については、会員という要件はございません。

成冨牧男委員

そうしたら、この２人はどういうふうな形で任用をされてるんですか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

社会教育指導員につきましては、鳥栖市の教育委員会の任用ということで会計年度任用職員でございますので、地方公務員法及び鳥栖市社会教育指導員設置要綱を基準に選考しております。

同和問題を取り扱います社会教育指導員については、特に部落差別に起因する就学、就職等の相談などプライバシーへの配慮が不可欠でございますので、この問題に対して適切に指導を行えるというところで、経験を有する方を選考しているところでございます。

成冨牧男委員

ちょっと今ので２つ。

もう聞きませんけど、職務をちょっとはみ出てませんか。

就職相談のどうのこうのというのは、私は直接関係ないと思うんですよね。

成人教育に関する指導、助言、青少年教育に関する指導、助言から明らかにはみ出してると思います。

これについて今聞いた範囲では､同和会の会員かどうかは言えないみたいに言われたけど、同和会の会員じゃなくてもいいですよね。

ここに来られた人たちに同和問題について啓発の講話をされるわけでもないということであれば、むしろここを同和教育集会場とかいうネーミングではなくて、学習会館とか学習何とかにして――もうちょっと利用されてる方は多かったと思ったんですけど、一般にもちょっとハードルを低くして間口を広げて、多くの方々が利用できるようにされるべきだと思います。

そして、今の話では、２人も要らない。私たちから見たら、生涯学習課のなかよし会の事務局の人手が足りないように見えますので、せめて１人はそちらのほうに回されたらどうでしょうか。

これだけ求めて、これは終わります。

藤田昌隆委員長

それはよその課に回したらどうでしょうかという話ですか？

成冨牧男委員

同じ生涯学習課です。

藤田昌隆委員長

分かります？今の質問に答えられます？

権限はないでしょうもん。

成冨牧男委員

同じ生涯学習課だから権限はあります。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

同和教育集会場への配置については、これまでどおり配置をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

成冨牧男委員

続けていいですか。

藤田昌隆委員長

これに関連してですか。

成冨牧男委員

次で終わります。

藤田昌隆委員長

どうぞ。

成冨牧男委員

なかよし会のことでお尋ねです。

補助金に絡めて聞きたいんですけど、歳入の３ページでいいんですかね。

ちょっと質問変えます、すいません。

国からのなかよし会に係る補助金はどこに上がってますか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

資料２ページの、款16国庫支出金、項２国庫補助金、目５教育費国庫補助金の節４社会教育費国庫補助金の中の、子ども・子育て支援交付金及び子ども・子育て支援整備交付金、こちらが放課後健全育成事業関係の国の補助金でございます。

成冨牧男委員

すいません、ありがとうございます。

それで、私が補助金絡みでお尋ねしたいのは、国からの補助として、放課後児童支援員等処遇改善等事業というのがあると思うんです。

今まで言われてたのが、なかよし会のほうが今ので十分間に合ってるから要らんって言ってるというふうな――少し乱暴な言い方してますけど、そういう話を私の質問に対して言われたと思うんですけど、むしろ今のような指導員さんが足りない、確保せんといかんというときに、処遇改善を――お金が全てじゃないですけど、やっぱりお金というのは大きいと思うんですよ。

実際入ってみたら大変だったって、中には極端には１日や何日かで辞める人とかいらっしゃるわけですよ。

だから、そういうのを少しでも少なくするためには、報酬を上げるというのはやっぱり効果があると思うんですよね。

これについては、教育委員会も保護者の皆さんも一体なんでしょうけど、教育委員会としてこのお金は使おうって言われるべきじゃないですか。

放課後児童クラブ運営協議会が、間に合ってるから要らんと言われても、鳥栖市は資格があるわけですよね。

これは団体が独自にしようと思っても市のほうで予算措置をされないと補助金は受けられないですよね。

だから、それをすべきじゃないですか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

放課後児童クラブへの補助金につきましては、運営団体からの補助要望申請によって予算化をし、補助金を交付するというような流れでございます。

先ほどの委員御指摘の放課後児童支援員等処遇改善等事業につきましては、いわゆるなかよし会については、現在この交付金の交付を行っておりません。

ただし、先ほど委員からのお話でもありましたけれども、現状のなかよし会の予算の中でこの交付金を使うまでもなく、補助金としては足りている状況でございますので、その部分

については、現在要望があってないかというふうに考えているところでございます。

成冨牧男委員

今言われた、なかよし会への補助金について、資料15ページの負担金、補助及び交付金の放課後児童健全育成事業補助金分とありますね。

この補助金の中には指導員の人件費も入ってるわけですよね。

指導員の人件費は当初で大体何名分組んであるんですか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

なかよし会の部分でございますけれども、現在、常勤職員が38名おります。

それから、代替職員と指導員として、40名ほど雇用されている状況でございますので、それに基づいた人件費の予算を組まれているというふうに認識しております。

成冨牧男委員

もう細かく聞きませんけど、当初予算で見込んでるのは、そしてその補助の中の指導員分としては、常勤が38人分、代替さんが40人分予算措置してますということでいいですか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

現状そういう体制になっておりますが、今後人数なども若干増加させるべくなかよし会のほうでも努力をされておりますので、その辺も見込んだところでの予算措置は幾らかされてるかというふうに考えております。

成冨牧男委員

私は、良いか悪いかまでは言いませんし、間に合ってるかとかも今日は聞きませんけど、指導員が38人分、そして代替で40名。

これを当初予算で、指導員分としてなかよし会に補助金として支出してますということでいいですか。

人件費はそういうことでいいですか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

この放課後児童健全育成事業の仕組みにつきましては、先ほど来、委員のほうからも御指摘がありました、いろいろな事業を組み合わせた基準額っていうのが国によって定められておりまして、国、県、市の補助要綱の中で定めております。

事業の基準額を積み上げたところで、補助金の要望を行っているところでございまして、人件費が幾らというような積算をしておりません。

ただ、先ほど来申し上げたとおり、なかよし会においては、人件費として現状の指導員の数、それから、今後幾らか増加するのも見込んだところでの予算立てをされているかというふうに考えているところでございます。

成冨牧男委員

予算をされているじゃなくて、されているのに見合う補助金を出しているということです

か。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

予算立てに見合うように国、県、市には要望をしているところでございます。

成冨牧男委員

そうか、国、県、市に対しては、具体的には今からということですか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

国、県に対しては、令和５年度の要望についてはもう既に終わっているところでございますが、交付の決定などについては今からでございます。

成冨牧男委員

ここについては終わりますが、今、具体的な数字としては38人の指導員と40人の代替と言われましたよね。

ざっというたら、今後のことも考えてこれにプラスで補助金をあげますということでいいんですか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

補助金の額については、先ほど来申し上げたとおり、国、県、市の要綱において基準額が定められておりますので、この基準額が上限にはなるというふうに考えております。

成冨牧男委員

それは分かりますけど、だからその基準額で人員換算したら38人と40人になるということでしょう。

藤田昌隆委員長

ちょっとすいません。

質問の内容が――38人と40人の補助の申請の仕方が悪いと言いよると？

成冨牧男委員

全然悪いとは言ってないと。聞きよると。

藤田昌隆委員長

同じことを何遍も……

成冨牧男委員

分からんけんが聞きよると。確認しよると。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

現状の38人と約40人という指導員の人件については、十分賄える額だというふうに考えております。

成冨牧男委員

分かりました。

続きまして、６ページの委託料の医療的ケア支援委託料についてお尋ねします。

昨年と同じ金額なのですが、まず特別支援級の児童生徒数が全体で何人いらっしゃるのかと、医療的ケア児が何人いらっしゃるのかと、あとこの委託料の内容を教えてください。

令和５年度分かりますか？分からなければ令和４年度でもいい。

井手崇雄学校教育課参事兼教育指導係長兼指導主事

令和５年度の特別支援学級の児童生徒数に関しましては、小学校が499名。

また、中学校が171名ということで、合計670名を予定しております。

長野稚佐学校教育課長補佐兼インクルーシブ教育推進係長

医療的ケア児につきましては、小学校で１名、酸素管理が必要な児童になります。

以上です。

飛松妙子委員

それで、126万円の委託料の内容はどのようになってますでしょうか。

長野稚佐学校教育課長補佐兼インクルーシブ教育推進係長

委託料の内容につきましては、１日１時間6,000円の210時間分の金額となっております。

飛松妙子委員

ということは、１人の医療的ケア児がいらっしゃいますので、210時間使うことができる予算を126万円組んでいただいているということで。

昨年度も１人でこの予算だったのか、昨年度は２人いらっしゃったけど今年は１人でこの予算なのか、その辺りはどうなってますでしょうか。

長野稚佐学校教育課長補佐兼インクルーシブ教育推進係長

昨年度も同じ１名で同じ金額の積算となっております。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

そうしましたら、この方は医療的ケアが必要なんですが、例えば教室が１階から２階になる、２階から３階になるといったときに、階段昇降車を導入していただきましたけど、それが必要な生徒でいらっしゃいますか。

また､前までは鳥栖小学校で使ってたものを移動とかされていらっしゃると思うんですが、その階段昇降車が今どのような状況であるか教えてください。

長野稚佐学校教育課長補佐兼インクルーシブ教育推進係長

階段昇降車を１台設置しておりまして、移動の際はその階段昇降車を利用されてます。

飛松妙子委員

現在階段昇降車２台あるとは思うんですが、うち１台を使っていらっしゃるということなのか。

もう一点、点検とかはどうされてらっしゃるのか教えてください。

辻亮子教育総務課教育支援係長

今、小学校に階段昇降車を２台設置をさせていただいておりまして、もう一台は弥生が丘小学校にあります。

点検につきましては、毎年専門の業者による点検を行っていただいて、部品等の劣化等があったら随時交換をするというふうに対応しております。

以上です。

飛松妙子委員

ということは、階段昇降車は２台とも使ってますが、医療的ケア児の委託料に関しては、１名の方のみ使っていらっしゃるってことでよろしかったですね。

かしこまりました、ありがとうございます。

特別支援学級の児童生徒数がトータルで670人ということで、年々増えてると思いますが、令和４年度の支援員の会計年度任用職員は何人いらっしゃるのか。

また、令和５年度はどのくらい増やしていらっしゃるのか教えてください。

古賀泰伸学校教育課長

特別支援教育支援員につきましては、令和４年度が小学校で40名、中学校で14名。

令和５年度につきましては、小学校で44名、中学校で同様の14名を予定しているところでございます。

以上です。

飛松妙子委員

分かりました、ありがとうございます。

会計年度任用職員になりまして、毎年更新になるかと思うんですが、令和５年度は４名増えているということですが、いつ募集をかけられるのか。

また、すいません、先ほど聞けばよかったんですけど、令和４年度の特別支援学級の児童生徒数が何人だったのか教えていただけますか。

井手崇雄学校教育課参事兼教育指導係長兼指導主事

令和４年度の特別支援学級の児童生徒数についてお答えします。

小学校が487名、中学校が168名となっておりまして、合計655名となっております。

古賀泰伸学校教育課長

特別支援教育支援員の募集については、現在随時行っている状況でございます。

毎年定期的な面接による試験等は既に終わっております。

あと、満たない部分につきましては、随時で募集している状況でございます。

以上です。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

以前ちょっとお話ししたことがあったと思うんですけど、この特別支援学級の支援員の

方々が夏休みになるとなかよし会の支援をしていただくということで、ここを何とかスムーズに確保するために、特別支援級の支援員の募集をするときに、最初からなかよし会で夏休みも働いていただけるような、そういう募集の仕方ができないでしょうかということで、以前言ったことがあるんですが。

そのときに会社が違うんですっていうこともあったんですが、鳥栖市がそこの会社と提携をして、なかよし会の時にはそこに派遣するような仕組みが取れると、なかよし会の人手が足りないという解消にもつながっていくんじゃないかなと思ってます。

多分答えられないと思うんで、検討をぜひしていただきたいという、意見、要望だけ一言申し上げたいと思います。

以上です。

藤田昌隆委員長

答弁要りますか？

飛松妙子委員

言えます？

古賀泰伸学校教育課長

御意見ありがとうございます。

検討はしているんですけれども、やはり夏休みは子供が戻ってくるというところは非常に大きなところでございます。

子供がいないからできるっていうふうな方もたくさんいらっしゃいますので、今後の検討課題で継続して考えていきたいというふうに思います。

以上です。

永江ゆき委員

教えていただきたいところがあるんですけど、６ページの学校教育事務局費の中で、いじめ問題対策委員会の報酬の内容を少し教えてもらっていいですか。

古賀泰伸学校教育課長

６ページの報酬のところにある、いじめ問題対策委員会の報酬につきましては、定期的に行っているいじめ問題対策委員会がございます。

それに加えて、今年度は３回分を加えた６回分を計上させていただいているところでございます。

定期的というのは、これまでは学期終わりに１回ずつ、加えて第三者委員会の調査委員会等がございますので、プラス３回を予定しているところでございます。

以上です。

永江ゆき委員

これは各学校にいらっしゃるんですか。

古賀泰伸学校教育課長

これは、鳥栖市教育委員会の設置条例に基づきまして、鳥栖市教育委員会の機関ということで設置しているものでございます。

以上です。

永江ゆき委員

分かりました、ありがとうございます。

それともう一つ、12ページの節12開かれた学校づくり推進事業委託料です。

これはどういった形でされてるのか教えてもらえますか。

古賀泰伸学校教育課長

開かれた学校づくり推進事業委託料というのは、各学校に予算を配分いたしまして、各学校におきまして独自の開かれた学校の取組を行ってもらっているものでございます。

以上です。

永江ゆき委員

どういったことをされてるのか少し教えてもらえますか。

古賀泰伸学校教育課長

各学校によってそれぞれでございます。

例えば、地域に開くために環境整備のために使ったり、あとコミュニティースクールが令和４年度から全校配置っていうふうなところになりましたので、それにかかる費用等がここから出ているところでございます。

以上です。

永江ゆき委員

ありがとうございます。

飛松妙子委員

埋蔵文化財の調査委託料1,228万7,000円、３ページが県の補助金で162万円、２ページ目が450万円ってあるんですが、全体で幾らの予算がこの埋蔵文化財についているのか、あと何人の方が関わっているのか。

あと去年と比べて、ここ二、三年でいいんですが、この埋蔵文化財に係る予算がどのくらい変化をしているのかを教えてください。

島孝寿生涯学習課文化財係長

埋蔵文化財の調査につきましては、国の補助金を頂いているものと民間のほうの調査を受託しましてそれで調査をする、おおよそ２本立てになっております。

その中で令和５年度につきましては、予算的にいいますと2,169万6,000円の当初予算を組んでおります。

またその中でも、国庫補助に伴います調査につきましては、約940万円、そして受託費につ

きましては、1,200万円ほどの予算配分をしております。

令和４年度につきましては、３月補正で、合計しまして1,376万8,000円という形で上げさせていただいております。

調査費としましては、民間開発の量によりまして大きく調査費が変わってくる状況でございます。

あと調査に関わる作業員、会計年度任用職員さんにつきましては、20名から25名ぐらいの方を登録しておりまして、随時調査がございませんので、調査がありますときに、その方々にお声掛けをしまして、来ていただいて調査を行うという形を取らせていただいております。

先ほど言いそびれたんですけれども、令和５年度の作業員さんの総人数につきましては、現在のところ861名を予定をしているところでございます。

以上です。

飛松妙子委員

すいません、最後のところが分からなかったんですが、20名から25名が会計年度任用職員として雇ってあって、861名のところがちょっと意味が分からなくて。

それとあと、何か所の文化財の調査をされていらっしゃるのか教えてください。

島孝寿生涯学習課文化財係長

文化財の調査につきましては、令和３年度ベースでいきますと、確認調査、要は個人住宅とか様々な住宅を建てる際に事前の試掘調査――遺跡があるかないかを判断しまして、建物を造っていいというような判断をいたします――を入れたのが44件になっております。

今年度も前年並みでいっておりまして、おおよそ45件から50件以内で収まると考えております。

作業員さんについては、先ほどちょっと分かりづらかったと思うんですけれども、どうしても年間を通して仕事がございませんので、その861名の中で25名の作業員さんをうまく――例えば、週に２回とかそういう形で使いながら、事業を進めていくという形ですので、１年間で何人使うとかそういうのではなくてトータルの中で人間を配分してるというような形を取らせていただいております。

飛松妙子委員

分かりました、ありがとうございます。

個人住宅の文化財調査があるということで、これが今後もこの件数で維持していくのか増えていくのか、それとも減っていくのか、ここがあれなんだなっていうのが……、あれなんだって、すいません。

個人住宅が増えていくのか、宅地化されていくのかどうかっていうところを私たちも見ていくところかなというのを感じました。

ありがとうございました。

以上です。

成冨牧男委員

13ページの目３教育振興費、節19扶助費、ここの説明欄に上がってるのは就学援助の費目だと思うんですけど、国のほうは、お金は出さんのですけど、生徒会費とかクラブ活動費も就学援助の項目にしていいよって言ってますけど、鳥栖市はしておりませんよね。

今までは検討しますってまで言われてるんですけど、その検討状況を教えてください。

佐藤正己教育総務課長

各小学校の児童会費、中学校の生徒会費、クラブ活動費、ＰＴＡ会費等を調べているところでございます。

そういうところまでは調べてましたが、現時点では扶助費の中には入れていないところでございます。

成冨牧男委員

基山町はもう既に生徒会費とかクラブ活動費も多分その支給項目に上げてると思うんですよね。

令和５年度には上がってないようですので、早急に取り組んでいただきたいなと思います。

飛松妙子委員

件数を教えてもらっていいですか。

佐藤正己教育総務課長

令和４年度で、小学校が549人、中学校が316人の合計865人となっております。

藤田昌隆委員長

１つ簡単に。

６ページの学校教育事務局費、報酬の分で通学区域審議会委員報酬で11万4,000円組んであるんだけど、この通学区域審議会というのは、どういった組織で、どういう活動をされてるのか、この委員会がいろんな権限があるのかを教えてほしいんですが。

長野稚佐学校教育課長補佐兼インクルーシブ教育推進係長

鳥栖市立小、中学校通学区域審議会規則に基づいて、通学区域を決定する際に必要な組織として設置しているものです。

現在においては、審議する内容が発生しましてからこの審議会を開催することにしておりますので、現時点での委員は設置しておりませんが、必要に応じてこの審議会を設置するための費用として委員の報酬を計上しているものです。

藤田昌隆委員長

ということは、これは新規事業でも何でもないんでしょう。

違いますよね。

長野稚佐学校教育課長補佐兼インクルーシブ教育推進係長

はい。

藤田昌隆委員長

例えば、あなたは田代小学校、あなたは基里小学校に行きなさいとかそういうこと？

ちょっと意味が分からん。

この通学区域審議会は何をやるのか。

報酬が11万4,000円で、どういうことをやったらこの11万4,000円……、何名分か分かりませんが、ちょっと分からないんで。

もう一回超具体的に教えていただけますか。

長野稚佐学校教育課長補佐兼インクルーシブ教育推進係長

これまでにおいては、弥生が丘小学校が設立された際に校区を決めるとか、そういった際に開いた会議の経緯はございます。

あと、大型事業等に伴って、何か分断されるような大型の工事等があった際に校区の見直しが必要と思われる際にはこの会議を開いて、委員の方々たちの意見を聞いて通学区域の変更を決定している組織となります。

藤田昌隆委員長

例えば、味坂スマートインターの近くに新しい工場団地とか住宅地が出来た場合に、あなたはどっちですよこっちですよという校区を審査する組織ということでいいですか。違う？

古賀泰伸学校教育課長

先ほど、味坂スマートが例として出てきたんですけれども、それに伴って住宅地がどのように建っていったりとかの変容が見込まれたりっていうふうな場合に生徒とか児童の増減が関わってきますので、そういった際に審議をするといいますか、その区分けをどうしたらいいのか。

こういった区分けを審議して最終的に次年度からはこういうふうに分けましょうねと。

その移行期間として、現在いる子供たちは、例えば現在ある学校のほうに通わせましょうとか、そういうふうなところを協議して決めていく機関というふうに捉えていただければと思います。

藤田昌隆委員長

分かりました。

飛松妙子委員

今のところですけど、自由校区ってあるんですか、ないんですか。

古賀泰伸学校教育課長

現在、自由校区というふうに言われる校区は基本的にはありません。

基本的にって言ったのは、分校とかいったところが併合された際に永久的にここは選べますよっていうふうなところは、現在神辺町だけが残っているっていうふうに聞いております。

飛松妙子委員

分かりました。

ありがとうございます。

樋口伸一郎委員

６ページから質問させてください。目３学校教育事務局費の中の節12委託料の中で、ＩＣＴ支援業務委託料とタブレット設定等業務委託料です。

これまだ年数的にさほど長くない、いろいろ使ってくる中で、現状を一般質問等でもいろんな議員さんがやり取りをされてるんですけど、今年度当初予算で昨年度と違う中身とかがあればそこを教えていただきたいんです。

令和４年度を流してきて、令和５年度はこういうこともこの予算の中に含まれますというようなことがあれば教えてください。

辻亮子教育総務課教育支援係長

基本的には、令和４年度と同じ予算を計上しております。

タブレット設定等業務委託料につきましては、主に年度替わりで異動してこられた先生とか、転出入の児童生徒のアカウントの設定が年度替わりのときは一定数ありますので、うちの職員だけでは対応ができない分について業者のほうに委託をするための費用になっています。

これが､年間通してこれぐらい費用がかかるかどうかっていうのがまだ見込めてないので、そこでほかにも随時補修とか維持管理とかで必要な委託が発生したときは、こちらのほうからこういう委託という形で支出をしたいと考えております。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

必要に応じてそういうケースが出てくれば、またそれを検討するということかと思いますのでよろしくお願いします。

それと、質問じゃないんですけど、先生方が使う校務用パソコンと学習用パソコンというのは別々の状態になっていると思うんですけど。

それでちょっと質問です。

僕が分からないんで教えていただきたいんですけど、９ページの節19の扶助費の中に、オンライン学習通信費とか環境整備費っていうのがあるじゃないですか、これは何ですか。

タブレット関係なのかパソコン関係なのか、額が小さいので細かい説明はもらってないんで教えてください。

辻亮子教育総務課教育支援係長

こちらの２つの項目につきましては、就学援助の方の支給項目になります。

オンライン学習通信費につきましては、学校全体が休業になって、オンライン授業とかを実施する際の通信費を想定しております。

オンライン学習環境整備費につきましては、今も通信環境がない方とか有線のみの通信環境で、御家庭で今度新しく設置をされるとか、今も無線状態のために費用が発生するっていう方に対する支給項目になっています。

以上です。

樋口伸一郎委員

これはさっきの設定等業務とは全く関係ないんですか。

僕は性質の違いが全然分からんので。

佐藤正己教育総務課長

９ページの分は扶助費ですので、児童生徒が対象になるという形になります。

樋口伸一郎委員

分かりました。

これは後で聞きます。

藤田昌隆委員長

ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

それでは、質疑を終わります。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

議案甲第12号鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤田昌隆委員長

次に、議案甲第12号鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

ただいま議題となりました、議案甲第12号鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の41ページをお願いいたします。

本条例は、国の児童福祉施設設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が、令和５年４月から施行されることに伴いまして、本条例を改定するものでございます。

改正の内容といたしましては、安全計画策定等の義務化、それから自動車を運行する場合の利用者の所在確認の義務化、業務継続計画の策定等の努力義務化、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置の明確化についての条項を条例に追加するものでございます。

施行日は令和５年４月１日からということになっております。

ただし、42ページの附則に書いておりますけれども、この条例の経過措置が設けられておりまして、安全計画策定等の義務化につきましては、１年間努力義務ということで経過措置を講じているところでございます。

以上が内容についてでございます。

改正内容については、７条の２に安全計画の策定等を追加しております。

それから７条の３に自動車を運行する場合の利用者の所在確認の義務化、それから13条の２に業務継続計画の策定等の努力義務化、それから14条の第２項に感染症及び食中毒予防及び蔓延防止に必要な措置の明確化について追加をしているところでございます。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

樋口伸一郎委員

これは、送り迎えが必要なバスとかそういうのがあるところの安全啓発からきてるようなもんっていう、漠然と言うとそういうことですか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

先ほど申し上げました２番目の自動車運行する場合の利用者の所在確認の義務化につきましては、送迎バス置き去り事件を契機としたことによる、省令の改正によるものの追加でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

経過措置も設けられてあるんですけど、市内でこれに当てはまるような放課後児童健全育成事業所さんはどれくらいあって、今後これの影響でそういう計画を立てていかれるようなところがどのくらいあるんですか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

先ほど申し上げた、２番目の自動車を運行する場合の所在確認の部分については、現在送迎バスをお持ちのところが１クラブございまして、そちらのほうは義務化ということになります。

あとの安全計画策定業務継続計画の策定の努力義務、感染症及び食中毒予防及び蔓延防止に必要な措置の明確化については、全ての放課後児童クラブを運営する法人、団体について

適用されるということでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

質問じゃないんですけど、こども育成課関係でも同じものがあって、そこでも出たんですけど。

そういう計画とかを立てたり、今後つくっていったりするところはするで、もちろんそれに関しては必要なことですけど、実際それをつくって、文面上はちょっと変わっても実際にそれが機能するかというのは、また別問題になってくるかもしれないので、各事業所さんとか関連があるところはどういうことをされてますかというような状況の聞き取りであったり、アフターケアじゃないですけど、そういうところまでぜひ大事にしていただきたいというふうにお願いを申し上げて終わります。

藤田昌隆委員長

今樋口議員が言ったように、条例をつくったけん何でもかんでも終わりじゃなくて、それが実行されてるか――これだけのいろんな悲惨なことが起きた時点でも、間に合いませんとか、ちょっと対応できませんとかいう幼稚園とかもあるわけよね。

一番いいのは、抜き打ちで検査に入るという方法もかなり有効だと思うんよね。

だから、特に新しい条例とかをつくった場合には、うのみにするより、自分たちで抜き打ちでぱっと行って調べられることはすぐ調べて、その場で改善をせないかんならするという形を取られたほうが、私は一番効果的かなと。

100回言うよりも一回実際に見て､その場で注意をするというのが一番いいかと思いますので、ぜひその辺も御検討よろしくお願いします。

成冨牧男委員

今のに関連してですけど、指導とか監査みたいなのは鳥栖市がすると？

正式用語は知らんけど、権限はどこが。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

放課後健全育成事業につきましては、市町村が行うこととなっておりますので、この監査の体制等についてはまだ明確にされておりませんけれども、我々としても補助を行うものとして、そこら辺については、各クラブとコミュニケーションを取りながら、確実に実行されるよう、努めてまいりたいというふうに考えております。

藤田昌隆委員長

ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

ᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕ

報告（生涯学習課）

第２次鳥栖市子ども読書活動推進計画の報告について

藤田昌隆委員長

それでは、生涯学習課からの報告の申出があっておりますので、お受けしたいと思っております。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

それでは、議案外でございますけれども、御報告を１点申し上げたいと思います。

資料はお手元にお配りをしておりますが、第２次鳥栖市子ども読書活動推進計画の概要版というものを使用いたしまして報告を申し上げます。

こちらについては、まず計画の策定の背景と趣旨を一番最初に書いております。

平成13年12月に子どもの読書活動の推進に関する法律が施行され、これに基づき鳥栖市でも平成30年３月に鳥栖市子ども読書活動推進計画（第１次計画）を策定しております。

その第１次計画から５年を経過いたしまして、この間に実施してきました取組の成果、課題などを検証し、基本的には第１次計画を踏襲するという形で、この間コロナ禍などもございましたので、その辺も少し加味しながら、今回第２次の鳥栖市子ども読書活動推進計画を策定しております。

計画の位置づけにつきましては、先ほど申し上げました法律に基づく市町村の計画として策定をしております。

それから、令和３年３月策定の第７次鳥栖市総合計画の「基本目標５　子どもが心豊かに育つまち」における、「施策２　未来を創る子どもを育む教育の推進」のための取組として、この読書活動を推進するものでございます。

それから教育プランにおいても生涯学習における具体的な取組として、この読書計画の推進を位置づけているところでございます。

計画の期間でございますが、令和５年度から令和９年度までの５年間といたしております。

計画の目標と重点方針について掲載しておりますが、こちらは第１次の計画を基本的に踏襲するもので、３点掲げておりますので御参照いただきたいと思います。

それから、２ページ目に計画の推進体制を図でお示しをしております。

こちらも第１次の計画を踏襲するものでございまして、家庭、地域、保育所・幼稚園・認定こども園、それから市立の小中学校、市立図書館の役割を各年代というか、乳幼児期、小学生期、中学・高校生期という形で推進のイメージを書いております。

あと、その下にアンケート調査による検証を少し抜粋して掲載しておりますが、不読者について書いておりますが、不読者の割合が小学５年生で5.1％であるのに対し、中学２年生が10.4％ということで、本を全く読まないという方が中学生になると約２倍に増えている。

それから、１か月の読書冊数21冊以上を読む割合が、小学５年生が13.7％に対しまして、中学２年生は4.7％の３分の１に低下をするということで、高学年になるほど本を読まなくなる傾向がこの結果から伺えるような形になっております。

それから、右側３ページにアンケート調査による検証もいたしておりまして、先ほどアンケートでもありました21冊以上本を読むという方から０冊まで書いておりますけれども、一番左側の黄色の部分が幼少期に家庭等で読み聞かせの機会があった、してもらったというようなところを聞いておりまして、その傾向から、やっぱり幼少期にそういう読み聞かせの機会等が多かった児童ほど、後になって本を読んでいるというような傾向も伺えるというところが、検証の結果出てきているところでございます。

その下は、取組を行っていく上で、今回コロナ禍なども経験した新しい視点というのも少しつけ加えているところです。

コロナ禍以降の新しい様式に対応した読書活動の展開、それからデジタル化時代に合わせた読書活動の推進、ちょっとダブるようなところもございますけれども、やはり学校現場においてもＩＣＴの活用などが広がってきている状況も踏まえた取組も必要なのかなというふうに考えているところでございます。

それから、４ページ目には、子どもの読書活動推進のための具体的取組としての項目になりますけれども、まず家庭での取組、それから地域での取組、保育所・幼稚園・認定こども園での取組、市立小中学校での取組、市立図書館における取組などをそれぞれ掲載しておりますので、こちらの項目に従って今後５年間、我々としてもそれぞれの役割のところでこの読書計画を推進していきたいというふうに考えているところでございます。

簡単でございますが、以上で報告を終わります。

藤田昌隆委員長

何かある？

飛松妙子委員

このアンケートなんですが、何人の方のアンケートを取られたのかと、平成30年に策定したときの子供たちの本を読んでない方々の割合っていうのがどうだったのかっていうのは、持っていらっしゃいますか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

まず、今回のアンケート調査につきましては、令和４年８月から９月に市立の小中学校在籍の小学５年生769人、それから中学２年生577人の児童生徒、それからふだん市立図書館に来てある保護者の方220人、市内25か所の保育所・幼稚園を対象として、アンケート調査を実

施をしているところでございます。

それから、第１次の計画の際にはアンケート調査など実施をしておりませんでしたので、期間については、今持ち合わせておりません。

飛松妙子委員

結果がどうだったっていうのが見えない状態で策定をして、本当に効果が出るのかどうかというのが分からない状況かなというのを感じました。

３ページの検証というところで、よく読んでもらった、ときどき読んでもらった、だから本が今読めてますというのが、本当にそうなのかっていう、結果がこれで本当にいいのかどうかっていうのもちょっと。

そう捉えていいのかどうかがちょっと私も分からなくて。

あと新しい視点っていうところで、デジタル化に合わせてタブレットでってお話もあったんですが、このタブレットにしていく年齢とかも考えていかないといけないのかなっていうところも感じました。

保護者の方々にもアンケートを取った結果、この新しい視点というところを書いていらっしゃるのかどうかを教えていただけますか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

このデジタル化に対する対応につきましては、この件についてもアンケートは取っておりまして、保護者の方のアンケート調査では、子供に電子書籍などを利用させている、あるいは進めたいという考え方の保護者が約32％ほどいらっしゃるっていうところ。

ただし７割近くの保護者は、あまり電子書籍について勧めないというような結果もあります。

だから、保護者はどちらかというと、デジタル化などについては、あまり今のところ勧めないという方が多い状況であります。

ただ、現状学校現場でもいわゆるＩＣＴ化、それからタブレットなどを活用した授業も進めている部分で､我々もこの読書について紙媒体だけでは現実的ではないという状況の中で、今後、この有用な電子書籍等の必要性について検討はしていくべきかなというふうに考えているところで、そういう部分について盛り込んでいるところでございます。

飛松妙子委員

あと、学校でもＧＩＧＡスクールでデジタル化をやってるっていう中で、今子供たちが使ってるタブレットを持って帰るっていう習慣とか､そのタブレットで本を読むとしたときに、そのタブレットにデータを落とし込める容量があるのか、それとも限られたインターネットを使って読める、そういうことを想定されているのか、その辺りまで検討も必要かなっていう気もしました。

今の段階でそこまではあまり考えていらっしゃらないかもしれませんので、幅広い意見を

いろんな専門家の方とかに聞いていただく中で、本当にタブレット化で読書を進めるんであれば、どう進めていったらいいのかというところをよくよく御検討いただきたいなって思いましたので、よろしくお願いします。

永江ゆき委員

先月、茨田中学校の図書館を見に行ったんですけど、すごく明るくて、読みたくなるような本がいっぱいあったんですよ。

だから、ある意味図書室を明るくするとか、明るい書物で埋め尽くすっていうか、そういうのが必要じゃないかなと思いますけど、その辺はどういう感じですか。

お考えありますか。

佐藤正己教育総務課長

現在中学校、小学校の学校図書司書の補助員の方がおられますけれど、それぞれ工夫をされて、児童生徒に読んでいただこうと思ってディスプレーをされたりとかポップをつくったりとか努力をされておりますので、そういった部分ではさっき言われたような取組をされていると思います。

藤田昌隆委員長

４ページに、まちづくり推進センターの読書環境の整備とあるけど、読書においてはやっぱり環境が大事やんね。

今、小学校とか中学校のはあったけど、やっぱり市立図書館が一番先に――うちだけじゃなくて市外からも来られるのを期待するんで、小郡と久留米と鳥栖と、シルクロードでやってるでしょう。

どこでも読めるということだから、環境をきちんと明るくとか、これも前から言ってたんですが、ちょっと休憩できる場所を私は造るべきかなと。

図書館に行ったら静かにということでおしゃべりもできん。

違う部屋に行ってちょっと友達と話したり、それも恐らく読書のつながりですからね。

そういうことで、図書館も対外的なこともあるし、ぜひいい環境をつくってほしいなと、これは要望でございます。

成冨牧男委員

図書館の司書さんは、どういう身分の方が何時間勤務でいらっしゃるんですか。

佐藤正己教育総務課長

今、会計年度任用職員12名を雇用しているところです。

成冨牧男委員

勤務時間は？

佐藤正己教育総務課長

１日従事をしていただいています。

成冨牧男委員

１日ということは７時間？

佐藤正己教育総務課長

朝９時から午後４時までです。

成冨牧男委員

簡単に言うと、今いろいろ工夫はしてますということだけど、やっぱりそこにおられる図書司書さんの役割って、非常に大きいと思うんですよね。

ですから全国的に結構厳しくなってるけど、単純にお金で切り捨てるんじゃなくて、教職員と同じぐらい重要なポジションにいるんだということになれば、正職でも全然構わないと思うんで、という意見です。

以上です。

飛松妙子委員

すいません、図書館ですが、ここでよかったですよね？

図書館で今登録されてる市内の方が何人いらっしゃって、市外の方が何人いらっしゃるっていうのは、今の時点で分かりますか。

人口７万4,000人いらっしゃるので、それ以上は登録されてないとは思うんですが。

中溝雄二生涯学習課図書係長

図書館の登録者数におきましては、令和３年度末の時点で、３万2,307名。

うち市外登録者が4,748名となっております。

飛松妙子委員

では、市内の約３万2,000名の方は、鳥栖市に今もいらっしゃる方で間違いなかったでしょうか。

例えば、転勤とかされて、その方のデータがずっと残ったままになっているとかいうことはないでしょうか。

なければいいんですけど、あるんであれば、そこは数字としてちょっと正確でなくなりますので。

中溝雄二生涯学習課図書係長

登録の状況につきましては、５年に一度有効期限というのを設けておりまして、その５年に一度の際に住所が確認できるものを御提示いただいた上で、住所を確認させていただいております。

飛松妙子委員

私自身がカードを持ってなくて申し訳ないんですが、５年に一度……、皆さん持ってらっしゃいます？

田村弘子委員

この前確認されました。

飛松妙子委員

ということは､必ずそこに登録されてる３万2,000人の方の確認をされてるってことでよかったですか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

毎年ではなくて５年に１回ではございますが、来られたときのタイミングで、登録から５年であれば、そのときに住所の確認を行うということでございます。

飛松妙子委員

来られたときのタイミングってことは、来られなかったら残ったままになってるっていうことですよね。

５年たったら切れるけど、データは残ったままですか。削除されます？

中溝雄二生涯学習課図書係長

今のところデータは残った状態になっております。

飛松妙子委員

残ったままはちょっとまずいと思いますので、削除していただいたほうがいいと思うんですね。

例えば引っ越しされるときに、連絡が入る方もいらっしゃると思うので、そのときにその方がもう要らないと言うのであれば、その場で――５年毎に更新じゃなくて、そのたびに削除していただいたほうがいいと思いますし､この３万2,000人の方が図書館を利用っていうかカードを持ってらっしゃる方かどうかっていうのが、ちょっと不明確かなというのを今思いました。

すいません、今ちょっと話がずれちゃったんですが、子供たちの読書を推進しようということであれば、子供たちが何人この図書館を利用しているのかとか、そういうところもデータ化する中で、読書活動をしている子供たちを増やしていくとかいう、そういうのも目標にできるのではないかなと思うんですが、その辺りは今までされてあったでしょうか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

利用者の統計につきましては、一応年代別に登録者数ではなくて利用者数について取っております。

ただ、その統計を基に利用状況の伸びなどを基にした施策については委員の御指摘のとおり、今後子供たちの読書を推進する上では重要なデータになってくると思います。

その辺についても今後活用して施策について考えていきたいというふうに考えております。

飛松妙子委員

その上で、図書館の充実というのがすごく大事になってきまして、鳥栖市の方は鳥栖市にもカードを持って、基山町でもカードを持っているけれど、基山町のほうが借りる本が多い

っていうお声も頂いてます。

鳥栖市の図書館を充実させることもすごく大事な視点だと思いますので、ぜひそこの予算化も今後検討していただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

藤田昌隆委員長

そうしたら、以上で終わります。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

報告（学校給食課）

中学校給食における異物の混入について

藤田昌隆委員長

次は、中学校給食における異物の混入について、犬丸課長お願いします。

犬丸章宏学校給食課長

それでは、中学校給食における異物の混入についてということで御報告をさせていただきます。

まずは、本来、安全で安心して食べていただくことを目的としております、学校給食――今回は中学校給食でございますけれども、この給食において、異物が混入する事案を発生させてしまいまして、生徒、保護者、それから学校関係の皆様、それから関係機関の皆様に大変御心配をかけてしまったことにつきまして、おわびを申し上げます。

今回の事案におきましては、異物混入による健康被害の報告というのはございません。

項目に従って順次説明のほうをさせていただきます。

発生日につきましては、昨月、２月24日金曜日でございまして、異物の内容といたしましては、調査をいたしました結果、日米クックの調理場で野菜の洗浄などを行いますシンクの給水管に使用しておりますコーキング材、保護材等の一部が剥離をしたものが混入をしたと考えられるところでございます。

発生時の状況と対応というところにつきましては、生徒が献立の中のワンタンスープを飲み終えた後に、食器の底に異物を確認し、担任のほうに報告をしていただいているところでございます。

当該生徒は異物を発見して口の中には含んでいないというふうに報告を受けております。

異物の混入の連絡を受けましたところ、混入経路を特定するため、調理工程の再確認、調理場内の機器・器具等の点検を行いますとともに、佐賀県工業技術センターに異物の成分検査を依頼したところでございます。

この成分検査につきましては、発生当日に異物の成分を調査するため異物そのものを対象に行っております。

その後、給水管に使用しておりますコーキング材の劣化が確認されたことを受けまして、週明けの27日月曜日に、その劣化が確認された部分のコーキング材の一部を対象に、検査を実施したところでございます。

４番目の混入経路のほうに移りますけれども、成分検査の結果、シンクの給水管に使用しておりますコーキング材と給食に混入していた異物は、類似性の高い成分であるということが分かったところでございます。

このことから、購入の原因は当該コーキング材の一部が剥離し、ワンタンスープに混入したものと考えているところでございます。

現在、異物混入の原因となった箇所――シンクのところでございますけれども、そこについては給水管を保護材で覆いまして、新たな離散が生じないようにしているところです。

該当箇所については、すぐ修繕をするように予定をしておりますので、その修繕が完了するまでの間は当該シンクを使用することを禁止しております。

なお、調理をお願いしております業者のほうからは、調理場内では、他にコーキング材を使用している箇所はないということで報告を受けております。

また、今回の事案において調理を委託しております業者のほうからは、健康に影響を及ぼすおそれは低いものと考えられる旨の報告を提出いただいているところでございます。

５番目の今後の対応のところでございますけれども、今回の事案を受けまして調理を委託しております業者のほうに対し､速やかに原因と考えられる箇所の修繕を実施するとともに、改めて、調理場内の機器・器具等の点検を実施し、安全の確保を徹底するよう指示したところでございます。

また､鳥栖保健事務所のほうが食品衛生を所管する機関になりますので､そちらのほうに、委託先への衛生研修を依頼をするということでお願いをしているところでございます。

今後も安全で安定的に中学校給食の提供ができるように努めてまいりたいと考えておりますので、以上報告とさせていただきます。

誠に申し訳ございません。

藤田昌隆委員長

説明が終わりましたが、何か。

中川原豊志委員

御苦労さんですね。

課長になってから１年間で３回目かな。４回目かな。中学校給食は３回？

金属片から始まって、プラスチック片とかそういうのが幾つかあって、今回また出てるんですけれども、課長のせいじゃなかですよ。ばってんが、やっぱり１年間に３回も４回もっ

ていうのに対しては、１回目があったときにきちんと指導して、ほかの調理器具も点検せんねって言ってるはずばってん。

ひょっとしたら、その辺の甘さがあったのかなっていう気がせんでもなかとです。

で、日米クックさん――名前出して申し訳ないけど、おととしの夏から、中学校給食はしてもらい始めたばってん、それまでは選択制弁当で十数年。

だから、あそこの機器全体が若干老朽化してきている可能性があるのかなというふうにも思えんでもなかったですね。

今後こういうことがないように、この機会に全ての調理器具とか機材とかを保健所もしくは市が主導になって、総点検してくださいと。

春休みなら春休み期間中に、そういうふうな強い指導をぜひお願いしたいなというふうに思います。

たまたまこれが健康被害にならんやったけんよかばってん、最初の金属片を飲み込んどったら、ひょっとしたらけがしとったかもしれん状況もあるわけですから、やっぱりその辺もう一回強い行政的な指導をしてほしいなというふうに思います。

以上です。

犬丸章宏学校給食課長

今御指摘をいただいたところでございますけれども、おっしゃられましたとおり、５月の時点で金属片が混入したという事案が生じておりまして、その際も調理場内での同様の異物混入の事案が生じないようにということで、点検等を実施をしていただくようにお願いをしていたところでございます。

そこの確認といいますか、そこが不十分であったというところも御指摘をいただいたところではございますけれども、そういったところもございますので、今回この事案を受けまして鳥栖市教育委員会のほうから委託業者のほうには、前回の５月の異物混入の事案を踏まえたときの対応策の内容が、どういうふうに実施をされたのかというところも含めて、再度きちんと報告をしていただくように新たに今回文書を発しまして、依頼をしたところでございます。

また、併せまして、５番の今後の対応のところで、鳥栖保健福祉事務所のほうに衛生研修をお願いをするというところも書いておるところでございますけれども、改めまして鳥栖保健福祉事務所のほうでも今週のうちに実際調理場のほうに出向いていただいて、調理場内の機器とか器具の経年劣化等というのも十分考えられますので、改めて再度確認検査をしていただくように予定をしていただいているところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

よろしくお願いします。

藤田昌隆委員長

前回委員会として現地視察で行ったときに、相手方もそれなりの人が出てきて、対応しますという返事をもらったわけですよね。

その中で、年何回もこういう不祥事が起きて、普通だったら業者さんが市役所に出向いて、市長なりそれから委員会なりにおわびっていうか申し開きを本当はすべきよね。

全部課長が市としてこういう文章でしよるけど、１回ならあれやけど、やっぱり年何回もあったら会社自体が疑われるって経営者は普通思うよね。

１回だけやったらミスマッチとか不幸中――いろいろあるんやけど、どうも会社的な体制というか考え方が、子供たちの食をつくってる、安全に提供しているという意識の部分が欠けてるんじゃないかなと。

正直言うと、そういう憤りさえ感じるわけよ。

今、保健所って言ったけど、本当は、２回目ぐらいから保健所に行って――厳しいけんね、あそこの調査は。

だから、もう少し緊張感を持った上で仕事をやってほしいし、これ以上起きるんやったらもう業者を変えますと。また考えますというぐらいしないと、また次も出てきそうな気がするし、幸いなことに命がどうのこうのはなかったからいいんですけどね。

もしこれがあって――これだって写真がありましたけど、この引っかかるところによっては、大ごとになりますから、死に至ることもあるし。

だから、そう簡単なものじゃないよというのを、もう一回課長を通じてでも責任者をこっちに呼んできて……、大体向こうから来るべきなんだけどな。

そういう感じがします。

非常に甘いという気がしますので、ぜひよろしくお願いします。

飛松妙子委員

委員長のおっしゃるとおりで、前回日米クックさんを視察したときに、衛生対策の結果を報告するようにっていう話をしてなかったかなあと思ってですね。

その報告が来てなかったということ自体がちょっとびっくりしてるんですが。

あと、今回点検を実施するという、この点検は、保健所がしてくださるんですか。

それとも日米クックさん自身がされるんでしょうか。

犬丸章宏学校給食課長

対応の結果については、この常任委員会のほうでも現地の確認をいただいた後に、こういう対応が完了しましたということで報告はいただいているところでございます。

それにもかかわらず、またこういうことが起きたのでといったことで、申し上げた次第でございます。

調理場内の機器の点検等につきましては、先ほど言いましたとおり鳥栖保健福祉事務所の

ほうでも行いますし、この委託先自体でも定期的に点検等については実施をしていただくようにお願いをしていただいているところでもあります。

実際、定期的にはされておりますので、要はそこの点検の項目で漏れていた箇所があったということが原因の一つではないかというふうに考えられてるところもありますので、調理場内については、くまなく全ての場所において異物の原因となり得るというふうな意識を持って、きちんと対応していただけるように委託先のほうにも指導というか、お願いをしていきたいと思っております。

飛松妙子委員

お願いではなくて、指導ですよね。

しっかり保健所の方に指導していただいて､第三者の目がないと多分甘くなると思います。

本当にその点検が漏れなくされるのかどうかっていうのも、やっぱり専門の方じゃないと分からない部分もあると思いますので、ぜひそこはよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

樋口伸一郎委員

すみませんけど、回数とか内容っていうよりも、委託してる側とかされてる側とかにかかわらず、お互いに回数が増えてくれば周りへの印象とかいろいろ考えると……。

例えば、やってるほうも、また次があったらいかんという怖さから、していくのが怖かったり、でもそれをやってもらわんと成り立たんわけですから。

頼む側としても、幾ら検査しても相手が物ですから可能性としてはゼロにはならんじゃないですか、これを完全に絶つということは。

さっきちょっと出てたけど、施設の古さとか、物とかああいうのもそのために新しく建てたというよりも、どっちかというと再利用っていうか。

中学校の給食をするために現存施設とかをいろいろしながらやってるので。経年劣化というかそこら辺も考えると、どっちがいい悪いとかじゃなくて、後々は抜本的な検討をしていって――提供する側も、委託するほうも、少しでも安心できるように、おどおどしてしないようにっていうのは、僕はそこを心配するので。

そうなれば、かかってくる予算の検討とかも全然違うことをして、慎重に時間をかけてという協議も必要になってくると思うんですけど。

古い施設で、検査、検査とか、心配、心配っていう種をいっぱいつくって、お互いに怖い中でやるよりも、思い切った検討とか協議を――今後、これが５年、10年って続いていくのであれば、建物もますます古くなっていくでしょうし、そういう抜本的な検討とか協議というかそういうのも頼む側も頼まれる側も関係なく、お互いに安心してやれるようにっていうような話をする機会というのも必要になってくるんじゃないかなと思うんですけど。

その辺りどうですか。

今回は起きたことに対する対応というのは理解できましたんで、小学校の給食センターに比べると古い施設であったりというのがお互いの心配にもつながっていくのかなあというふうに考えるんですけど、そういう今後の抜本的な話合いとか、その辺については、できるできんの前にどういうふうにお考えかなあと思ってですね。

前向きなお尋ねなんですけど、どうでしょうか。

犬丸章宏学校給食課長

施設の管理の部分が――経年劣化というところがどうしても生じてきますので、給食の運営にも大きく関わってくるところかというふうには思いますが、施設自体が委託先事業者の所有物というところもありますし、またそこの委託先の事業者につきましては、うちだけではなくて、広く学校給食のほうの事業も展開をされて、そういう実績があられる事業者でありますので。

そこについてはいろんな経験から十分踏まえられて施設の点検とか管理であるとか、そういったところには気を配っていただけるだろうというところで委託をしているというところもありますので、確かに時期が来ればそういう更新であるとかそういったところの検討も必要になってくるかとは思いますけれども、今は具体的にそこまでは検討している段階ではないので、今の施設の中で最善を尽くしていただくといったところで対応していきたいと思っております。

以上です。

藤田昌隆委員長

今の給食センターは、最初は中学校を全部網羅する能力があるというような話を聞いたんだけど、極端な言い方をすれば、自前でということは考えられん？

犬丸章宏学校給食課長

鳥栖西中学校の横にあります、鳥栖市学校給食センターで小学校給食の調理を行っているわけでございますけれども、そこでの調理能力でいきますと、中学校までを賄う能力はございませんので、自前の施設で賄うということであれば、また別途施設の建設が必要になるということにはなります。

藤田昌隆委員長

たしか給食センターを建てるときには、給食センターのすぐ隣の土地まで買ってという話があったと思うんやけど。

小中学校全部給食センターで賄えるというふうに、私たちは説明を受けてたんだけど。

犬丸章宏学校給食課長

建設を進めるに当たっての計画でいきますと、小学校が約5,000食、中学校が約2,000食、7,000食ということで、7,000食を賄うには市内に２か所給食センターを設置をして、全体を賄うというふうな計画はあったところでございます。

けれども、今のところの具体的なところは今の１か所だけでございます。

隣の土地というのは基本的に民有地でございますので、具体的な話というのはないという状況です。

藤田昌隆委員長

分かりました。

それでは、報告のほうを終わります。

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

藤田昌隆委員長

続きまして、現地視察についてお諮りをいたします。

現地視察につきましては、３月７日火曜日午前10時よりとしておりますが、これについて、副委員長お願いします。

中川原豊志副委員長

明日の現地視察の予定でございますけれども、今のところ田代小学校の大規模改造工事に伴う現地の視察、それから鳥栖市陸上競技場の改修工事の現状、この２つを現地視察したらどうかというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

藤田昌隆委員長

皆さん、どうでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしということで、田代小学校と陸上競技場の視察をやりたいと思います。

市役所を10時に出て、田代小学校、その後陸上競技場という形にしたいと思います。

皆さん忙しいけん、説明できる人だけで最小限でいいですから、よろしく。

中川原豊志副委員長

小学校は授業中なんで、子供たちに迷惑のかからん範囲内で現地視察させていただければというふうに思ってますんで、よろしくお願いします。

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

藤田昌隆委員長

そうしたら、以上をもちまして、本日の文教厚生常任委員会を閉会いたします。

午後３時 12 分散会

令和５年３月７日（火）

1　出席委員氏名

委員長　藤田昌隆
副委員長　中川原豊志
委員　成冨牧男
委員　飛松妙子
委員　永江ゆき
委員　樋口伸一郎
委員　田村弘子

2　欠席委員氏名

なし

3　説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長　古賀達也
健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長　鹿毛晃之
地域福祉課長補佐兼地域福祉係長　岡本澄久
高齢障害福祉課長　竹下徹
こども育成課長　林康司
健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼
保健センター所長　名和麻美

スポーツ文化部長　佐藤敦美
スポーツ振興課長　小川智裕
スポーツ振興課振興係長　佐藤義勉
スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長　古賀友子
文化芸術振興課長兼市民文化会館長　八尋茂子
文化芸術振興課文化芸術振興係長　佐藤直美

教育部長　小栁秀和
教育総務課長　佐藤正己
教育総務課総務係長　城島直也

学校教育課長　古賀泰伸

学校給食課長兼学校給食センター所長　犬丸章宏

生涯学習課長兼図書館長　牛嶋英彦

4　出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査　松雪望

5　日程

現地視察

田代小学校（田代上町）

鳥栖市陸上競技場（蔵上町）

自由討議

議案審査

議案乙第３号令和４年度鳥栖市一般会計補正予算（第９号）

議案乙第９号令和５年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第７号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案甲第８号鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案甲第９号鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第12号鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

〔総括、採決〕

報告

第２次子ども読書活動推進計画の報告について（生涯学習課）

中学校給食における異物の混入について（学校給食課）

〔報告、質疑〕

6　傍聴者

なし

7　その他

なし

自　午前10時

現地視察

田代小学校（田代上町）
鳥栖市陸上競技場（蔵上町）

至　午前11時15分

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午前11時32分開会

藤田昌隆委員長

本日の文教厚生常任委員会を開きます。
視察のほうはお疲れさまでした。
やっぱり現地を見らんと分からんですね。
やっぱり全ては現地にありということで、それを痛感いたしました。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

自由討議

藤田昌隆委員長

続いて自由討議ですが、何かテーマがなければもう終わりますが。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
よろしいですか。
じゃあ、自由討議なしということで。
総括を行いますが、皆さんある？ない？
暫時休憩します。

午前11時32分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午前11時37分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

藤田昌隆委員長

先ほどの現地視察のほうは、どうもありがとうございました。

やっぱり現地を見ないと、ペーパーじゃ分からんという部分がたくさんあるし、また新しい提案もいろいろ生まれてきますので、しっかりと今後も現地視察においては力を入れてやりたいと思っております。

先般、資料提出をお願いした分が３つありますので、スポーツ振興課から。

小川智裕スポーツ振興課長

スポーツ振興課から提出をさせていただいてる資料について、御説明をさせていただきます。

こちらが、スポーツ協会から各種目別競技団体のほうに運営費補助金を出しておりますけれども、その令和５年度の運営補助金の一覧を提出をさせていただいております。

27団体、種目別に運営補助金の記載をさせていただいております。

下のほうに、こういう内容で算出をさせていただいておりますというのを記載をさせていただいております。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

次は。

八尋茂子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

続きまして、文化芸術振興課１つ目、令和５年度文化事業推進補助金について御説明させていただきます。

令和５年度文化事業推進補助金内訳（予定）と書いている資料を御覧ください。

文化事業推進補助金は、鳥栖市文化事業協会の有料公演チケットを購入しています事業に対して補助をしております。

鳥栖市文化事業協会は、鳥栖市からの補助金のほか、チケット販売に対しての手数料、ｉｌｅｘの会費等の収入で事業を行っております。

鳥栖市からは、事業費に対して600万円、職員の人件費に対して305万8,000円、合計で905万8,000円を補助する予定です。

令和５年度の有料公演事業は、既に決定しているコンサートもありますが、ポップス系のコンサートやお笑い、落語、演劇、子供向けコンサートなど17事業を予定されております。

以上でございます。

次に、近隣市町の文化施設の減免制度について御説明いたします。

資料のほうを御覧ください。

資料はホールに限っての減免制度について記載しております。

調査施設につきましては､鳥栖市民文化会館の大ホールと同程度1,000席以上の座席を有する施設、佐賀市文化会館、武雄市文化会館、久留米シティプラザ、サザンクス筑後、それから近隣クロスロードの市町として、基山町、小郡市。文化施設と公民館の機能が併設している施設として、春日市ふれあい文化センターを記載しております。

減免対象者、減免額は各施設の設置条例、施行規則及び事務規程を参考にして記載しております。

市が主催する場合は、ほとんどの施設が全額減免となっている状況でございます。

以上です。

成冨牧男委員

文化芸術振興課のほうに聞きます。

最初の主催事業の分です。

これ、ホールの料金はどうなってるんですか。

文化事業協会の使うときのホールの料金、それこそ３番目と関係ありますが。

八尋茂子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

実際のホールの料金ですか？

成冨牧男委員

ホールの料金を有料にしてあるんですか、無料にしてあるんですか。

有料にしてあるんですよね。分かりました。

そして、最後に説明された一番上の鳥栖市民文化会館の市主催の場合は、全額減免なんですか。

八尋茂子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

まず鳥栖市民文化会館の減免制度ですが、備考欄に鳥栖市民文化会館は大ホールは除くということで、小ホールのみが……。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

成冨牧男委員

はい。

藤田昌隆委員長

資料は終わります。

ᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕ

総　　　括

藤田昌隆委員長

これより総括を行います。

何か御意見がある人は挙手の上お願いします。

〔発言する者なし〕

無ければ私のほうから総括をします。

毎年当初でお話ししてるんですが、市の財政の中で、約４割が民生費です。

民生費の担当はこの文教厚生常任委員会です。

そういう中で､しっかりと予算立てをしないと市全体の予算の配分が狂ってくるんですよ。

大事な税金を使ってるわけですんで、予算立てをしたら、きちんと市民の皆さん方のために使ってほしいということと、前年がこうだからそのままという立て方じゃなくて、やっぱりいろんなアイデアを入れたり、提案を入れたり、少しでも工夫した予算措置をしてほしいということです。

今、放課後児童クラブとか、今回国スポもありますし、いろんな新規というかやらないかんことがたくさんあるんで、それに向かってせっかく予算立てをしたわけですんで、全力を挙げて頑張ってほしいと強く願います。

以上です。

それでは、総括を終わります。

ᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕ

採　　　決

藤田昌隆委員長

これより、採決を行います。

ᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕ

議案乙第３号令和４年度鳥栖市一般会計補正予算（第９号）

藤田昌隆委員長

初めに、議案乙第３号令和４年度鳥栖市一般会計補正予算（第９号）中、当文教厚生常任委員会付託分について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案乙第３号令和４年度鳥栖市一般会計補正予算（第９号）中、当文教厚生常任委員会付託分については、原案のとおり可決いたしました。

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

議案乙第９号令和５年度鳥栖市一般会計予算

藤田昌隆委員長

次に、議案乙第９号令和５年度鳥栖市一般会計予算中、当文教厚生常任委員会付託分について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がございますので、挙手により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数でございます。よって議案乙第９号令和５年度鳥栖市一般会計予算中、当文教厚生常任委員会付託分については、原案のとおり可決いたしました。

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

議案甲第７号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤田昌隆委員長

次に、議案甲第７号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

議案甲第８号鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤田昌隆委員長

次に、議案甲第８号鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

議案甲第９号鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

藤田昌隆委員長

次に、議案甲第９号鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

議案甲第12号鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤田昌隆委員長

次に、議案甲第12号鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

議案甲第13号工事請負契約の変更について

藤田昌隆委員長

次に、議案甲第13号工事請負契約の変更について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

藤田昌隆委員長

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

藤田昌隆委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて令和５年３月定例会文教厚生常任委員会を閉会いたします。

午前11時48分散会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会文教厚生常任委員長　　藤　田　昌　隆